平成２７年８月１１日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官　谷　英治

平成２４年（行ウ）第１２号　政務調査費返還請求住民訴訟事件

口頭弁論終結の日　平成２７年４月２１日

判　　決

長崎市

原　　告

長崎市

原　　告

長崎市

原　　告

長崎市

原　　告

長崎市

原　　告

長崎市

原　　告

原告ら訴訟代理人弁護士　加　藤　　剛

同　奥　津　乃　祐

長崎市桜町２番２２号

被　　告　長　崎　市　長

田　上　富　久

同訴訟代理人弁護士　堀　江　憲　二

同指定代理人　小　田　　徹

同　萩　原　直　人

同　中　嶋　昌　彦

主　　文

1　被告は，別紙１「認容額一覧表」の「氏名」欄各記載の者に対し，同一覧表の「返還請求額」欄各記載の金員を支払うよう請求せよ。

2　原告倉本ツタヱを除く原告らのその余の請求を棄却する。

3　本件訴訟のうち原告倉本ツタヱの請求に関する部分は，同原告の死亡により終了した。

4　訴訟費用は，これを１０分し，その３を原告倉本ツタヱを除く原告らの負担とし，その余を被告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

被告は，別紙２「平成２２年度　長崎市議会政務調査費返還請求額一覧表」の「氏名」欄各記載の者に対し，同一覧表の「返還請求額」欄各記載の金員及びこれに対する平成２３年５月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第２　事案の概要等

1　本件は，長崎市の住民である原告らが，平成２２年度に長崎市議会議員であった別紙２「平成２２年度　長崎市議会政務調査費返還請求額一覧表」（以下「請求額一覧表」という。）の「氏名」欄各記載の者（なお，番号１６と番号２５は欠番である。以下，併せて「相手方議員ら」といい，個別の議員については，同一覧表の「番号」欄記載の数字〈以下「番号」という。〉に対応して「相手方議員①」などという。）は長崎市から交付を受けた同年度の政務調査費の一部を政務調査活動以外の目的に違法に支出し，それにより違法支出相当額の不当な利得を得ているのに，長崎市長である被告（以下「被告市長」という。）がその返還請求を違法に怠っているとして，被告市長に対し，地方自治法（平成２４年法律第７２号による改正前のもの。以下同じ。）

２４２条の２第１項４号本文に基づき，相手方議員らに対して不当利得額及びこれに対する平成２２年度の政務調査費収支報告書の提出期限（平成２３年４月３０日）の翌日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2　前提事実（当事者間に争いがないか，後掲各証拠（なお，特記しない限り枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)　当事者等

ア　原告らは，いずれも普通地方公共団体である長崎市の住民である。

イ　被告市長は，長崎市の市長である。

ウ　相手方議員らは，いずれも平成２２年度に長崎市議会議員（以下「議員」という。）を務めた者である（なお，相手方議員㊿〈吉原日出雄〉は，同年７月１３日，議員を辞職した。）。

また，請求額一覧表（平成２２年４月１日に議員を務めていた者合計５１名を五十音順に並べたもの）のうち，番号１６（小森あきと元議員。同人は，本件訴訟係属中に死亡した。）及び番号２５（鳥居直記元議員。同人は，平成２２年５月１１日に死亡した。）は，原告らの請求に上記番号にかかる議員に対する支払請求が含まれないため欠番としたものである。

エ　相手方議員らは，平成２２年４月１日時点において，請求額一覧表の「会派名」欄各記載の会派に所属していた。

(2)　平成２２年度の政務調査費の交付及び支出等

ア　長崎市は，平成２２年度の政務調査費（月額１５万円）として，相手方議員ら（相手方議員㊿を除く。）に対して，平成２２年４月と同年１０月の２回に分けて，１人当たり各回９０万円（合計１８０万円）を交付し，年度途中で議員を辞職した相手方議員㊿に対しては，平成２２年

４月の９０万円のみを交付した。

イ　相手方議員らは，長崎市に対し，請求額一覧表の「残額」欄各記載の金員を同年度の政務調査費の残余金として返還した。

ウ　相手方議員らは，平成２２年度の政務調査費について，平成２３年４月２８日までに収支報告書を作成し，これに当該支出に係る証拠書類の写しを添付して，長崎市議会議長に提出した。

エ　相手方議員らが平成２２年度の政務調査費として支出したとする金員の各費目，内容，支払日（又は起票日），支出額及び証拠（支出に係る証拠）は，別紙３－１ないし別紙３－５１（別紙３の枝番１から５１は，相手方議員の番号に対応している。）の各該当欄記載のとおりである。相手方議員らは，旅費を除いては各費目の該当額を支出した。

なお，上記各別紙における費目のうち「会派共通経費」の各支出額は，相手方議員らが所属する会派が，その政務調査費として支出した額を，その構成員数（ただし，平成２２年度中に構成員数等に変動が生じた会派については，その変動を反映させたもの）で按分した額である。

オ　相手方議員らが所属する会派が平成２２年度に政務調査費として支出したとする金員の各費目，内容，支払日（又は起票日），支払額及び証拠（支出に係る証拠）は，別紙３－５２の１ないし別紙３－５６の各該当欄記載のとおりである。

（甲１ないし５，乙７ないし１２，１８ないし２１）

(3)　住民監査請求

ア　原告らは，平成２４年６月１５日，長崎市監査委員に対して，相手方議員らの平成２２年度の政務調査費の支出について違法な支出が含まれているとして，地方自治法２４２条１項に基づき，相手方議員らに対する不当利得返還請求権を行使することなどを被告市長に求める住民

監査請求をした。

イ　長崎市監査委員は，平成２４年８月１３日，被告市長に対し，「監査の対象とすべき支出の範囲について合議が成立しない以上，議員に対する監査は実施すべきでないと判断し，（中略）監査手続きは実施しなかった。」とする監査結果を通知した。（甲１）

(4)　関係法令の定め等

ア　地方自治法１００条１４項は「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができる。この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならない。」と定め，同条１５項は「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（以下，同項所定の報告書を「収支報告書」という。）と定めた。

イ　長崎市は，地方自治法１００条１４項及び同１５項の規定に基づき，「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」（平成１３年条例第２号。以下「本件条例」という。）を制定し，さらに，被告市長は，本件条例９条（委任）に基づき「長崎市議会政務調査費の交付に関する規則」（平成１３年長崎市規則第１０号。以下「本件規則」という。）を定め，政務調査費の交付申請，交付決定及び交付請求の手続を定めた。本件条例の主な定め（要旨）は，別紙４のとおりである。（乙３）

ウ　長崎市議会議長は，本件条例９条（委任）に基づき「長崎市議会政務調査費の交付に関する規程」（平成１３年議会規程第１号。以下「本件規程」という。）を制定し，その２条において，政務調査費使途基準（以

下「本件使途基準」という。）を定めた。本件規程の主な定め（要旨）は，別紙５のとおりである。（乙４）

エ　政務調査費については，長崎市議会事務局が「政務調査費運用マニュアル」（以下，平成２１年４月の改訂後，平成２３年５月の改訂前のものを「本件マニュアル」という。）を作成し，これに沿って運用がなされた。

本件マニュアルは，平成１８年度の包括外部監査結果報告書を受け，議会として使途基準を明確化するため，長崎市議会議長が平成１９年度に私的諮問機関である議会制度検討会を設置し，政務調査費の使途基準の見直しなどの協議を行い，議会運営委員会で了承され，平成２０年３月に制定され，同年４月１日から運用が開始されたもので，その後，同年５月と平成２１年４月の改訂を経て，本件マニュアルになったものである。

本件マニュアルにおいて，政務調査費の使途基準の運用指針に関しては，概要，別紙６のとおり定められた。（甲６）

３　争点

(1)　相手方議員らによる平成２２年度の政務調査費の各支出における本件使途基準に適合しない支出の有無及びその額

(2)　附帯請求の起算日

４　争点に対する当事者の主張

(1)　争点(1)（相手方議員らによる平成２２年度の政務調査費の各支出における本件使途基準に適合しない支出の有無及びその額）について

（原告らの主張）

ア　違法性の判断基準（判断の枠組み）

本件条例は，議員に対し，政務調査費を本件規程に定められた使途基

準（本件使途基準）に従って使用するものとし，市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとしている（本件条例５条，本件規程別表第１）。

したがって，相手方議員らが政務調査費として支出したもののうち，政務調査費が交付された趣旨及び本件使途基準に照らして，「市政に関する調査研究に必要な経費」とは認められない支出（以下「目的外支出」という。）が存する場合には，当該支出は違法な支出というべきである。

イ　調査研究活動としての必要性が不明な支出

(ア)　相手方議員らの支出の中には，調査研究活動としての必要性が不明なものが含まれている。

(イ)　このような調査研究活動としての必要性が不明な支出については，以下の３点を指摘することができる。

第１に，政務調査費は，市政に関する調査研究活動のために必要な限り認められるものであるから，一定の支出について，領収書さえ提出すれば，政務調査費として全額認められるというのでは，本件使途基準は完全に形骸化してしまい，政務調査費を政務調査活動以外の活動に流用することを極めて容易にしてしまう。

第２に，政務調査費は，市民の経済的負担に依拠している公金である。長崎市における政務調査費に関する関係法令は，政務調査費の使途を限定し，目的外支出を禁止した上，政務調査費の交付を受けた議員に領収書等の証拠の提出を義務づけ，５年間にわたって会計帳簿，領収書等の証拠書類の保管を義務づけている（地方自治法１００条１４項，１５項，本件条例５条，６条１項，本件規程２条，５条等）。これらのことからすれば，政務調査費は，使途の透明性を確保した上で，適正に使用されなければならず，相手方議員らには，当該支出に

ついて説明義務を果たすことが求められている。

第３に，政務調査費の具体的使途に係る証拠については，被告市長又は相手方議員らが所持しており，被告市長又は相手方議員らにおいて，当該支出の内容を明らかにし，これが政務調査活動のために支出されたものであることを立証することは容易である。他方で，原告らは，相手方議員らの内部事情を知りうる立場になく，当該支出が政務調査活動以外の活動のために支出されたものであることを立証することは極めて困難である。

(ウ) これらに照らすと，政務調査活動としての必要性が不明な支出については，相手方議員らが政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料がなく，被告市長又は相手方議員らにおいてこれを積極的に補足する説明をしないような場合には，相手方議員らは，当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきであり，その全額を違法な支出と判断すべきである。

ウ　政務調査活動のための支出とそれ以外の活動のための支出が混在している支出

(ア) 按分割合による違法支出額の算出

相手方議員らの支出には，一つの支出の中に，政務調査活動のための支出とその他の活動のための支出とが混在しているものがある。

このような場合に，原告らにおいて，当該支出のうち，政務調査活動以外の活動に利用された具体的な割合を主張，立証することは事実上不可能である。しかし，このような場合に，政務調査活動のみならず，それ以外の活動にも利用された支出の全額を政務調査費から支出することは，上記イにおいて主張したことに照らしても，相当でない。

したがって，相手方議員らが，当該支出について，政務調査活動のためにのみ支出されたものであることを立証しない限りは，条理上，社会通念にしたがって按分した相当な割合をもって，適法な政務調査費とすべきである。

そして，社会通念に基づく相当な割合は，以下に述べる考え方に基づき導かれるべきものである。

(イ) 政務調査活動とその他の議員活動との二つの目的がある場合

相手方議員らのある支出が，政務調査活動のためでもあるし，その他の議員としての活動のためでもあると認められる場合がある。

このような場合には，議員としての活動のうち，政務調査活動とその他の議員としての活動とでは優劣をつけることはできないため，これらの二つの目的が含まれる支出については，その支出額の５０％をもって適法な政務調査費とすべきである。

(ウ) 議員としての活動と私的活動との区別がつかない場合

相手方議員らの政務調査費の支出目的に，議員としての活動だけでなく私的活動も含み，その割合を具体的に算出することが困難な場合がある。

議員には，議員としての活動と私的な活動が存在し，これらに優劣をつけることはできないから，上記場合には，それぞれを５０％の割合と考えるべきである。その上で，前記のとおり，議員としての活動のうち，政務調査活動とその他の議員としての活動に優劣をつけることはできないため，それぞれを５０％の割合と考えるべきである。そうすると，このような支出については，その支出額の２５％（＝５０％×５０％）をもって適法な政務調査費とすべきである。

エ　平成２１年度の政務調査費について実施された監査との整合性等

(ア) 平成２１年度の政務調査費について実施された監査

長崎市監査委員は，平成２１年度に議員らに交付された政務調査費について，原告らによる住民監査請求を受けて，監査を実施した（以下「平成２１年度監査」という。）。

この平成２１年度監査においては，政務調査費の違法性判断基準の枠組みについて，前記ウ(ウ)の判断基準を除き，原告らが主張する上記アないしウと同じ判断基準が採用された。

長崎市監査委員は，平成２３年３月２８日，この判断基準に基づいて実施した監査の結果，上記住民監査請求に一部理由があると認め，被告市長に対し，目的外（不適正）と判断する支出額合計２９８２万９８５０円について，対象議員５０名に対して返還を命じる等，必要な措置を講ずるよう勧告した。

相手方議員らは，平成２２年度の政務調査費の支出について，平成２１年度のそれと同様の認識の下に支出していたはずであるから，同じ判断基準を用いれば，平成２２年度の政務調査費の支出についても，同程度の違法支出が存在するはずである。

(イ) 本件マニュアルの改訂

平成２１年度監査を受けて，長崎市議会は，平成２３年５月，本件マニュアルを改訂した（以下「改訂後マニュアル」という。）。

改訂後マニュアルには，「Ⅱ・使途基準の運用指針」の「２・按分の考え方について」において，「明確に政務調査費と特定できる場合は全額認めるが，調査研究活動と他の活動との区別を明確に立証することが困難で，政務調査活動とそれ以外の活動との割合が求めがたい場合は，１／２按分とする。」という按分の考え方が明記された。

そして，会派共通経費，パソコンソフト購入費，広報費，人件費，

事務所費，ガソリン代，ＩＴ関連の回線使用料，携帯電話使用料，ケーブルテレビ料及びファックス使用料，事務所費については，１／２の割合により按分した額とすると明記された。また，タクシー代，代行運転料，有料道路通行料，駐車料，バス代，電車代，船代については，「明確に政務調査費と特定できる場合は全額認めるが，調査研究活動と他の活動との区別を明確に立証することが困難で，政務調査活動とそれ以外の活動との割合が求めがたい場合は，１／２の割合により按分した額とする。」と明記された。

(ウ) 結果の不合理性

本件訴訟において，仮に，原告らが主張する違法性判断基準が採用されず，証明責任の問題として請求が棄却されることがあれば，平成２２年度に議員であった者は，平成２１年度に議員であった者，平成２３年度に議員であった者と比較して，広範囲に政務調査費の支出が認められることとなり，不当な利得を得ることになる。

このことは，平成２２年度監査において，監査委員が職責を果たさずに監査を放棄したことによって，説明責任を果たさない相手方議員らが不当な利得を得ることを裁判所が追認することを意味するが，このような結果は，著しく不合理である。

(エ) 小括

このような平成２１年度監査との整合性，本件マニュアルの改訂内容及び結果の不合理性に照らし，原告らが主張する前記アないしウの違法性判断基準が採用されるべきである。

オ 調査旅費について

相手方議員らの調査旅費としての支出には，調査目的等が不明であるものが含まれている。

これらの支出については，前記ウで述べたとおり，相手方議員らが，調査目的等を明らかにしない限りは，「議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」（本件使途基準）とはいえないから，その全額が違法な支出である。

カ　研究研修費としての旅費及び調査旅費に関してホテルパックが利用された場合

相手方議員らが支出した研究研修費としての旅費ないし調査旅費（以下，併せて「旅費」という。）には，航空運賃と宿泊費がひとまとめになっているホテルパック料金に加え，１泊あたり１万６５００円（定額）の宿泊料が含まれているものがある。

政務調査費としての旅費については，実費のみが認められるべきであり，また，それで必要十分である。

ホテルパックの利用は，それ自体は経済的な方法であると考えられるものの，相手方議員らがホテルパックを利用する場合，その料金には航空運賃と宿泊費が含まれているにもかかわらず，別途，１泊あたり１万６５００円という定額の宿泊料が旅費として支出されている。このような取扱いによれば，宿泊費部分について二重に支出されることになる。

したがって，旅費としてホテルパック料金に加えて上記宿泊料が支出された場合，実費を超えて支出された部分は違法な支出である。

キ　資料購入費（新聞〈一般紙〉購読料）について

相手方議員らが支出した資料購入費には，長崎新聞等の地方紙や朝日新聞等の全国紙といった一般紙の購読料が含まれているものがある。

しかしながら，これらの一般紙は，長崎市政とは無関係とはいえないとしても，通常社会人であれば当然に購読しているものである。

そうであれば，かかる一般紙の購読料は，政務調査活動のための特別

な支出ではなく，政務調査費として認める必要がないものであるから，「議員の行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費」（本件使途基準）とはいえず，その全額が違法な支出である。

ク　広報費について

(ア)　基本的な考え方

広報費が用いられる広報活動は，とかく議員自身の宣伝に利用されやすいものであり，選挙活動や後援会活動といった議員活動としての利用と区別がつきにくいものであるから，政務調査費としての広報費が，こうした政務調査活動以外の議員活動に流用されないためにも，当該広報費のうち，議員の調査研究活動，議会活動及び政策に関する住民に対する広報（以下「市政報告」という。）として用いられている部分と，それ以外の議員活動として用いられている部分とを，厳格に区別する必要がある。

もっとも，市政報告としての側面と政治活動としての側面を両方持ち合わせている広報活動については，それらを明確に区分することは不可能である。そこで，このような場合，前記ウのとおり，条理上，社会通念にしたがった相当な割合である５０％で按分をして，適法な政務調査費を定めるべきである。

(イ)　議会だより等の広報誌の印刷費・送料，ホームページの作成料・更新料・サーバードメイン料等

相手方議員らが支出した広報費には，議会だより等の広報誌の印刷費・送料，ホームページの作成料・更新料・サーバードメイン料等が含まれているものがある。

議員が発行する広報誌や開設するホームページは，一般的に，議員の顔写真と氏名が大きく掲載されており，当該議員の宣伝的機能を主

要な機能の一つとしている。

このように，当該広報誌や当該ホームページが，市政報告としての側面のほか，議員個人の宣伝的側面も有している場合には，それらの印刷費・送料や，作成料・更新料・サーバードメイン料等の全額を政務調査費として支出するのは相当でない。そこで，このような場合には，政務調査活動以外の議員活動としての側面を有していることになるから，その支出のうち５０％は違法な支出である。

ケ　事務所費について

(ア)　基本的な考え方

相手方議員らは，事務所費を政務調査費として支出するために，議長に対して事務所設置届を提出していると推察される（以下，同設置届に記載の事務所を「届出事務所」という。）ところ，届出事務所であっても，当該事務所にかかる事務所費の全額を政務調査費として認めることは許されない。

なぜなら，政務調査活動を他の議員活動と明確に区別することは困難であり，また，両方の性質を併せ持つ活動もあることからすれば，当該事務所が政務調査活動のみに使用されているとはいえず，他の議員活動や後援会活動にも利用されていたと考えるのが，自然かつ合理的である。このことは，事務所名の中に「政務調査」という文字が入っているか否かにかかわらずあてはまる。

したがって，相手方議員らが，当該事務所費について政務調査活動のためにのみ支出されたものであることを立証しない限り，条理上，社会通念に従って，当該支出の５０％のみを適法な政務調査費とすべきである。

このことは，改正後マニュアルが，「事務所については，後援会事

務所と区別をする必要があることから明確に区別できる看板（例　○○政務調査事務所）を掲げることとし，併記しないものとする」との注意書きを付した上で，「事務所費については，１／２の割合により按分した額とする」と定めていることからも，相当である。

(イ)　事務所費の支出が全額違法支出となる場合

a　届出事務所に事務所の実体がない場合

相手方議員④，同⑤，同⑨，同⑭，同㉚及び同㊼は，同一の場所に存在する「生活相談室」という名称の事務所を政務調査事務所として届け出た上，当該事務所の使用料を政務調査費として支出している。

しかし，上記の相手方議員らの事務所所在地は，三菱重工労働組合長崎造船支部の会館内に存在している上に，事務所入口には「生活相談室」と書かれた表札があるのみであり，政務調査事務所と名乗る看板は存在しない。このことは，「事務所については，後援会事務所と区別する必要があることから明確に区別できる看板（例○○政務調査事務所）を掲げることとし，併記しないものとする」と定めた本件マニュアルに明らかに反している。

また，上記の相手方議員らは，事務所使用料の領収証として，「生活相談室」名義の領収証を提出するが，使用料の受領者が不明確であり，賃貸借契約の存否にも疑義がある。

したがって，上記の相手方議員らの支出した事務所使用料は，政務調査活動のための費用とはいえず，その全額が違法な支出である。

b　事務所と自宅が同一である場合

長崎市に住所として届け出ていた住所と届出事務所のそれが同一である相手方議員ら（相手方議員⑬，同⑳，同㉟及び同㊿）のうち

事務所費を政務調査費に計上する相手方議員㉟については，自宅は生活の本拠であり，そこで政務調査活動をするか否かに関わりなく，自宅を維持するための費用の支出は必要なはずであって，事務所費の支出と政務調査活動との間に関連性はないから，その全額が違法な支出である。

コ　交通通信費について

(ｱ)　携帯電話料金

相手方議員らが支出した交通通信費には携帯電話料金が含まれているものがある。

しかし，政務調査活動専用の携帯電話を所有していたといった特段の事情のない限り，当該携帯電話は，政務調査活動だけでなく，私的な活動，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されたものと解するが相当である。

したがって，携帯電話料金の全額を政務調査費から支出することは許されず，前記ウで述べたとおり，交通通信費として支出した携帯電話料金の２５％を超える部分は違法な支出と考えるべきである。

(ｲ)　ガソリン代

相手方議員らが支出した交通通信費にはガソリン代が含まれているものがある。

ガソリンは，通常，特定の移動をする際に，当該移動に必要な分だけ購入するのではなく，一定量を購入し，一定期間の移動に使用した上で，なくなる毎に補充するものである。そうすると，ガソリン代は，特定の移動のための費用ではなく，ガソリンを補充した自動車の一定期間の全移動のための費用である。

そうすると，相手方議員らが自動車を政務調査活動にのみ利用する

ために所有していたといった特段の事情のない限り，当該ガソリンは，政務調査活動だけでなく，私的な活動，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されたものと解するのが相当である。

したがって，ガソリン代の全額を政務調査費から支出することは許されず，前記ウで述べたとおり，当該支出の２５％を超える部分は違法な支出である。

(ウ) タクシー料金（一般使用），ＥＴＣ料金，駐車場代，有料道路通行料

相手方議員らの支出した交通通信費にはタクシー料金(一般使用)，ＥＴＣ料金，駐車場代及び有料道路通行料が含まれているものがある。

しかし，タクシーや自家用車といったこれらの交通手段は，一般に議員としての活動にのみ利用されるものではないから，相手方議員らにおいて，全て政務調査活動のためにのみ支出されたものであることを立証しない限りは，これらの支出の中には，議員活動としての利用と私的活動としての利用が含まれていると考えるのが相当である。

そうであれば，これらの費用の全額を政務調査費から支出することは許されず，前記ウで述べたとおり，当該支出の２５％を超える部分は違法な支出である。

(エ) タクシー回数券購入費

相手方議員らが支出した交通通信費にはタクシー回数券の購入費が含まれているものがある。

しかし，タクシー回数券の領収書のみでは，タクシーがどのような目的で利用されたのかが全く不明である。

そして，本件マニュアルの「Ⅲ・項目別運用指針」の「４・資料購入費」において「図書券購入は不可」と明示されている。これは，金

券については，使用目的が不明確かつ違法支出の隠れ蓑として利用される危険性が高いので，政務調査費の支出を禁止する趣旨であると解される。かかる趣旨からすれば，タクシー回数券の購入費の適法性判断については，特に厳格に行われることが求められる。

したがって，タクシー回数券購入費は，前記イで述べたとおり，政務調査費としての必要性が不明である以上，その全額が違法な支出である。

(オ) チケット利用によるタクシー料金

相手方議員らが支出した交通通信費にはチケット利用によるタクシー料金が含まれているものがある。

しかし，チケット利用によるタクシー料金については，月単位の一括領収書しか提出されておらず，個々の利用状況については全く不明である。このように利用明細が明らかにされないチケット利用によるタクシー料金についても，タクシー回数券と同様に，違法支出の隠れ蓑として利用される危険性が高く，その適法性の判断は厳格すべきである。

したがって，チケット利用によるタクシー料金は，前記イで述べたとおり，政務調査費としての必要性が不明である以上，その全額が違法な支出である。

(カ) スマートカード積増料金

相手方議員らが支出した交通通信費には，スマートカード（長崎県内を拠点とするバス・路面電車・鉄道事業者で相互利用が可能なＩＣカード方式の乗車券）の積増料金が含まれているものがある。

しかし，スマートカードは，一般に議員としての活動にのみ利用されるものではないから，全てを政務調査活動のためにのみ支出された

ことを相手方議員が立証しない限りは，これらの支出の中には議員活動としての利用と私的活動としての利用が含まれていると考えるのが相当である。

したがって，スマートカード積増料金は，前記ウで述べたとおり，当該支出の２５％を超える部分は違法な支出である。

(キ) 議会駐車料金

相手方議員らが支出した交通通信費には，議会定例会及び委員会への出席のための駐車料金が含まれているものがある。

しかし，議会定例会や委員会への出席は，議員として当然にすべき任務であって，政務調査活動とはいえない。

したがって，議会定例会及び委員会への出席のための駐車料金は，「議員の行う日常の調査，研究，広報，広聴等の活動のための移動及び通信運搬に要する経費」とはいえず，当該費用について政務調査費から支出することは違法である。

(ク) 運転代行料

相手方議員らが支出した交通通信費には運転代行料が含まれているものがある。

一般に，運転代行は，飲酒して自動車の運転をすることができない状況になったために利用されるものである。したがって，運転代行料の交通通信費としての支出が適法になるためには，飲酒行為と政務調査活動との間に関連性が認められた上で，飲酒を伴うことが政務調査目的を達成するため，社会通念上，必要かつ相当であることを要する。

しかし，一般的に，政務調査活動のために飲酒することが必要であるとはいえない。また，たとえそれが必要とされる場面があったとしても，飲酒は娯楽性の高い行為であることからすると，飲酒を必要と

する特段の事情が具体的に存在しない限り，政務調査費としての必要性，相当性を認めるべきではない。

したがって，運転代行料は，支出した相手方議員らから飲酒を必要とする特段の事情が明らかにされない限り，その全額が違法な支出である。

サ　事務費について

(ア)　購入した物品の明細が明らかでないもの

相手方議員らが支出した事務費には購入した物品の明細が明らかでないものがあるが，かかる支出は，調査研究活動のために必要な経費か否かの区別が不可能である。

したがって，かかる支出は，前記イで述べたとおり，その全額が違法な支出である。

(イ)　食糧費及び飲食のための物品の購入費

相手方議員らが支出した事務費には，食糧費及び紙コップなどといった飲食のための物品の購入費（以下「食糧費等」という。）が含まれているものがある。

本件マニュアルは，「Ⅱ　使途基準の運用指針」の「8　食糧費について」において，「(1)　研究研修費，広聴費等の一部として必要最小限度の額を計上するものとする。」と定め，食糧費は研究研修費又は広聴費の項目に位置づけることを要求している。この趣旨は，当該食糧を，いついかなる場面で必要としたか，また，その価格・量は調査研究のため必要最小限度であったかが明らかになるようにし，調査研究と関連性のない支出を排除する趣旨である。そうであれば，調査研究との関連性がないまま，事務費として漫然と食糧費等を支出することは許されない。

したがって，事務費として支出された食糧費等は，その全額が違法な支出である。

(ウ) 調査研究目的及びその他の議員活動目的でも使用される事務用品の購入費

相手方議員らが支出した事務費には事務用品の購入費が含まれているものがある。

事務所において継続的に使用される事務用品については，調査研究活動のために使用されることがあるとしても，通常，調査活動とその他の議員活動とで使用する事務用品を区別していることは想定しがたいため，これらの購入は政務調査目的とその他の議員活動目的の２つの目的で行われたと考えるべきである。

したがって，事務用品の購入費は，前記ウで述べたとおり，当該支出の５０％を超える部分は違法な支出である。

シ　事務機器利用料について

相手方議員らの資料作成費，事務所費，交通通信費等としての支出には，コピー機，ＦＡＸ，固定電話，パソコン及びＩＴ関連の回線等の事務機器（以下，併せて「事務機器」という。）の利用料が含まれているものがある。

しかし，これらの事務機器については，政務調査活動に利用されたものと，その他の議員としての活動に利用されたものが混在している。

したがって，これら事務機器の利用に関する支出を政務調査費として全額認めることは許されず，前記ウで述べたとおり，条理上，社会通念にしたがった相当な割合である５０％を超える部分は違法な支出である。

ス　その他の主張

以上のほか，相手方議員らないし相手方議員らが所属する会派による

各支出における違法な支出の有無，割合及びその額についての主張は，別紙３－１ないし別紙３－５６の「原告らの主張（違法支出割合を含む。）」欄に各記載のとおりである。

（被告市長の主張）

ア　違法性の判断基準（判断の枠組み）について

相手方議員らが政務調査費として支出したもののうち，政務調査費が交付された趣旨及び本件使途基準に照らして，「市政に関する調査研究に必要な経費」とは認められない支出が存する場合に，その支出が違法な支出となることは，争わない。

しかし，政務調査費は，地方自治法１００条１４項，本件条例等の諸規定に基づいて交付されるものであり，上記諸規定にその使途基準や返還について規定されているが，その中に，政務調査活動に必要な費用ということを裏付ける資料がないとか，相手方議員らにおいて積極的に補足説明をしないなどという理由で当該支出を違法とする規定は存しない。

そうであれば，これらの規定に反して違法であることが明白な支出であればともかく，そうでない場合に，上記の理由だけからこれを違法な支出ということはできない。

イ　証明責任について

(ｱ)　原則論

不当利得返還請求の証明責任は，原則としてこれを請求する側にあり，本件においてこの原則を変更する理由はないから，政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないことの証明責任は，原告らにある。

(ｲ)　地方自治法及び本件条例等の定め及びその解釈

地方自治法は，政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として，収支報告書の議長に対する提出のみを定め，具体的な報告の程

度，内容等については，各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねている。

そして，これを受けて制定された本件条例は，被告市長の権限に関して，議員が市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した残余の額に相当する額の返還を命ずることができる旨を定めるものの，返還の根拠となるべき事実関係等の調査に関しては何ら定めておらず，その下部規定である本件規程において，議長から収支報告書等の写しの送付を受けることを定めるだけである。このことは，被告市長の権限を収支報告書等の写しを受け取る限度でのみ認め，それを超えて調査することを認めない趣旨というべきである。

したがって，被告市長は，政務調査費の支出については，議長から送付を受けた収支報告書等の写しによって，本件使途基準に適合していないことが明らかな支出に相当する額の返還を命ずることができるだけである。

(ウ) 最高裁平成２２年４月１２日判決

このような本件条例等の解釈は，最高裁平成２２年４月１２日判決が，政務調査費の透明性は重要であることを認めながらも，議員の調査研究活動の自由は尊重されるべきであると判示していることによっても裏付けられる。

この最高裁判決の趣旨は，政務調査費が議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることが多いと考えられることから，執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあり，地方公共団体の執行機関としては，条例を遵守し，謙抑であるべきであって，その限度を超えて干渉すべきでないというところにある。

(エ) 送付を受けた収支報告書等の写しによるもの以外の場合

本件条例は，政務調査費の支出の調査に関して市民による閲覧の権利を認めており，市民による住民監査制度を利用した調査等によって本件使途基準に適合しないことが明らかになれば，それを根拠として被告市長は政務調査費の返還を命ずることができる。平成２１年度の政務調査費について，住民監査請求を受けて実施された監査の結果を受けて，被告市長が議員らに対して本件使途基準に適合しない政務調査費の支出と同額の返還を請求したことは，この一例である。

(オ) 小括

このように，地方自治法や本件条例等で認められる手続によって明らかな場合を除けば，市長は，本件条例で認められていないことについて謙抑であるべきである。

本件において，収支報告書等の写しによって，明らかに本件使途基準に適合しない政務調査費の支出であると認めることができるものを除けば，被告市長としては，これを調査するなどして干渉することはできず，本件訴訟においても，被告市長は，相手方議員らの政務調査活動について積極的に主張，立証する立場にはない。

ウ 結論

以上のとおりの違法性の判断基準及び証明責任に従い，支払伝票等により相手方議員らによる各支出を検討すると，本件使途基準に従って支出されていると認められるか，又は本件使途基準に適合していないことが明らかな支出であるとは認められない。

したがって，相手方議員らによる各支出は違法な支出とは認められないというべきである。

エ 旅費としてホテルパック料金に加えて宿泊料が支出された場合

原告らは，旅費としてホテルパック料金に加えて上記宿泊料が支出された場合には，実費を超えて支出された部分は違法な支出である旨主張する。

しかし，旅費について，本件マニュアルは長崎市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）を準用するとしており，旅費条例１１条は航空賃について「現に支払った旅客運賃の実費を支給する。」と規定している。そして，その実費については，本件当時，長崎市においては「旅費に関する取扱いについて（通知）」の「航空賃（往復）＝パックの１泊２日の料金」による取扱いがされていた。

他方，宿泊費について，本件マニュアルは，研究研修費及び調査旅費のいずれにおいても「（使途の例示）」に「宿泊費」を挙げており，旅費条例１４条及び別表第１により泊数に応じて定額が支給される取扱いがされていた。

そうであれば，相手方議員らにおいて，旅費としてホテルパック料金を支出した上で，宿泊費として上記の定額を支出することは，違法ではない。

(2) 争点(2)（附帯請求の起算日）について

（原告らの主張）

本件条例には，交付を受けた政務調査費の残余を返還すべき時期についての明確な定めはない。

しかし，本件条例は，毎年４月１日から翌年３月３１日までを１年度とし，ある年度に交付を受けた政務調査費について，議員に対し，翌年３月３１日までに支出し，同日終了の時点で残余があればこれを返還しなければならない，政務調査費の交付を受けた議員が当該年度途中で議員でなくなったときは議員であるときまでに支出し，同日終了の時点で残余があれ



ばこれを返還しなければならないと定めている（３条１項，２項，４条，６条各項，７条）。

そして，収支報告書提出の時点で残余金の額は確定しており，議員において確定した残余金を保持しておく合理的理由はないから，本件条例は，残余金の返還を収支報告書の提出期限内にすべきことを予定しているというべきである。

そうであれば，本件条例は，残余金の返還時期について翌年度の４月３０日（６条２項）という確定期限あるいは議員でなくなった日から３０日以内（同条３項）という不確定期限を定めているというべきである。そして，議員が政務調査費として支出した金員が違法なものである場合には，違法支出額に相当する残余額があるものと同視できる。

したがって，政務調査費を違法に支出したことを理由とする不当利得返還請求における附帯請求の起算日は，当該年度を通じて議員であった者については当該年度の翌年度の５月１日であり，当該年度の途中で議員でなくなった者については議員でなくなった日から３０日を経過した日であるから，相手方議員らは，遅くとも平成２３年５月１日から上記不当利得返還義務について履行遅滞の責任を負うというべきである。

（被告市長の主張）

本件条例は「市長は，政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合，当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」（７条）と規定しているが，その返還命令の期限等について規定していない。

そうであれば，仮に相手方議員らに不当利得返還義務があるとしても，

相手方議員らは，民法４１２条３項に基づき，履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うというべきである。

第３　当裁判所の判断

１　争点(1)（目的外支出の有無及びその額）に対する判断１（判断基準と証明責任）

(1)　関係法令の定め

地方自治法によれば，普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，会派又は議員に対して政務調査費を交付することができ（同法１００条１４項），政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）を議長に提出するとされている（同条１５項）。

そして，地方自治法の上記定めを受けて制定された本件条例において，政務調査費は，議員に対して交付し（２条），議員は，政務調査費を別途定める使途基準に従って使用し，市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されるほか（５条），政務調査費の交付を受けた議員は，収支報告書を作成した上で，当該支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付して議長に提出するとともに（６条），これらの書類の写しを５年間保管すべきことが義務づけられている（８条）。そして，本件条例は，政務調査費の交付を受けた議員に対し，交付を受けた総額から，当該年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合に，市長はこれに相当する額の返還を命ずることができるとしている（７条）。

本件条例の委任を受けて制定された本件規程は，政務調査費の使途基準として１１項目を掲げて使途を限定するほか（２条，別表第１），議員に

対し，政務調査費に係る金銭出納簿を作成し，預金通帳を備えた会計帳簿等を調製するとともに，支払伝票により証拠書類を整理し，これらの書類を５年間保管すべきことを義務づけており（５条１項），さらに，証拠書類については，領収書を徴することを原則とし，使途基準項目のうち旅費については出張記録書を作成すること（５条２項），備品については備品台帳を整備して管理すべきことを義務づけている（５条３項）。

(2) 目的外支出の判断基準

この地方自治法の定める政務調査費の制度は，議会の審議能力を強化し，議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため，議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであり，政務調査費は，議員の議案提出権を実質化するための調査研究の費用に充てられるほか，議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることが多いと考えられ，そのため，執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派の抑制と均衡の理念に鑑み，これをどのように活用するかは，第一義的には，会派又は議員の自律的判断に委ねられるべき性質のものということができる。しかし，他方で，地方自治法は，政務調査費について，議員の調査研究に資するため必要な経費に使途を限定し，議員に対して，政務調査費に係る収支報告書の議長への提出を義務づけている。したがって，地方自治法は，政務調査費の財源が地方公共団体の住民の税金等に依拠する公金としての性質に鑑み，その使途の透明性を確保しようとしたものと解される。その上で，地方自治法は，政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法を条例の定めに委ねるとともに，議長に提出すべき政務調査費の収入及び支出の報告書の内容，提出方法についても，条例の定めに委ねており，その使途をどのようなものとさせるか，また，支出についてどの程度の透明性をもたせるかを，地方公共団体がその実情に応じて制定す

る条例の定めに委ねることとしたものである。

これを受けて，本件条例は，政務調査費について使途基準を定めることとし，政務調査費は，これに従って使用するものとし，政務調査費を市政に関する調査研究に資するため必要な経費（以下「政務調査活動のための経費」という。）以外のものに充ててはならず，政務調査活動のための経費として支出した残額については返還を命ずることができるとした。そして，本件条例の委任を受けて使途基準を定める本件規程においては，項目別に使途基準を定め，その中で経費の内容を具体的に例示しているから，本件条例及び本件規程（以下「本件条例等」という。）は，政務調査費の支出について，本件使途基準への適合性（政務調査活動のための経費であることを含む。以下同じ。）を求めていると解される。さらに，本件条例等は，その使途の透明性を確保するため，交付を受けた議員に収支報告書の提出に併せて，領収書等の証拠書類の議長への提出を求め，これを何人も閲覧請求できるものとし，それに加えて，議員に対し，政務調査費についての金銭出納帳のほか，預金通帳を備えた会計帳簿等の調製，証拠書類の支払伝票による整理，旅費については出張記録書の作成，備品については備品台帳の整備，これらの書類の５年間の保管を義務づけているから，本件条例等は，政務調査費の使途の透明性の確保という要請により重きを置いているというべきである。

そうすると，これら議員が整理保管を義務づけられた証拠書類に照らし，社会通念上，市政に関する調査研究に資するため必要な支出ということができない支出は，本件使途基準に適合しない支出（目的外支出）というべきであり，また，議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき，それを裏付ける資料がなく，議員においてこれを積極的に補足する説明をしないような場合には，当該議員は，当該支出が本件使途基準に合

致しない支出とされることを甘受せざるを得ないというべきであり，議員は不当利得としてこれを市に返還する義務があるというべきである。

また，ある支出が，議員の政務調査活動のほかに政務調査以外の活動，例えば議会活動や政党活動，後援会活動などといったそれ以外の目的のためにも併せて支出したと認められる場合には，その支出の全額を政務調査費として扱うことは，政務調査費の公金としての性質に鑑み，本件使途基準への適合性と透明性を確保しようとした本件条例等に反するというべきである。そして，このような場合には，条理上，社会通念にしたがって按分した額（その割合が不明な場合は，均等な割合，すなわち２分の１）をもって政務調査費として扱うべきである。

(3) 原告らの主張（按分割合による目的外支出額の算出）について

原告らは，上記の按分割合による目的外支出額の算出について，ｉ）相手方議員らの支出に，政務調査活動とその他の議員活動という二つの目的がある場合，これらの活動に優劣をつけることはできないため，その支出額の５０％をもって適法な政務調査費とすべきである，ii）相手方議員らの支出目的に，議員としての活動だけでなく私的活動が含まれ，その割合を具体的に算出することが困難な場合がある，このような場合には，これらの活動に優劣をつけることはできないため，それぞれ５０％の割合と考えるべきであり，その上で，議員としての活動のうち政務調査活動とその他の活動をそれぞれ５０％の割合と考えるべきである，として，このような支出については，その支出額の２５％（＝５０％×５０％）をもって適法な政務調査費とすべきである旨主張する。

しかし，このような按分割合による目的外支出の算出方法は，擬制に擬制を重ねる技巧的なものであり，これが条理に沿ったものということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(4) 被告市長の主張（違法性の判断基準及び証明責任）について

被告市長は，違法性の判断基準について，政務調査費の支出が本件条例等の規定に反して目的外支出であることが明らかなものに限って違法というべきであり，相手方議員らによる政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないことの証明責任は原告らが負うとした上で，被告市長は，その地方公共団体の執行機関としての謙抑的な立場に照らせば，相手方議員らの政務調査活動について，積極的に主張したり立証したりする立場にはなく，相手方議員らによる各支出は，支払伝票等によれば，本件使途基準等に従っており，少なくとも本件使途基準に適合していないことが明らかということはできないから，違法な支出ではない旨主張する。

たしかに，前記のとおり，政務調査費は，議会による地方公共団体の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることが多く，執行機関としては，議員の調査研究活動の基盤の充実という政務調査費制度の趣旨，目的を損なわないように，議員による政務調査費の使途について干渉することには謙抑的であるべき立場にあるということができる。

しかし，前記のとおり，本件条例等の各規定に照らせば，本件条例等は，政務調査費の使途の透明性の確保という要請により重きを置いているというべきである。そして，本件訴訟のような住民訴訟は，市民において，政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として重要な意義を有し，かかる住民訴訟において，被告市長の執行機関としての謙抑的な立場を強調し，被告市長が主張するような違法性の判断基準及び証明責任を採用することは，政務調査費の使途の透明性の要請に重きを置いた本件条例等に反するというべきである。

したがって，被告市長の上記主張は，採用することができない。

(5) そこで，以下，前記(2)の判断基準に従い，２において，相手方議員らのうち多数の者に共通する支出について目的外支出か否かを判断した上で，３において，相手方議員らによる各支出について目的外支出の有無及びその額を検討する（以下，各支出はいずれも平成２２年度におけるそれであり，金額の計算においては，１円未満切捨てとする。）。

2 争点(1)（目的外支出の有無及びその額）に対する判断２（相手方議員らのうち多数の者に共通する支出について）

(1) 旅費としてホテルパック料金に加えて宿泊料が支出された場合

ア 相手方議員らが支出した研究研修費としての旅費ないし調査旅費には，航空運賃ないし鉄道賃と宿泊費がひとまとめになっているホテルパック料金に加え，１泊あたり１万６５００円（定額）の宿泊料が含まれているものがあるところ，原告らは，これでは宿泊費部分について二重に支出されていることになるから，実費を超えて支出された部分は違法な支出である旨主張する。

イ 前記のとおり，政務調査費は，その公金としての性質に鑑みれば，市政の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり，実費を補填する性質のものというべきである。したがって，旅費として航空運賃ないし鉄道賃と宿泊に要した費用のうち市政に関する調査研究に資するための必要な支出として政務調査費が交付されるのは，その実費というべきである。

そうであれば，実費を超えて航空運賃ないし鉄道賃及び宿泊に要した費用として報告され議員に留保された金員は，目的外支出として扱うのが相当である。

ウ(ア) これに対し，被告市長は，旅費に関する本件マニュアル及び当時の

取扱いによれば，相手方議員らにおいて，旅費としてホテルパックの料金を支出した上で，宿泊料として上記の定額を支出することは違法ではない旨主張する。

(イ) 前記前提事実，証拠（甲３，乙１，２）及び弁論の全趣旨によれば，本件マニュアルは，調査旅費の支給方法については，旅費条例を準用すると定め（Ⅱ６(1)），航空機を利用する旅程については，航空賃の実費を支給すると定めていたこと（Ⅱ６(3)），旅費条例１１条は，「航空賃は，公務の都合により許可を受けた航空旅行に限り，現に支払った旅客運賃の実費を支給する。」と規定していたこと，この航空賃の算定については，平成２２年度において，長崎市の人事課長及び出納室長連名による「旅費に関する取扱いについて（通知）」と題する通知によって，航空賃の算定は「航空賃（往復）＝パックの１泊２日の料金」とする取扱いがされていたこと，チケットの取り方によってはホテルパックの１泊２日の料金が往復の航空運賃を下回ることがあるとの実情があること，本件マニュアルは，「Ⅲ　項目別運用指針」において，研究研修費及び調査旅費の（使途の例示）のいずれにも宿泊費を挙げていたこと，旅費条例１４条１項は，「宿泊料は，旅行中の夜数に応じた別表第１の定額により支給する。」と規定し，同別表第１は，市長又は副市長等に対して支給する宿泊料として１夜につき１万６５００円（定額）と規定していたこと，相手方議員らは全行程を通じてホテルパックでチケットを購入した者がいること，そして，これらの旅費条例についての取扱いに準じて，旅費としてホテルパック料金（ただし１泊２日の料金）を算定した上で，宿泊料として１泊当たり１万６５００円を支出したと報告した者が複数名いる（なお，旅費の計算は，長崎市議会事務局において行っていた。）ことが認め

られ，そのホテルに宿泊したこと（すなわち，上記ホテルパックの購入代金が実費としての支出となる。）が推認される。

(ウ) しかし，前記のとおり，政務調査費の公金としての性質に鑑みれば，政務調査費としての航空運賃ないし鉄道賃と宿泊に要する費用は，その他の政務調査費としての支出と同様に，その実費というべきであって，かかる実費を超えた部分については，当該議員に留保させる根拠がなく，これを政務調査費の支出と報告しても目的外支出というほかない。

前記のとおり，相手方議員らにおいては，本件マニュアルに従って，長崎市の職員（市長又は副市長を含む。）に準じた計算をして，上記実費を超えた部分を含めて支出に計上して当該議員に留保したものであるが，これをもって議員の調査研究に資するため必要な経費ということはできない。そして，本件マニュアルの定めや旅費の計算を長崎市議会事務局が行ったことは，相手方議員らの不当利得としての返還義務を左右するものではなく，被告市長の上記(ア)の主張は採用することができない。

(2) 新聞（一般紙）購読料

ア 相手方議員らが支出した資料購入費には，地方紙や全国紙といった一般紙の購読料が含まれているものがあるところ，原告らは，一般紙は通常社会人であれば当然に購読しているものであるから，当該支出を政務調査費の支出として認める必要はなく，その全額が違法な支出である旨主張する。

イ しかし，かかる一般紙を含め，日々変化する政治・経済情勢に関する最新の情報が記載された新聞を購読することは，議員が行う政務調査活動の前提となる情報収集手段としての意義を有するというべきであるか

ら，相手方議員らにおいて，一般紙を含めた新聞の購読料を資料購入費として支出したとしても，当該支出の全額が目的外支出ということはできない。

もっとも，相手方議員らの自宅分と認められる一般紙のうち一紙分は，通常，議員でなくとも購読するものであるから，その分の購読料（通年で２紙購読しているときは，政務調査費として支出した金額が少ない方。）は，議員の調査研究に資するため必要な経費ということはできず，目的外支出というべきである。

(3) 広報費

相手方議員らが支出した広報費には，議会報告書などの広報誌の印刷費及び送料等，ホームページの作成料等や市政報告会の会場費等が含まれるところ，これらの広報誌やホームページ，市政報告会には，住民の意見や要望等を聴取する前提としての市政報告の側面だけではなく，当該議員の選出母体等に対する議員活動についての報告といった政務調査以外の政治活動や議員としての宣伝的要素が含まれるから，特段の事情のない限り，当該支出には，政務調査活動としての市政報告に要する経費だけでなく，実質的には，それ以外の政治活動のための経費が含まれると推認される。

そして，当該支出をした相手方議員らから，当該支出のうち政務調査活動のために支出した内容や割合についての合理的な説明がない場合には，これらの割合については不明というほかないから，前記１(2)のとおり，条理上，当該支出の２分の１は目的外支出というのが相当である。

(4) 事務所費

ア　事務所は議員の活動の拠点であるところ，議員の活動には，政務調査活動のほかに多種多様な活動が含まれていることが通常であるから，特段の事情のない限り，その拠点としての事務所費には政務調査活動以外

の活動を行うための経費が実質的に含まれていると推認される。

したがって，事務所費については，当該支出をした相手方議員らからその割合等についての合理的説明がない場合には，前記１(2)のとおり，条理上，その支出の２分の１は目的外支出というのが相当である。

イ　なお，原告らは，相手方議員④，同⑤，同⑨，同⑭，同㉚及び同㊼は，「生活相談室」という名称の事務所を政務調査事務所として届け出た上で，当該事務所の使用料を政務調査費として支出しているところ，同事務所には政務調査事務所としての実体がないから，同議員らの支出した事務所使用料は，政務調査活動のための費用とはいえず，その全額が違法な支出である旨主張する。

証拠（甲３の４の１５・１６，甲３の５の２０・２１，甲３の９の１０・１１，甲３の１４の２５・２６，甲３の３０の１４・１５，甲３の４７の１２・１３，甲７，乙２８，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，上記相手方議員６名は，同一の場所（長崎市水の浦町１－１）にある「生活相談室」という名称の事務所（以下，この項において「本件事務所」という。）を政務調査事務所として届け出た上で，本件事務所の使用料（月額３万円）を政務調査費として支出していること，本件事務所は，三菱重工労働組合長崎造船支部の会館内に存在し，その入口ドア付近には，「生活相談室」と記載された表札が掲げられていること，同ドアには「生活相談室議員団」として上記相手方議員らの外，長崎市議会議員以外の議員の顔写真付きの名前が掲げられているほか，「お気軽にご相談ください」旨の記載があること，上記相手方議員らは，本件事務所以外に，それぞれ後援会事務所を設けていたこと，さらに，上記相手方議員らは，三菱重工労働組合長崎造船支部を支持母体とし，支持母体を共にする他の議会の議員とともに本件事務所を活動の一つの拠点

としていたもので，上記相手方議員ら提出に係る事務所使用料の領収証の発行者は，いずれも本件事務所の名称と同じ「生活相談室」名義であって，上記相手方議員らは使用料名目で集金した金員を本件事務所の事務所経費等に充てていたことが認められる。他方で，他の議会の議員との本件事務所の利用形態は必ずしも明らかではなく，上記相手方議員らは，本件事務所の事務所経費の内訳を明らかにしない。

そうすると，本件事務所は，その利用実態が明らかでなく，上記相手方議員らは，使用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたもので，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，その名目（事務所使用料）や概括的な支出費目（事務所経費）をもってこれを市政の調査研究に資するために必要な経費ということはできない。

したがって，これらは，目的外支出というべきである。

(5) 交通通信費

ア 判断基準

(ア) 地方公共団体の議員の活動内容が広範囲にわたり，日常的に政務調査以外の政治活動が行われていることに鑑みると，相手方議員らは，特段の事情のない限り，交通手段であるタクシー，自家用車及び公共交通機関（スマートカードにより利用できるバスないし路面電車を含む。），通信手段である携帯電話及びＦＡＸ，情報媒体であるインターネット，ケーブルテレビ，ＮＨＫの受信（ただし，自宅分は除く。），さらに，情報機器ないしその周辺機器類を，市政に関する調査研究以外の活動のためにも併せて使用していることが推認されるというべきである。

したがって，その経費であるタクシー代，自家用車の燃料代，駐車

場代，有料道路通行料，ＥＴＣ料金，スマートカードの積増料金，携帯電話の使用料，ＦＡＸ使用料，インターネット，ケーブルテレビの利用料，ＮＨＫ放送受信料，情報機器類の購入費については，当該支出をした相手方議員らからの政務調査とそれ以外の政治活動の各費用の割合等についての合理的説明がない場合には，前記１(2)のとおり，条理上，その２分の１は目的外支出というのが相当である。

(イ) 議会駐車料金

相手方議員らが支出した交通通信費には，議会定例会及び委員会，臨時会等への出席のための駐車料金を含むものがあるところ，証拠（甲３）及び弁論の全趣旨によれば，同駐車料金（桜町駐車場の駐車料）は，いずれ市議会における定例会，委員会，臨時会等の出席のための費用であることが認められる。

そうであれば，同駐車料金は，相手方議員らの議会活動に伴う支出であることが明らかであって，社会通念上，市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，その全額を目的外支出というのが相当である。

(ウ) 運転代行料

運転代行は，通常，飲酒した後に自家用車の運転ができない場合に利用されるものであるから，運転代行料は，特段の事情のない限り，社会通念上，市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，その全額を目的外支出というのが相当である。

イ 原告らの主張

(ア) 原告らは，相手方議員らによる携帯電話，自家用車，タクシー及び公共交通機関の利用には，議員としての活動だけでなく私的活動が含まれており，その割合を具体的に算出することが困難であるから，そ

の経費である携帯電話の使用料，ガソリン代，タクシー料金（一般利用），ＥＴＣ料金，駐車場代（議会駐車料金を除く。）有料道路通行料，スマートカード積増料金について，当該支出の２５％を超える部分は違法な支出である旨主張する。

しかし，前記１(3)で判示したとおり，このような按分割合による目的外支出の算出方法は擬制に擬制を重ねる技巧的なものであって，条理に沿ったものということはできず，原告らの上記主張は採用することができない。

(イ) 原告らは，相手方議員らが支出したとされるタクシー回数券購入費及びチケット利用によるタクシー料金について，これらは違法支出の隠れ蓑として利用される危険性が高く，その適法性の判断は厳格になされるべきであり，政務調査費としての必要性が不明である以上，全額が違法な支出である旨主張する。

しかし，相手方議員らがタクシー回数券（前払方式）ないしチケット（後払方式）によりタクシー利用をしたことをもって，その支払方法の差異から直ちにその全てが政務調査費としての支出の必要性がなかったと推認することはできないから，原告らの上記主張は採用することができない。

(6) 事務費

ア 食糧費及び飲食のための物品（紙コップ等）購入費（食糧費等）

相手方議員らが属する会派においては，当該会派に属する議員が使用する議会棟の議員控室に係る事務費として，食糧費及び飲食のための物品の購入費（食糧費等）を支出しているものがあるところ，議会棟の会派の議員控室においては，会派に属する議員による政策議論が行われるのが通例であると考えられるから，そこでの食糧費等の支出は，特段の

事情のない限り，社会通念上，市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，その全額を目的外支出というのが相当である。

イ　その他

相手方議員らが支出した事務費には事務用品等の購入費が含まれているものがあるところ，事務用品等の性質上，これらは，特段の事情のない限り，政務調査費だけでなく，それ以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認される。

したがって，これらの事務用品等の購入費については，当該支出をした相手方議員らからその割合等についての合理的説明がない場合には，前記１(2)のとおり，条理上，その２分の１は目的外支出というのが相当である。

(7)　事務機器利用料

相手方議員らの資料作成費，事務所費，交通通信費等としての支出には，デジタルカメラ，コピー機，ＦＡＸ，固定電話，パソコン及びＩＴ関連の回線等の事務機器（その周辺機器を含む。）の利用料が含まれているものがあるところ，これらの汎用性のある事務機器の性質上，これらは，特段の事情のない限り，政務調査としての活動のために利用されるだけでなく，それ以外の政治活動のためにも併せて利用されていることが推認される。

したがって，これらの事務機器の利用料（リース料やコピー代等）については，当該支出をした相手方議員らからその割合等についての合理的説明がない場合には，前記１(2)のとおり，条理上，その２分の１は目的外支出というのが相当である。

３　争点(1)（目的外支出の有無及びその額）に対する判断３（相手方議員らそれぞれの支出について）

(1)　相手方議員①（麻生隆）について（別紙３－１，３－５３参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の１の５・７～１０，乙２９の１の１～５）によれば，相手方議員①は，①平成２２年８月２３日から同月２４日にかけてつくば市の視察を実施し，同視察に係る費用として８万６２００円を支出し，②同年１０月２６日から同月２７日にかけて福岡市，筑後市の視察を実施し，同視察に係る費用として３万６０８０円を支出し，③同月３１日から同年１１月２日にかけて大阪府豊中市，堺市，和泉市の視察を実施し，同視察に係る費用として９万３４３０円を支出し，④同月１５日に五島市の視察を実施し，同視察に係る費用として１万３０１０円を支出し，⑤同月１６日に佐賀県杵島郡白石町の視察を実施し，同視察に係る費用として６５００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該各支出について，相手方議員①は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察はいずれも市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）のとおり，本件マニュアルには「政務調査費による出張を行った場合は，出張記録書を作成し，活動成果となるもの（入手資料，報告書等）とあわせて保管する」旨定められているところ（Ⅱ６(2)），証拠（乙２９の１の１～５）によれば，相手方議員①は，上記①ないし⑤の視察のいずれについても上記出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし⑤の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の１の５・８）によれば，相手方議員①は，上記①の視察については，ホテルパック料金（２泊分）として４万６１００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万８６００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告し，上記③の視察については，ホテルパック料金（２泊分）として５万３０００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万６４００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち２万５５００円（＝３万８６００円＋３万３０００円－４万６１００円），上記③の視察に係る支出として報告したもののうち２万６４００円（＝４万６４００円＋３万３０００円－５万３０００円）の合計５万１９００円は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－１）のとおり，相手方議員①は，議員控室コピー代として合計３万１４２７円を支出したところ，前記２(7)のとおり，コピー等の事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されることが推認され，相手方議員①からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（コピー代）の２分の１である１万５７１３円は目的外支出というべきである。

ウ　資料購入費

(ア) 証拠（甲３の１の２３・２４，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨

によれば，相手方議員①は，平成２２年４月２８日に自宅分の長崎新聞購読料（同年４月から同年９月分）として１万８２１０円を，同年１０月２２日に自宅分の長崎新聞購読料（同年１０月から平成２３年３月分）として１万８２１０円を支出したこと（振込手数料込み。以下の支出につき同じ。）が認められるところ，前記2(2)のとおり，自宅分の一般紙一紙分の購読料は目的外支出というべきであるから，上記合計３万６４２０円は目的外支出というべきである。

(イ) 証拠（甲３の１の３０）によれば，相手方議員①は，平成２２年１０月４日に「支持者をふやすホームページの鉄則」という題名の書籍代として１８９０円を支出したことが認められる。

原告らは，この図書は調査研究活動のために必要な書籍とはいえないため，その全額が違法な支出である旨主張する。

しかし，上記題名に照らせば，当該書籍は議員としてのホームページの作成に関するものであることが推認され，本件使途基準において広報費が認められていることに鑑みると，当該支出をもって，直ちに社会通念上，市政に関する調査研究のために必要な支出ではないということはできない。

もっとも，前記2(3)のとおり，ホームページの作成料には，政務調査活動としての市政報告に要する費用だけでなく，実質的には，それ以外の政治活動のための経費が含まれていると推認されるから，上記書籍代も，これに準ずるものとして扱うのが相当である。

そして，相手方議員①からはその割合等についての合理的説明がないから，条理上，その２分の１である９４５円は目的外支出というべきである。

(ウ) 証拠（甲３の１の３１）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員①

は，平成２２年１０月１２日に，その商品名からウェブ上のデータをハードディスクにスクラップするものと思われるパソコンソフト（商品名：紙ｃｏｐｉ）の購入費として２６２５円を支出したことが認められるところ，これはパソコンの利用料（前記2(7)）に準ずるものとして政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認されるとするのが相当である。

そして，相手方議員①からその割合等についての合理的説明がないから，条理上，その２分の１である１３１２円は目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－１）のとおり，相手方議員①は，ハガキ代として合計７５００円を，広報紙印刷代として合計２１万９６６０円を，広報紙送料として合計６万９９４０円を，ホームページ更新料及びサーバードメイン代等として合計９万７０２０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員①からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１９万７０６０円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１）のとおり，相手方議員①は，ガソリン代として合計２１万０８６３円を，タクシー代として合計８万３２５０円を，スマートカード積増料金として合計６万円を，携帯電話通話料として合計１８万７１３５円を，インターネット接続料として合計９万４９５１円を支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，

相手方議員①からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３１万８０９８円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－１）のとおり，相手方議員①は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記２(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－１）のとおり，相手方議員①は，事務用品等の購入費として合計７万７８４４円を支出したところ，前記２(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員①からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万８９２２円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（公明党会派）

前記前提事実（別紙３－１）のとおり，相手方議員①は，公明党会派に属しており，会派共通経費として合計１２万５７８３円を支出したところ，後記(53)のとおり，うち５万３２７５円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る５万２８２８円（＝１２万５７８３円×４２％〈原告ら主張の違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員①の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計７２万９０９８円が，相手方議員①の不当利得金となる。

(2) 相手方議員②（池田章子）について（別紙３－２，３－５４参照）

ア　資料作成費

前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，コピー代として１３４０円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて利用されていることが推認され，相手方議員②からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（コピー代）の２分の１である６７０円は目的外支出というべきである。

イ　資料購入費

証拠（甲３の２の４～１２，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員②は，自宅分の毎日新聞購読料として合計２万４８６３円を支出したことが認められるところ，前記2(2)のとおり，自宅用の一般紙一紙分の購読料はその全額を目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，封筒印刷代として４１００円を，議会報告書等印刷代として合計２８万２１４０円を，議会報告書送料として４０万０５３０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員②からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３４万３３８５円は目的外支出というべきである。

エ　広聴費

前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，平成２２年８月２８日開催の市政報告会会場費として９９００円を，同年１１月２０日開催の市政報告会会場費として１万１４００円を支出した。

証拠（甲３の２の３１・３２）及び弁論の全趣旨によれば，両報告会は，同じ趣旨のものとして開催されたこと，前者の報告会の開催についての周知文書には，「後援会では，下記の日程で市政報告会を開催します。」との記載があるほか，後援会事務局の住所・連絡先電話番号，当日に後援会加入ができる旨の各記載があることが認められ，これらによれば，同報告会は，議員が住民からの市政等に対する要望，意見等を吸収するための会議の側面に加え，後援会活動の一環としての側面を有していたものと推認される。

そうであれば，これらの市政報告会開催の経費である会場費には，政務調査活動に要する経費だけでなく，実質的には，それ以外の政治活動のための経費が含まれているというべきであり，相手方議員②からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１万０６５０円は目的外支出というべきである。

オ　事務所費

(ア)　証拠（甲３の２の３３～４４，調査嘱託の結果）によれば，相手方議員②は，届出事務所の事務所使用料として合計５９万４０００円（＝月額４万９５００円×１２か月分）を支出したことが認められるところ，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，特段の事情のない限り，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認される。

そして，相手方議員②は，陳述書（乙２２）において，上記届出事務所は，後援会活動のための事務所とは別途設置したものである旨述べるが，この陳述を裏付けるに足る的確な証拠はないから，これをもって上記特段の事情があるということはできず，政務調査活動とそれ以外の政治活動の割合等についての合理的な説明ということもでき

ない。

したがって，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２９万７０００円は目的外支出というべきである。

カ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，ガソリン代として合計９万９６９５円を，ＥＴＣ料金として合計６万０９８０円を，タクシー代（チケット利用）として２万４１００円を，スマートカード積増料金として合計２万円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員②からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１０万２３８７円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

キ　事務費

前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，事務用品等の購入費として合計１５万８２１２円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員②からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である７万９１０６円は目的外支出というべきである。

ク　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－２）のとおり，相手方議員②は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

ケ　小括

以上によれば，相手方議員②の各支出のうち，上記アないしクの目的外支出額の合計９０万２７９４円が，相手方議員②の不当利得金となる。

(3)　相手方議員③（板坂博之）について（別紙３－３，３－５５参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の３の２，乙２９の３，乙３８の１～５）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員③は，平成２３年１月２４日から同月２６日にかけて那覇市及び名護市の視察を実施し，同視察に係る視察旅費として８万７９００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該支出について，相手方議員③は，上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書として保存しておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の３）によれば，相手方議員③は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

また，原告らは，相手方議員③が実際に那覇市及び名護市において政務調査活動を行ったこと自体に疑いがある上，同記録書に名護市配

布の資料が添付されているだけでは，政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料とはいえない旨主張する。

しかし，相手方議員③が，実際には那覇市及び名護市において政務調査活動として上記視察を行っていないにもかかわらず，同視察に係る費用を調査旅費として支出したと報告したことを認めるに足る的確な証拠はない。また，証拠（乙２９の３）によれば，相手方議員③が提出した出張記録書には，名護市配布の資料が添付されているにとどまるものの，同記録書には，那覇市における視察を含めた調査概要が記載されていることが認められ，そうであれば，これをもって上記視察に係る費用を政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料ではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の３の２）によれば，相手方議員③は，上記の視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万８５００円のほか，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出については目的外支出というべきであるから，上記報告した支出のうち３万３０００円（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）は目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－３）のとおり，相手方議員③は，市政報告会場費として４万６２００円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報



費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員③からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万３１００円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３）のとおり，相手方議員③は，タクシー代として合計７７万２７３５円を，携帯電話通話料として合計１０万０５５５円を支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員③からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４３万６６４４円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－３）のとおり，相手方議員③は，議会用駐車料金として合計１万５８８０円を支出しているところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額が目的外支出というべきである。

(ウ)　前記前提事実（別紙３－３）のとおり，相手方議員③は，運転代行料として合計５６００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，運転代行料は特段の事情がない限り市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－３）のとおり，相手方議員③は，郵便切手代として４万円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政

務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員③からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（自民明政クラブ等）

前記前提事実（別紙３－３）のとおり，相手方議員③は，自民明政クラブ会派等に属しており，会派共通経費として合計５万５２９８円を支出したところ，後記(5)のとおり，うち３万４６７３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員③の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計５６万９１９７円が，相手方議員③の不当利得金となる。

(4)　相手方議員④（五輪清隆）について（別紙３－４，３－５４参照）

ア　広報費

前記前提事実（別紙３－４）のとおり，相手方議員④は，議会報告書印刷費として合計２５万２０００円を，ホームページ制作費として１０万５０００円を，議会報告書送料として合計４０万７１８５円を，封筒印刷費として合計９万８７００円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員④からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４３万１４４２円は目的外支出というべきである。

イ　事務所費

前記前提事実（別紙３－４）のとおり，相手方議員④は，事務所使用料として合計３６万円を支出したところ，前記2(4)イのとおり，上記事務所（生活相談室）はその利用実態が明らかでなく，相手方議員④は使

用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたものであるから，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，これをその名目や概括的な支出費目をもって市政に関する調査研究のために資する支出ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－４）のとおり，相手方議員④は，ガソリン代として合計２０万４４３９円を，タクシー代（チケット利用）として合計１０万１９７７円を，携帯電話通話料として合計９万５３４５円を，スマートカード積増料金として１万円を各支出したところ，前記２(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員④からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２０万５８７９円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　前記前提事実（別紙３－４）のとおり，相手方議員④は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記２(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額が目的外支出というべきである。

(ｳ)　前記前提事実（別紙３－４）のとおり，相手方議員④は，運転代行料として２４５０円を支出したところ，前記２(5)のとおり，運転代行料は特段の事情がない限り市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－４）及び証拠（甲３の４の８６）によれば，相手方議員④は，事務用品等の購入費として合計９万０８０４円を支出したこと及びそのうち４４５０円は，平成２２年１２月１０日に支出した「筆まめ」ソフトの購入費であることが認められるところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員④からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４万５４０２円は目的外支出というべきである。

これに対し，原告らは，上記の購入費のうち「筆まめ」ソフトの購入費４４５０円について，政務調査活動といえない年賀状作成のために購入されたものであるから，その全額が違法である旨主張する。

しかし，「筆まめ」ソフトは，年賀状作成のパソコンソフトであるが，はがき印刷・住所録作成のためのパソコンソフトであるとも考えられるから，同ソフトが同年１２月１０日に購入されたことを併せ考慮しても，相手方議員④が年賀状作成のためだけに同ソフトを購入したことを認めるに足りない。

したがって，原告らの上記主張は，採用することができない。

オ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－４）のとおり，相手方議員④は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(5)4のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員④の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計１０８万９９０６円が，相手方議員④の不当利得金とな

る。

(5) 相手方議員⑤（井上重久）について（別紙３－５，３－５４参照）

ア　調査旅費

証拠（甲３の５の２，乙３７）によれば，相手方議員⑤は，平成２２年８月２３日から同月２７日にかけて，友好都市提携３０周年記念公式訪問として中華人民共和国の福建省福州市及び上海市の視察を実施し，同視察に係る費用として１２万５５００円を支出したと報告したことが認められる。

原告らは，当該支出について，公式訪問団としての訪問は政務調査活動ということはできないから，その全額が違法な支出である旨主張する。

たしかに，公式訪問そのものは市政に関する調査研究に資する支出と直ちに断定することはできない。

しかし，証拠（乙３７）によれば，相手方議員⑤は，公式訪問団として実施された各イベントに参加しただけでなく，同年８月２４日から同月２５日には福州市において，同月２６日には上海市において，各施設の視察等を実施していること，その内容は，「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査」（本件使途基準）にそぐわないものではないことが認められ，公式訪問と上記視察等を切り離して考慮することが相当ともいい難い。

したがって，上記視察に係る費用には目的外支出はないというべきであるから，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－５）のとおり，相手方議員⑤は，議会報告書送料として合計５３万５２３７円を，ホームページ制作・加修正代等として合計９万５２００円を，議会報告書・封筒印刷費として合計２９万

４０００円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑤からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４６万２２１８円は目的外支出というべきである。

ウ　事務所費

前記前提事実（別紙３－５）のとおり，相手方議員⑤は，事務所使用料として合計３６万円を支出したところ，前記2(4)イのとおり，上記事務所（生活相談室）はその利用実態が明らかでなく，相手方議員⑤は使用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたものであるから，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，これをその名目や概括的な支出費目をもって市政に関する調査研究のために資する支出ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－５）のとおり，相手方議員⑤は，ガソリン代として合計１４万７８２５円を，タクシー代（チケット利用）として合計７万５２７７円を，スマートカード積増料金として合計１万円を，出島道路通行回数券として５２５０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑤からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１１万９１７５円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－５）のとおり，相手方議員⑤は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとお

り，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額が目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－５）のとおり，相手方議員⑤は，事務用品購入費等として合計４万９１４０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑤からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万４５７０円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－５）のとおり，相手方議員⑤は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員⑤の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計１０１万０６９６円が，相手方議員⑤の不当利得金となる。

(6)　相手方議員⑥（井原東洋一）について（別紙３－６参照）

ア　調査旅費

前記前提事実（別紙３－６）のとおり，相手方議員⑥は，行政視察旅費として９万１５６０円を支出したと報告したところ，証拠（甲３の６の１）によれば，相手方議員⑥は，同視察については，ホテルパック料金（１泊分）として５万７５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）

として合計５万７３００円を，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)のとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出については目的外支出というべきであるから，上記視察旅費として報告したもののうち１万６３００円（＝５万７３００円＋１万６５００円－５万７５００円)は目的外支出というべきである。

イ　資料購入費

証拠（甲３の６の２１）によれば，相手方議員⑥は，地図（旅行）ガイド２冊（イスタンブールとトルコ，るるぶ富山）の書籍代として合計２７３０円を支出したことが認められる。

しかし，上記の旅行ガイドは，趣味的な色彩が濃い書籍であって，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員⑥がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員⑥においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記の書籍代は，その全額が目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－６）のとおり，相手方議員⑥は，ハガキ代として合計１万２５００円を，切手代として合計３万８０００円を各支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑥からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２万５２５０円は目的外支出というべきである。

エ　事務所費

(ア) 前記前提事実（別紙３－６）のとおり，相手方議員⑥は，電話代として合計８万２８６７円を支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑥からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４万１４３３円は目的外支出というべきである。

(イ) 証拠（甲３の６の４２・４３，調査嘱託の結果）によれば，相手方議員⑥は，届出事務所の賃借料として，賃料月額５万円（年額６０万円）を負担し，うち月額２万８０００円（年額３３万６０００円）を政務調査費（事務所賃借料）として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑥からの割合等についての合理的説明はないから，相手方議員⑥の負担した各賃料の２分の１のうち，月額２万５０００円を超えた部分の合計額である３万６０００円（＝〈２万８０００円－２万５０００円〉×１２か月）は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－６）のとおり，相手方議員⑥は，タクシー代（個別領収証あり）として合計１０万５３００円を，タクシー代（月単位領収証あり）として合計７９万９１００円を，インターネット通信費として合計１万９０９４円を，駐車場代（市議会以外）として合計１万１６２０円を，携帯電話使用料として１万８３０２円を，ガソリン代として合計８万９２５８円を，道路通行料として合計１０００円を，スマ

ートカード積増代として１万円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑥からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５２万６８３７円は目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－６）のとおり，相手方議員⑥は，印判代等として合計２万８７５８円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑥からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万４３７９円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員⑥の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計６６万２９２９円が，相手方議員⑥の不当利得金となる。

(7)　相手方議員⑦（内田隆英）について（別紙３－７，３－５６参照）

ア　研究研修費

証拠（甲３の７の１，乙３０，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員⑦は，平成２２年６月２１日，長崎市医師会の会議室において午後７時から開催された「長崎医師会・長崎９市議会厚生委員会協議会」（２時間が予定されていた。）に出席し，同協議会の終了後，長崎市伊王島町内の自宅に帰ることなく，長崎市江戸町内のビジネスホテルに一泊し，その宿泊費として５８００円を支出したことが認められる。

原告らは，同協議会は，午後９時に終了する予定であり，相手方議員

⑦は自宅に帰ることが十分に可能で，同ホテルに宿泊する必要性はなかったから，研究研修費としての支出とはいえず，その全額が違法な支出である旨主張する。

しかし，相手方議員⑦は，その陳述書（乙３０）において，同協議会は，少なくとも午後９時までは開催されており，当時，自宅のある伊王島町への交通手段である船の最終便の出発時間は午後９時５分であったため，同時刻には間に合わず，同ホテルに宿泊した旨を述べており，この説明内容に不自然不合理なところはない。

したがって，相手方議員⑦による上記宿泊費の支出は，研究研修費としての支出として相当なものであるといえるから，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　会派共通経費（共産党会派）について

前記前提事実（別紙３－６）のとおり，相手方議員⑦は，共産党会派に属しており，会派共通経費として合計４４万４０１４円を支出したところ，後記(56)のとおり，１０万６５６３円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る９万４９９９円を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

ウ　小括

以上によれば，相手方議員⑦の各支出のうち，上記イのうち目的外支出額である９万４９９９円が，相手方議員⑦の不当利得金となる。

(8)　相手方議員⑧（浦川基継）について（別紙３－８，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の８の２，乙２９の８）によれば，相手方議員⑧は，平成２２年１０月４日から同月６日にかけて登別市及び函館市の行政視察を実施し，同視察に係る費用として１０万５７２０円を支出した

と報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員⑧は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書として保存しておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の８）によれば，相手方議員⑧は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の８の２）によれば，相手方議員⑧は，上記視察については，ホテルパック料金として７万５５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万２２００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)のとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る費用として報告したもののうち９７００円（＝５万２２００円＋３万３０００円－７万５５００円）は目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

証拠（甲３の８の３～５）によれば，相手方議員⑧は，印紙代（土地登記簿）として４５００円を，土地調査のための印紙代として２０００円を，印紙代（土地登記簿）として２５００円を各支出したことが認め

られる。

しかし，相手方議員⑧が各支払伝票に貼付したのは，長崎法務協会が発行した印紙売捌証明書のみであって，その内容をみても，当該印紙がいかなる調査研究活動のための資料を作成するためのものであるかは不明というほかない。そして，本件証拠上，相手方議員⑧がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員⑧からはこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該各支出（合計９０００円）はその全額が目的外支出というべきである。

ウ　資料購入費

証拠（甲３の８の７）によれば，相手方議員⑧は，写真の編集に用いられるパソコンソフト（商品名：フォトショップ８）の購入費として１万２２４０円を支出したことが認められる。

かかるソフトウェアは，その性質上，政務調査活動のためだけでなく，それ以外の政治活動にも用いられることが推認されるところ，相手方議員⑧からその割合等についての合理的説明はないから，当該支出の２分の１である６１２０円は目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－８）のとおり，相手方議員⑧は，議会報告書印刷費等として合計４５万３５２５円を，議会報告書送料として合計３１万３０５５円を，ＨＰホスティングサービスとして３万２１６０円を，議会報告集会費用として３０００円を各支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑧からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４０万０

８６９円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－８）のとおり，相手方議員⑧は，ガソリン代として合計３０万８７８１円を，携帯電話通話料として合計１７万２３８８円を，タクシー代（チケット利用）として合計１万３７５０円を，タクシー代（回数券利用）として合計４万５０００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑧からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２６万９９５９円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－８）のとおり，相手方議員⑧は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額が目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－８）のとおり，相手方議員⑧は，事務用品等の購入費として合計２２万８６２６円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑧からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１１万４３１３円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－８）のとおり，相手方議員⑧は，市民クラブ

会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員⑧の各支出のうち，上記アないしキにおいて目的外支出とされた額の合計８５万４６９４円が，相手方議員⑧の不当利得金となる。

(9)　相手方議員⑨（緒方冨昭）について（別紙３－９，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の９の３・４，乙２９の９の１・２）によれば，相手方議員⑨は，①平成２３年１月１７日から同月１９日にかけて東京都渋谷区における行政管理講座の受講及び東京都府中市における現地視察を実施し，同視察等に係る費用として９万５４８０円を支出し，②同月２４日から同月２６日にかけて沖縄県（那覇市，名護市）における現地視察を実施し，同視察に係る費用として８万７９００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該各支出について，相手方議員⑨は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書として保存しておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の９の１・２）によれば，相手方議員⑨は，上記①及び②の視察のいずれについても，本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，

政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の９の３・４）によれば，相手方議員⑧は，上記①の視察については，ホテルパック料金として６万３９００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万７９００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告し，上記②の視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万８５００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)のとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る費用として報告したもののうち１万７０００円（＝４万７９００円＋３万３０００円－６万３９００円），上記②の視察に係る費用として報告したもののうち３万３０００円（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）の合計５万円は，目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－９）のとおり，相手方議員⑨は，議会だより印刷代・切手代・送料代として合計２２万６７１５円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑨からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１１万３３５７円は目的外支出というべきである。

ウ　事務所費

前記前提事実（別紙３－９）のとおり，相手方議員⑨は，事務所使用

料として合計３６万円を支出したところ，前記2(4)イのとおり，上記事務所（生活相談室）はその利用実態が明らかでなく，相手方議員⑨は使用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたものであるから，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，これをその名目や概括的な支出費目をもって市政に関する調査研究のために資する支出ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－９）のとおり，相手方議員⑨は，ガソリン代として合計１４万円を，タクシー代（チケット利用）として合計１２万３５３７円を，タクシー代（領収証あり）として１３５０円を，携帯電話通話料として合計９万９５１６円を，ＥＴＣ料金として合計１万１６８０円を，有料道路通行料として２００円を，スマートカード積増料金として１万５０００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑨からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１９万５６４１円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－９）のとおり，相手方議員⑨は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額が目的外支出というべきである。

(ウ)　前記前提事実（別紙３－９）のとおり，相手方議員⑨は，運転代行料として合計９０００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，運転

代行料は特段の事情がない限り市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

オ　事務費

(ア)　前記前提事実（別紙３－９）及び証拠（甲３の９の６６）によれば，相手方議員⑨は，事務用品代等として合計４万４７４３円を支出したこと，そのうち２万４１４６円は，平成２２年１０月１１日から同年１１月１０日までに購入，同月２９日に支出した「筆まめ」ソフト及びプリンタのインクの購入代金であることが認められるところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑨からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万２３７１円は目的外支出というべきである。

(イ)　これに対し，原告は，上記事務用品代等のうち「筆まめ」ソフト及びインク購入費合計２万４１４６円（平成２２年１１月２９日支出）については，政務調査活動といえない年賀状作成のために購入されたものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，「筆まめ」ソフトは，年賀状作成のパソコンソフトであるが，はがき印刷・住所録作成のためのソフトであるとも考えられるところ，上記のとおり，これとプリンタ用のインクが併せて平成２２年１０月１１日から同年１１月１０日までの間に購入されたことを併せ考慮しても，相手方議員⑨が年賀状作成のためだけに同ソフト及びインクを購入したと認めるに足りない。

したがって，原告らの上記主張は，採用することができない。

カ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－９）のとおり，相手方議員⑨は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員⑨の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計７９万５１０２円が，相手方議員⑨の不当利得金となる。

(10)　相手方議員⑩（奥村修計）について（別紙３－１０，３－５２参照）

ア　資料作成費

証拠（甲３の１０の１）によれば，相手方議員⑩は，写真の印刷（プリント）代として２９１６円を支出したことが認められるところ，原告らは，当該支出は，調査研究活動との関連性が不明なものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，相手方議員⑩は，陳述書（乙３１の１）において，当該写真について，「オランダ人教師フルベッキと坂本龍馬をはじめとする維新の志士が一堂に会したものとされた写真である。また，平成２２年当時，坂本龍馬を主人公とし，幕末の長崎を舞台とするＮＨＫ大河ドラマ『龍馬伝』が放映されていた。私は，当時の歴史的な背景を認識した上で，『維新の志士が集結したまち』として，当該写真を活かした観光ＰＲ等を行うことができないか，その方策等を議論し，調査研究を行うための資料として，当該写真を印刷したものである。」旨述べる。

この相手方議員⑩による説明には，当該写真の印刷（プリント）代が調査研究活動のための経費として支出されたことの説明として特に不自然不合理な点はない。

したがって，当該支出を目的外支出ということはできず，原告らの上

記主張は採用することができない。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－１０）のとおり，相手方議員⑩は，印刷代（市政報告書）として６万３０００円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑩からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万１５００円は目的外支出というべきである。

ウ　事務所費

証拠（甲３の１０の３～５，調査嘱託の結果）によれば，相手方議員⑩は，届出事務所の家賃として月額９万３０００円（年額１１１万６０００円）を負担し，そのうち月額５万円（年額６０万円）を事務所費として支出したことが認められる。

しかし，前記２(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認される。

そして，相手方議員⑩は，陳述書（乙２３）において，後援会事務所と届出事務所の２つが存在しており，政治活動や後援会活動は後援会事務所で行い，届出事務所では政務調査活動のみを行っていた旨述べるが，この陳述を裏付ける的確な証拠はないから，これをもって相手方議員⑩からの割合等についての合理的説明ということはできない。

したがって，相手方議員⑩が負担した各賃料の２分の１（月額４万６５００円）が政務調査費として認められるというべきであり，同額を超えて支出した部分の合計額である４万２０００円（＝〈５万円－４万６５００円〉×１２か月）は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１０）のとおり，相手方議員⑩は，ガソリン代として合計１２万０２６４円を，タクシー代として合計４９万９０５０円を，スマートカード積増代として合計５万５０００円を，携帯電話通話料として合計１１万４９６８円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑩からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３９万４６４１円は目的外支出というべきである。

これに対し，相手方議員⑩は，陳述書（乙３１の１）において，交通通信費の支出に関し，政務調査費として支出したものは全て政務調査活動に資するもののみに適正に支出している旨を述べるものの，この陳述を裏付ける的確な証拠はないから，これをもって相手方議員⑩からの割合等についての合理的説明ということはできない。

(イ)　前記前提事実（別紙３－１０）のとおり，相手方議員⑩は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額が目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－１０）のとおり，相手方議員⑩は，ハガキ・切手，事務用品等の購入費用として合計２１万１９１１円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑩からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１で

ある１０万５９５５円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－１０）のとおり，相手方議員⑩は，自民党会派に属しており，その会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員⑩の各支出のうち，上記アないしカにおいて目的外支出とされた額の合計６３万５９０２円が，相手方議員⑩の不当利得金となる。

(11)　相手方議員⑪（梶村恒男）について（別紙３－１１参照）

ア　研究研修費

(ア)　証拠（甲３の１１の２）によれば，相手方議員⑪は，平成２２年８月２０日から同月２１日にかけて横浜市中区において開催された「第２回生活保護問題議員研修会」に参加し，その参加費用として７万３３００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　もっとも，証拠（甲３の１１の２）によれば、相手方議員⑪は、上記研修会参加については、ホテルパック料金として４万６４００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万６２００円のほか，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記報告した支出のうち１万６３００円（＝４万６２００円＋１万６５００円－４万６４００円）は，目的外支出というべ

きである。

イ　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の１１の３～５，乙７の１・２，乙２９の１１の１～３）によれば，相手方議員⑪は，①平成２２年５月２８日に埼玉県三郷市の行政視察を実施し，同視察に係る費用として４万６４２０円を支出し，②同年８月２３日から同月２７日にかけて，中華人民共和国の福建省福州市及び上海市の視察を実施し，同視察に係る費用として１２万５５００円を支出し，③同年１０月２０日から同月２１日にかけて福島県郡山市の行政視察を実施し，同視察に係る費用として９万８１６０円を支出した（後日，日当１日分３３００円が多く計算されていたとして，同額を長崎市に返還した。）と報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該各支出について，相手方議員⑪は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の１１の１～３）によれば，相手方議員⑪は，上記①ないし③の各視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ)　また，原告らは，上記②の視察に係る支出について，公式訪問団としての訪問は政務調査活動ということはできないから，その全額が違法な支出である旨主張する。

たしかに，公式訪問そのものは市政に関する調査研究に資する支出と直ちに断定することはできない。

しかし，証拠（乙２９の１１の２）によれば，相手方議員⑪は，公式訪問団として実施された各イベントに参加しただけでなく，同年８月２４日から同月２５日には福州市において，同月２６日には上海市において，各施設の視察等を実施していること，その内容は，「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査」（本件使途基準）にそぐわないものではないことが認められ，公式訪問と上記視察等を切り離して考慮することが相当ともいい難い。

したがって，上記視察に係る費用には目的外支出はないというべきであるから，原告らの上記主張は採用することができない。

ウ　資料購入費

(ア)　証拠（甲３の１１の６～３１，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員⑪は，自宅分の朝日新聞購読料として合計１万８０４２円（＝月額３００７円×６か月分。平成２２年４月分～７月分，平成２３年２月分，３月分）を，自宅分の長崎新聞購読料として合計３万円（＝月額３０００円×１０か月分。平成２２年４月分から９月分，１２月分，平成２３年１月分から３月分）を，自宅分の産経新聞購読料として合計３万３０００円（＝月額３０００円×１１か月分。平成２２年４月分から６月分，８月分から１２月分，平成２３年１月分から３月分）を各支出したことが認められる。

そして，前記2(2)のとおり，自宅分の一般紙一紙分の購読料は目的外支出というべきであるから，上記各支出のうち長崎新聞購読料３万円（相手方議員⑪は，通年で２紙購読したと推認されるところ，これは政務調査費として支出したのが少ない方である。）は目的外支出と

いうべきである。

(イ) 証拠（甲３の１１の３２・３７・４０）によれば，相手方議員⑪は，「白川静・漢字の世界観」（８１９円。平成２２年４月２８日支出），「首の後ろを押すと病気が治る」（１４００円。同年１０月１６日支出），「クラゲに学ぶ」（２５２０円。同年１２月４日支出）という題名の書籍代を各支出したことが認められる。

しかし，上記の各書籍は，それらの題名に照らせば，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員⑪がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員⑪においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記の書籍代（合計４７３９円）は，その全額が目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－１１）のとおり，相手方議員⑪は，市政報告郵送代として合計６９万６３００円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑪からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３４万８１５０円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア) 前記前提事実（別紙３－１１）のとおり，相手方議員⑪は，ガソリン代として合計１９万８３０９円を，タクシー代（チケット利用）として合計２１万０６００円を，携帯電話通話料として合計８万００３５円を，駐車場代（市議会用以外）として合計６万００５０円を，道



路通行料として合計２１７０円を，スマートカード積増料金として１万円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑪からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２８万０５８１円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－１１）のとおり，相手方議員⑪は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員⑪の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計６９万５６７０円が，相手方議員⑪の不当利得金となる。

(12) 相手方議員⑫（久米ただし）について（別紙３－１２参照）

ア　資料作成費

前記前提事実（別紙３－１２）のとおり，相手方議員⑫は，コピー機リース代として合計１９万９０８０円を支出したことが認められるところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員⑫からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代）の２分の１である９万９５４０円は目的外支出というべきである。

イ　人件費

前記前提事実（別紙３－１２）のとおり，相手方議員⑫は，補助員の経費として合計６０万円（＝月額５万円×１２か月分）を支出したとこ

ろ，補助員は，通常，議員の政治活動全般を補助するために雇用されているものと考えられるから，これを特定の政務調査活動のためだけに雇用したような特段の事情がない限り，補助員は，政務調査以外の政治活動のためにも併せて雇用されていると推認される。

そして，本件証拠上，上記特段の事情をうかがわせるものはなく，相手方議員⑫からその割合等についての合理的説明はないから，前記1(2)のとおり，条理上，当該支出の２分の１である３０万円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１２）のとおり，相手方議員⑫は，ガソリン代として合計３５万４５０７円を，タクシー代（チケット利用）として合計４万６７５０円を，携帯電話通話料として合計７万１９７１円を，ケーブルテレビ利用料として合計１万７９５５円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑫からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２４万５５９０円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－１２）のとおり，相手方議員⑫は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

エ　事務費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１２）及び証拠（甲３の１２の８３～８６）によれば，相手方議員⑫は，事務用品等の購入費として合計２７万２

８００円（平成２３年３月１５日から同月２５日までに支出した切手代を除く。）を支出したことが認められるところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑫からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１３万６４００円は目的外支出というべきである。

(イ) 証拠（甲３の１２の８３～８６）によれば，相手方議員⑫は，切手代として，平成２２年３月１５日に１万６０００円を，同月２２日に５万５０００円を，同月２４日に４万円を，同月２５日に１万円を各支出したことが認められる。

しかし，相手方議員⑫が，約半月という短い期間でこれほど大量の切手を必要とした事情があるとは考え難く，これが年度末であることを併せ考慮すれば，これらは政務調査以外の目的の支出であることが推認されるところ，本件証拠上，相手方議員⑫がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員⑫においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記の切手代（合計１２万１０００円）は，その全額が目的外支出というべきである。

オ　小括

以上によれば，相手方議員⑫の各支出のうち，上記アないしエの目的外支出額の合計９１万８４３０円が，相手方議員⑫の不当利得金となる。

(13) 相手方議員⑬（桑原善弘）について（別紙３－１３，３－５２参照）

ア　資料作成費

前記前提事実（別紙３－１３）のとおり，相手方議員⑬は，写真印刷（プリント）代として２９１６円を支出したところ，原告らは，当該支

出は，調査研究活動との関連性が不明なものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，前記前提事実，証拠（甲３の１０の１，甲３の１３の１）及び弁論の全趣旨によれば，当該写真は，相手方議員⑬と同じ自民党会派に属する相手方議員⑩が印刷したものと同一の機会に印刷された写真であるところ，相手方議員⑩は，陳述書（乙３１の１）において，当該写真について，「オランダ人教師フルベッキと坂本龍馬をはじめとする維新の志士が一堂に会したものとされた写真である。また，平成２２年当時，坂本龍馬を主人公とし，幕末の長崎を舞台とするＮＨＫ大河ドラマ『龍馬伝』が放映されていた。私は，当時の歴史的な背景を認識した上で，『維新の志士が集結したまち』として，当該写真を活かした観光ＰＲ等を行うことができないか，その方策等を議論し，調査研究を行うための資料として，当該写真を印刷したものである。」旨述べる。

この相手方議員⑩による説明には，当該写真の印刷（プリント）代が調査研究活動のための経費として支出されたことの説明として特に不自然不合理な点はない。

したがって，当該支出を目的外支出ということはできず，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　広報費

証拠（甲３の１３の４）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員⑬は，議会報告会に係る公民館・集会所の使用料として７２４０円を支出したことが認められるところ，前記2(3)のとおり，かかる議会報告会の経費（広報費）には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑬からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３６２０円は目的外支

出というべきである。

ウ　事務所費

前記前提事実（別紙３－１３）のとおり，相手方議員⑬は，パソコンリース代及びコピー機リース代として合計５７万３９４０円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員⑬からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代）の２分の１である２８万６９７０円は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１３）のとおり，相手方議員⑬は，ガソリン代として合計１８万８３２４円を，駐車場代として７９０円を，タクシー代として合計２９万８０８０円を，スマートカード積増料金として合計３万５０００円を，携帯電話通話料として合計５万８０２３円を支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑬からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２９万０１０８円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－１３）のとおり，相手方議員⑬は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

証拠（甲３の１３の６２・６３）によれば，相手方議員⑬は，液晶プ

ロジェクター，８０型ワイドスクリーン及びディスプレイ接続ケーブルの購入費として合計１３万５９７５円を，コピー用紙代として１４９０円を各支出したことが認められるところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑬からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である６万８７３２円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－１３）のとおり，相手方議員⑬は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員⑬の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計７１万１２３６円が，相手方議員⑬の不当利得金となる。

(14)　相手方議員⑭（源城和雄）について（別紙３－１４，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の１４の２，乙２９の１４）によれば，相手方議員⑭は，平成２２年８月１９日から同月２０日にかけて大阪府堺市及び広島県福山市の視察を実施し，同視察に係る費用として８万１８２０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，相手方議員⑭は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の１４）によれば，相手方議員⑭は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，デジカメプリント代として合計２６７３円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員⑭からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（プリント代）の２分の１である１３３６円は目的外支出というべきである。

ウ　広報費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，議会報告書送料として合計３６万３９４０円を，議会報告書発送代行手数料として合計３万９７３０円を，封筒印刷代として８万０８５０円を，議会報告会お茶代として８８２０円を，議会報告会会場費として１万５７５０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑭からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２５万４５４５円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，写真プリント代として合計６８７０円を，デジタルプリント，印画紙代とし

て５７００円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員⑭からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（プリント代等）の２分の１である６２８５円は目的外支出というべきである。

エ　事務所費

前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，事務所使用料として合計３６万円を支出したところ，前記2(4)イのとおり，上記事務所（生活相談室）はその利用実態が明らかでなく，相手方議員⑭は，使用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたものであるから，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，これをその名目や概括的な支出費目をもって市政に関する調査研究のために資する支出ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，スマートカード積増料金として合計１万円を，ガソリン代として合計１７万１６０３円を，タクシー代（回数券利用）として１万円を，タクシー代（チケット利用）として合計２５万８５２７円を，タクシー代（領収書あり）として合計６５５０円を，駐車料金（市議会用以外）として合計２万５３３０円を，携帯電話通話料として合計９万２４４２円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑭からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２８万７２２５円は目的外支出という

べきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

(ウ) 前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，代行運転料として合計１万９８００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，運転代行料は特段の事情がない限り市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，事務用品等の購入費として合計１５万４１４５円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑭からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である７万７０７２円は目的外支出というべきである。

キ　その他

前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，デジタルカメラ修理取次手数料として１０５０円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員⑭からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（修理取次手数料はこれに含まれるというのが相当である。）の２分の１である５２５円は目的外支出という

べきである。

ク　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－１４）のとおり，相手方議員⑭は，市民クラブ会派に属しており，その会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

ケ　小括

以上によれば，相手方議員⑭の各支出のうち，上記アないしクの目的外支出額の合計１０５万１５２１円が，相手方議員⑭の不当利得金となる。

(15)　相手方議員⑮（小宮慶一）について（別紙３－１５，３－５５参照）

ア　研究研修費

証拠（甲３の１５の１・２）によれば，相手方議員⑮は，平成２２年４月２７日から同月２８日にかけて「地方議員のための環境政策と条例制定セミナー」に参加し，同セミナー参加に係る費用（参加費等１万９４２５円を含む。）として合計８万９６６５円を支出したと報告したことが認められる。

もっとも，証拠（甲３の１５の１）によれば，相手方議員⑮は，上記セミナー参加については，ホテルパック料金（１泊分）として４万４３００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万４１００円のほか，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記報告した支出のうち１万６３００円（＝４万４１００円＋

１万６５００円－４万４３００円）は，目的外支出というべきである。

イ　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の１５の４，乙２９の１５）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員⑮は，平成２３年１月２４日から同月２６日にかけて沖縄県（那覇市及び名護市）の視察を実施し，同視察に係る費用として８万７９００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該支出について，相手方議員⑮は，上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の１５）によれば，相手方議員⑮は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

また，原告らは，相手方議員⑮が実際に那覇市及び名護市において政務調査活動を行ったこと自体に疑いがある上，同記録書に名護市配布の資料が添付されているだけでは，政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料とはいえない旨主張する。

しかし，相手方議員⑮が，実際には那覇市及び名護市において政務調査活動として上記視察を行っていないにもかかわらず，同視察に係る費用を調査旅費として支出したと報告したことを認めるに足る的確な証拠はない。また，証拠（乙２９の１５）によれば，相手方議員⑮が提出した出張記録書には，名護市配布の資料が添付されているに

とどまるものの，同記録書には，那覇市における視察を含めた調査概要が記載されていることが認められ，そうであれば，これをもって上記視察に係る費用を政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料ではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の１５の４）によれば，相手方議員⑮は，上記視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（全区間分）として合計３万８５００円のほか，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記報告した支出のうち３万３０００円（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）は，目的外支出というべきである。

ウ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－１５）のとおり，相手方議員⑮は，コピー機リース代として合計１１万０８８０円を支出したところ，前記２(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員⑮からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代）の２分の１である５万５４４０円は目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－１５）のとおり，相手方議員⑮は，広報誌・封筒印刷代として１３万４４００円を，市議会だより印刷代として１４

万１７５０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑮からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１３万８０７５円は目的外支出というべきである。

オ　人件費

前記前提事実（別紙３－１５）のとおり，相手方議員⑮は，広報誌発送としてのアルバイト代として合計１２万６８６８円を支出したところ，これは広報費に準ずる支出と扱うのが相当である。

そして，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑮からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である６万３４３４円は目的外支出というべきである。

カ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１５）のとおり，相手方議員⑮は，タクシー代として合計８万９３６０円を，携帯電話通話料として合計５万１６２１円を，ガソリン代として合計８万７９０３円を，インターネット代として１万０５００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑮からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１１万９６９１円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－１５）のとおり，相手方議員⑮は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資

する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

キ　事務費

証拠（甲３の１５の６８～７０）によれば，相手方議員⑮は，ＦＡＸ機，プリンタ機及びプリンタトナーの購入費として合計５万９１５５円を支出したことが認められるところ，前記２(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑮からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万９５７７円は目的外支出というべきである。

ク　会派共通経費（自民明政クラブ等）

前記前提事実（別紙３－１５）のとおり，相手方議員⑮は，自民明政クラブ会派等に属しており，会派共通経費として合計５万５２９４円を支出したところ，後記(55)のとおり，うち３万４６７３円は目的外支出というべきである。

ケ　小括

以上によれば，相手方議員⑮の各支出のうち，上記アないしクの目的外支出額の合計５０万６０９０円が，相手方議員⑮の不当利得金となる。

(16)　原告らの請求に番号１６に係る議員（小林あきと元議員）に対する支払請求は含まれないので，欠番とする。

(17)　相手方議員⑰（佐藤正洋）について（別紙３－１７，３－５５参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の１７の２，乙２９の１７）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員⑰は，平成２３年１月２４日から同月２６日にかけて沖縄県（那覇市及び名護市）の視察を実施し，同視察に係る費用として８

万７９００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員⑰は，上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の１７）によれば，相手方議員⑰は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

また，原告らは，相手方議員⑰が実際に那覇市及び名護市において政務調査活動を行ったこと自体に疑いがある上，同記録書に名護市配布の資料が添付されているだけでは，政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料とはいえない旨主張する。

しかし，相手方議員⑰が，実際には那覇市及び名護市において政務調査活動として上記視察を行っていないにもかかわらず，同視察に係る費用を調査旅費として支出したと報告したことを認めるに足る的確な証拠はない。また，証拠（乙２９の１７）によれば，相手方議員⑰が提出した出張記録書には，名護市配布の資料が添付されているにとどまるものの，同記録書には，那覇市における視察を含めた調査概要が記載されていることが認められ，そうであれば，これをもって上記視察に係る費用を政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料ではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の１７の２）によれば，相手方議員⑰は，上記視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（全区間分）として合計３万８５００円のほか，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記報告した支出のうち３万３０００円（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－１７）のとおり，相手方議員⑰は，報告書コピー代として合計６８００円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑰からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３４００円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ア) 前記前提事実（別紙３－１７）のとおり，相手方議員⑰は，タクシー代として合計２０万４７４０円を，携帯電話通話料として合計１４万４８５９円を，ガソリン代として合計３３万４９４３円を，ＥＴＣ料金として合計５万７２００円を各支出したところ，前記２(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑰からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３７万０

８７０円は目的外支出というべきである。

(イ) 証拠（甲３の１７の５７～６１）によれば，相手方議員⑰は，議会用駐車場代として合計１万５９００円を支出したことが認められるところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

エ　事務費

証拠（甲３の１７の６２～７６）によれば，相手方議員⑰は，事務用品代等として合計３５万２６５９円（平成２２年１０月１８日支出に係る消耗品１万５６９６円〈甲３の１７の７５〉を除いたもの。）を支出したことが認められるところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑰からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１７万６３２９円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（自民明政クラブ等）

前記前提事実（別紙３－１７）のとおり，相手方議員⑰は，自民明政クラブ会派等に属しており，会派共通経費として合計５万５２９４円を支出したところ，後記(55)のとおり，うち３万４６７３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員⑰の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計６３万４１７２円が，相手方議員⑰の不当利得金となる。

(18) 相手方議員⑱（重橋照久）について（別紙３－１８参照）

ア　調査旅費

(ア) 証拠（甲３の１８の１，乙２９の１８）によれば，相手方議員⑱は，平成２３年１月２５日から同月２８日にかけて山梨県都留市，甲府市，長野市及び東京都千代田区の視察を実施し，同視察に係る費用として１３万６９８０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員⑱は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の１８）によれば，相手方議員⑱は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の１８の１）によれば，相手方議員⑱は，上記視察については，ホテルパック料金として５万１５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万１３００円，宿泊料（３泊分）として合計４万９５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち４万９３００円（＝５万１３００円＋４万９５００円－５万１５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　広報費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１８）のとおり，相手方議員⑱は，市政一般質問報告書として合計１９万１２２０円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である９万５６１０円は目的外支出というべきである。

(イ)　これに対し，相手方議員⑱は，陳述書（乙３２の１）において，同報告書について，長崎市政の動きや政務調査活動の成果としての議員個人の提言などを広く長崎市民に知らせる目的で作成しているものであり，議員個人の宣伝の側面を有しているものとはいえない旨を述べる。

しかし，証拠（乙３２の２）及び弁論の全趣旨によれば，同報告書は，相手方議員⑱が４年間の任期を終えるにあたって，平成２３年１月に，本会議定例会（平成１９年６月，平成２０年９月，平成２１年６月，平成２２年３月及び同年９月）等における自らの発言内容等を議事録から抜粋して冊子としてとりまとめたものであることが認められ，これによれば，同報告書の作成，配布には，相手方議員⑱が述べる目的のほか，同人の議員としての宣伝の側面が含まれているというべきである。

そうであれば，これをもって相手方議員⑱からその割合等について合理的説明がされたということはできない。

ウ　人件費

前記前提事実（別紙３－１８）のとおり，相手方議員⑱は，補助員の経費として合計６０万円（＝月額５万円×１２か月分）を支出したとこ

ろ，補助員は，通常，議員の政治活動全般を補助するために雇用されているものと考えられるから，これを特定の政務調査活動のためだけに雇用したような特段の事情がない限り，補助員は，政務調査以外の政治活動のためにも併せて雇用されていると推認される。

そして，本件証拠上，上記特段の事情をうかがわせるものはなく，相手方議員⑱からその割合等についての合理的説明はないから，前記1(2)のとおり，条理上，当該支出の２分の１である３０万円は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１８）のとおり，相手方議員⑱は，ガソリン代として合計１２万１１２４円を，タクシー代（月単位領収証あり）として合計１７万８６００円を，タクシー代（個別領収証あり）として合計２万４７００円を，携帯電話使用料として合計１３万２９６７円を，駐車代（市議会以外）として合計８４０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２２万９１１５円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－１８）のとおり，相手方議員⑱は，駐車場代（市議会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１８）のとおり，相手方議員⑱は，事務用

品等の購入費として合計９万１７３９円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４万５８６９円は目的外支出というべきである。

(イ) 証拠（甲３の１８の９８ないし甲３の１８の１０３）によれば，相手方議員⑱は，土地謄本等の印紙代として合計８０００円を，画面の写し取得料として合計９００円を各支出したことが認められる。

しかし，相手方議員⑱が支払伝票に貼付したのは，土地謄本等の印紙代については長崎法務協会が発行した印紙売捌証明書のみ，画面の写し取得料については長崎市役所建築指導課が発行した領収書のみであって，それらの内容をみても，当該謄本や画面の写しがいかなる調査研究活動のための資料を作成するためのものであるかは不明というほかない。そして，本件証拠上，相手方議員⑱がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員⑱からはこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出（合計８９００円）は，その全額が目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員⑱の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計７４万４６９４円が，相手方議員⑱の不当利得金となる。

(19) 相手方議員⑲（田中洋一）について（別紙３－１９，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア) 証拠（甲３の１９の３～７，乙２９の１９の１～５）によれば，相手方議員⑲は，①平成２２年９月２９日から同月３０日にかけて埼玉

県川越市の視察を実施し，同視察に係る費用として６万８２８０円を支出し，②同年１０月２８日から同月２９日にかけて鹿児島県都城市の視察を実施し，同視察に係る費用として２万３１００円を支出し，③同年１１月１７日から同月２０日にかけて北海道網走市及び名古屋市の視察を実施し，同視察に係る費用として１４万１１６０円を支出し，④平成２３年１月１７日から同月１９日にかけて東京都渋谷区，府中市の視察を実施し，同視察に係る費用として９万５４８０円を支出し，⑤同年１月３１日から同年２月１日にかけて東京都足立区の視察を実施し，同視察に係る費用として７万１２４０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員⑲は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の１９の１～５）によれば，相手方議員⑲は，上記①ないし⑤の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし⑤の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の１９の３・５～７）によれば，相手方議員⑲は，上記①の視察については，ホテルパック料金（１泊分）として４万１２００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万１０００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費と

して支出したと報告し，上記③の視察については，ホテルパック料金（３泊分）として合計８万１６００円を支出したのに対し，航空賃（全区間分）として合計７万２４００円，宿泊料（３泊分）として４万９５００円を政務調査費として支出したと報告し，上記④の視察については，ホテルパック料金として６万３９００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万７９００円，宿泊料（２泊分）として３万３０００円を政務調査費として支出したと報告し，上記⑤の視察については，ホテルパック料金（１泊分）として４万６０００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万５１００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝４万１０００円＋１万６５００円－４万１２００円），上記③の視察に係る支出として報告したもののうち４万０３００円（＝７万２４００円＋４万９５００円－８万１６００円），上記④の視察に係る支出として報告したもののうち１万７０００円（＝４万７９００円＋３万３０００円－６万３９００円），上記⑤の視察に係る支出として報告したもののうち１万５６００円（＝４万５１００円＋１万６５００円－４万６０００円）の合計８万９２００円は，目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－１９）のとおり，相手方議員⑲は，議会だよりの封筒印刷代，送料等として合計６０万４９４１円を支出したところ，

前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員⑲からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１である３０万２４７０円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－１９）のとおり，相手方議員⑲は，ガソリン代として合計１４万５１４６円を，タクシー代（チケット利用）として合計１９万２０００円を，タクシー代（回数券利用）として合計６万５０００円を，スマートカード積増料金として合計３万３０００円を，駐車場代（市議会以外）として合計２万８４３０円を，携帯電話通話料として合計４万８９３３円を，携帯電話レンタル運賃料として１０６０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑲からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２５万６７８４円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－１９）のとおり，相手方議員⑲は，運転代行料として合計１万６５３０円を支出したところ，前記2(5)のとおり，運転代行料は特段の事情がない限り市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

(ウ)　前記前提事実（別紙３－１９）のとおり，相手方議員⑲は，議会駐車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべき

である。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－１９）のとおり，相手方議員⑲は，事務用品代として合計７万５４０４円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑲からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万７７０２円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－１９）のとおり，相手方議員⑲は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員⑲の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計７４万７４１９円が，相手方議員⑲の不当利得金となる。

(20)　相手方議員⑳（筒井正興）について（別紙３－２０，３－５５参照）

ア　研究研修費

(ア)　証拠（甲３の２０の１・２，乙１９の１・２）によれば，相手方議員⑳は，平成２２年５月１２日から同月１４日にかけて東京都千代田区で開催された「平成２２年度地方自治経営学会研究大会」と題するセミナーに参加し，同セミナーの参加費として１万５５２５円を，参加旅費として９万６０４０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該支出について，相手方議員⑳作成に係る支払伝票に

は旅費に関する領収書が添付されておらず，実際にセミナーに出席したのか，仮に出席していたとしても実際の支出額が不明であるから，その全額が目的外支出である旨主張するが，上記(ア)の認定に照らし，採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（乙１９の１・２）によれば，相手方議員⑳は，上記参加旅費については，ホテルパック料金として７万０８００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万９６００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記参加旅費として報告したもののうち１万１８００円（＝４万９６００円＋３万３０００円－７万０８００円）は，目的外支出というべきである。

イ 調査旅費

(ア) 証拠（甲３の２０の５，乙２９の２０の２）によれば，相手方議員⑳は，平成２３年１月２４日から同月２６日にかけて沖縄県（那覇市及び名護市）の視察を実施し，同視察に係る費用として８万７９００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員⑳は，上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の２０の２）に

よれば，相手方議員⑳は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

また，原告らは，相手方議員⑳が実際に那覇市及び名護市において政務調査活動を行ったこと自体に疑いがある上，同記録書に名護市配布の資料が添付されているだけでは，政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料とはいえない旨主張する。

しかし，相手方議員⑳が，実際には那覇市及び名護市において政務調査活動として上記視察を行っていないにもかかわらず，同視察に係る費用を調査旅費として支出したと報告したことを認めるに足る的確な証拠はない。また，証拠（乙２９の２０の２）によれば，相手方議員⑳が提出した出張記録書には，名護市配布の資料が添付されているにとどまるものの，同記録書には，那覇市における視察を含めた調査概要が記載されていることが認められ，そうであれば，これをもって上記視察に係る費用を政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料ではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の２０の５）によれば，相手方議員⑳は，上記視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万８５００円のほか，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべ

きであるから，上記報告した支出のうち３万３０００円（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）は，目的外支出というべきである。

ウ　資料購入費

(ア)　証拠（甲３の２０の８）によれば，相手方議員⑳は，平成２２年１１月１１日に日記，手帳又はカレンダー（そのいずれかは不明である。）の購入費として１４７０円を，医学看護に係る書籍（その題名，著者及び出版社は不明である。）の購入費として１２６０円を各支出したことが認められる。

(イ)　しかし，当該支出のうち日記，手帳又はカレンダーの購入費は，通常，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員⑳がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員⑳においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出のうち日記，手帳又はカレンダーの購入費（１４７０円）は，その全額が目的外支出というべきである。

(ウ)　原告らは，当該支出のうち医学看護に係る書籍の購入費（１２６０円）について，その題名等が明らかでなく，市議会議員による政務調査との関連性が不明であるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，市政において医療ないし看護が重要な地位ないし役割を有していることに照らすと，その題名等が明らかでないことをもって，これに関する書籍の購入が「調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入」（本件使途基準）にあたらないということはできない。

したがって，同書籍の購入費に目的外支出があるということはでき

ないから，原告らの上記主張は採用することができない。

エ　事務所費

前記前提事実（別紙３－２０）のとおり，相手方議員⑳は，ＦＡＸ通信費として合計２２万０１８７円を，インターネット通信料として合計８万１５１６円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑳からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１５万０８５１円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－２０）のとおり，相手方議員⑳は，駐車場代（市議会以外）として合計１万６１３０円を，ガソリン代として合計１９万５１９９円を，タクシー代として合計２６万６７７５円を，道路通行料として合計２３６０円を，携帯電話代として合計１１万０２９９円を，ケーブルテレビ受信料として合計２万３９４０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員⑳からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３０万７３５０円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－２０）のとおり，相手方議員⑳は，議会駐車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－２０）のとおり，相手方議員⑳は，事務用品等の購入費として合計２１万４７０３円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員⑳からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１０万７３５１円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（自民明政クラブ等）

前記前提事実（別紙３－２０）のとおり，相手方議員⑳は，自民明政クラブ会派等に属しており，会派共通経費として合計５万５２９２円を支出したところ，後記㊺のとおり，うち３万４６７３円は目的外支出というべきである。

ク　小括

(ア)　以上によれば，相手方議員⑳の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計６６万２３９５円が，相手方議員⑳の不当利得金となる。

(イ)　なお，相手方議員⑳は，陳述書（乙２５）において，政務調査費は，地方自治法においてその内容を条例で定めることとされており，具体的な使途基準は，自律的に地方議会が定め運用する制度となっているところ，長崎市議会として自律的に定めた当時のマニュアル（本件マニュアル）に沿った支出を違法とする根拠がない旨述べる。

しかし，前記前提事実のとおり，本件マニュアルの内容は別紙６のとおりであり，議員から報告のあった政務調査費の支出が政務調査活動に支出した経費であることを前提に，それが本件使途基準の掲げる費目に合致するか否かの基準を定めるものというべきであって，当該

支出が政務調査活動のための経費であるか，それ以外の活動のためのものであるかの基準について触れるところがない。そして，使途内容及びその必要性についての説明責任は，議員個人が負うとするものである。したがって，相手方議員らの各支出が本件マニュアルに沿うものであることをもって，本件使途基準への適合性を推認させるものではないから，相手方議員⑳の上記陳述は，これまで述べた判断を何ら左右するものではない。

(21) 相手方議員㉑（堤勝彦）について（別紙３－２１，３－５２参照）

ア　研究研修費

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，開港５都市景観まちづくり会議２０１０神戸大会の参加旅費として７万９９７０円を支出したと報告したところ，証拠（甲３の２１の１）によれば，相手方㉑は，同旅費については，ホテルパック料金（２泊分）として４万６０００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万４０００円を，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記旅費に係る支出として報告したもののうち２万１０００円（＝３万４０００円＋３万３０００円－４万６０００円）は，目的外支出というべきである。

イ　調査旅費

(ア) 証拠（甲３の２１の３，乙２９の２１）によれば，相手方議員㉑は，平成２２年８月２３日から同月２７日にかけて，中華人民共和国の福建省福州市及び上海市の視察を実施し，同視察に係る費用として１３

万６５００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，上記視察に係る支出について，公式訪問団としての訪問は政務調査活動ということはできないから，その全額が違法な支出である旨主張する。

たしかに，公式訪問そのものは市政に関する調査研究に資する支出と直ちに断定することはできない。

しかし，証拠（乙２９の２１）によれば，相手方議員㉑は，公式訪問団として実施された各イベントに参加しただけでなく，福州市及び上海市において，各施設の視察等を実施していること，その内容は，「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査」（本件使途基準）にそぐわないものではないことが認められ，公式訪問と上記視察等を切り離して考慮することが相当ともいい難い。

したがって，上記視察に係る費用には目的外支出はないというべきであるから，原告らの上記主張は採用することができない。

ウ　資料購入費

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，長崎新聞購読料として合計３万６０００円（＝月額３０００円×１２か月）を支出したところ，前記2(2)のとおり，新聞の購読料の全額が目的外支出ということはできず，本件証拠上，これが相手方議員㉑の自宅分の購読料であることを認めるに足る証拠はない。

したがって，当該支出が目的外支出ということはできない。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，広報誌の印刷代，郵送代，ホームページの更新料等として合計４９万７０５０円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政

治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉑からその割合についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２４万８５２５円は目的外支出というべきである。

オ　事務所費

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，平成２２年４月分から同年１２月分までの事務所費として合計４５万円（＝月額５万円×９か月）を支出したところ，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉑からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２２万５０００円は目的外支出というべきである。

カ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，ガソリン代として合計７万８７５２円を，駐車場代（市議会用以外）として合計５７７０円を，道路通行料として合計１０００円を，タクシー代として合計１万５２５０円を，スマートカード積増料金として合計２万４０００円を，携帯電話使用料として合計２０万０５０６円を，インターネット接続料として合計５万５９４３円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉑からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１９万０６１０円は目的外支出というべきである。

キ　事務費

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，事務用品

等の購入費として合計９万１５４１円を支出したところ，前記２(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉑からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４万５７７０円は目的外支出というべきである。

ク　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－２１）のとおり，相手方議員㉑は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

ケ　小括

以上によれば，相手方議員㉑の各支出のうち，上記アないしクの目的外支出額の合計７７万６８１１円が，相手方議員㉑の不当利得金となる。

(22)　相手方議員㉒（津村国弘）について（別紙３－２２，３－５６参照）

ア　広報費

(ア)　前記前提事実（別紙３－２２）のとおり，相手方議員㉒は，市議会報告会での会議室利用料及び同付属施設利用料として合計２４００円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には，特段の事情のない限り，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉑からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１である１２００円は目的外支出というべきである。

(イ)　これに対し，相手方議員㉒は，陳述書（乙３３）において，同報告会は，特定の支援者ではなく，幅広く一般市民を対象としたものであり，後援会活動としての側面を否定できないとはいえない旨を述べる。

しかし，同報告会が一般市民を対象としたものであるとしても，前記２(3)で判示したとおり，これには政務調査以外の政治活動や議員としての宣伝的要素が含まれるものであって，本件証拠上，上記特段の事情をうかがわせるものはないから，かかる陳述をもって上記(ア)の判断が左右されるものではない。

イ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－２２）のとおり，相手方議員㉒は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記２(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

ウ　会派共通経費（共産党会派）

前記前提事実（別紙３－２２，５６）及び証拠（甲４の５の１１）によれば，相手方議員㉒は，共産党会派に属しており，会派共通経費として合計４４万４０１９円（原告らが，相手方議員㉒において支出したと主張する会派共通経費４２万４５３２円と事務費〈消耗品〉１万９４８７円の合計額）を支出した。

そして，後記(56)のとおり，そのうち１０万６５６４円が目的外支出というべきである。

エ　小括

以上によれば，相手方議員㉒の各支出のうち，上記アないしウの目的外支出額の合計１２万３６６４円が，相手方議員㉒の不当利得金となる。

(23)　相手方議員㉓（鶴田誠二）について（別紙３－２３，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の２３の２，乙２９の２３）によれば，相手方議員㉓は，平成２２年５月１１日から同月１２日にかけて長崎県五島市の視察

を実施し，同視察に係る費用として３万２５６０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員㉓は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の２３）によれば，相手方議員㉓は，上記視察について，本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－２３）のとおり，相手方議員㉓は，デジカメプリント代として合計３万２５０８円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㉓からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（プリント代）の２分の１である１万６２５４円は目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－２３）のとおり，相手方議員㉓は，議会だより封筒印刷代・切手代・送料として合計２２万９３７２円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉓からその割合

等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１１万４６８６円は目的外支出というべきである。

エ　事務所費

証拠（甲３の２３の２０・２１，乙３４の３，調査嘱託の結果）によれば，相手方議員㉓は，平成２２年４月分から平成２３年３月分までの届出事務所の家賃として合計４３万２０００円（＝月額３万６０００円×１２か月）を支出したことが認められる。

しかし，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認される。

そして，相手方議員㉓は，陳述書（乙２６）において，後援会事務所と届出事務所の２つが存在しており，政治活動や後援会活動は後援会事務所で行っていた旨述べるが，この陳述を裏付ける的確な証拠はないから，これをもって相手方議員㉓からの割合等についての合理的説明ということはできない。

したがって，条理上，当該支出の２分の１である２１万６０００円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－２３）のとおり，相手方議員㉓は，ガソリン代として合計１２万５５２２円を，タクシー代（チケット利用）として合計８万９７２７円を，ＥＴＣ料金として合計１万５８６０円を，ＪＲ乗車券として１万０４６０円を，スマートカード積増料金として１万円を，ネット利用料として合計３万７８００円を，携帯電話通話料として合計１５万７６２９円を，ファックス通信費として合計３万０８６４円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政

務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉓からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２３万８９３０円は目的外支出というべきである。

(イ)a　これに対し，相手方議員㉓は，上記ガソリン代について，陳述書（乙３４の１）において，２枚のカードを作成し，うち１枚（メンバーズカード〈山下石油店〉）を政務調査活動用，他の１枚（ＥＮＥＯＳカード）をその他の活動用としており，政務調査費として支出した１２万５５２２円は，いずれも政務調査活動用のカードを利用したものである旨述べる。

しかし，証拠（甲３の２３の２２～３３，乙３４の２）によれば，相手方議員㉓は，上記メンバーズカード（山下石油店）の利用に係るガソリン代を政務調査費として支出したと報告したことが認められるものの，相手方議員㉓は，毎月，１ないし３回に分けて，１か月あたり約４３リットル（平成２３年２月分）ないし約１３６リットル（平成２２年７月分）のガソリンを給油したことが認められ，かかる給油頻度ないし給油量に照らせば，これは，日常的に，すなわち，政務調査活動以外の活動にも利用されている自家用車のガソリン代であることがうかがわれる。また，相手方議員㉓は，その他の活動用というカード（ＥＮＥＯＳカード）の利用状況等を明らかにしない。

これらによれば，相手方議員㉓が２枚のカードを作成し，うち１枚の利用に係るガソリン代を政務調査費として支出したと報告したことをもって，直ちに当該ガソリン代が政務調査活動のためだけに利用されたとは認められない。

b　また，相手方議員㉓は，上記タクシー代（チケット利用）について，陳述書（乙３４の１）において，常に２冊のタクシーチケットを持ち歩き，政務調査活動とその他の活動を区別して使用していた旨を述べるが，これを裏付けるに足る的確な証拠はないから，かかる陳述をもって相手方議員㉓からの割合等についての合理的説明ということはできない。

(ｳ)　前記前提事実（別紙３－２３）のとおり，相手方議員㉓は，議会駐車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－２３）及び証拠（甲３の２３の１００）によれば，相手方議員㉓は，事務用品等の購入費等として合計５０万１７２１円（平成２２年５月１日支出に係るデジタルカメラ〈備品を含む。〉購入費４万０９３２円を含む。）を支出したことが認められ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉓からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２５万０８６０円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　これに対し，原告らは，平成２２年５月１日支出に係るデジタルカメラ（備品を含む。）購入費４万０９３２円について，相手方議員㉓は前年度にもデジタルカメラを購入しており，購入の必要性，相当性がないから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，証拠（甲１１の３・３１頁）によれば，たしかに相手方議

員㉓は，平成２１年度に１０万３２５４円を支出してデジタルカメラを購入しているものの，陳述書（乙３４の１）において，同カメラを紛失したため，平成２２年５月に新たに購入したものである旨を説明しており，この説明は不自然不合理なものとはいえない。そして，デジタルカメラは，その性質上，政務調査活動において有用な事務機器であるといえるから，その購入に必要性，相当性がないとまでいうことはできない。

そうであれば，上記購入費そのものが目的外支出であるということはできないから，原告らの上記主張は採用することができない。

キ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－２３）のとおり，相手方議員㉓は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㉓の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計８８万１４６３円が，相手方議員㉓の不当利得金となる。

(24)　相手方議員㉔（富川忠孝）について（別紙３－２４，３－５２参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の２４の１・２，乙２９の２４の１・２）によれば，相手方議員㉔は，①平成２２年４月２６日から同月２７日にかけて東京都文京区及び千代田区の視察を実施し，同視察に係る費用として７万０２４０円を支出し，②平成２３年１月２８日から同月２９日にかけて東京都中央区の視察を実施し，同視察に係る費用として７万４５４０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員㉔は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の２４の１・２）によれば，相手方議員㉔は，上記①及び②の各視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の２４の１・２）によれば，相手方議員㉔は，上記①の視察については，ホテルパック料金（１泊分）として４万４３００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万４１００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出たと報告し，上記②の視察については，ホテルパック料金（１泊分）として４万８６００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万８４００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝４万４１００円＋１万６５００円－４万４３００円），上記②の視察に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝４万８４００円＋１万６５００円－４万８６００円）の合計

３万２６００円は，目的外支出というべきである。

イ　資料購入費

前記前提事実（別紙３－２４）のとおり，相手方議員㉔は，長崎市の地図（株式会社ゼンリン製）の購入費として合計６万７０９５円を支出した。

そして，同地図は，その性質上，議員が市政に関する調査研究以外の活動のためにも併せて使用されていることが推認されるというべきところ，相手方議員㉔からその割合等についての合理的説明はないから，前記1(2)のとおり，条理上，当該支出の２分の１である３万３５４７円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－２４）のとおり，相手方議員㉔は，ガソリン代として合計９万３２２９円を，駐車場代（市議会用以外）として合計２２万０１１６円を，タクシー代（チケット利用）として合計３６万０８５０円を，タクシー代（個別利用）として合計１３５０円を，携帯電話利用料として合計２７万２８９２円を，インターネット利用料として合計８万６５６６円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉔からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５１万７５０１円は目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－２４）のとおり，相手方議員㉔は，事務用品等の購入費として合計８万８０２７円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用さ

れていると推認され，相手方議員㉔からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４万４０１３円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－２４）のとおり，相手方議員㉔は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記㊷のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㉔の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計６７万３５６７円が，相手方議員㉔の不当利得金となる。

㉕　原告らの請求に番号２５に係る議員（鳥居直記元議員）に対する支払請求は含まれないので，欠番とする。

㉖　相手方議員㉖（中田剛）について（別紙３－２６，３－５６参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の２６の１・２，乙２９の２６）によれば，相手方議員㉖は，①平成２２年５月１２日から同月１５日にかけて川崎市，長野市及び新潟市の視察を実施し，同視察に係る費用として１５万１９７０円を支出し，②同年１０月３日から同月６日にかけて徳島市，兵庫県赤穂市及び鳥取市の視察を実施し，同視察に係る費用として１２万５１８０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，上記②の視察に係る支出について，相手方議員㉖は視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研

究活動とはいえない旨主張する。

しかし，証拠（乙２９の２６）によれば，相手方議員㉖は，上記②の視察について，行政視察報告書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記②の視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の２６の１・２）によれば，相手方議員㉖は，上記①の視察については，ホテルパック料金として４万４３００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万４１００円，宿泊料（３泊分）として合計４万９５００円を政務調査費として支出したと報告し，上記②の視察については，ホテルパック料金として８万５８８０円を支出したのに対し，鉄道賃（往復）として合計５万８４４０円，宿泊料（３泊分）として合計４万９５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃ないし鉄道賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち４万９３００円（＝４万４１００円＋４万９５００円－４万４３００円），上記②の視察に係る支出として報告したもののうち２万２０６０円（＝５万８４４０円＋４万９５００円－８万５８８０円）の合計額である７万１３６０円は，目的外支出というべきである。

イ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－２６）のとおり，相手方議員㉖は，議会用駐車場代（駐車場代精算戻し金分を除く。）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であっ

て市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

ウ　会派共通経費（共産党会派）

(ア)　前記前提事実（別紙３－２６）のとおり，相手方議員㉖は，共産党会派に属しており，会派共通経費として合計４４万４０１４円を支出したところ，後記(56)のとおり，うち１０万６５６３円が目的外支出というべきである。

(イ)　これに対し，原告らは，相手方議員㉖が広聴費として市民アンケート印刷代及び返信用郵便代合計１６万３５７８円を支出し，同アンケートは後援会活動としての側面を否定できないから，当該支出の２分の１は目的外支出というべきである旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙２，別紙３－２６・５６）のとおり，上記広聴費は，相手方議員㉖が支出したものではなく，共産党会派が広報費ないし広聴費として支出したものであって，原告らの上記主張は失当である。

また，証拠（甲５の５の７９・８０）及び弁論の全趣旨によれば，同アンケートは，共産党会派に属する相手方議員らが長崎市民の市政や各政策に対する要望，意見等を聴取するために作成した上，これを１０万枚印刷し，返信用封筒等とともに市民に配布したものであることが認められ，その内容及び配布対象に照らせば，同アンケートに要する費用は「議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望，意見等を吸収するための会議等に要する経費」（本件使途基準）にあたると認められ，同アンケートに共産党会派の後援会活動としての側面があるということはできない。

したがって，いずれにしても原告らの上記主張は採用することがで

きない。

エ　小括

以上によれば，相手方議員㉖の各支出のうち，上記アないしウの目的外支出額の合計１９万３８２３円が，相手方議員㉖の不当利得金となる。

(27)　相手方議員㉗（中西敦信）について（別紙３－２７，３－５６参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の２７の１，乙２９の２７）によれば，相手方議員㉗は，平成２２年８月１７日から同月２０日にかけて北海道帯広市，苫小牧市及び札幌市の視察を実施し，同視察に係る費用として１４万６５３０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該支出について，相手方議員㉗は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，証拠（乙２９の２７）によれば，相手方議員㉗は，上記視察について政務調査報告書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　会派共通経費（共産党会派）

前記前提事実（別紙３－２７）のとおり，相手方議員㉗は，共産党会派に属しており，会派共通経費として合計４４万４０１４円を支出したところ，後記(56)のとおり，うち１０万６５６３円が目的外支出というべきである。

ウ　小括

以上によれば，相手方議員㉗の各支出のうち，上記イの目的外支出額である１０万６５６３円が，相手方議員㉗の不当利得金となる。

(28)　相手方議員㉘（中村すみ代）について（別紙３－２８参照）

ア　研究研修費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，①「第８回全国地方議員交流会」の参加旅費として１０万２９００円を，②「第１２期自治政策講座ｉｎ金沢」の参加旅費として１０万２３６０円を支出したと報告したところ，証拠（甲３の２８の１・３）によれば，相手方議員㉘は，上記①の交流会の参加については，ホテルパック料金として５万５７００円（２泊分）を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万５５００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告し，上記②の講座の参加については，ホテルパック料金として４万４８００円(２泊分)を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万４６００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の参加に係る支出として報告したもののうち３万２８００円（＝５万５５００円＋３万３０００円－５万５７００円），上記②の参加に係る支出として報告したもののうち３万２８００円（＝４万４６００円＋３万３０００円－４万４８００円)の合計６万５６００円は，目的外支出というべきである。

イ　調査旅費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，①行政視察旅費（川崎市）等として６万４７００円を，②行政視察旅費（前橋市）等として９万０７３０円を支出したと報告したところ，証拠（甲３の２８の６・９）によれば，相手方議員㉘は，上記①の視察については，ホテルパック料金として３万７８００円（１泊分）を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万７６００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告し，上記②の視察については，ホテルパック料金として５万１６００円（１泊分）を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万１４００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝３万７６００円＋１万６５００円－３万７８００円），上記②の参加に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝５万１４００円＋１万６５００円－５万１６００円）の合計額３万２６００円は，目的外支出というべきである。

ウ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，コピー機リース代として合計３万３９１５円を支出したところ，前記２(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㉘からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代）の２分の１である１万６９５７円は目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，ホームページ作成費として２１万２８４０円を，切手代として合計３万９４６５円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉘からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１２万６１５２円は目的外支出というべきである。

オ　人件費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，臨時的補助員代として合計１０万８０５０円を支出したところ，補助員は，通常，議員の政治活動全般を補助するために雇用されているものと考えられるから，これを特定の政務調査活動のためだけに雇用したような特段の事情がない限り，補助員は，政務調査以外の政治活動のためにも併せて雇用されていると推認される。

そして，本件証拠上，上記特段の事情をうかがわせるものはなく，相手方議員㉘からその割合等についての合理的説明はないから，前記1(2)のとおり，条理上，当該支出の２分の１である５万４０２５円は目的外支出というべきである。

カ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，スマートカード積増料金として合計１３万円を，タクシー代として合計１０万４４７０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉘からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各

支出の２分の１の合計額である１１万７２３５円は目的外支出というべきである。

キ　事務費

前記前提事実（別紙３－２８）のとおり，相手方議員㉘は，事務用品等の購入費として合計１３万６７４１円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉘からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である６万８３７０円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㉘の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計４８万０９３９円が，相手方議員㉘の不当利得金となる。

㉙　相手方議員㉙（中村照夫）について（別紙３－２９，３－５４参照）

ア　資料購入費

証拠（甲３の２９の２～２６，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㉙は，自宅分の長崎新聞購読料として合計１万２０００円（＝月額３０００円×４か月分）を支出したことが認められるところ，前記2(2)のとおり，自宅分の一般紙一紙分の購読料は目的外支出というべきであるから，その全額が目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－２９）のとおり，相手方議員㉙は，議会報告書送料として合計５９万４６１７円を，議会報告書印刷費として３３万９２００円を，封筒印刷費として合計１３万１４６０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉙からその割合



等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５３万２６３８円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－２９）のとおり，相手方議員㉙は，ガソリン代として合計２６万９５６８円を，バイパス代として合計１６５０円を，駐車料金（市議会用以外）として合計3万１４３０円を，タクシー代（チケット利用）として合計１９万５１７７円を，有料道路代として１００円を，携帯電話通話料として合計５万５５５３円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉙からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２７万６７３８円は目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－２９）のとおり，相手方議員㉙は，事務用品購入費等として合計４５８０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉙からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２２９０円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－２９）のとおり，相手方議員㉙は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㉙の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計８５万２４９９円が，相手方議員㉙の不当利得金となる。

(30) 相手方議員㉚（西田実伸）について（別紙３－３０，３－５４参照）

ア　資料購入費

証拠（甲３の３０の３）によれば，相手方議員㉚は，平成２２年８月１７日に「スピーチの仕方・最大効果をあげる６０のコツ」という題名の図書購入費として１７００円を支出したことが認められる。

しかし，上記図書は，その題名に照らし，一般教養の域を出ない書籍であって，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㉚がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㉚においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出はその全額が目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，広報紙，報告書印刷代及び広報紙，封筒印刷代として合計１５万６４５０円を，議会だより切手代及び同送料として合計１３万７２４０円を，ホームページ作成費として７万３５００円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉚からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１８万３５９５円は目的外支出というべきである。

ウ　事務所費

前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，事務所使用料として合計３６万円を支出したところ，前記2(4)イのとおり，上記

事務所（生活相談室）はその利用実態が明らかでなく，相手方議員㉚は，使用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたものであるから，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，これをその名目や概括的な支出費目をもって，市政に関する調査研究のために資する支出ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，ガソリン代として合計１８万１５７７円を，タクシー代（チケット利用）として合計２８万３０１３円を，タクシー代（回数券利用）として１万円を，タクシー代（領収書あり）として合計３万０１５０円を，駐車場代（市議会用以外）として合計１万４３８０円を，バイパス回数券として５２５０円を，スマートカード積増料金として１万円を，携帯電話通話料として合計１８万３６６６円を，インターネット利用料として３万２３４０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉚からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３７万５１８７円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，運転代行料として合計５万０３００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，運転代行料は特段の事情がない限り市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

(ウ)　前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，議会駐

車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記２(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，事務用品代等として合計１８万７０８４円を支出したところ，前記２(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉚からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である９万３５４２円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－３０）のとおり，相手方議員㉚は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員㉚の各支出のうち，上記アないし力の目的外支出額の合計１１０万９０５７円が，相手方議員㉚の不当利得金となる。

(31)　相手方議員㉛（野口達也）について（別紙３－３１，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の３１の２・３，乙２９の３１の１・２）によれば，相手方議員㉛は，①平成２２年９月２７日から同月２８日にかけて千葉県長生郡白子町の視察を実施し，同視察に係る費用として７万００６

０円を支出し，②同年１１月１１日から同月１２日にかけて沖縄県（沖縄市及び那覇市）の視察を実施し，同視察に係る費用として６万０３４０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員㉛は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の３１の１・２）によれば，相手方議員㉛は，上記①及び②の各視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) また，原告らは，上記各視察が市政に関する調査研究活動といえるとしても，その必要性，合理性が認められず，全額が目的外支出というべきである旨主張する。

しかし，前記(イ)のとおり，相手方議員㉛が作成，保管した出張記録書等によれば，上記①及び②の各視察が政務調査活動のために行ったといえるところ，前記１(2)のとおり，政務調査費をどのように活用するかは，第一義的には議員の自律的判断に委ねられているから，上記各視察の必要性，合理性についても，その判断は，第一義的には相手方議員㉛に委ねられているというべきである。そして，上記出張記録書等の内容等に照らすと，これが社会通念上，市政に関する調査研究に資するため必要な支出ということができないとまでいうことはで

きない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(エ) もっとも，証拠（甲３の３１の３）によれば，相手方議員㉛は，上記②の視察については，ホテルパック料金として３万５８００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万３３００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記②の視察に係る支出として報告したもののうち１万４０００円（＝３万３３００円＋１万６５００円－３万５８００円）は，目的外支出というべきである。

イ　事務所費

証拠（甲３の３１の４～６，調査嘱託の結果）によれば，相手方議員㉛は，届出事務所の賃借料及び振込手数料として７６万９２２４円（＝月額６万４１０２円×１２か月）を負担し，うち６０万円（＝月額５万円×１２か月）を事務所賃借料として計上したことが認められる。

しかし，前記２(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認されるところ，相手方議員㉛からその割合等についての合理的説明はないから，相手方議員㉛が計上した６０万円のうち実際に負担した賃借料等７６万９２２４円の２分の１を超えた部分である２１万５３８８円（＝６０万円－〈７６万９２２４円÷２〉）は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ｱ) 前記前提事実（別紙３－３１）のとおり，相手方議員㉛は，ガソリン代として合計３２万４５４１円を，タクシー交通費として合計２２万１４２７円を，携帯電話通話料として１４万３５９２円を，有料道路回数券として５２５０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉛からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３４万７４０４円は目的外支出というべきである。

(ｲ) 前記前提事実（別紙３－３１）のとおり，相手方議員㉛は，議会駐車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－３１）のとおり，相手方議員は，事務用品代として合計１２万０６７４円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉛からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である６万０３３７円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－３１）のとおり，相手方議員㉛は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記㊹のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㉛の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計６８万１８６２円が，相手方議員㉛の不当利得金となる。

(32)　相手方議員㉜（野口三孝）について（別紙３－３２，３－５５参照）

ア　調査旅費

前記前提事実（別紙３－３２）のとおり，相手方議員㉜は，東京都豊島区役所行政視察に係る費用として６万８７４０円を支出したと報告したところ，証拠（甲３の３２の５）によれば，相手方議員㉜は，上記視察については，ホテルパック料金として４万２８００円（１泊分）を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万２６００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝４万２６００円＋１万６５００円－４万２８００円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料購入費

(ア)　証拠（甲３の３２の１７～２７，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㉜は，自宅分の産経新聞購読料として３万３０００円（＝月額３０００円×１１か月分）を支出したことが認められるところ，前記２(2)のとおり，新聞購読料の全額が目的外支出ということはできず，本件証拠上，これが相手方議員㉜の自宅分の購読料と認めるに足る証拠はない。

(イ)　前記前提事実（別紙３－３２）のとおり，相手方議員㉜は，「文藝

春秋」及び「正論」の書籍代として合計１万８２５０円を支出したところ，原告らは，「文藝春秋」は大衆誌であることから，その購入は政務調査とはおよそ関連性が認められないとして，上記書籍代のうち「文藝春秋」の代金額９３７０円は目的外支出である旨主張する。

しかし，「文藝春秋」が月刊大衆誌であるとしても，同誌を購読することには議員の行う政務調査活動の前提となる情報収集手段として意義がないとはいえず，「調査研究活動のために必要な図書，資料等」（本件使途基準）にあたらないとまでいうことはできないから，原告らの上記主張は採用することができない。

ウ　事務所費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３２）のとおり，相手方議員㉜は，事務所費として６０万円（＝月額５万円×１２か月）を支出したところ，前記２(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉜からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３０万円は目的外支出というべきである。

(イ)　これに対し，相手方議員㉜は，陳述書（乙２７）において，政治活動や後援会活動は自宅に併設された事務所で行っており，届出事務所は，政務調査活動を行うための事務所として設置したものである旨述べるが，この供述を裏付ける的確な証拠はなく，また，これをもって相手方議員㉜からの割合等についての合理的説明ということはできない。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３２）のとおり，相手方議員㉜は，タクシ

一代として合計２２万０１４５円を，携帯電話使用料として合計４万７６９７円を，ガソリン代として合計１１万６５５０円を，ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）年間受信料として合計５９８５円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉜からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１９万５１８７円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－３２）のとおり，相手方議員㉜は，駐車場代（市議会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

証拠（甲３の３２の９８）によれば，相手方議員㉜は，長崎市の地図（株式会社ゼンリン製）の購入費として６万７０９５円を支出したことが認められる。

そして，同地図は，その性質上，議員が市政に関する調査研究以外の活動のためにも併せて使用していることが推認されるところ，相手方議員㉔からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万３５４７円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（自民明政クラブ等）

前記前提事実（別紙３－３２）のとおり，相手方議員㉜は，平成２２年４月１日から同年１２月１３日まで自民明政クラブ会派等に属しており，会派共通経費として合計３万７５０９円を支出したところ，後記(55)のとおり，うち２万２５９３円は目的外支出というべきである。

キ　小括

(ア)　以上によれば，相手方議員㉜の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計５８万３５２７円が，相手方議員㉜の不当利得金となる。

(イ)　なお，相手方議員㉜は，陳述書（乙２７）において，政務調査費は，地方議会で使途基準を定めて運用する制度となっており，当時のマニュアル（本件マニュアル）に沿った支出は違法でない旨述べる。

しかし，前記前提事実のとおり，本件マニュアルの内容は別紙６のとおりであり，議員から報告のあった政務調査費の支出が政務調査活動に支出した経費であることを前提に，それが本件使途基準の掲げる費目に合致するか否かの基準を定めるものというべきであって，当該支出が政務調査活動のための経費であるか，それ以外の活動のためのものであるかの基準について触れるところがない。そして，使途内容及びその必要性についての説明責任は，議員個人が負うとするものである。したがって，相手方議員らの各支出が本件マニュアルに沿うものであることをもって，本件使途基準への適合性を推認させるものではないから，相手方議員㉜の上記陳述は，これまで述べた判断を何ら左右するものではない。

(33)　相手方議員㉝（東満敏）について（別紙３－３３，３－５２参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の３３の１，乙２９の３３）によれば，相手方議員㉝は，平成２２年９月２９日から同年１０月１日にかけて東京都台東区の視察を実施し，同視察に係る費用として８万４４４０円を支出したと報告した。

(イ)　原告らは，当該支出について，相手方議員㉝は上記視察によって得

られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の３３）によれば，相手方議員㉝は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の３３の１）によれば，相手方議員㉝は，上記視察については，ホテルパック料金（２泊分）として５万８５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万８３００円，宿泊料（１泊分）として１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る支出として報告したもののうち１万６３００円（＝５万８３００円＋１万６５００円－５万８５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－３３）によれば，相手方議員㉝は，写真印刷代として２９１６円を支出したところ，原告らは，当該支出は，調査研究活動との関連性が不明なものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，前記前提事実，証拠（甲３の１０の１，甲３の３３の２）及び弁論の全趣旨によれば，当該写真は，相手方議員㉝と同じ自民党会派に属する相手方議員⑩が印刷したものと同一の機会に印刷された写真であるところ，相手方議員⑩は，当該写真について，陳述書（乙３１の１）において，「オランダ人教師フルベッキと坂本龍馬をはじめとする維新の志士が一堂に会したものとされた写真である。また，平成２２年当時，坂本龍馬を主人公とし，幕末の長崎を舞台とするＮＨＫ大河ドラマ『龍馬伝』が放映されていた。私は，当時の歴史的な背景を認識した上で，『維新の志士が集結したまち』として，当該写真を活かした観光ＰＲ等を行うことができないか，その方策等を議論し，調査研究を行うための資料として，当該写真を印刷したものである。」旨述べる。

この説明は，当該写真の印刷代が調査研究活動のための経費として支出されたことの説明として特に不自然不合理な点はないものといえる。

したがって，当該支出を目的外支出ということはできず，原告らの上記主張は採用することができない。

ウ　資料購入費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，読売新聞購読料として合計３万６０００円（＝月額３０００円×１２か月分）及び長崎新聞・日経新聞の購読料として合計３万６０００円（＝月額３０００円×１２か月分）を各支出したところ，前記2(2)のとおり，新聞の購読料の全額が目的外支出ということはできず，本件証拠上，これらが相手方議員㉝の自宅分の購読料であることを認めるに足る証拠はない。

したがって，当該各支出が目的外支出ということはできない。

(ｲ)　証拠（甲３の３３の１９）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員

㉝は，月刊誌「ＭＯＫＵ」の購読料１万９２００円を書籍代として支出したことが認められる。

しかし，上記月刊誌は，趣味的な色彩が濃いか，一般教養の域を出ない雑誌であると考えられ，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㉝がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㉝においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出はその全額が目的外支出というべきである。

エ　事務所費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，事務所家賃等として合計３７万０２４８円（＝月額３万０８５４円×１２か月）を支出したところ，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉝からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１８万５１２４円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，コピー機リース料として合計１９万６５６０円を，コピー機カートリッジ代として２１００円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員㉝からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料である当該各支出の２分の１の合計額である９万９３３０円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，ガソリ

ン代として合計３５万９１５９円を，ＥＴＣ利用料として合計２万３２５０円を，駐車場代（市議会用以外）として合計４万７４９０円を，タクシー代として合計４６５０円を，携帯電話利用料として合計４万６５５３円を各支出したところ，前記２(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉝からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２４万０５５０円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記２(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，事務用品等の購入費として合計３６０１円を支出したところ，前記２(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉝からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１８００円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－３３）のとおり，相手方議員㉝は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㉝の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計６２万４１１０円が，相手方議員㉝の不当利得金となる。

㉞　相手方議員㉞（久八寸志）について（別紙３－３４，３－５３参照）

ア　調査旅費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，①平成２２年８月２５日から同月２６日にかけて沖縄県の視察を実施し，同視察に係る費用として６万９７７０円を支出し，②同年１１月４日から同月５日にかけて福岡市及び大分県国東市の視察を実施し，同視察に係る費用として４万７５１０円を支出し，③同月８日に佐世保市ハウステンボスの視察を実施し，同視察に係る費用として４５１０円を支出したと報告した。

(イ)　原告らは，当該各支出について，相手方議員㉞は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の３４の１～３）によれば，相手方議員㉞は，上記①ないし③の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし③の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ)　もっとも，証拠（甲３の３４の４）によれば，相手方議員㉞は，上記①の視察については，ホテルパック料金（１泊分）として４万３５

００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万３５００円，宿泊料（１泊分）として合計１万６５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち１万６５００円（＝４万３５００円＋１万６５００円－４万３５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，議員控室コピー代として合計４万９７０１円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㉞からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（コピー代）の２分の１である２万４８５０円は目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，広報紙印刷代として６万３０００円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉞からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万１５００円は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，ガソリン代として合計２２万１０８９円を支出したところ，前記2(5)のとお

り，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉞からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１１万０５４４円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，プリンターインク代として１万１２８０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉞からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である５６４０円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（公明党会派）

前記前提事実（別紙３－３４）のとおり，相手方議員㉞は，公明党会派に属しており，会派共通経費（公明党会派）として合計１２万５７８３円を支出したところ，後記㊸のとおり，うち５万３２７５円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る５万２８２８円（＝１２万５７８３円×４２％〈原告ら主張の違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員㉞の各支出のうち，上記アないしカの目的

外支出額の合計２５万７７６２円が，相手方議員㉞の不当利得金となる。

㉟　相手方議員㉟（平戸都紀子）について（別紙３－３５，３－５４参照）

ア　資料購入費

証拠（甲３の３５の１～８，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㉟は，自宅（兼事務所）分の毎日新聞購読料として合計２万７０００円（＝月額３０００円×９か月分）を支出したことが認められるところ，前記２(2)のとおり，自宅分の一般紙一紙分の購読料は目的外支出というべきであるから，当該支出の全額が目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－３５）のとおり，相手方議員㉟は，議会報告書印刷費として合計２７万４０５０円を，議会報告書送料として合計３６万９２７９円を，封筒印刷費として合計６万３０００円を各支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㉟からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１である３５万３１６４円は目的外支出というべきである。

ウ　事務所費

証拠（甲３の３５の２１～２９，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㉟は，長崎市内のマンションの一室の住所を自宅としてだけでなく政務調査事務所として長崎市に届け出た上，同マンションの家賃５０万円（＝月額５万円×１０か月分）を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，自宅マンションの家賃は，相手方議員㉟が議員でなくとも支出するものであるから，これが市政に関する調査研究に資するため必要

な経費ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３５）のとおり，相手方議員㉟は，タクシー代（チケット利用）として合計８万４３２７円を，携帯電話通話料として合計２万７３４０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㉟からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５万５８３３円は目的外支出というべきである。

(イ)　証拠（甲３の３５の４２～５３，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㉟は，伊王島・長崎港間フェリーの定期券代として合計２８万０８００円（＝月額２万３４００円×１２か月分）を支出したこと及び伊王島には相手方議員㉟の後援会事務所があることが認められる。

しかし，伊王島の面積や人口規模等に照らせば，政務調査のために伊王島に日常的に通う必要があるとは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㉟がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㉟においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出はその全額が目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－３５）のとおり，相手方議員㉟は，事務用品等の購入費として合計１１万７８８０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㉟からその割合等についての合理的

説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である５万８９４０円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－３５）のとおり，相手方議員㉟は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記㈭のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員㉟の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計１３０万４５７０円が，相手方議員㉟の不当利得金となる。

㈥　相手方議員㊱（平野だいとし〈大寿〉）について（別紙３－３６，３－５３参照）

ア　調査旅費

㈠　証拠（甲３の３６の５～１４，乙２９の３６の１～９）によれば，相手方議員㊱は，①平成２２年８月１６日から同月１８日にかけて埼玉県川越市，栃木県那須郡那珂川町及び名古屋市の視察を実施し，同視察に係る費用として１４万６６２０円を支出し，②同年１０月６日から同月７日にかけて鹿児島市及び鹿児島県日置市の視察を実施し，同視察に係る費用として５万１９４０円を支出し，③同月２６日から同月２７日にかけて福岡市及び福岡県筑後市の視察を実施し，同視察に係る費用として３万６０８０円を支出し，④同年１１月８日に佐世保市（ハウステンボス）の視察を実施し，同視察に係る費用として４５１０円を支出し，⑤同月１５日に五島市の視察を実施し，同視察に係る費用として１万３０１０円を支出し，⑥同月１９日に雲仙市の視

察を実施し，同視察に係る費用として４３９０円を支出し，⑦平成２３年１月１９日から同月２０日にかけて福岡県上毛町，春日市及び佐世保市の視察を実施し，同視察に係る費用として４万５８５０円を支出し，⑧同月２６日から同月２８日にかけて東京都練馬区及び北海道函館市の視察を実施し，同視察に係る費用として１４万８４００円を支出し（同月２９日の旅費追給代１万９８００円を含む。），⑨同年２月１３日に佐世保市の視察を実施し，同視察に係る費用として４４３０円を支出したと報告した。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員㊱は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の３６の１～９）によれば，相手方議員㊱は，上記①ないし⑨の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし⑨の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の３６の１２・１４）によれば，相手方議員㊱は，上記⑧の視察（天候不順により延泊となった平成２３年１月２９日を除く。）については，ホテルパック料金（２泊分）として８万２０００円を支出したのに対し，航空賃（全区間分）として合計８万１６００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記⑧の視察に係る支出として報告したもののうち3万2600円（＝8万1600円＋3万3000円－8万2000円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙3－36）のとおり，相手方議員㊱は，コピー機リース代として合計13万8600円を，議員控室コピー代として合計3万7981円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㊱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料である当該各支出の2分の1の合計額である8万8290円は目的外支出というべきである。

ウ　資料購入費

証拠（甲3の36の40・45～47）によれば，相手方議員㊱は，平成22年8月4日に「梅屋庄吉と孫文」という題名の書籍を2000円で，同年11月22日に「100歳までボケない101の方法」という題名の書籍を735円で，平成23年2月7日に「ガンを自分で治した医師の『ガン治し』本気塾」という題名の書籍を1400円で，同月17日に「革命をプロデュースした日本人」という題名の書籍を1785円で各購入し，これらを書籍代として支出したことが認められる。

しかし，上記の各書籍は，その題名に照らし，いずれも政務調査活動に必要な資料とは直ちに考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㊱がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊱においてこれを積極的に補足する説明はされ

ていない。

したがって，上記書籍代（合計５９２０円）はその全額が目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－３６）のとおり，相手方議員㊱は，ホームページ更新料として２万１０００円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万０５００円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－３６）のとおり，相手方議員㊱は，ガソリン代として合計１４万５５０２円を，スマートカード積増料金として合計１万３０００円を，駐車場代（市議会用以外）として合計６０６０円を，タクシー代として合計１万１３００円を，携帯（電話）通話料として合計１２万５９０８円を，インターネット・ルーター保守代として合計５万０４００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１７万６０８５円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－３６）のとおり，相手方議員㊱は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その

全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－３６）のとおり，相手方議員㊱は，事務用品等の購入費として合計２２万２４０８円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１１万１２０４円は目的外支出というべきである。

キ　その他

前記前提事実（別紙３－３６）のとおり，相手方議員㊱は，パソコン修理代及びＨＤＤ（ハードディスク）修理代として合計２万５８００円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員㊱からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（修理代）である当該各支出の２分の１の合計額である１万２９００円は目的外支出というべきである。

ク　会派共通経費（公明党会派）

前記前提事実（別紙３－３６）のとおり，相手方議員㊱は，公明党会派に属しており，会派共通経費として合計１２万５７８２円を支出したところ，後記㊸のとおり，うち５万３２７５円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る５万２８２８円（＝１２万５７８２円×４２％〈原告ら主張の違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

ケ　小括

以上によれば，相手方議員㊱の各支出のうち，上記アないしクの目的

外支出額の合計５０万６２２７円が，相手方議員㊱の不当利得金となる。

(37) 相手方議員㊲（深堀浩）について（別紙３－３７，３－５４参照）

ア　資料作成費

前記前提事実（別紙３－３７）のとおり，相手方議員㊲は，パソコンリース料として合計４万３４７０円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㊲からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース料）の２分の１である２万１７３５円は目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－３７）のとおり，相手方議員㊲は，議会報告書印刷費として合計５５万５０３０円を，封筒印刷費として合計１９万６７７０円を，議会報告書送料として合計１９万４９９５円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊲からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４７万３３９７円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ｱ)a　前記前提事実（別紙３－３７）のとおり，相手方議員㊲は，ガソリン代として合計２３万０５７６円を，タクシー代（チケット利用）として合計１３万９６２７円を，タクシー代として２０００円を，駐車料金（市議会用以外）として合計１万３０４０円を，携帯電話通話料として合計１２万１９８２円を，スマートカード代として１万円を，バイパス代としてとして合計１５３０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は，特段の事情のない限り，政

務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，本件証拠上，上記特段の事情を認めるに足る証拠はなく，相手方議員㊲からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２５万９３７７円は目的外支出というべきである。

b　なお，相手方議員㊲は，上記携帯電話通話料金について，陳述書（乙３５の１）において，平成２２年当時，政務調査活動用の携帯電話機（０８０－５２１６－××××）と，その他の活動用の携帯電話機（０９０－８３５５－△△△△）の２台を所持し，これらを区別して使用していた旨述べる。

しかし，証拠（甲３の３７の１１４，甲３の３７の１１９，乙３５の２）及び弁論の全趣旨によれば，たしかに相手方議員㊲は，平成２２年当時，上記の２台の携帯電話機を所持していたことが認められるものの，このうち通話料金を政務調査費として支出したとする携帯電話機（０８０－５２１６－××××）は，少なくとも平成２２年９月中及び平成２３年１月中には，家族間通話に使用されたことが認められる。そして，相手方議員㊲は，その他の活動用とする携帯電話機（０９０－８３５５－△△△△）の使用状況を明らかにしない。

これらによれば，相手方議員㊲が，この携帯電話機（０８０－５２１６－××××）を政務調査活動のためだけに使用していたとは認められないから，かかる相手方議員㊲の陳述をもって，上記ａの特段の事情ということはできない。

(イ)　前記前提事実（別紙３－３７）のとおり，相手方議員㊲は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のと

おり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－３７）のとおり，相手方議員㊲は，事務用品等の購入費として合計７万３５３８円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊲からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万６７６９円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－３７）のとおり，相手方議員㊲は，市民クラブ会派に属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㊲の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計８３万６０１１円が，相手方議員㊲の不当利得金となる。

(38)　相手方議員㊳（深堀義昭）について（別紙３－３８，３－５２参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の３８の１・２，乙２９の３８の１・２）によれば，相手方議員㊳は，①平成２２年９月２４日から同月２７日にかけて千葉県の視察を実施し，同視察に係る費用として１４万０３２０円を支出し，②平成２３年１月２４日，佐世保市の視察を実施し，同視察に係る費用として２万３６００円を支出したと報告したことが認められ

る。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員㊳は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の３８の１・２）によれば，相手方議員㊳は，上記①及び②の各視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の３８の１）によれば，相手方議員㊳は，上記①の視察については，国内航空券及び宿泊料（４泊分）として合計１１万２０００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万３８００円，宿泊料（４泊分）として合計６万６０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち７８００円（＝５万３８００円＋６万６０００円－１１万２０００円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－３８）によれば，相手方議員㊳は，写真印刷代として２９１６円を支出したことが認められるところ，原告らは，当

該支出は，調査研究活動との関連性が不明なものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，前記前提事実，証拠（甲３の１０の１，甲３の３８の３）及び弁論の全趣旨によれば，当該写真は，相手方議員㊳と同じ自民党会派に属する相手方議員⑩が印刷したものと同一の機会に印刷された写真であるところ，相手方議員⑩は，当該写真について，陳述書（乙３１の１）において，「オランダ人教師フルベッキと坂本龍馬をはじめとする維新の志士が一堂に会したものとされた写真である。また，平成２２年当時，坂本龍馬を主人公とし，幕末の長崎を舞台とするＮＨＫ大河ドラマ『龍馬伝』が放映されていた。私は，当時の歴史的な背景を認識した上で，『維新の志士が集結したまち』として，当該写真を活かした観光ＰＲ等を行うことができないか，その方策等を議論し，調査研究を行うための資料として，当該写真を印刷したものである。」旨述べる。

この説明は，当該写真の印刷代が調査研究活動のための経費として支出されたことの説明として特に不自然不合理な点はないものといえる。

したがって，当該支出を目的外支出ということはできず，原告らの上記主張は採用することができない。

ウ　広報費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－３８）のとおり，相手方議員㊳は，市政報告書切手代として合計６５万円を，市政報告書印刷費として２１万円を各支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊳からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４３万円は目的外支出というべきである。

(イ) なお，上記市政報告書切手代としての支出（合計６５万円）に関し，証拠（甲３の３８の４）によれば，当該支出に係る支払伝票の「摘要」欄には「合計￥１，２７４，８４５（参考資料を含む）かかった内，￥６５０，０００のみ政務調査費から支出しました。」旨の記載があることが認められ，相手方議員㊳は，市政報告書の郵送代として負担した１２７万４８４５円のうち，そのおよそ半額である６５万円を広報費として計上し，残額は自らが負担した旨を報告したものである。

しかし，上記証拠及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㊳は，平成２３年２月１４日に６５万円分の切手を購入し，同月１４日及び同月１５日に合計９２８０通の市政報告書を郵送し，その料金として合計６２万４８４５円を支出したものの，その支払がいずれも切手によってなされたことが認められ，そうすると，同料金は，これに先立つ同月１４日に購入した６５万円分の切手をもって支払われたことがうかがわれる。

そうであれば，相手方議員㊳が１２７万４８４５円を負担し，そのおよそ半額である６５万円を広報費として計上したという説明は，直ちに合理的なものということはできず，支払伝票の「摘要」欄の上記記載をもって，相手方議員㊳からの割合等についての合理的説明ということはできない。

エ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－３８）のとおり，相手方議員㊳は，ガソリン代として合計１３万８０８３円を，タクシー代として合計３７万３２６０円を，携帯電話利用料として合計９万９３２１円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊳からその割合等についての

合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３０万５３３１円は目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－３８）のとおり，相手方議員㊳は，事務用品等の購入費として合計７万６７５０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊳からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万８３７５円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－３８）のとおり，相手方議員㊳は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７７１円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員㊳の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計８２万７４１２円が，相手方議員㊳の不当利得金となる。

(39)　相手方議員㊴（福島満徳）について（別紙３－３９参照）

ア　調査旅費

証拠（甲３の３９の１）によれば，相手方議員㊴は，平成２３年１月２５日から同月２８日にかけて山梨県都留市，甲府市，長野市及び東京都千代田区の視察を実施し，同視察に係る費用として１３万６９８０円を支出したと報告したところ，相手方議員㊳は，上記視察については，ホテルパック料金（３泊分）として５万１５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万１３００円，宿泊料（３泊分）として合

計４万９５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る支出として報告したもののうち４万９３００円（＝５万１３００円＋４万９５００円－５万１５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－３９）のとおり，相手方議員㊴は，ガソリン代として合計７万０３８０円を，タクシー代として合計３１万７１００円を，スマートカード積増代として合計３万円を，携帯電話使用料として合計４万８０４２円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊴からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２３万２７６１円は目的外支出というべきである。

ウ　事務費

前記前提事実（別紙３－３９）のとおり，相手方議員㊴は，アルバム代として９４５０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊴からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４７２５円は目的外支出というべきである。

エ　小括

以上によれば，相手方議員㊴の各支出のうち，上記アないしウの目的外支出額の合計２８万６７８６円が，相手方議員㊴の不当利得金となる。

⑷⓪　相手方議員㊵（毎熊政直）について（別紙３－４０，３－５５参照）

ア　調査旅費

証拠（甲３の４０の２）によれば，相手方議員㊵は，平成２３年１月２４日から同月２６日にかけて沖縄県（那覇市及び名護市）の視察を実施し，同視察に係る費用として８万７９００円を支出したと報告したことが認められるところ，相手方議員㊵は，上記視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万８５００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２⑴で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る支出として報告したもののうち３万３０００円（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－４０）のとおり，相手方議員㊵は，議会報告書作成費として１３万５０００円を支出したところ，前記２⑶のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊵からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である６万７５００円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－４０）のとおり，相手方議員㊵は，タクシー代として合計１０５万８０９５円を，携帯電話使用料として合計１１万０６３０円を各支出したところ，前記２⑸のとおり，交通通信費は政務

調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊵からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５８万４３６２円は目的外支出というべきである。

エ　事務費

証拠（甲３の４０の３２）によれば，相手方議員㊵は，パソコン，複合機の購入費として合計１５万３０９０円を支出したことが認められるところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊵からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である７万６５４５円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（自民明政クラブ等）

前記前提事実（別紙３－４０）のとおり，相手方議員㊵は，自民明政クラブ会派等に属しており，会派共通経費として合計５万５２９６円を支出したところ，後記(55)のとおり，うち３万４６７３円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㊵の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計７９万６０８０円が，相手方議員㊵の不当利得金となる。

(41)　相手方議員㊶（前田哲也）について（別紙３－４１，３－５２参照）

ア　調査旅費

証拠（甲３の４１の５，乙２９の４１）によれば，相手方議員㊶は，平成２２年５月１９日に福岡市の行政視察を実施し，同視察に係る費用として１万５１８０円を支出したと報告したことが認められる。

これに対し，原告らは，当該支出について，相手方議員㊶は上記視察

によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４１）によれば，相手方議員㊶は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできないから，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　資料作成費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－４１）のとおり，相手方議員㊶は，コピー機リース代として合計１万１２１３円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代）の２分の１である５６０６円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　前記前提事実（別紙３－４１）によれば，相手方議員㊶は，写真印刷代として２９１６円を支出したことが認められるところ，原告らは，当該支出は，調査研究活動との関連性が不明なものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，前記前提事実，証拠（甲３の１０の１，甲３の４１の７）及び弁論の全趣旨によれば，当該写真は，相手方議員㊶と同じく自民党会派に属する相手方議員⑩が印刷したものと同一の機会に印刷された写真であるところ，相手方議員⑩は，当該写真について，陳述書（乙３１の１）において，「オランダ人教師フルベッキと坂本龍馬を

はじめとする維新の志士が一堂に会したものとされた写真である。また，平成２２年当時，坂本龍馬を主人公とし，幕末の長崎を舞台とするＮＨＫ大河ドラマ『龍馬伝』が放映されていた。私は，当時の歴史的な背景を認識した上で，『維新の志士が集結したまち』として，当該写真を活かした観光ＰＲ等を行うことができないか，その方策等を議論し，調査研究を行うための資料として，当該写真を印刷したものである。」旨述べる。

この説明は，当該写真の印刷代が調査研究活動のための経費として支出されたことの説明として特に不自然不合理な点はない。

したがって，当該支出を目的外支出ということはできず，原告らの上記主張は採用することができない。

ウ　資料購入費

(ｱ)　証拠（甲３の４１の１１～１６・１８～２４）によれば，相手方議員㊶は，「リベラルタイム」（月刊誌）の書籍代として合計６０００円（＝月額５００円×１２か月分）を，「サライ増刊号」の書籍代として８８０円を各支出したことが認められるところ，原告らは，当該各支出について，調査研究活動との関連性が不明なものであるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

(ｲ)　しかし，上記「リベラルタイム」は，ビジネス情報誌であると考えられるところ，かかる情報誌を購読することに議員の政務調査活動の前提としての情報収集の一手段としての合理性，相当性がないということはできず，「調査研究のために必要な図書，資料等」（本件使途基準）にあたるというべきであるから，これを目的外支出ということはできない。

他方で，上記「サライ増刊号」は，趣味的な色彩が濃い雑誌であっ

て，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㊶がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊶においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記書籍代のうち「サライ増刊号」の書籍代（８８０円）は，その全額が目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－４１）のとおり，相手方議員㊶は，ブログ（日記公開や他からの意見交流に用いられるウェブサイトの一種）設置・市民意識調査システム費として３５万７５２５円を，市政報告会会場費及び附属設備使用料として合計３万８２４０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１９万７８８２円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－４１）のとおり，相手方議員㊶は，ガソリン代として合計１２万５２６４円を，駐車場代（市議会用以外）として合計２万８９９０円を，タクシー代として合計３３万８３８０円を，携帯電話使用料として合計３４万０１５０円を，長崎バイパス通行料として２００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４１万６４９２円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－４１）のとおり，相手方議員㊶は，議会駐車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－４１）のとおり，相手方議員㊶は，事務用品等の購入費等として合計７万４９３７円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３万７４６８円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－４１）のとおり，相手方議員㊶は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㊶の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計７２万０１３４円が，相手方議員㊶の不当利得金となる。

(42) 相手方議員㊷（牧山隆）について（別紙３－４２，３－５６参照）

ア　調査旅費

(ア) 証拠（甲３の４２の３，乙２９の４２）によれば，相手方議員㊷は，平成２２年８月１７日から同月２０日にかけて北海道帯広市，苫小牧市及び札幌市の視察を実施し，同視察に係る費用として１４万６５３

０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員㊷は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，証拠（乙２９の４２）によれば，相手方議員㊷は，上記視察について政務調査報告書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することはできない。

イ　会派共通経費（共産党会派）

前記前提事実（別紙３－４２）のとおり，相手方議員㊷は，共産党会派に属しており，その会派共通経費として合計４４万４０１４円を支出したところ，後記(56)のとおり，うち１０万６５６３円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る１０万４２７８円（＝４３万４４９４円〈原告ら主張に係る会派共通経費〉×２４％〈原告ら主張に係る違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

ウ　小括

以上によれば，相手方議員㊷の各支出のうち，上記イの目的外支出額である１０万４２７８円が，相手方議員㊷の不当利得金となる。

(43) 相手方議員㊸（宮崎高舟）について（別紙３－４３，３－５２参照）

ア　調査旅費

(ア) 証拠（甲３の４３の１，乙２９の４３の１）によれば，相手方議員

㊸は，平成２２年５月１８日から同月２０日にかけて沖縄県（那覇市，石垣市）の視察を実施し，同視察に係る費用として１０万１０６０円を支出したと報告したことが認められる。

原告らは，当該支出について，相手方議員㊸は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４３の１）によれば，相手方議員㊸は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

もっとも，証拠（甲３の４３の１）によれば，相手方議員㊸は，上記視察については，ホテルパック料金等として７万３１００円を支出したのに対し，航空賃（全区間分）として合計５万５２００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る支出として報告したもののうち１万５１００円（＝５万５２００円＋３万３０００円－７万３１００円）は，目的外支出というべきである。

(イ) 証拠（甲３の４３の２，乙２９の４３の２）によれば，相手方議員

㊸は，平成２２年８月２３日から同月２７日にかけて，友好都市提携３０周年記念公式訪問として中華人民共和国の福建省福州市及び上海市の視察を実施し，同視察に係る費用として１２万５５００円を支出したと報告したことが認められる。

原告らは，当該支出について，公式訪問団としての訪問は政務調査活動ということはできないから，その全額が違法な支出である旨主張する。

たしかに，公式訪問そのものは市政に関する調査研究に資する支出と直ちに断定することはできない。

しかし，証拠（乙２９の４３の２）によれば，相手方議員㊸は，公式訪問団として実施された各イベントに参加しただけでなく，同年８月２４日から同月２５日には福州市において，同月２６日には上海市において，各施設の視察等を実施していること，その内容は，「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査」（本件使途基準）にそぐわないものではないことが認められ，公式訪問と上記視察等を切り離して考慮することが相当ともいい難い。

したがって，上記視察に係る費用には目的外支出はないというべきであるから，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　事務所費

(ア)　前記前提事実（別紙３－４３）のとおり，相手方議員㊸は，事務所電気料として合計３万４４７３円を，事務所上下水道料として合計５６８５円を各支出したところ，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊸からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計

額である２万００７８円は目的外支出というべきである。

(ｲ) 前記前提事実（別紙３－４３）のとおり，相手方議員㊸は，事務所電話代として合計５万６３２５円を，事務所ファックス代として合計４万１４３９円を，インターネット利用料として合計８２２６円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊸からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５万２９９４円は目的外支出というべきである。

(ｳ) 前記前提事実（別紙３－４３）のとおり，相手方議員㊸は，カウント料（コピー機利用料と解される。）として合計１万２６００円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は，政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員㊸からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である６３００円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－４３）のとおり，相手方議員㊸は，ガソリン代として合計１１万２２０４円を，タクシー代として合計５９万３３５０円を，携帯電話利用料として合計３９万２１２５円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊸からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５４万８８３９円は目的外支出というべきである。

エ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－４３）のとおり，相手方議員㊸は，自民党会

派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

オ　小括

以上によれば，相手方議員㊸の各支出のうち，上記アないしエの目的外支出額の合計６８万９２１７円が，相手方議員㊸の不当利得金となる。

(44)　相手方議員㊹（向山宗子）について（別紙３－４４，３－５３参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の４４の４，乙２９の４４の１）によれば，相手方議員㊹は，平成２２年８月２３日から同月２７日にかけて，友好都市提携３０周年記念公式訪問として中華人民共和国の福建省福州市及び上海市の視察を実施し，同視察に係る費用として１３万６５００円を支出したと報告したことが認められる。

原告らは，当該支出について，公式訪問団としての訪問は政務調査活動ということはできないから，その全額が違法な支出である旨主張する。

たしかに，公式訪問そのものは市政に関する調査研究に資する支出と直ちに断定することはできない。

しかし，証拠（乙２９の４４の１）によれば，相手方議員㊹は，公式訪問団として実施された各イベントに参加しただけでなく，同年８月２４日から同月２５日には福州市において，同月２６日には上海市において，各施設の視察等を実施していること，その内容は，「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査」（本件使途基準）にそぐわないものではないことが認められ，公式訪問と上記視察等を切り離して考慮することが相当ともいい難い。

したがって，上記視察に係る費用には目的外支出はないというべきであるから，原告らの上記主張は採用することができない。

(イ) 証拠（甲３の４４の５～８，乙２９の４４の２～５）によれば，相手方議員㊹は，①平成２２年１０月６日から同月７日にかけて鹿児島市，鹿児島県日置市の視察を実施し，同視察に係る費用として５万１９４０円を支出し，②同月１６日から同月１７日にかけて那覇市の視察を実施し，同視察に係る費用として６万９６６０円（＝７万２９６０円－戻入金３３００円）を支出し，③同月２６日から同月２７日にかけて愛知県尾張旭市，山梨県中央市の視察を実施し，同視察に係る費用として１０万８７９０円を支出し，④同年１１月１６日に佐賀県杵島郡白石町の視察を実施し，同視察に係る費用として６５００円を支出したと報告したことが認められる。

原告らは，当該各支出について，相手方議員㊹は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４４の２～５）によれば，相手方議員㊹は，上記①ないし④の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし④の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－４４）のとおり，相手方議員㊹は，議員控室コピー代として合計１万７９７６円を支出したところ，前記2(7)のとお

り，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㊹からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（コピー代）の２分の１である８９８８円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－４４）のとおり，相手方議員㊹は，ガソリン代として合計１０万２１５５円を，タクシー代として合計２万２１００円を，駐車代（市議会用以外）として６００円を，携帯電話利用料として合計１１万４１７２円を，インターネット接続料として合計６万８４６０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊹からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１５万３７４３円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　前記前提事実（別紙３－４４）のとおり，相手方議員㊹は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－４４）のとおり，相手方議員㊹は，封筒各サイズの購入費として９１４０円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊹からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４５７０円は目的外支出という

べきである。

オ　会派共通経費（公明党会派）

前記前提事実（別紙３－４４）のとおり，相手方議員㊹は，公明党会派に属しており，会派共通経費として合計１２万５７８３円を支出したところ，後記㊺のとおり，うち５万３２７５円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る５万２８２８円（＝１２万５７８３円×４２％〈原告ら主張の違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㊹の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計２３万６０２９円が，相手方議員㊹の不当利得金となる。

㊺　相手方議員㊺（村田生男）について（別紙３－４５，３－５３参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の４５の４～１０，乙２９の４５の１～５）によれば，相手方議員㊺は，①平成２２年８月３日から同月５日にかけて静岡県三島市及び東京都稲城市の視察を実施し，同視察に係る費用として１３万０３３０円を支出し，②同月２５日から同月２６日にかけて福岡県大牟田市の視察を実施し，同視察に係る費用として５万１７５０円を支出し，③同年１０月６日から同月７日にかけて鹿児島市及び鹿児島県日置市の視察を実施し，同視察に係る費用として５万１９４０円を支出し，④同月１４日から同月１５日にかけて岡山県美咲市及び福岡市の視察を実施し，同視察に係る費用として６万７６００円を支出し，⑤同年１２月１５日から同月１７日にかけて名古屋市及び京都市の視察を実施し，同視察に係る費用として１１万６８８０円を支出し，⑥平成２３年１月１１日から同月１３日にかけて松山市及び壱岐市

の行政視察を実施し，同視察に係る費用として８万２１３０円を支出し，⑦同月３１日から同年２月２日にかけて神奈川県，東京都道路整備保全公社，札幌市及び富良野市の行政視察を実施し，同視察に係る費用として１２万７８１０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員㊺は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４５の１～５）によれば，相手方議員㊺は，上記①ないし⑤の各視察については本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし⑤の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

これに対し，上記⑥及び⑦の各視察について，相手方議員㊺が本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることを認めるに足る証拠はない。そして，本件証拠上，相手方議員㊺が上記⑥及び⑦の各視察に係る費用を政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊺においてこれを積極的に補足する説明はされていないから，前記１(2)のとおり，相手方議員㊺は，上記支出が本件使途基準に合致しない支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。

そうであれば，相手方議員㊺が上記⑥及び⑦の各視察について，その旅費を政務調査活動のための経費として支出したということはで

きないから，相手方議員㊺が上記⑥及び⑦の各視察に係る支出として報告した費用の合計額２０万９９４０円（＝８万２１３０円＋１２万７８１０円）は，その全額が目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，議員控室コピー代として合計８５１５円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㊺からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（コピー代）の２分の１である４２５７円は目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，広報紙印刷代として５万１４５０円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊺からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万５７２５円は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，ガソリン代として合計２３万１６８８円を，タクシー代（チケット利用）として合計４２００円を，タクシー代（一般利用）として５００円を，駐車代（市議会用以外）として合計１８００円を，携帯電話利用料として合計１１万３５１８円を，スマートカード積増代金として合計７万５０００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，

相手方議員㊺からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２１万３３５３円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，事務用品等の購入費として合計１４万７９３３円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊺からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である７万３９６６円は目的外支出というべきである。

カ　その他

前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，パソコン修理代として５万３９２８円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員㊺からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（修理代）の２分の１である２万６９６４円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（公明党会派）

前記前提事実（別紙３－４５）のとおり，相手方議員㊺は，公明党会派に属しており，会派共通経費として合計１２万５７８２円を支出した

ところ，後記㊸のとおり，うち５万３２７５円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る５万２８２８円（＝１２万５７８２円×４２％〈原告ら主張の違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㊺の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計６２万２９３３円が，相手方議員㊺の不当利得金となる。

㊻　相手方議員㊻（森幸雄）について（別紙３－４６，３－５３参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の４６の４～７，乙２９の４６の１～４）によれば，相手方議員㊻は，①平成２２年１０月６日から同月７日までの間，鹿児島市及び鹿児島県日置市の視察を実施し，同視察に係る費用として５万１９４０円を支出し，②同年１１月４日から同月５日までの間，福岡市及び大分県国東市の視察を実施し，同視察に係る費用として４万７５１０円を支出し，③平成２３年１月２５日に五島市の視察を実施し，同視察に係る費用として１万３０１０円を支出し，④同月３１日から同年２月２日までの間，神奈川県，東京都道路整備保全公社，札幌市及び北海道富良野市の行政視察を実施し，同視察に係る費用として１２万６２１０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該各支出について，相手方議員㊻は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４６の１～４）

によれば，相手方議員㊻は，上記①ないし④の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①ないし④の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の４６の７）によれば，相手方議員㊻は，上記④の視察については，ホテルパック料金として７万９６００円を支出したのに対し，航空賃（全区間分）として合計７万７４５０円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記④の視察に係る支出として報告したもののうち３万０８５０円（＝７万７４５０円＋３万３０００円－７万９６００円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，コピー機リース代として合計１５万１２００円を，議員控室コピー代として合計５万５５５５円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のために併せて利用されていることが推認され，相手方議員㊻からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代，コピー代）の２分の１の合計額である１０万３３７７円は目的外支出というべきである。

ウ　資料購入費

前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，軍艦島D

ＶＤ代として３５００円を支出したところ，同ＤＶＤは，直ちには政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㊻がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊻においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出はその全額が目的外支出というべきである。

エ　広報費

前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，はがき代及び切手代として合計３万１０００円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊻からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万５５００円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ｱ)　前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，ガソリン代として合計２０万８４３４円を，タクシー代として合計１万３３５０円を，駐車代（市議会用以外）として合計４６５０円を，携帯電話利用料として合計１３万９７７３円を，インターネット・ルーター保守代として合計５万０４００円を，道路通行料として合計１２００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊻からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２０万８９０３円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，駐車料

金（定例会，決算委員会，臨時会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，事務用品等の購入費として合計３万２８３５円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊻からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万６４１７円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（公明党会派）

前記前提事実（別紙３－４６）のとおり，相手方議員㊻は，公明党会派に属しており，会派共通経費として合計１２万５７８２円を支出したところ，後記(53)のとおり，うち５万３２７５円が目的外支出ということができるが，これは原告らの請求に係る５万２８２８円（＝１２万５７８２円×４２％〈原告ら主張の違法支出割合〉）を超えていることから，同額を限度として目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㊻の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計４４万７２７５円が，相手方議員㊻の不当利得金となる。

(47)　相手方議員㊼（柳川八百秀）について（別紙３－４７，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の４７の３・４，乙２９の４７の１・２）によれば，相手方議員㊼は，①平成２３年１月１７日から同月１９日にかけて東京

都渋谷区及び府中市の視察を実施し，同視察に係る費用として９万５４８０円を支出し，②同月２４日から２６日にかけて沖縄県（那覇市及び名護市）の視察を実施し，同視察に係る費用として８万７９００円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該各支出について，相手方議員㊼は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４７の１・２）によれば，相手方議員㊼は，上記①及び②の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の４７の３・４）によれば，相手方議員㊼は，上記①の視察については，ホテルパック料金として６万３９００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計４万７９００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告し，上記②の視察については，ホテルパック料金として３万８５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計３万８５００円，宿泊料（２泊分）として合計３万３０００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記２(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべ

きであるから，上記①の視察に係る支出として報告したもののうち１万７０００円（＝４万７９００円＋３万３０００円－６万３９００円），上記②の視察に係る支出として報告したもののうち３万３０００（＝３万８５００円＋３万３０００円－３万８５００円）の合計５万円は，目的外支出というべきである。

イ　資料作成費

証拠（甲３の４７の５）によれば，相手方議員㊼は，印紙代として３０００円を支出したことが認められる。

しかし，相手方議員㊼が支払伝票に貼付したのは，長崎法務協会が発行した印紙売捌証明書のみであって，その内容をみても，当該印紙がいかなる調査研究活動のための資料を作成するためのものであるかは不明というほかない。そして，本件証拠上，相手方議員㊼がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊼からはこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出はその全額が目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－４７）のとおり，相手方議員㊼は，広報誌・報告書印刷代等として合計２０万４８９５円を支出したところ，前記２(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊼からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１０万２４４７円は目的外支出というべきである。

エ　事務所費

前記前提事実（別紙３－４７）のとおり，相手方議員㊼は，事務所使用料として合計３６万円を支出したところ，前記２(4)イのとおり，上記

事務所（生活相談室）はその利用実態が明らかではなく，相手方議員㊼は使用料名目で拠出した金員を内訳不明の事務所経費に充てていたものであるから，政務調査費の透明性に重きを置いた本件条例の趣旨に照らすと，これをその名目や概括的な支出費目をもって，市政に関する調査研究のために資する支出ということはできず，その全額が目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－４７）のとおり，相手方議員㊼は，ガソリン代として合計１８万円を，タクシー代として合計１０万３５９０円を，バイパス回数券として５２５０円を，有料道路回数券として５２５０円を，スマートカード積増料金として合計１万３０００円を，携帯電話通話料として合計１６万３１７２円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊼からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２３万５１３１円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－４７）のとおり，相手方議員㊼は，議会用駐車料金として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

(ア)　証拠（甲３の４７の６３）によれば，相手方議員㊼は，銀行印作成費として８０００円を支出したことが認められる。

しかし，相手方議員㊼が支払伝票に貼付したのは，印章店が発行し

た領収証のみであって，その内容をみても，当該銀行印がいかなる調査研究活動のための事務用品ないし備品であるかは不明というほかない。そして，本件証拠上，相手方議員㊼がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊼からはこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，当該支出はその全額が目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－４７）のとおり，相手方議員㊼は，その他の事務用品等の購入費等として合計２万４１８７円を支出したところ，前記２(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊼からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万２０９３円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－４７）のとおり，相手方議員㊼は，市民クラブに属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記(54)のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㊼の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計８１万５４０４円が，相手方議員㊼の不当利得金となる。

(48) 相手方議員㊽（山口博）について（別紙３－４８参照）

ア　調査旅費

(ア) 証拠（甲３の４８の４，乙２９の４８）によれば，相手方議員㊽は，平成２３年１月２５日から同月２８日にかけて山梨県大月市，甲府市，長野市及び東京都千代田区の視察を実施し，同視察に係る費用として

１３万６９８０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ) 原告らは，当該支出について，相手方議員㊽は上記視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の４８）によれば，相手方議員㊽は，上記視察について本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

(ウ) もっとも，証拠（甲３の４８の４）によれば，相手方議員㊽は，上記視察については，ホテルパック料金として５万１５００円を支出したのに対し，航空賃（往復）として合計５万１３００円，宿泊料（３泊分）として合計４万９５００円を政務調査費として支出したと報告したことが認められる。

しかし，前記2(1)で述べたとおり，航空運賃と宿泊に要した費用としての実費を超える旅費の支出部分については目的外支出というべきであるから，上記視察に係る支出として報告したもののうち４万９３００円（＝５万１３００円＋４万９５００円－５万１５００円）は，目的外支出というべきである。

イ　資料購入費

証拠（甲３の４８の５・６，乙２１の１・２）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㊽は，「小沢一郎はどのように自民党をぶっ壊したか」

及び「ぶれない生き方（６０歳からの幸福論）」という題名の書籍２冊の書籍代として合計２３１０円を支出したと報告した（後日，このうち誤って受給していた３１０円を長崎市に返還した。）ことが認められる。

しかし，上記の各書籍は，その題名に照らせば，いずれも一般教養の域を出ないものであって，直ちには政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㊽がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊽においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記の書籍代（合計２０００円）は，その全額が目的外支出というべきである。

ウ　人件費

(ｱ)　証拠（甲３の４８の７～１８）によれば，相手方議員㊽は，補助員西尾のり子（以下「西尾」という。）の経費６０万円（＝月額５万円×１２か月分）を人件費として支出したことが認められる。

しかし，補助員は，通常，議員の政治活動全般を補助するために雇用されているものと考えられるから，これを特定の政務調査活動のためだけに雇用したような特段の事情がない限り，補助員は，政務調査以外の政治活動のためにも併せて雇用されていると推認される。

そして，本件証拠上，上記特段の事情をうかがわせるものはなく，相手方議員㊽からその割合等についての合理的説明はないから，前記1(2)のとおり，条理上，当該支出の２分の１である３０万円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　これに対し，相手方議員㊽は，陳述書（乙３６の１）において，平成２１年度，平成２２年度のいずれも，補助員である西尾には月額１０万円を支払っていた旨，平成２１年度には，本件マニュアルによっ

て政務調査費としての支出が許される月額５万円の領収書を添付していたにすぎない旨，平成２１年度監査によって，これが補助員に支払った総額であると画一的にみなされたため，平成２２年度からは，実際に支払っていた月額１０万円の領収書を添付することとし，うち５万円を人件費として計上した旨を述べる。

そして，証拠（甲３の４８の７～１８）によれば，平成２２年度の支払伝票には，「摘要」欄に「※１０万円の内，月上限５万円を計上する」との記載がある上，西尾名義の１０万円の領収書（以下，この項において「本件各領収書」という。）が各添付されていることが認められ，平成２１年度，平成２２年度のいずれも月１０万円を受領していた旨の西尾名義の陳述書（乙３６の２）が提出されている。

(ウ) 証拠（甲３の４８の７～１８，甲１１の１，甲１１の３・５９頁，甲２１，乙３６の１・２）及び弁論の全趣旨を総合すると，相手方議員㊽は，平成２１年度（平成２１年４月から平成２２年３月まで）の人件費については，各月の支払伝票に西尾名義の５万円の領収書を各添付した上，補助員の経費として月額５万円（ただし，年額としては５５万８３２２円）を人件費として計上したこと，平成２１年度の政務調査費についてされた住民監査請求（平成２１年度監査）の結果が平成２３年３月２８日に出されたこと，この監査結果においては，相手方議員㊽が支出したとする人件費〈５５万８３２２円〉について，その２分の１である２７万９１６１円が政務調査費として認められたにとどまったこと，相手方議員㊽は，平成２２年度の支払伝票には，西尾名義の月１０万円の領収書（本件各領収書）を添付した上，「摘要」欄に月１０万円の負担のうち月上限の５万円を計上する旨を記載していたことが認められる。

これらの事実経過に加え，証拠（甲３の４８の７～１８，甲２１）によれば，本件各領収書の「西尾のり子」を含む手書き部分の筆跡が非常に似通っていること，しかし，本件各領収書の「西尾のりこ」の筆跡及び印章と，平成２１年度の支払伝票に添付された西尾名義の領収書の筆跡及び印章が明らかに異なっていることが認められ，これに加えて相手方議員㊽からは，平成２１年度に西尾に支払ったとする月額１０万円のうち残り５万円分の領収書は提出されていないことなどを併せ考慮すると，本件各領収書は，相手方議員㊽において，平成２１年度の監査結果によって人件費の２分の１しか政務調査費として認められなかったことから，平成２２年度分の政務調査費についての監査請求でも同様の取扱いがされてしまうことを避けるために，平成２１年度の監査結果が出された平成２３年３月２８日頃から同年４月２８日（平成２２年度の収支報告書の提出期限〈前提事実(2)ウ〉）までの間に，何人かに，まとめて作成させたと推認するのが相当である。

(エ) そうすると，上記(イ)のとおりの，相手方議員㊽が西尾に月１０万円を支払っていた旨の相手方議員㊽及び西尾の上記陳述書，本件各領収書及び支払伝票の「摘要」欄の各記載をもってしても，相手方議員㊽が，平成２２年度において西尾に対して実際に月１０万円を支払い，うち５万円を人件費として計上したことを認めるに足りず，その他にこれを認めるに足る証拠はない。

したがって，上記(ア)で判示したとおり，当該支出（合計６０万円）の２分の１である３０万円は，目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

(ア) 前記前提事実（別紙３－４８）のとおり，相手方議員㊽は，ガソリ

ン代として合計３５万５３６８円を，道路通行料として合計７万３４００円を，駐車場代（市議会用以外）として合計６万５８４０円を，タクシー代として合計１３万５２００円を，携帯電話使用料として合計３万４７３８円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊽からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３３万２２７３円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－４８）のとおり，相手方議員㊽は，駐車場代（市議会）として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－４８）のとおり，相手方議員㊽は，事務用品等の購入費として合計８万２７４２円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊽からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である４万１３７１円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㊽の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計７４万０８４４円が，相手方議員㊽の不当利得金となる。

(49) 相手方議員㊾（吉原孝）について（別紙３－４９，３－５２参照）

ア　資料購入費

(ア) 証拠（甲３の４９の４～２４）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㊾は，「サライ」という雑誌の購入代として合計１万２２６０円を，「エコノミスト」という雑誌の購入代として合計５万００４０円を，「ニューモラル」という雑誌の購入代として合計１万５３００円を各支出したことが認められるところ，原告らは，これらの雑誌は，政務調査活動との関連性が不明であるから，上記購入代の全額が目的外支出である旨主張する。

(イ) しかし，上記雑誌のうち「エコノミスト」は週刊のビジネス誌であり，「ニューモラル」は道徳や教育を主に扱う月刊誌であると考えられるところ，これらの雑誌の購読は，議員の行う政務調査活動の前提となる情報収集手段として相当性がないとはいえないことから，「調査研究活動のために必要な図書，資料等」（本件使途基準）にあたると認めるのが相当である。

これに対し，「サライ」は趣味としての色彩が濃い雑誌であって，政務調査活動に必要な資料とは考え難いところ，本件証拠上，相手方議員㊾がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊾においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記の書籍代のうち「サライ」の購入費（合計１万２２６０円）は，その全額が目的外支出というべきである。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－４９）のとおり，相手方議員㊾は，市政報告書（吉原だより）作成費として合計２５万３３６５円を，封筒作成費として４万４５２０円を，市政報告書郵送料として合計３９万０５８５円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の

政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊾からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３４万４２３４円は目的外支出というべきである。

ウ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－４９）のとおり，相手方議員㊾は，ガソリン代として合計８万２４１０円を，タクシー代として合計１２万１１５０円を，携帯電話使用料として合計７万３８２５円を，ＥＴＣ使用料として合計５０９０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊾からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１４万１２３７円は目的外支出というべきである。

エ　事務費

前記前提事実（別紙３－４９）のとおり，相手方議員㊾は，事務用品等の購入費として合計１７万４７７３円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊾からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である８万７３８６円は目的外支出というべきである。

オ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－４９）のとおり，相手方議員㊾は，自民党会派に属しており，会派共通経費として合計７万５７２９円を支出したところ，後記㊷のとおり，うち４万５９０６円は目的外支出というべきである。

カ　小括

以上によれば，相手方議員㊾の各支出のうち，上記アないしオの目的外支出額の合計６３万１０２３円が，相手方議員㊾の不当利得金となる。

(50)　相手方議員㊿（吉原日出雄）について（別紙３－５０，３－５２の１参照）

ア　調査旅費

証拠（甲３の５０の１・２，乙２９の５０の１・２）によれば，相手方議員㊿は，①平成２２年４月２７日から同月２８日にかけて福岡市及び壱岐市の視察を実施し，同視察に係る費用として４万２２１０円を支出し，②同年６月３日に福岡市の視察を実施し，同視察に係る費用として１万５１８０円を支出したと報告したことが認められる。

これに対し，原告らは，当該各支出について，相手方議員㊿は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の５０の１・２）によれば，相手方議員㊿は，上記①及び②の視察のいずれについても本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　広報費

前記前提事実（別紙３－５０）のとおり，相手方議員㊿は，ホームページ作成費用として３６万６０００円を支出したところ，前記2(3)のと

おり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊿からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１８万３０００円は目的外支出というべきである。

ウ　事務所費

前記前提事実（別紙３－５０）のとおり，相手方議員㊿は，複合機リース代として合計３万４９６５円を支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，相手方議員㊿からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その利用料（リース代）の２分の１である１万７４８２円は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－５０）のとおり，相手方議員㊿は，スマートカード積増費用として１万円を，タクシー代（チケット利用）として合計３万０１５０円を，タクシー代（一般利用）として１１５０円を，携帯電話使用料として合計３万８５８０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊿からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３万９９４０円は目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－５０）のとおり，相手方議員㊿は，事務用品等の購入費として合計６１９８円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊿からその割合等についての合理的説明は

ないから，条理上，当該支出の２分の１である３０９９円は目的外支出というべきである。

カ　会派共通経費（自民党会派）

前記前提事実（別紙３－５０）のとおり，相手方議員㊿は，平成２２年４月１日から同年７月１３日まで自民党会派に属しており，会派共通経費として１万８９２５円を支出したところ，後記(52)のとおり，うち１万１９９８円は目的外支出というべきである。

キ　小括

以上によれば，相手方議員㊿の各支出のうち，上記アないしカの目的外支出額の合計２５万５５１９円が，相手方議員㊿の不当利得金となる。

(51)　相手方議員(51)（吉村正寿）について（別紙３－５１，３－５４参照）

ア　調査旅費

(ア)　証拠（甲３の５１の３・４，乙２９の５１の１・２）によれば，相手方議員(51)は，①平成２２年５月６日から同月１１日にかけてニューヨークの視察を実施し，同視察に係る費用として２７万９５３０円を支出し，②平成２３年１月２０日に東京都の視察を実施し，同視察に係る費用として３万４８４０円を支出したと報告したことが認められる。

(イ)　原告らは，当該各支出について，相手方議員(51)は上記各視察によって得られた聴取りなどの結果を視察報告書としておらず，視察中にどのような事項について聴取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないから，上記各視察は市政に関する調査研究活動とはいえない旨主張する。

しかし，前記前提事実（別紙６）及び証拠（乙２９の５１の１・２）によれば，相手方議員(51)は，上記①及び②の視察のいずれについても

本件マニュアルに定められた出張記録書等を作成，保管していることが認められ，それらの内容等に照らすと，上記①及び②の各視察は，政務調査活動のために行ったものではないということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

イ　資料購入費

(ア)　証拠（甲３の５１の５～２７，調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，相手方議員㊿は，長崎新聞購読料として合計２万４０００円を，西日本新聞購読料として合計２万４０５６円（＝月額３００７円×８か月分。平成２２年４月分から１０月分，１２月分）を，毎日新聞購読料として合計２万７０６３円（＝月額３００７円×９か月分。平成２２年５月分から平成２３年１月分）を各支出したこと，これらのうち西日本新聞と毎日新聞は自宅分であることが認められる。

そして，前記2(2)のとおり，自宅分の一般紙一紙分の購読料は目的外支出というべきであるから，当該各支出のうち，西日本新聞購読料２万４０５６円（相手方議員㊿は，通年で２紙購読したと推定されるところ，これは政務調査費として支出したのが少ない方である。）は目的外支出というべきである。

(イ)　証拠（甲３の５１の２８）によれば，相手方議員㊿は，平成２２年１２月１０日に「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」（岩崎夏海著。１６８０円），「不屈魂」（松本崇著。１５７５円）及び「これから『正義』の話をしよう」（マイケル・サンデル著。２４１５円）の各書籍代として合計５６７０円を支出したことが認められる。

しかし，上記各書籍は，その題名に照らせば，一般教養あるいは趣味の域を出ない書籍であって，政務調査活動に必要な資料とは考え難

いところ，本件証拠上，相手方議員㊶がこれを政務調査活動に必要な費用として支出したことを裏付ける資料は見当たらず，相手方議員㊶においてこれを積極的に補足する説明はされていない。

したがって，上記の書籍代（合計５６７０円）は，その全額が目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－５１）のとおり，相手方議員㊶は，議会だより送料として6万３５４０円を，議会だより送料印刷代・封筒印刷代として１３万３３５０円を，市政報告会会場費として２９４０円を，ハガキ代として4万円を，議会だより印刷代として7万４５５０円を各支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費には，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１５万７１９０円は目的外支出というべきである。

エ　事務所費

(ア)　前記前提事実（別紙３－５１）のとおり，相手方議員㊶は，ＦＡＸ通信費として合計３万３８４７円を支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である1万６９２３円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－５１）のとおり，相手方議員㊶は，事務所電気使用料として合計１万８４８６円を支出したところ，前記2(4)のとおり，議員の活動の拠点としての事務所費には，政務調査活動以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，相手方

議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である９２４３円は目的外支出というべきである。

オ　交通通信費

(ア)　前記前提事実（別紙３－５１）のとおり，相手方議員㊶は，駐車場代（市議会用以外）として合計２万３４６０円を，ガソリン代として合計３１万４７８９円を，携帯電話通話料として合計３６万２８３９円を，有料道路通行料として合計１５００円を，タクシー代として合計１５万８７５４円を，タクシー代（領収書あり）として合計４４００円を，バイパス代として合計１７００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動にも併せて使用されていることが推認され，相手方議員からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４３万３７２０円は目的外支出というべきである。

(イ)　前記前提事実（別紙３－５１）のとおり，相手方議員㊶は，議会駐車場代として合計１万５９００円を支出したところ，前記2(5)のとおり，これは議会活動に伴う支出であって市政に関する調査研究に資する支出ということはできないから，その全額を目的外支出というべきである。

カ　事務費

前記前提事実（別紙３－５(1)）のとおり，相手方議員㊶は，事務用品代等として合計４万９９９６円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，相手方議員㊶からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である２万４９９８円は目的外支出というべきである。

キ　会派共通経費（市民クラブ）

前記前提事実（別紙３－５１）のとおり，相手方議員㊶は，市民クラブに属しており，会派共通経費として合計４万７０００円を支出したところ，後記㊹のとおり，うち２万８８３３円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，相手方議員㊶の各支出のうち，上記アないしキの目的外支出額の合計７１万６５３３円が，相手方議員㊶の不当利得金となる。

㊷　会派共通経費（自由民主党会派〈１０ないし１１名〉）について

ア　前記前提事実（別紙２），証拠（甲４の１の１）及び弁論の全趣旨によれば，自由民主党会派（以下「自民党会派」という。）には，平成２２年４月１日から同年７月１３日まで，相手方議員⑩，同⑬，小森あきと元議員，相手方議員㉑，同㉔，同㉝，同㊳（会派代表者），同㊶，同㊸，同㊾及び同㊿の合計１１名が所属していたこと，同月１３日に相手方議員㊿が辞職したため，同会派に所属する相手方議員らはその他の１０名となったことが認められる。

イ　平成２２年４月１日から同年７月１３日までの支出について

(ア)　資料作成費

前記前提事実（別紙３－５２の１）のとおり，自民党会派は，コピー機リース代として合計４万１８９５円を，コピー機カウント料として合計２万３９３８円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていることが推認され，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３万２９１６円は目的外支出というべきである。

(イ) 交通通信費

前記前提事実（別紙３－５２の１）のとおり，自民党会派は，ＦＡＸ利用料，インターネット利用料，デジタル放送，ＮＨＫ受信料，テレビ利用料及びコンバーター利用料として合計３万３５７３円を支出したところ，前記２(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万６７８６円は目的外支出というべきである。

(ウ) 事務費

証拠（甲５の１の７４・７５）によれば，自民党会派は，食糧費等として合計１万３０６２円を，その他の事務用品等の購入費として合計２万４６２０円（２万３４６７円+１１５３円）を各支出したことが認められる。

そして，当該食糧費等については，前記２(6)アのとおり，食糧費等の支払は，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

また，当該事務用品等の購入費については，前記２(6)イのとおり，事務用品等は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１万２３０９円は目的外支出というべきである。

(エ) その他

証拠（甲５の１の９１～１０１）によれば，自民党会派は，食糧費等として合計５万６９０６円を支出したことが認められるところ，前

記２(6)アのとおり，食糧費等は，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

(オ) 小括

以上によれば，平成２２年４月１日から同年７月１３日までの自民党会派の各支出のうち，上記(ア)ないし(エ)の目的外支出額の合計１３万１９７９円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，上記期間において自民党会派には１１名の相手方議員らが属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は，上記の額を１１で按分した１万１９９８円となる。

ウ　平成２２年７月１４日から平成２３年３月３１日までの支出について

(ア) 資料作成費

前記前提事実（別紙３－５２の２）のとおり，自民党会派は，コピー機リース代として合計１２万５６８５円を，コピー機カウント料として合計７万６４１０円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも利用されていると推認され，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１０万１０４７円は目的外支出というべきである。

(イ) 交通通信費

前記前提事実（別紙３－５２の２）のとおり，自民党会派は，ＦＡＸ利用料，インターネット利用料，デジタル放送，ＮＨＫ受信料，テレビ利用料及びコンバーター利用料として合計１０万６０５１円を支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政

治活動のためにも併せて使用されていると推認され，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である５万３０２５円は目的外支出というべきである。

(ウ) 事務費

証拠（甲５の１の７６～９０）によれば，自民党会派は，食糧費等として合計２万２６４６円を，その他の事務用品等の購入費として合計６万００８５円を各支出したことが認められる。

そして，食糧費等については，前記2(6)アのとおり，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

また，証拠（甲５の１の８９）によれば，事務用品等の購入費のうち，平成２３年２月２８日に支出された４２２１円については，その支払伝票に購入した事務用品の内容が分かる請求書などが添付されておらず，その明細が不明であることが認められ，そうであるにもかかわらず，自民党会派において，これを積極的に補足する説明をしない。したがって，当該支出は目的外支出というべきである。

そして，その余の事務用品等の購入費（合計５万５８６４円）については，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていることが推認され，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，当該各支出の２分の１の合計額である２万７９３０円は目的外支出というべきである。

(エ) その他

証拠（甲５の１の１０２～１２３）によれば，自民党会派は，食糧費等として合計１２万５８６６円を，灯油代として合計８７００円を

各支出したことが認められる。

そして，前記2(6)アのとおり，食糧費等は，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

原告らは，自民党会派が支出した上記灯油代について，調査研究活動としての必要性が不明であるから，その全額が目的外支出である旨主張する。

しかし，弁論の全趣旨によれば，当該支出は，自民党会派に属する議員が使用する議員控室に係る光熱費として支出されたと認められる。そして，この議員控室では，各議員による政務調査活動だけでなく，各議員が政策議論を行い，議案に対する賛成・反対の意思を内定するのが通例であると考えられるから，当該支出には，相手方議員らの政務調査活動に要する経費が含まれるとともに，それ以外の政党活動等のための経費が含まれることが推認される。

そして，当該支出について，自民党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，社会通念にしたがって按分した割合（その割合が不明な場合には均等な割合）である２分の１，すなわち４３５０円は目的外支出というべきである。

(オ) 小括

以上によれば，平成２２年７月１４日から平成２３年３月３１日までの自民党会派の各支出のうち，上記(ア)ないし(エ)の目的外支出額の合計３３万９０８５円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，上記期間において自民党会派には１０名の相手方議員らが属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的

外支出は，上記の額を１０で按分した３万３９０８円となる。

エ　まとめ

以上によれば，自民党会派に属していた相手方議員のうち，平成２２年４月１日から同年７月１３日まで同会派に属していた相手方議員㊿については，上記イにおいて議員一人当たりの目的外支出とされた額である１万１９９８円が目的外支出となる。

また，同会派に属していたその余の相手方議員ら（相手方議員⑩，同⑬，同㉑，同㉔，同㉝，同㊳，同㊶，同㊸及び同㊾）については，上記イ及びウにおいて議員一人当たりの目的外支出とされた額の合計４万５９０６円（＝１万１９９８円＋３万３９０８円）が目的外支出となる。

(53)　会派共通経費（公明党会派〈６名〉）について

ア　前記前提事実（別紙２），証拠（甲４の２の１）及び弁論の全趣旨によれば，公明党会派には，平成２２年度において，相手方議員①，同㉞，同㊱，同㊹，同㊺（会派代表者）及び同㊻の合計６名が所属していたことが認められる。

イ　資料作成費

前記前提事実（別紙３－５３）のとおり，公明党会派は，コピー機リース代として合計２７万９７２０円を，議員控室コピー代として合計５万０４３１円を各支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，公明党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１６万５０７５円は目的外支出というべきである。

ウ　広報費

前記前提事実（別紙３－５３）のとおり，公明党会派は，市議団ホー

ムページドメイン維持費として１万２０３０円を支出したところ，前記2(3)のとおり，広報費は政務調査以外の政治活動のために経費が実質的に含まれていると推認され，公明党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である６０１５円は目的外支出というべきである。

エ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－５３）のとおり，公明党会派は，ＮＨＫ放送受信料として１万４９１０円を，ケーブルテレビ利用料として合計３万９７９５円を，ケーブルネット利用料として合計１万８９００円を，社内ＬＡＮ・ルーター保守代として合計５万５４４０円を，ＦＡＸ通信費として合計３万６５７２円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも利用されていると推認され，公明党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である８万２８０８円は目的外支出というべきである。

オ　事務費

前記前提事実（別紙３－５３）のとおり，公明党会派は，事務用品等の購入費として合計６万８８９８円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも利用されていると推認され，公明党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である３万４４４９円は目的外支出というべきである。

カ　その他

(ア)　前記前提事実（別紙３－５３）のとおり，公明党会派は，食糧費等（お茶代）として合計２万８６７０円を支出したところ，前記2(6)ア

のとおり，食糧費等は，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－５３）のとおり，公明党会派は，灯油代として合計５２７４円を支出したところ，原告らは，当該支出について，調査研究活動としての必要性が不明であるから，その全額が違法支出である旨主張する。

しかし，前記(52)において判断したとおり，当該灯油代（議員控室にかかる光熱費）には，政務調査活動に要する経費が含まれるとともに，それ以外の会派の政党活動等のための経費が含まれていると推認されるところ，当該支出について，公明党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，社会通念にしたがって按分した割合（不明な場合には均等な割合）である２分の１，すなわち２６３７円は目的外支出というべきである。

キ 小括

以上によれば，公明党会派の各支出のうち，上記イないしカの目的外支出額の合計３１万９６５４円が，公明党会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，公明党会派には，６名の相手方議員が所属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は，５万３２７５円（＝３１万９６５４円÷６）である。

(54) 会派共通経費（市民クラブ会派〈１５名分〉）について

ア 前記前提事実（別紙２），証拠（甲４の３の１）及び弁論の全趣旨によれば，市民クラブ会派（以下，単に「市民クラブ」という。）には，平成２２年度において，相手方議員②，同④，同⑤，同⑧，同⑨，同⑭，

同⑲，同㉓，同㉙，同㉚，同㉛，同㉟，同㊲，同㊼（会派代表者），同㊶の合計１５名が所属していたことが認められる。

イ　交通通信費

前記前提事実（別紙３－５４）のとおり，市民クラブは，ファックス使用料として合計９万７５１１円を，インターネット使用料として合計４万６３６８円を支出したところ，前記2(5)アのとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていたと推認され，市民クラブからその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である７万１９３９円は目的外支出というべきである。

ウ　事務費

証拠（甲３の４の８５，甲５の３の３０～４５，乙９の２）によれば，市民クラブは，食糧費等として合計２５万２０４２円を，その他の事務用品等の購入費として合計２１万７０５０円を各支出したことが認められる。

そして，食糧費等については，前記2(6)アのとおり，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

また，当該事務用品等の購入費については，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認され，市民クラブからその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１０万８５２１円は目的外支出というべきである。

これに対し，原告らは，上記のその他の事務用品等のうち掃除用品等

の購入費の合計額である２万５５４５円について，調査研究活動としての必要性が不明であるから，その全額が違法支出である旨主張する。

しかし，弁論の全趣旨によれば，当該支出は，市民クラブに属する議員が使用する議員控室に係る事務用品等として支出されたものと認められ，当該支出には，政務調査活動に要する経費が含まれているというべきであるから，原告らの上記主張は採用することができない。

エ　小括

以上によれば，市民クラブの各支出のうち，上記イ及びウの目的外支出額の合計４３万２５０２円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，市民クラブには，１５名の相手方議員が所属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は２万８８３３円（＝４３万２５０２円÷１５）である。

(55)　会派共通経費（自民明政クラブ会派等〈５名ないし７名〉）について

ア　前記前提事実（別紙２），証拠（乙１３ないし１７）及び弁論の全趣旨によれば，平成２２年４月１日において，相手方議員③，同⑮，同⑰，同⑳，鳥居直記元議員，相手方議員㉜及び同㊵の合計７名の議員が自民明政クラブ会派に属していたこと，同年５月１１日，鳥居直記元議員が死亡して，同会派に属する議員は６名になったこと，同会派は，同月１７日，明政クラブ会派と改称したこと，相手方議員㉜は，同年１２月１３日，同会派を脱会して，同会派に属する議員は５名になったこと，相手方議員③，同⑮，同⑰，同⑳及び同㊵は，同月１７日，同会派を解散し，相手方議員⑫とともに，明政・自由クラブ会派を結成したこと（以下，上記各会派を区別せずに「明政・自由クラブ」という。），明政・自由クラブは，同会派に所属する議員が使用する議員控室に係る経費を会派共通経費として各支出したこと，もっとも，平成２２年１２月１７

日から平成２３年３月３１日までに支出した同会派の共通経費については，相手方議員③，同⑮，同⑰，同⑳及び同㊵の５名の相手方議員らにより支出されたことが認められる。

イ　平成２２年４月１日から同年５月１１日までの支出について

(ｱ)　交通通信費

前記前提事実（別紙３－５５の１）のとおり，明政・自由クラブは，ＦＡＸ使用料として２５７４円を，ＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）年間受信料として２万４６４０円を，ＮＨＫ放送受信料として７６５０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて支出されていることが推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１万７４３２円は目的外支出というべきである。

(ｲ)　事務費

前記前提事実（別紙３－５５の１）のとおり，明政・自由クラブは，事務用品代として３０３８円を支出したところ，前記2(6)のとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていることが推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１５１９円は目的外支出というべきである。

(ｳ)　小括

以上によれば，平成２２年４月１日から同年５月１１日までの明政・自由クラブの各支出のうち，上記(ｱ)及び(ｲ)の目的外支出額の合計１万８９５１円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，上記期間において明政・自由クラブには７

名の相手方議員らが属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は，上記の額を７で按分した２７０７円となる。

ウ　平成２２年５月１２日から同年１２月１３日までの支出について

(ア)　交通通信費

前記前提事実（別紙３－５５の２）のとおり，明政・自由クラブは，ＦＡＸ使用料として合計１万８６８８円を，ＮＨＫ放送受信料として７６５０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていることが推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１万３１６９円は目的外支出というべきである。

(イ)　事務費

証拠（甲５の４の２２～２９，乙１８）によれば，明政・自由クラブは，食糧費等として１万９４４０円を，会派印鑑，印紙代，消耗品代等として合計４万１７９２円を各支出したことが認められる。

そして，前記2(6)アのとおり，食糧費等は，特段の事情がない限り，市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額（１万９４４０円）が目的外支出というべきである。

また，上記消耗品代等については，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも利用されていると推認され，明政・自由クラブからその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である２万０８９６円は目的外支出というべきである。

(ウ)　その他

前記前提事実（別紙３－５５の２）のとおり，明政・自由クラブは，食糧費等（ミネラルウォーター代及び珈琲豆代）として合計６万３５２５円を，議員控室灯油代及び給油ポンプ購入費として合計４５７９円を各支出したことが認められる。

そして，前記２(6)アのとおり，食糧費等は，特段の事情がない限り，市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額（６万３５２５円）が目的外支出というべきである。

また，上記議員控室灯油代（議員控室にかかる光熱費）等については，前記(52)で判示したとおり，政務調査活動に要する経費だけでなく，それ以外の会派の政党活動等のための経費が含まれていると推認される。そして，当該支出について，明政・自由クラブからその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その２分の１である２２８９円は目的外支出というべきである。

(エ) 小括

以上によれば，平成２２年５月１２日から同年１２月１３日までの明政・自由クラブの各支出のうち，上記(ア)ないし(ウ)の目的外支出額の合計１１万９３１９円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，上記期間において明政・自由クラブには６名の相手方議員が属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は，上記の額を６で按分した１万９８８６円となる。

エ　平成２２年１２月１４日から同月１６日までの支出について

前記前提事実（別紙３－５５の３）のとおり，明政・自由クラブは，議員控室灯油代（議員控室にかかる光熱費）として３０００円を支出したところ，前記ウと同様，当該支出には，政務調査活動に要する経費だ

けでなく，それ以外の会派の政党活動等のための経費が含まれていると推認される。そして，当該支出について，明政・自由クラブからその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その２分の１である１５００円は目的外支出というべきである。

前記のとおり，当時明政・自由クラブには５名の相手方議員が属していたから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は，上記の額を５で按分した３００円となる。

オ　平成２２年１２月１７日から平成２３年３月３１日までの支出について

(ア)　交通通信費

前記前提事実（別紙３－５５の４）のとおり，明政・自由クラブは，ＦＡＸ使用料として合計１万０６３０円を，ＣＡＴＶ年間受信料として合計１万３４４０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査活動以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である１万２０３５円は目的外支出というべきである。

(イ)　事務費

前記前提事実（別紙３－５５の４）のとおり，明政・自由クラブは，消耗品代等として合計２万４２８７円を支出したところ，前記2(6)イのとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも利用されていると推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である１万２１４３円は目的外支出というべきである。

(ウ)　その他

前記前提事実（別紙３－５５の４）のとおり，明政・自由クラブは，食糧費等（ミネラルウォーター代及び珈琲豆代）として合計２万８８７５円を，議員控室灯油代として合計１万１７００円を各支出した。

前記２(6)アのとおり，食糧等は，特段の事情がない限り，社会通念上市政に関する調査研究に資する支出ということはできず，本件証拠上，特段の事情をうかがわせるものはないから，その全額が目的外支出というべきである。

また，議員控室灯油代（議員控室にかかる光熱費）については，前記(52)で判示したとおり，政務調査活動に要する経費だけでなく，それ以外の会派の政党活動等のための経費が含まれていると推認されるところ，当該支出について明政・自由クラブからその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その２分の１である５８５０円は目的外支出というべきである。

(エ) 小括

以上によれば，平成２３年１２月１７日から平成２３年３月３１日までの明政・自由クラブの各支出のうち，上記(ア)ないし(ウ)の目的外支出額の合計５万８９０３円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，上記期間において明政・自由クラブには６名の相手方議員が属していたものの，そのうち会派共通経費を支出したのは５名（相手方議員③，同⑮，同⑰，同⑳及び同㊵）であるから，かかる相手方議員一人当たりの目的外支出は，上記の額を５で按分した１万１７８０円となる。

カ まとめ

以上によれば，明政・自由クラブに属していた相手方議員のうち，平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで同会派に属していた相

手方議員（相手方議員③，同⑮，同⑰，同⑳及び同㊵）については，上記イないしオにおいて議員一人当たりの目的外支出とされた額の合計３万４６７３円（２７０７円+1万９８８６円+３００円+1万１７８０円）が目的外支出となる。

また，平成２２年４月１日から同年１２月１３日まで同会派に属していた相手方議員㉜については，上記イ及びウにおいて議員一人当たりの目的外支出とされた額の合計２万２５９３円(２７０７円+1万９８８６円）が目的外支出となる。

(56) 会派共通経費（共産党会派〈５名〉）について

ア 前記前提事実（別紙２，別紙３－５６），証拠（甲４の５の１・３・５・７・９・１１）及び弁論の全趣旨によれば，共産党会派には，平成２２年度において，相手方議員⑦，同㉒（会派代表者），同㉖，同㉗及び同㊷の合計５名が所属していたこと，同会派は，資料作成費として合計２４万４１７１円を，資料購入費として合計２４万０９０７円を，広報費として合計６３万７２４５円を,広聴費として８９万１３３０円を,交通通信費として１０万８９８７円を,事務費として9万７４３５円(合計２２２万００７５円）を各支出したと報告したこと，これが上記費目ごとに１名当たりに按分等されたことにより，上記相手方議員らのうち相手方議員㉒（会派代表者）の支出額が４４万４０１９円とされ，その他の相手方議員⑦，同㉖，同㉗，同㊷の支出額が各４４万４０１４円とされたことが認められる。

イ 資料作成費

前記前提事実（別紙３－５６）のとおり，共産党会派は，パソコン等リース代として2万３８３５円を，コピー機リース代として3万２８２３円を，コピー機トータルサービス料として合計１８万７５１３円を各

支出したところ，前記2(7)のとおり，事務機器等は，政務調査以外の政治活動のためにも利用されていると推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の合計の２分の１である１２万２０８５円は目的外支出というべきである。

ウ　資料購入費

証拠（甲５の５の７４）及び弁論の全趣旨によれば，共産党会派は，議員控室で使用されているパソコンのセキュリティソフト（商品名：ノートン・インターネット・セキュリティー・２ユーザー用）の更新サービス延長料として６３６３円を支出したことが認められところ，かかるソフトウェアは，パソコンの利用料（前記2(7)の事務機器利用料）に準ずるものとして，政務調査活動に要する経費だけでなく，それ以外の会派の政党活動等のための経費が含まれていると推認される。

そして，当該支出について，共産党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，その２分の１である３１８１円は目的外支出というべきである。

エ　広報費

(ｱ)　証拠（甲５の５の７５～７８）によれば，共産党会派は，市議会報告書について，市議会報告書第１８４号を４０００枚，同第１８５号を５万枚，同第１８７号を１万枚，同第１８９号を４万５０００枚各印刷し，その代金として合計６３万７２４５円を支出したことが認められる。

そして，前記2(3)のとおり，広報費は，特段の事情がない限り，政務調査以外の政治活動のための経費が実質的に含まれていると推認され，共産党会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該支出の２分の１である３１万８６２２円は目的外支出と

いうべきである。

(イ) これに対し，同会派代表者である相手方議員㉒は，陳述書（乙３３）において，上記報告書は，特定の支援者のみを対象として作成したものではなく，幅広く一般市民を対象として作成したものであり，また，上記報告書に報告者の氏名が記載されているのは当然のことであるから，後援会活動や議員自身の宣伝に利用されているとはいえない旨述べる。

しかし，証拠（甲５の５の７５～７８）によれば，上記報告書のいずれにも，共産党会派に属する相手方議員らの氏名だけでなく，顔写真や電話番号が記載されていることが認められ，そうすると，同報告書には，市政報告の側面だけでなく相手方議員らの議員としての宣伝的要素が含まれているというべきである。その他に，本件において，上記(ア)の特段の事情をうかがわせる事情は見当たらないから，上記陳述書の記載は上記(ア)の結論を左右するものではない。

オ　広聴費

前記前提事実（別紙３－５６）のとおり，共産党会派は，市政懇談会用コーヒー代として合計１万３４４０円を支出したところ，証拠（甲５の５の８７～９０）及び弁論の全趣旨によれば，同懇談会は，共産党会派に属する相手方議員らと住民合計１５ないし１８名が参加して，開催されたものであることが認められる。

同懇談会は，議員が住民からの市政等に対する要望，意見等を吸収するための会議として開催されたものと推認され，後援会活動としての側面をうかがわせる事情は見当たらない。

そうすると，これらを目的外支出ということはできない。

カ　交通通信費

(ア) 前記前提事実（別紙３－５６）のとおり，共産党会派は，ファックス電話料として合計３万２５０７円を，議員控室用テレビ利用料として合計２万３９４０円を，議員控室テレビのＮＨＫ放送受信料として１万４９１０円を，インターネット利用料として合計３万５２８０円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，交通通信費は政務調査以外の政治活動のためにも併せて使用されていると推認され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である５万３３１８円は目的外支出というべきである。

(イ) 前記前提事実（別紙３－５６）のとおり，共産党会派は，タクシー代として２３５０円を支出したところ，原告らは，当該支出について具体的な目的が不明であり，政務調査活動以外の議員活動が含まれているから，その２分の１は目的外支出である旨主張する。

しかし，共産党会派の代表者である相手方議員㉒は，陳述書（乙３３）において，同タクシー代は長崎市宝栄町内にある長崎公共職業安定所で雇用状況について会派として調査を行った際に使用したものである旨述べているところ，これは，同タクシー代が政務調査費のために支出されたことについての合理的な説明といえるから，同タクシー代に目的外支出があるということはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用することができない。

キ　事務費

前記前提事実（別紙３－５６）のとおり，共産党会派は，事務用品の購入費として合計７万０４３５円を，議員控室用シュレッダーの購入費として２万７０００円を各支出したところ，前記2(5)のとおり，事務用品等は政務調査以外の政治活動のためにも併せて利用されていると推認

され，同会派からその割合等についての合理的説明はないから，条理上，当該各支出の２分の１の合計額である４万８７１７円は目的外支出というべきである。

ク　小括

以上によれば，共産党会派の各支出のうち，上記イないしキの目的外支出額の合計５４万５９２３円が，同会派の目的外支出となる。

そして，前記のとおり，共産党会派は，会派共通経費として合計２２２万００７５円を支出していたから，その２４％（＝５４万５９２３円÷２２２万００７５円×１００〈１％未満切捨て〉）が目的外支出というべきであり，同会派に属していた相手方議員㉒の会派共通経費のうち１０万６５６４円（＝４４万４０１９円×２４％），相手方議員⑦，同㉖，同㉗，同㊷の会派共通経費のうち１０万６５６３円（＝４４万４０１４円×２４％）は目的外支出というべきである。

４　争点(2)（附帯請求の起算日）に対する判断

(1)　原告らは，収支報告書の提出の時点で，交付を受けた政務調査費の残余額が確定しており，相手方議員らにおいて確定した残余金をなお保持しておくべき合理的理由はないことなどから，政務調査費を違法支出したことを理由とする不当利得返還請求における附帯請求の起算日は，遅くとも平成２２年度の収支報告書の提出期限の翌日である平成２３年５月１日とすべきである旨主張する。

しかし，相手方議員らの不当利得返還義務は，期限の定めのない債務であるから，遅延損害金が生じるのはその履行を請求されて当該債務が履行遅滞となったときからであるところ（民法４１２条３項），原告らは，市長が相手方議員らに不当利得返還義務の履行を請求した事実を主張，立証しない。また，本件条例は，市長が議員に対して政務調査費の残余額の返

還を命ずることができる旨を規定する（７条）にとどまり，その返還期限について規定していない。

(2) したがって，相手方議員らに同義務の不履行に基づく遅延損害金の支払義務があるということはできず，原告らの上記主張は採用することができない。

5　本件訴訟のうち原告倉本ツタヱの請求にかかる部分の終了

住民訴訟における原告の地位は一身専属であって訴訟承継の余地はなく，その死亡により訴訟は当然に終了するところ，一件記録によれば，原告倉本ツタヱは口頭弁論終結後の平成２７年４月２６日に死亡したことから，本件訴訟のうち同原告の請求にかかる部分は当然に終了した。

6　結論

以上の次第で，被告市長は，別紙１「認容額一覧表」の「氏名」欄各記載の相手方議員に対し，同一覧表の「返還請求額」欄各記載の金員の支払を請求する義務がある。

よって，原告倉本ツタヱを除く原告らの請求は，上記の限度で理由があるからその限度で認容し，その余は理由がないから棄却し，本件訴訟のうち原告倉本ツタヱにかかる部分は同人の死亡により終了したからその旨の宣言をすることとして，主文のとおり判決する。

長崎地方裁判所民事部

裁判長裁判官　　松　葉　佐　　隆　　之

裁判官　　吉　　岡　　透

裁判官　　白　　井　　知　　志

（別紙１）

認容額一覧表

No.	氏　名	返還請求額	No.	氏　名	返還請求額
1	麻生　隆	７２万９０９８円	23	鶴田誠二	８８万１４６３円
2	池田章子	９０万２７９４円	24	富川忠孝	６７万３５６７円
3	板坂博之	５６万９１９７円	26	中田　剛	１９万３８２３円
4	五輪清隆	１０８万９９０６円	27	中西敦信	１０万６５６３円
5	井上重久	１０１万０６９６円	28	中村すみ代	４８万０９３９円
6	井原東洋一	６６万２９２９円	29	中村照夫	８５万２４９９円
7	内田隆英	９万４９９９円	30	西田実伸	１１０万９０５７円
8	浦川基継	８５万４６９４円	31	野口達也	６８万１８６２円
9	緒方冨昭	７９万５１０２円	32	野口三孝	５８万３５２７円
10	奥村修計	６３万５９０２円	33	東　満敏	６２万４１１０円
11	梶村恒男	６９万５６７０円	34	久　八寸志	２５万７７６２円
12	久米ただし	９１万８４３０円	35	平戸都紀子	１３０万４５７０円
13	桑原善弘	７１万１２３６円	36	平野だいとし	５０万６２２７円
14	源城和雄	１０５万１５２１円	37	深堀　浩	８３万６０１１円
15	小宮慶一	５０万６０９０円	38	深堀義昭	８２万７４１２円
17	佐藤正洋	６３万４１７２円	39	福島満徳	２８万６７８６円
18	重橋照久	７４万４６９４円	40	毎熊政直	７９万６０８０円
19	田中洋一	７４万７４１９円	41	前田哲也	７２万０１３４円
20	筒井正興	６６万２３９５円	42	牧山　隆	１０万４２７８円
21	堤　勝彦	７７万６８１１円	43	宮崎高舟	６８万９２１７円
22	津村国弘	１２万３６６４円	44	向山宗子	２３万６０２９円

No.	氏　名	返還請求額
45	村田生男	６２万２９３３円
46	森　幸雄	４４万７２７５円
47	柳川八百秀	８１万５４０４円
48	山口　博	７４万０８４４円
49	吉原　孝	６３万１０２３円
50	吉原日出雄	２５万５５１９円
51	吉村正寿	７１万６５３３円

以　上

別紙2

平成22年度　長崎市議会政務調査費返還請求額一覧表

番号	氏名	会派名	研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費	広報費	広聴費	人件費	事務所費	交通通信費	事務費	その他経費	会派共通経費	返還請求額	支出計	支給額	残額	請求／支出
1	麻生　隆	公明党	0	235,220	15,713	39,622	197,060	0	0	0	490,123	38,922	0	52,828	1,069,488	1,719,118	1,800,000	80,882	62.2%
2	池田章子	市民クラブ	0	0	670	24,863	343,385	10,650	0	297,000	175,506	79,106	0	29,610	960,790	1,800,000	1,800,000	0	53.4%
3	板坂博之	自民明政クラブ	0	87,900	0	0	23,100	0	0	0	869,631	20,000	0	37,252	1,037,883	1,142,968	1,800,000	657,032	90.8%
4	五輪清隆	市民クラブ	0	0	0	0	431,442	0	0	360,000	352,664	47,627	0	29,610	1,221,343	1,800,000	1,800,000	0	67.9%
5	井上董久	市民クラブ	0	125,500	0	0	462,218	0	0	360,000	213,482	24,570	0	29,610	1,215,380	1,769,529	1,800,000	30,471	68.7%
6	井原東洋一	長崎市民会議	0	16,500	0	2,730	37,875	0	0	77,434	985,250	14,379	0	0	1,134,168	1,761,192	1,800,000	38,808	64.4%
7	内田隆英	日本共産党	5,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,999	100,799	621,774	1,800,000	1,178,226	16.2%
8	浦川基継	市民クラブ	0	105,720	9,000	6,120	400,869	0	0	0	435,526	114,313	0	29,610	1,101,158	1,784,315	1,800,000	15,685	61.7%
9	緒方富昭	市民クラブ	0	183,380	0	0	113,357	0	0	360,000	349,246	34,444	0	29,610	1,070,037	1,306,121	1,800,000	493,879	81.9%
10	奥村修計	自由民主党	0	0	2,916	0	31,500	0	0	42,000	732,624	105,955	0	46,341	961,336	1,758,738	1,800,000	41,262	54.7%
11	梶村恒男	気走会	16,300	270,080	0	85,781	696,300	0	0	0	489,646	0	0	0	1,558,107	1,775,921	1,800,000	24,079	87.7%
12	久米ただし	国民新自由クラブ	0	0	99,540	0	0	0	300,000	0	391,485	257,400	0	0	1,048,425	1,699,963	1,800,000	100,037	61.7%
13	桑原善弘	自由民主党	0	0	2,916	0	3,620	0	0	286,970	525,582	68,732	0	46,341	934,161	1,403,747	1,800,000	396,253	66.5%
14	源城和雄	市民クラブ	0	81,820	1,336	0	260,830	0	0	360,000	533,669	77,072	525	29,610	1,344,862	1,800,000	1,800,000	0	74.7%
15	小宮慶一	自民明政クラブ	16,300	87,900	55,440	0	138,075	0	63,434	0	215,152	29,577	0	37,252	643,130	1,070,396	1,800,000	729,604	60.1%
17	佐藤正洋	自民明政クラブ	0	87,900	0	0	3,400	0	0	0	623,391	183,889	0	37,252	935,832	1,285,506	1,800,000	514,494	72.8%
18	重橋照久	長崎市民会議	0	136,980	0	0	95,610	0	300,000	0	404,223	54,770	0	0	991,583	1,502,970	1,800,000	297,030	66.0%
19	田中洋一	市民クラブ	0	399,260	0	0	302,470	0	0	0	481,855	37,702	0	29,610	1,250,897	1,717,604	1,800,000	82,396	72.8%
20	筒井正興	自民明政クラブ	111,565	87,900	0	2,730	0	0	0	150,852	537,636	107,352	0	37,252	1,035,287	1,418,706	1,800,000	381,294	73.0%
21	堤　勝彦	自由民主党	21,000	136,500	0	36,000	248,525	0	0	225,000	274,299	45,770	0	46,341	1,033,435	1,750,511	1,800,000	49,489	59.0%
22	津村国弘	日本共産党	0	0	0	0	1,200	0	0	0	15,900	19,487	0	101,887	138,474	641,779	1,800,000	1,158,221	21.6%
23	鶴田誠二	市民クラブ	0	32,560	16,254	0	114,686	0	0	216,000	379,561	271,326	0	29,610	1,059,997	1,792,323	1,800,000	7,677	59.1%
24	盛川忠孝	自由民主党	0	144,780	0	33,547	0	0	0	0	844,822	44,013	0	46,341	1,113,503	1,410,634	1,800,000	389,366	78.9%
26	中田　剛	日本共産党	0	174,480	0	0	63,724	89,133	0	0	15,900	19,487	0	28,514	391,238	913,199	1,800,000	886,801	42.8%
27	中西敦信	日本共産党	0	146,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106,563	253,093	605,794	1,800,000	1,194,206	41.8%
28	中村すみ代	草の根クラブ	66,000	33,000	16,958	0	126,153	0	54,025	0	201,970	68,371	0	0	566,477	1,227,324	1,800,000	572,676	46.2%
29	中村照夫	市民クラブ	0	0	0	84,168	532,638	0	0	0	463,901	2,290	0	29,610	1,112,607	1,763,753	1,800,000	36,247	63.1%
30	西田実伸	市民クラブ	0	0	0	1,700	183,595	0	0	360,000	694,373	93,542	0	29,610	1,362,820	1,799,700	1,800,000	300	75.7%
31	野口邁也	市民クラブ	0	130,400	0	0	0	0	0	215,388	592,364	60,337	0	29,610	1,028,099	1,610,784	1,800,000	189,216	63.8%
32	野口三孝	自民明政クラブ	0	16,500	0	42,370	0	0	0	300,000	362,223	33,547	0	24,302	778,942	1,282,531	1,800,000	517,469	60.7%
33	東　満敏	自由民主党	0	84,440	2,916	91,200	0	0	0	284,454	377,887	1,800	0	46,341	889,038	1,373,812	1,800,000	426,188	64.7%
34	久　八寸志	公明党	0	121,790	24,850	0	31,500	0	0	0	126,444	5,640	0	52,828	363,052	741,433	1,800,000	1,058,567	49.0%
35	平戸都紀子	市民クラブ	0	0	0	27,000	353,164	0	0	500,000	385,632	58,940	0	29,610	1,354,346	1,790,676	1,800,000	9,324	75.6%
36	平野だいとし	公明党	0	455,230	88,290	5,920	10,500	0	0	0	270,252	111,204	12,900	52,828	1,007,124	1,590,456	1,800,000	209,544	63.3%
37	深堀　浩	市民クラブ	0	0	21,735	0	473,397	0	0	0	439,872	36,769	0	29,610	1,001,383	1,652,458	1,800,000	147,542	60.6%
38	深堀義昭	自由民主党	0	163,920	2,916	0	430,000	0	0	0	551,312	38,375	0	46,341	1,232,864	1,790,021	1,800,000	9,979	68.9%
39	福島満徳	長崎市民会議	49,500	0	0	0	0	0	0	0	428,417	4,725	0	0	482,642	611,952	1,800,000	1,188,048	78.9%
40	毎熊政直	自民明政クラブ	0	33,000	0	0	67,500	0	0	0	1,141,068	76,545	0	37,252	1,355,365	1,643,211	1,800,000	156,789	82.5%
41	前田哲也	自由民主党	0	15,180	8,522	6,880	197,882	0	0	0	725,232	37,468	0	46,341	1,037,505	1,547,659	1,800,000	252,341	67.0%
42	牧山　隆	日本共産党	0	146,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104,278	250,808	703,829	1,800,000	1,096,171	35.6%
43	宮崎富舟	自由民主党	0	226,560	0	0	0	0	0	79,372	971,596	0	0	46,341	1,323,869	1,582,996	1,800,000	217,004	83.6%
44	向山宗子	公明党	0	373,390	8,988	0	0	0	0	0	234,925	4,570	0	52,828	674,701	937,466	1,800,000	862,534	72.0%
45	村田生男	公明党	0	628,440	4,257	0	25,725	0	0	0	336,979	73,966	26,964	52,828	1,149,159	1,539,604	1,800,000	260,396	74.6%
46	森　幸雄	公明党	0	238,670	103,377	3,500	15,500	0	0	0	319,991	16,417	0	52,828	750,283	1,153,199	1,800,000	646,801	65.1%
47	柳川八百秀	市民クラブ	0	183,380	3,000	0	102,447	0	0	360,000	394,493	20,093	0	29,610	1,093,023	1,344,724	1,800,000	455,276	81.3%
48	山口　博	長崎市民会議	0	136,980	0	2,310	0	0	300,000	0	514,310	41,371	0	0	994,971	1,612,168	1,800,000	187,832	61.7%
49	吉原　孝	自由民主党	0	0	0	77,600	344,234	0	0	0	242,142	87,386	0	46,341	797,703	1,419,367	1,800,000	380,633	56.2%
50	吉原日出雄	自由民主党	0	57,390	0	0	183,000	0	0	17,482	65,629	3,099	0	11,998	338,598	563,358	900,000	336,642	60.1%
51	吉村正寿	市民クラブ	0	314,370	0	80,789	157,190	0	0	26,166	706,169	24,998	0	29,610	1,339,292	1,800,000	1,800,000	0	74.4%
		合計	286,465	5,900,080	489,594	654,830	7,203,671	99,783	1,017,459	4,878,118	20,884,354	2,597,346	40,389		45,889,077	69,335,289	87,300,000	17,964,711	66.2%
		個数	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49						
		返還請求/全体	0.6%	12.9%	1.1%	1.4%	15.7%	0.2%	2.2%	10.6%	45.5%	5.7%	0.1%		100.0%				
		返還／支出	14.9%	84.2%	27.5%	31.0%	50.7%	10.8%	50.0%	57.7%	80.1%	45.1%	9.7%		64.9%				
		項目区別支出額	1,928,790	7,009,200	1,780,184	2,111,327	14,218,631	921,930	2,034,918	8,451,464	26,088,916	5,759,249	417,873		70,722,482				

別紙3－1
相手方議員①(麻生隆)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第11回市町村議会議員研修会 参加費8/23～	H22.7.21	25,735	甲3の1の1			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分参加費	H22.10.12	5,000	甲3の1の2				
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分視察コース代	H22.10.12	23,140	甲3の1の3				
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分旅費	H22.10.22	45,610	甲3の1の4				
	小計		99,485				0	0
2 調査旅費	他都市視察 つくば市(H22.8.23～H22.8.24)	H22.8.18	86,200	甲3の1の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	86,200	25,500
	第5回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会等 参加のための旅費	H22.8.18	5,010	甲3の1の6			0	0
	他都市視察 福岡市，筑後市(H22.10.26～H22.10.27)	H22.10.22	36,080	甲3の1の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	36,080	0
	他都市視察 大阪府豊中市，堺市，和泉市(H22.10.31～H22.11.2)	H22.10.29	93,430	甲3の1の8	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	93,430	26,400
	他都市視察 五島市	H22.11.11	13,010	甲3の1の9	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	13,010	0
	他都市視察 佐賀県杵島郡白石町	H22.11.11	6,500	甲3の1の10	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	6,500	0
	小計		240,230				235,220	51,900

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
3 資料作成費	控室 コピー代(4月分)	H22.5.28	5,185	甲3の1の11ないし甲3の1の22	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから、同活動のためにも利用されている。	15,713	15,713
	控室 コピー代(5月分)	H22.6.25	2,021					
	控室 コピー代(6月分)	H22.7.27	3,829					
	控室 コピー代(7月分)	H22.8.27	914					
	控室 コピー代(8月分)	H22.9.28	4,131					
	控室 コピー代(9月分)	H22.10.26	902					
	控室 コピー代(10月分)	H22.11.26	4,186					
	控室 コピー代(11月分)	H22.12.27	2,933					
	控室 コピー代(12月分)	H23.1.25	3,043					
	控室 コピー代(1月分)	H23.2.24	2,414					
	控室 コピー代(2月分)	H23.3.28	1,054					
	控室 コピー代(3月分)	H23.4.13	815					
	小計		31,427				15,713	15,713
4 資料購入費	長崎新聞購読料(平成22年4月～9月)	H22.4.28	18,210	甲3の1の23, 24	100%	一般紙の購読は、議員でない者でも行うものであり、調査研究活動とはいえない。	36,420	36,420
	長崎新聞購読料(平成22年10月～3月)	H22.10.22	18,210					
	日経新聞購読料(平成22年4月～平成23年3月)	H23.1.18	43,131	甲3の1の25			0	0
	全国農業新聞購読料(平成22年4月～9月)	H22.9.1	3,600	甲3の1の26, 27			0	0
	全国農業新聞購読料(平成22年10月～平成23年3月)	H23.3.4	3,600					
	書籍代	H22.8.25	5,355	甲3の1の28			0	0
	書籍代	H22.9.22	690	甲3の1の29			0	0
	書籍代	H22.10.4	1,890	甲3の1の30	100%	かかる書籍は,「支持者をふやすホームページの鉄則」というタイトルの書籍であり, 調査研究活動のために必要な図書とはいえない。	1,890	945
	紙copi代	H22.10.12	2,625	甲3の1の31	50%	Web上のデータをローカルのハードディスクにスクラップするためのソフトと思われるが, 政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	1,312	1,312
	書籍代	H22.10.29	819	甲3の1の32			0	0
	小計		98,130				39,622	38,677
5 広報費	ハガキ代	H22.6.10	2,500	甲3の1の33	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	3,750	3,750
		H22.9.21	2,500	甲3の1の34				
		H22.12.1	2,500	甲3の1の35				
	広報紙 印刷代	H22.8.27	69,300	甲3の1の36	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	109,830	109,830
		H22.10.27	55,860	甲3の1の37				
		H23.1.6	94,500	甲3の1の38				

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
5 広報費	広報紙 送料	H22.8.31	17,040	甲3の1の39	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	34,970	34,970
		H22.9.3	1,320	甲3の1の40				
		H22.9.9	320	甲3の1の41				
		H22.9.15	140	甲3の1の42				
		H22.10.27	18,960	甲3の1の43				
		H23.1.5	26,280	甲3の1の44				
		H23.1.5	3,360	甲3の1の45				
		H23.1.26	2,520	甲3の1の46				
	ホームページ更新料,サーバードメイン代(平成22年4月～9月)	H22.11.2	48,720	甲3の1の47	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから,同活動のためにも利用されている。	24,360	24,360
	ホームページ更新料	H23.3.2	42,000	甲3の1の48	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから,同活動のためにも利用されている。	21,000	21,000
	サーバードメイン代(平成22年10月～平成23年3月)	H23.3.2	6,300	甲3の1の49	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから,同活動のためにも利用されている。	3,150	3,150
	小計		394,120				197,060	197,060
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.22	10,737	甲3の1の50ないし甲3の1の94	75%	・具体的な目的が不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	158,147	105,431
		H22.4.28	5,440					
		H22.5.10	4,247					
		H22.5.12	5,480					
		H22.5.20	5,000					
		H22.5.25	4,900					
		H22.6.7	5,000					
		H22.6.15	5,040					
		H22.6.23	4,760					
		H22.6.29	5,000					
		H22.7.5	4,216					
		H22.7.9	5,000					
		H22.7.15	5,544					
		H22.7.26	5,120					
		H22.8.5	4,864					
		H22.8.10	4,000					
		H22.8.18	3,000					
		H22.8.25	5,796					
		H22.9.3	4,500					
		H22.9.9	3,000					
		H22.9.15	5,000					
		H22.9.24	4,961					
		H22.10.6	3,840					
		H22.10.12	4,865					
		H22.10.22	2,560					
		H22.11.4	4,000					
		H22.11.16	3,500					
		H22.11.26	5,000					
		H22.12.3	4,991					
		H22.12.13	5,000					
		H22.12.21	4,000					
		H22.12.27	4,000					
		H23.1.7	3,000					
		H23.1.11	5,000					
		H23.1.20	4,896					
		H23.2.1	5,237					
		H23.2.7	4,900					
		H23.2.15	4,861					
		H23.2.17	3,000					
		H23.2.28	4,000					
		H23.3.4	4,000					
		H23.3.16	5,000					
		H23.3.23	5,000					
		H23.3.28	5,000					
		H23.3.30	4,608					

224

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
○ 交通通信費	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.4	5,000	甲3の1の95ないし甲3の1の99	100%	・定例会及び委員会への出席は、議員として当然に行うべき活動であって、政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	タクシー代	H22.5.12	4,950	甲3の1の100ないし甲3の1の110	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	83,250	41,625
		H22.6.10	10,950					
		H22.7.12	14,250					
		H22.8.10	5,500					
		H22.9.10	2,350					
		H22.10.12	5,150					
		H22.11.10	3,950					
		H22.12.10	800					
		H23.1.11	13,800					
		H23.2.10	17,550					
		H23.3.10	4,000					
	スマートカード積増	H22.5.10	5,000	甲3の1の111ないし甲3の1の118	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	45,000	30,000
		H22.5.20	10,000					
		H22.7.20	10,000					
		H22.9.24	5,000					
		H22.11.16	5,000					
		H22.12.3	5,000					
		H23.1.5	10,000					
		H23.2.28	10,000					
	携帯通話料	H22.5.31	19,396	甲3の1の119ないし甲3の1の130	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	140,351	93,567
		H22.6.30	14,030					
		H22.8.2	13,449					
		H22.8.31	14,174					
		H22.9.30	17,116					
		H22.11.1	16,419					
		H22.11.30	14,875					
		H23.1.4	15,395					
		H23.1.31	15,841					
		H23.2.28	16,336					
		H23.3.31	15,100					
		H23.4.28	15,004					
	インターネット接続料	H22.7.12	7,904	甲3の1の131ないし甲3の1の142	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	47,475	47,475
		H22.8.10	7,904					
		H22.9.10	7,904					
		H22.10.12	7,904					
		H22.11.10	7,904					
		H22.12.10	7,904					
		H23.1.11	7,904					
		H23.2.10	7,904					
		H23.3.10	7,904					
		H23.4.11	7,904					
		H23.4.19	8,008					
		H23.4.28	7,903					
	小計		652,099				490,123	333,998

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	マイクロSDHCカード	H22.6.28	5,160	甲3の1の143	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	38,922	38,922
	のり代	H22.8.31	1,800	甲3の1の144				
	スクリーン代	H22.9.27	3,000	甲3の1の145				
	長3封筒，ラベルシート，クリア封筒	H22.9.27	16,447	甲3の1の146				
	模造紙	H22.10.8	1,500	甲3の1の147				
	ペーパーファスナー，インデックス	H22.10.27	2,572	甲3の1の148				
	コピー用紙	H22.10.27	3,150	甲3の1の149				
	コピーカートリッジ	H22.12.27	30,450	甲3の1の150				
	トナーカートリッジ	H22.12.27	8,597	甲3の1の151				
	クリア封筒	H23.1.27	4,930	甲3の1の152				
	マジックペン代	H23.3.28	238	甲3の1の153				
	小計		77,844				38,922	38,922
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費(平成22年4月～平成22年9月)	H22.4.20	78,000	甲3の1の154ないし甲3の1の156	42%	・公明党，別紙3－53参照	52,828	52,828
	共通経費(平成22年10月～平成23年3月)	H22.10.18	78,000					
	共通経費　戻し入れ	H23.4.19	−30,217					
	小計		125,783				52,828	52,828
合計			1,719,118				1,069,488	729,098

226

別紙3－2
相手方議員②（池田章子）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費	院内学習会	H22.5.28	37,840	甲3の2の1			0	0
	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟年会費	H22.7.16	2,000	甲3の2の2			0	0
	費目小計		39,840				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	コピー代	H22.7.8	1,340	甲3の2の3	50%	・政務調査活動との関連性が不明であり，政務調査活動以外の議員活動としての性格も有するものと推測される。	670	670
	費目小計		1,340				670	670
4 資料購入費	新聞購読料	H22.7.30	807	甲3の2の4ないし甲3の2の12	100%	・当該新聞は毎日新聞であり，事務所と異なる住所へ配達されたものである。自宅における一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，政務調査活動とはいえない。	24,863	24,863
		H22.9.3	3,007					
		H22.9.30	3,007					
		H22.11.10	3,007					
		H22.11.30	3,007					
		H22.12.24	3,007					
		H23.2.4	3,007					
		H23.3.29	3,007					
		H23.4.1	3,007					
	費目小計		24,863				24,863	24,863
5 広報費	封筒印刷代	H23.3.30	4,100	甲3の2の13	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	2,050	2,050
	議会報告書等印刷代	H22.7.15	13,563	甲3の2の14ないし甲3の2の20	50%		141,070	141,070
		H22.9.30	22,022					
		H22.9.30	1,150					
		H22.9.30	35,175					
		H22.12.15	83,895					
		H22.12.20	22,385					
		H23.4.1	103,950					
	小計		282,140				141,070	141,070
	議会報告書送料	H22.8.12	60,505	甲3の2の21ないし甲3の2の30	50%		200,265	200,265
		H22.10.12	54,000					
		H22.11.1	8,390					
		H22.11.10	59,450					
		H22.12.15	140					
		H22.12.24	49,410					
		H23.1.11	59,955					
		H23.4.1	49,410					
		H23.4.13	55,170					
		H23.4.25	4,100					
	小計		400,530				200,265	200,265
	費目小計		686,770				343,385	343,385
6 広聴費	市政報告会会場費（8/28）	H22.9.3	9,900	甲3の2の31	50%	・後援会活動としての側面があり，全体として政務調査活動ということはできない。	10,650	10,650
	市政報告会会場費（11/20）	H22.12.1	11,400	甲3の2の32				
	費目小計		21,300				10,650	10,650
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.27	49,500	甲3の2の33ないし甲3の2の44	50%	・相手方は，1カ所しか事務所を有していないため，当該事務所は政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	297,000	297,000
		H22.5.25	49,500					
		H22.6.23	49,500					
		H22.7.30	49,500					
		H22.8.20	49,500					
		H22.9.30	49,500					
		H22.10.25	49,500					
		H22.11.22	49,500					
		H22.12.20	49,500					
		H23.1.26	49,500					
		H23.2.21	49,500					
		H23.3.29	49,500					
	小計		594,000				297,000	297,000
	事務所通信費	H22.5.17	500	甲3の2の45ないし甲3の2の56	50%	・政務調査以外の議員活動にも利用しているものと考えられる。しかし，支出額は1月あたり2940円であるところ，内2650円については自ら負担しており，違法支出とはならない。	0	0
		H22.6.18	500					
		H22.7.16	500					
		H22.8.18	500					
		H22.10.6	500					
		H22.10.25	500					
		H22.11.22	500					
		H22.12.20	500					
		H23.2.2	500					
		H23.3.28	500					
		H23.3.28	500					
		H23.4.18	500					
	小計		6,000				0	0
	費目小計		600,000				297,000	297,000

227

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	6,256	甲3の2の57ないし甲3の2の74	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	74,771	49,847
		H22.5.7	6,486					
		H22.5.25	5,472					
		H22.6.3	6,269					
		H22.6.23	6,048					
		H22.7.6	6,480					
		H22.7.8	4,968					
		H22.7.30	5,106					
		H22.9.22	5,208					
		H22.10.12	5,226					
		H22.11.10	4,868					
		H22.12.15	5,059					
		H22.12.24	5,343					
		H23.1.26	5,598					
		H23.2.4	5,280					
		H23.2.21	4,452					
		H23.3.29	5,800					
		H23.4.1	5,776					
	小計		99,695				74,771	49,847
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の2の75ないし甲3の2の79	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	ETC料金	H22.6.3	5,990	甲3の2の80	75%	・私的な目的及び政務調査活動以外の議員活動目的の利用も含まれる。	45,735	30,490
		H22.7.12	7,850	甲3の2の81				
		H22.8.12	10,500	甲3の2の82				
		H22.9.12	4,060	甲3の2の83				
		H24.10.12	3,080	伝票なし				
		H22.11.10	5,740	甲3の2の84				
		H22.12.10	4,060	甲3の2の85				
		H23.1.11	5,980	甲3の2の86				
		H23.2.10	5,740	甲3の2の87				
		H23.3.29	3,920	甲3の2の88				
		H23.4.11	4,060	甲3の2の89				
	小計		60,980				45,735	30,490
	タクシー代(チケット)	H22.7.5	800	甲3の2の90ないし甲3の2の96	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	24,100	12,050
		H22.9.3	1,850					
		H22.10.4	2,050					
		H22.11.4	900					
		H23.1.4	2,350					
		H23.2.3	4,250					
		H23.3.3	11,900					
	小計		24,100				24,100	12,050
	スマートカード積増	H22.7.15	10,000	甲3の2の97ないし甲3の2の98	75%	・私的な目的及び政務調査活動以外の議員活動目的の利用も含まれる。	15,000	10,000
		H22.11.1	10,000					
	小計		20,000				15,000	10,000
	費目小計		220,675				175,506	118,287

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
10 事務費	切手代	H22.4.16	1,000	甲3の2の99ないし甲3の2の117	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	79,106	79,106
	切手代	H22.4.27	1,100					
	ゼンリン地図	H22.4.30	65,205					
	用紙	H22.7.8	17,482					
	切手代	H22.7.30	3,200					
	切手代	H22.8.12	3,200					
	クリアファイル	H22.8.12	1,165					
	切手代	H22.9.3	2,400					
	カラーコピー用紙	H22.10.12	2,373					
	カラーコピー用紙	H22.10.25	6,328					
	紙ファイルボックス	H22.11.30	1,760					
	のり，クリップ，替芯	H22.12.24	2,477					
	ファイル等	H23.1.11	6,454					
	切手代	H23.1.26	1,740					
	事務用品	H23.1.26	820					
	ファイル他	H23.3.25	34,017					
	コピー用紙	H23.3.28	3,690					
	文具	H23.3.29	1,428					
	事務用品	H23.3.29	2,373					
	費目小計		158,212				79,106	79,106
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30,000	甲3の2の118	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照	29,610	28,833
	共通経費後期分	H22.10.15	17,000	甲3の2の119				
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,800,000				960,790	902,794

229

別紙3－3
相手方議員③(板坂博之)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の額を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟 年会費	H22.7.12	2,000	甲3の3の1			0	0
	費目小計		2,000				0	0
2 調査旅費	視察旅費	H23.1.7	87,900	甲3の3の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	87,900	33,300
	費目小計		87,900				87,900	33,300
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	新聞購読料(しんぶん赤旗)	H22.4.26	800	甲3の3の3ないし14			0	0
		H22.5.21	800					
		H22.6.22	800					
		H22.7.21	800					
		H22.8.23	800					
		H22.9.22	800					
		H22.10.21	800					
		H22.11.22	800					
		H22.12.22	800					
		H23.1.21	800					
		H23.2.22	800					
		H23.3.22	800					
	小計		9,600				0	0
	新聞購読料(農業新聞)	H22.9.1	3,600	甲3の3の15，16			0	0
		H23.3.4	3,600					
	小計		7,200				0	0
	費目小計		16,800				0	0
5 広報費	市政報告会場費	H22.10.1	46,200	甲3の3の17	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	23,100	23,100
	費目小計		46,200				23,100	23,100
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.10	83,860	甲3の3の18ないし29	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	772,735	386,367
		H22.6.10	68,450					
		H22.7.12	73,000					
		H22.8.10	61,875					
		H22.9.10	47,750					
		H22.10.12	70,450					
		H22.11.10	45,950					
		H22.12.10	72,950					
		H23.1.11	74,850					
		H23.2.10	41,300					
		H23.3.10	68,200					
		H23.4.11	64,100					
	小計		772,735				772,735	386,367
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の3の30ないし34	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,880	15,880
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.4.28	-4,120					
	小計		15,880				15,880	15,880

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の額を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話使用料	H22.5.31	6,255	甲3の3の35ないし46	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	75,416	50,277
		H22.6.10	6,150					
		H22.8.2	7,237					
		H22.8.31	8,549					
		H22.9.30	10,027					
		H22.11.1	9,027					
		H22.11.30	15,383					
		H23.1.4	6,266					
		H23.1.31	7,260					
		H23.2.28	7,942					
		H23.3.31	6,799					
		H23.4.28	9,660					
	小計		100,555				75,416	50,277
	運転代行料	H22.12.6	2,000	甲3の3の47，48	100%	・飲酒をしたからこその支出であり，政務調査との関連性がない。	5,600	5,600
		H22.12.22	3,600					
	小計		5,600				5,600	5,600
	費目小計		894,770				869,631	458,124
10 事務費	郵便切手	H22.11.8	40,000	甲3の3の49	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	20,000	20,000
	費目小計		40,000				20,000	20,000
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費 平成22年度前期分	H22.4.15	60,000	甲3の3の50ないし52		・明政・自由クラブ，別紙3－55参照 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで所属	37,252	34,673
	会派共通経費 平成22年度後期分	H22.10.15	60,000					
	会派共通経費 戻入	H23.4.28	−64,702					
	費目小計		55,298				37,252	34,673
合計			1;142,968				1,037,883	569,197

別紙3－4
相手方議員④(五輪清隆)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟 年会費	H22.7.16	2,000	甲3の4の1			0	0
	費目小計		2,000				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の4の2ない			0	0
		H23.3.8	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	議会報告書印刷費	H22.7.29	63,000	甲3の4の4ないし7	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	126,000	126,000
		H22.10.18	63,000					
		H22.12.20	63,000					
		H23.3.23	63,000					
	小計		252,000				126,000	126,000
	ホームページ制作費	H22.6.30	105,000	甲3の4の8	50%	・政務調査以外の議員活動及び後援会活動としての性格も有しており，全額調査活動のための支出とはいえない。	52,500	52,500
	議会報告書送料	H22.7.29	106,240	甲3の4の9ないし12	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	203,592	203,592
		H22.11.10	121,590					
		H23.1.5	119,955					
		H23.3.23	59,400					
	小計		407,185				203,592	203,592
	封筒印刷費	H22.10.7	63,000	甲3の4の13ないし14	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	49,350	49,350
		H22.10.19	35,700					
	小計		98,700				49,350	49,350
	費目小計		862,885				431,442	431,442
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.16	180,000	甲3の4の15ないし16	100%	・所在地が三菱重工労働組合長崎造船支部会館内の「生活相談室」であり，政務調査事務所としての実質がない。	360,000	360,000
		H22.10.15	180,000					
	費目小計		360,000				360,000	360,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	4,235	甲3の4の17ないし41	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	153,329	102,219
		H22.4.30	8,398					
		H22.5.18	13,792					
		H22.5.31	4,284					
		H22.6.7	4,710					
		H22.6.23	8,998					
		H22.6.30	3,740					
		H22.7.12	11,437					
		H22.7.29	8,336					
		H22.8.31	18,479					
		H22.9.22	12,863					
		H22.9.30	4,160					
		H22.10.18	7,837					
		H22.11.5	3,984					
		H22.11.10	7,941					
		H22.11.30	8,694					
		H22.12.10	4,579					
		H22.12.20	4,477					
		H23.1.5	3,708					
		H23.1.5	4,411					
		H23.1.19	14,017					
		H23.2.1	8,313					
		H23.2.23	11,989					
		H23.2.28	4,070					
		H23.3.25	16,987					
	小計		204,439				153,329	102,219
	タクシー代(チケット)	H22.5.6	6,300	甲3の4の42ないし52	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	101,977	50,988
		H22.6.3	5,800					
		H22.7.5	10,477					
		H22.8.3	2,750					
		H22.9.3	10,000					
		H22.10.4	5,800					
		H22.11.4	4,600					
		H22.12.3	8,000					
		H23.1.4	14,000					
		H23.2.3	17,200					
		H23.3.3	17,050					
	小計		101,977				101,977	50,988

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	代行運転料	H22.4.16	2,450	甲3の4の53	100%	・飲酒をした際に利用されたものであり，政務調査活動のための費用とはいえない。	2,450	2,450
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の4の54ないし58	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	18,350
	携帯電話通話料	H22.5.17	6,284	甲3の4の59ないし71	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	71,508	47,672
		H22.6.16	6,182					
		H22.7.16	6,308					
		H22.8.18	11,596					
		H22.10.5	11,693					
		H22.10.25	7,273					
		H22.11.30	7,701					
		H22.12.27	7,090					
		H23.1.31	7,011					
		H23.3.7	6,845					
		H23.3.29	7,498					
		H23.4.15	5,764					
		H23.4.25	4,100					
	小計		95,345				71,508	47,672
	スマートカード積み増し	H22.11.30	10,000	甲3の4の72	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	7,500	5,000
	費目小計		430,111				352,664	224,229
10 事務費	はがき代	H22.6.7	7,500	甲3の4の73ないし85	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	43,177	43,177
	はがき代	H22.6.15	2,500					
	事務用品(インク)	H22.6.30	1,047					
	切手代	H22.7.12	5,440					
	事務用品(インク)	H22.8.31	1,118					
	事務用品(フラッシュメモリ)	H22.10.18	2,980					
	事務用品(ラベル用紙)	H22.10.18	2,691					
	事務用品(インク，SDカード)	H22.10.27	7,710					
	はがき代	H22.11.30	7,500					
	切手代	H22.12.3	15,000					
	事務用品(インク)	H22.12.20	2,090					
	備品購入(デジカメ)	H23.1.5	24,890					
	事務用品(インク)	H23.3.28	5,888					
	小計		86,354				43,177	43,177
	事務用品(筆まめソフト)	H22.12.10	4,450	甲3の4の86	100%	・年賀状作成のための費用であり，政務調査活動のための費用とはいえない。	4,450	2,225
	費目小計		90,804				47,627	45,402
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30,000	甲3の4の87	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照	29,610	28,833
	共通経費後期分	H22.10.15	17,000	甲3の4の88				
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,800,000				1,221,343	1,089,906

別紙3－5
相手方議員⑤(井上重久)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟 年会費	H22.7.16	2,000	甲3の5の1			0	0
	費目小計		2,000				0	0
2 調査旅費	友好都市提携30周年記念公式訪問(福州市)	H22.8.19	125,500	甲3の5の2	100%	・調査研究活動との関連性が不明である	125,500	0
	費目小計		125,500				125,500	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の5の3、4			0	0
		H23.3.8	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	議会報告書送料	H22.4.22	40,755	甲3の5の5	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	267,618	267,618
		H22.8.3	180,732	甲3の5の6				
		H22.11.9	122,030	甲3の5の7				
		H23.1.14	128,855	甲3の5の8				
		H23.3.30	62,865	甲3の5の9				
	小計		535,237				267,618	267,618
	ホームページ制作・加修正代等	H22.7.14	70,000	甲3の5の10	50%	・政務調査以外の議員活動及び後援会活動としての性格も有しており，全額調査活動のための支出とはいえない。	47,600	47,600
		H22.10.15	2,100	甲3の5の11				
		H22.11.15	14,700	甲3の5の12				
		H23.1.20	8,400	甲3の5の13				
	小計		95,200				47,600	47,600
	議会報告書・封筒印刷費	H22.8.3	63,000	甲3の5の14	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	147,000	147,000
		H22.10.15	31,500	甲3の5の15				
		H22.10.15	44,100	甲3の5の16				
		H22.11.10	63,000	甲3の5の17				
		H23.1.14	29,400	甲3の5の18				
		H23.1.20	63,000	甲3の5の19				
	小計		294,000				147,000	147,000
	費目小計		924,437				462,218	462,218
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.16	180,000	甲3の5の20、21	100%	・所在地が三菱重工労働組合長崎造船支部会館内の「生活相談室」であり，政務調査事務所としての実質がない。	360,000	360,000
		H22.10.15	180,000					
	費目小計		360,000				360,000	360,000

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.22	5,902	甲3の5の22ないし甲3の5の41	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	110,868	73,912
		H22.4.22	5,321					
		H22.5.7	6,346					
		H22.5.7	6,359					
		H22.5.25	17,612					
		H22.6.30	10,820					
		H22.7.8	9,350					
		H22.8.3	5,032					
		H22.8.3	5,161					
		H22.8.30	9,753					
		H22.10.15	9,128					
		H22.10.15	6,384					
		H22.10.29	4,579					
		H22.11.9	9,877					
		H23.1.14	4,854					
		H23.1.14	4,824					
		H23.1.20	5,152					
		H23.2.28	10,090					
		H23.2.28	5,431					
		H23.3.30	5,850					
	小計		147,825				110,868	73,912
	タクシー代(チケット)	H22.5.6	2,000	甲3の5の42ないし52	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	75,277	37,638
		H22.6.3	6,900					
		H22.7.5	7,227					
		H22.8.3	2,250					
		H22.9.3	18,400					
		H22.10.5	6,100					
		H22.12.3	5,500					
		H23.1.4	3,250					
		H23.2.3	15,500					
		H23.3.3	4,250					
		H23.4.4	3,900					
	小計		75,277				75,277	37,638
	スマートカード積増	H22.5.7	5,000	甲3の5の53	75%	・利用目的が明らかでなく，私的な活動及び政務調査活動以外の議員活動としても利用されたものである。	7,500	5,000
		H22.10.29	5,000	甲3の5の54				
	小計		10,000				7,500	5,000
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の5の55ないし甲3の5の59	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	出島道路通行回数券	H22.10.29	5,250	甲3の5の60	75%	・利用目的が明らかでなく，私的な活動及び政務調査活動以外の議員活動としても利用されたものである。	3,937	2,625
	費目小計		254,252				213,482	135,075
10 事務費	事務用品購入費(強力パンチ，ファイル)	H22.5.27	10,663	甲3の5の61ないし甲3の5の64	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	24,570	24,570
	事務用品(ファイル)	H22.6.28	2,677					
	ウイルスバスター・無線ルータ	H22.7.8	22,800					
	パソコンサポート代	H22.7.8	13,000					
	費目小計		49,140				24,570	24,570
11 その他			0				0	0
12 共通経費	共通会費前期分	H22.4.15	30000	甲3の5の65	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照	29,610	28,833
	共通会費後期分	H22.10.15	17000	甲3の5の66				

	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,769,529				1,215,380	1,010,696

別紙3－6
相手方議員⑥(井原東洋一)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	行政視察旅費	H23.1.20	91,560	甲3の6の1		・宿泊費が2重に計上されている。	16,500	16,300
	費目小計		91,560				16,500	16,300
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	新聞購読料(しんぶん赤旗)	H22.4.27	3,700	甲3の6の2ないし13			0	0
		H22.5.31	3,700					
		H22.6.21	3,700					
		H22.7.28	3,700					
		H22.8.23	3,700					
		H22.9.24	3,700					
		H22.10.25	3,700					
		H22.11.22	3,700					
		H22.12.22	3,700					
		H23.1.27	3,700					
		H23.2.21	3,700					
		H23.3.18	3,700					
	小計		44,400					
	週刊「金曜日」	H22.5.18	11,760	甲3の6の14，15			0	0
		H22.9.14	11,760					
	小計		23,520					
	社会新報	H22.6.17	2,100	甲3の6の16，17			0	0
		H22.12.8	3,500					
	小計		5,600					
	月刊誌「イオ」	H22.12.8	8,208	甲3の6の18			0	0
	百科事典	H22.5.24	12,200	甲3の6の19			0	0
	月刊 日本の進路	H22.7.13	4,000	甲3の6の20			0	0
	イスタンブールとトルコ，るるぶ富山	H22.7.27	2,730	甲3の6の21	100%	「イスタンブールとトルコ」及び「るるぶ富山」の2冊は旅行ガイドであることから，私的活動のための購入である。	2,730	2,730
	その他書籍	H22.9.29	7,135	甲3の6の22			0	0
		H22.9.29	6,200	甲3の6の23				
		H23.2.21	3,840	甲3の6の24				
	小計		17,175					
	費目小計		117,833				2,730	2,730
5 広報費	ハガキ代	H22.6.8	5,000	甲3の6の25ないし27	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	9,375	6,250
		H22.11.26	5,000					
		H23.1.13	2,500					
	小計		12,500				9,375	6,250
	切手代	H23.1.28	20,000	甲3の6の28，29	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	28,500	19,000
		H23.2.24	18,000					
	小計		38,000				28,500	19,000
	費目小計		50,500				37,875	25,250
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	電話代	H22.5.24	6,479	甲3の6の30ないし41	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	41,434	41,433
		H22.5.24	6,479					
		H22.6.22	6,538					
		H22.7.27	6,489					
		H22.8.19	6,479					
		H22.9.29	6,500					
		H22.10.28	6,489					
		H22.11.25	6,479					
		H22.12.22	6,479					
		H23.1.20	6,804					
		H23.3.16	6,497					
		H23.3.29	11,155					
	小計		82,867				41,434	41,433
	事務所賃借料	H23.3.31	336,000	甲3の6の42，43		・事務所は政務調査以外の議員活動のためにも利用されているはずである。実際の賃借料より減額して計上されているが，実際の賃料を2分の1に案分した額より高額になっている。	36,000	36,000
	費目小計		418,867				77,434	77,433
9 交通通信費	タクシー代（個別領収証）	H22.5.10	73,000	甲3の6の44ないし65	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	78,975	52,650
		H22.4.4	4,450					
		H22.4.5	3,200					
		H22.4.7	1,350					
		H22.4.8	1,100					
		H22.4.18	1,000					
		H22.5.10	1,450					
		H22.5.11	1,000					
		H22.5.13	1,050					
		H22.5.14	800					
		H22.6.12	750					
		H22.6.13	1,150					
		H22.7.3	700					
		H22.7.14	1,950					
		H22.7.19	2,200					
		H22.8.6	1,150					
		H22.8.7	1,000					
		H22.9.21	1,050					
		H22.10.24	1,150					
		H23.1.3	2,400					
		H23.1.4	850					
		H23.1.10	1,100					
		H23.2.13	1,450					
	小計		105,300				78,975	52,650
	タクシー代（月単位領収証）	H22.6.10	43,450		100%	・月単位の一括領収証しか提出されておらず，個々の利用状況が全く不明。 ・違法支出の隠れ蓑として利用される危険性が高く，特に厳格に適法性を判断すべき。	799,100	399,550
		H22.7.12	82,800					
		H22.8.10	84,500					
		H22.9.10	58,550					
		H22.10.12	80,400					
		H22.11.10	56,450					
		H22.12.10	47,400					
		H23.1.11	60,850					
		H23.2.10	81,300					
		H23.3.10	83,450					
		H23.4.11	119,950					
	小計		799,100				799,100	399,550
	インターネット通信費	H22.5.10	1,635	甲3の6の66ないし72	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	9,547	9,547
		H22.6.3	1,635					
		H22.8.6	3,165					
		H22.9.29	3,165					
		H22.12.8	3,165					
		H23.2.3	3,165					
		H23.4.14	3,164					
	小計		19,094				9,547	9,547

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	駐車場代(市議会以外)	H22.4.1	370	甲3の6の73ないし81	75%	・具体的な目的が不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	8,715	5,810
		H22.4.6	300					
		H22.4.19	900					
		H22.4.10	700					
		H22.4.20	700					
		H22.4.25	300					
		H22.5.9	700					
		H22.5.15	150					
		H22.5.22	400					
		H22.5.24	400					
		H22.7.1	420					
		H22.7.3	360					
		H22.10.7	550					
		H22.10.28	160					
		H22.11.2	160					
		H22.11.7	380					
		H22.11.8	530					
		H22.11.9	410					
		H22.12.9	600					
		H23.2.1	130					
		H23.2.4	200					
		H23.2.7	400					
		H23.2.10	400					
		H23.2.14	500					
		H23.2.21	300					
		H23.2.20	400					
		H23.2.21	400					
		H23.2.22	200					
		H23.2.23	200					
	小計		11,620				8,708	5,810
	携帯電話使用料	H22.5.10	18,302	甲3の6の82	75%	・具体的な目的が不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	13,727	9,151
	ガソリン代	H22.4.25	5,768	甲3の6の83ないし93	75%	・具体的な目的が不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	66,944	44,629
		H22.4.29	7,073					
		H22.5.11	5,175					
		H22.6.2	7,196					
		H22.7.11	6,575					
		H22.7.18	5,263					
		H22.7.24	6,610					
		H22.10.24	5,090					
		H22.11.7	3,542					
		H22.11.21	4,828					
		H22.12.5	5,608					
		H23.1.24	6,860					
		H23.2.21	6,583					
		H23.3.17	7,350					
		H23.3.27	5,737					
	小計		89,258				66,944	44,629
	道路通行料	H22.5.9	200	甲3の6の94ないし98	75%	・具体的な目的が不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	750	500
		H22.5.21	100					
		H22.5.24	100					
		H22.7.10	200					
		H22.9.18	100					
		H22.9.19	100					
		H22.11.3	200					
	小計		1,000				750	500
	スマートカード積増代	H23.2.15	10,000	甲3の6の99	75%	・具体的な目的が不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	7,500	5,000
	費目小計		1,053,674				985,251	526,837

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	印判代	H22.4.7	400	甲3の6の100ないし105	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	14,379	14,379
		H22.7.12	400					
		H22.5.24	20,985					
	ファックスロール紙代	H22.5.18	3,300					
	替芯代	H23.1.16	1,413					
	フォトマット紙代	H23.2.27	2,260					
	費目小計		28,758				14,379	14,379
合計			1,761,192				1,134,175	662,929

240

別紙3－7
相手方議員⑦(内田隆英)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告の主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	宿泊費	H22.6.23	5,800	甲3の7の1	100%	・長崎市内のホテルで開催された協議会に出席後の宿泊であるが，協議会の開催時間が午後7時から2時間であり，帰宅できない理由がない。	5,800	0
	費目小計		5,800				5,800	0
2 調査旅費	行政視察旅費	H22.10.25	166,060	甲3の7の2			0	0
	費目小計		166,060				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	書籍代	H22.9.2 H22.10.22 H23.3.10	5,900	甲3の7の4			0	0
	費目小計		5,900				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費			0				0	0
10 事務費			0				0	0
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費			444,014	甲3の7の3，5，6，7，8	24%	日本共産党，別紙3－56参照	94,999	94,999
	費目小計		444,014				94,999	94,999
合計			621,774				100,799	94,999

別紙3－8
相手方議員⑧(浦川基継)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟	H22.7.16	2,000	甲3の8の1				
	費目小計		2,000				0	0
2 調査旅費	行政視察(登別，函館)	H22.9.29	105,720	甲3の8の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	105,720	9,700
	費目小計		105,720				105,720	9,700
3 資料作成費	印紙代(土地登記簿)	H22.4.22	4,500	甲3の8の3ないし甲3の8の5	100%	・政務調査活動との関連性が不明である。	9,000	9,000
	土地調査のための印紙代	H22.10.29	2,000					
	印紙代(土地調査)	H22.11.16	2,500					
	費目小計		9,000				9,000	9,000
4 資料購入費	書籍代	H22.5.6	5,670	甲3の8の6			0	0
	PCソフト購入	H22.6.7	12,240	甲3の8の7	50%	・政務調査活動以外の議員活動のためにも利用されている。	6,120	6,120
	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の8の8，9			0	0
	全国農業新聞購読料	H23.3.8	3,600					
	費目小計		25,110				6,120	6,120
5 広報費	議会報告書印刷費	H22.5.25	105,525	甲3の8の10	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない	226,762	226,762
	議会報告書・封筒印刷費	H22.11.4	199,500	甲3の8の11				
	議会報告書印刷費	H23.3.30	148,500	甲3の8の12				
	小計		453,525				226,762	226,762
	議会報告書送料	H22.6.30	25,680	甲3の8の13			156,527	156,527
		H22.7.21	54,700	甲3の8の14				
		H22.11.30	43,920	甲3の8の15				
		H22.12.6	67,540	甲3の8の16				
		H22.12.20	20,000	甲3の8の17				
		H23.4.1	101,215	甲3の8の18				
	小計		313,055				156,527	156,527
	HPホスティングサービス	H22.7.16	32,160	甲3の8の19			16,080	16,080
	議会報告集会	H22.7.21	3,000	甲3の8の20			1,500	1,500
	費目小計		801,740				400,869	400,869
6 広聴費	市政報告会(5月15日)お茶代	H22.5.18	8,500	甲3の8の21			0	0
	市政報告会(5月15日)紙代	H22.5.18	800	甲3の8の22				
	費目小計		9,300				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.22	5,000	甲3の8の23ないし甲3の8の64	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	231,585	154,390
		H22.4.22	6,323					
		H22.4.30	8,810					
		H22.5.6	8,360					
		H22.5.11	8,821					
		H22.5.24	5,000					
		H22.6.7	9,505					
		H22.6.11	9,042					
		H22.6.23	9,180					
		H22.6.30	5,000					
		H22.7.15	10,000					
		H22.7.26	10,000					
		H22.8.3	4,966					
		H22.8.10	5,000					
		H22.8.17	8,835					
		H22.8.20	5,000					
		H22.9.3	8,694					
		H22.9.14	5,000					
		H22.9.22	5,000					
		H22.9.22	5,000					
		H22.9.29	5,000					
		H22.10.8	5,000					
		H22.10.15	5,000					
		H22.10.27	5,000					
		H22.10.29	5,000					
		H22.11.9	5,000					
		H22.11.11	5,000					
		H22.11.24	10,000					
		H22.11.29	10,000					
		H22.12.8	5,000					
		H22.12.11	10,000					
		H22.12.20	5,000					
		H23.1.6	10,000					
		H23.1.12	5,000					
		H23.1.12	5,000					
		H23.1.12	10,000					
		H23.1.21	5,000					
		H23.2.8	7,700					
		H23.2.12	5,000					
		H23.2.17	5,000					
		H23.2.28	8,545					
		H23.3.29	30,000					
	小計		308,781				231,585	154,390
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の8の65ないし甲3の8の69	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	携帯電話通話料	H22.5.31	13,167	甲3の8の70ないし甲3の8の80	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	129,291	86,194
		H22.6.30	18,493					
		H22.8.2	19,317					
		H22.8.31	15,070					
		H22.9.30	17,048					
		H22.11.1	15,752					
		H22.11.30	15,175					
		H23.1.4	15,216					
		H23.1.31	16,028					
		H23.2.28	15,405					
		H23.3.31	11,717					
	小計		172,388				129,291	86,194
	タクシー代(チケット)	H22.5.6	2,600	甲3の8の81，83，84，86，88，89	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	13,750	6,875
		H22.9.3	1,800					
		H22.10.4	3,800					
		H23.12.3	2,650					
		H23.1.4	1,500					
		H23.4.4	1,400					
	小計		13,750				13,750	6,875
	タクシー代(回数券)	H22.8.10	15,000	甲3の8の82	100%	・利用状況に加えて，回数券が使用されたか否かも不明であり，政務調査との関連性が認められない。	45,000	22,500
		H22.11.11	15,000	甲3の8の85				
		H23.12.20	15,000	甲3の8の87				
	小計		45,000				45,000	22,500
	費目小計		555,819				435,526	285,859

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	切手代	H22.4.22	2,320	甲3の8の90ないし甲3の8の109	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	114,313	114,313
	トナー代	H22.5.6	15,630					
	切手代	H22.5.11	2,600					
	事務用品購入	H22.5.13	5,100					
	事務用品(インク他)	H22.8.27	11,680					
	事務用品(FAX用	H22.10.8	3,780					
	事務用品(ラベル用紙)	H22.10.27	7,361					
	切手代	H22.10.27	1,360					
	事務用品(インク，カラー用紙)	H22.11.9	22,648					
	事務用品(ラベル)	H22.11.29	3,360					
	事務用品(インク代)	H22.12.6	7,674					
	事務用品(コピー用紙)	H22.12.27	7,056					
	事務用品(インク代)	H23.1.6	7,240					
	事務用品(インク代)	H23.1.6	9,293					
	切手代	H23.1.12	210					
	事務用品(ラベル)	H23.1.12	3,644					
	事務用品(メモリーカード)	H23.1.12	1,670					
	事務備品(編集ソフト)	H23.2.8	10,080					
	事務備品(携帯電話)	H23.2.8	24,920					
	事務備品(ゼンリン地図)	H23.3.11	81,000					
	費目小計		228,626				114,313	114,313
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の8の110，111	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照	29,610	28,833
	共通経費後期分	H22.10.15	17000					
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,784,315				1,101,158	854,694

別紙3－9
相手方議員⑨(緒方富昭)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟 年会費	H22.7.16	2,000	甲3の9の1			0	0
	研修参加料	H23.1.18	18,900	甲3の9の2			0	0
	費目小計		20,900				0	0
2 調査旅費	現地調査のための交通費及び宿泊費	H22.12.27	95,480	甲3の9の3	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	95,480	17,000
	現地調査のための交通費及び宿泊費	H23.1.7	87,900	甲3の9の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	87,900	33,000
	費目小計		183,380				183,380	50,000
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の9の5，6			0	0
		H23.3.8	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	議会だより印刷代	H22.4.15	63,000	甲3の9の7ないし甲3の9の9	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	113,357	113,357
	議会だより切手代	H22.7.22	30,000					
	議会だより送料	H22.8.3	133,715					
	費目小計		226,715				113,357	113,357
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.15	180,000	甲3の9の10，11	100%	・所在地が三菱重工労働組合長崎造船支部会館内の「生活相談室」であり，政務調査事務所としての実質がない。	360,000	360,000
		H22.10.15	180,000					
	費目小計		360,000				360,000	360,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.22	20,000	甲3の9の12ないし甲3の9の19	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	105,000	70,000
		H22.5.25	20,000					
		H22.6.29	20,000					
		H22.7.28	10,000					
		H22.9.2	20,000					
		H22.12.7	20,000					
		H23.2.1	10,000					
		H23.3.22	20,000					
	小計		140,000				105,000	70,000
	タクシー代(チケット)	H22.5.6	14,050	甲3の9の20ないし27	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	123,537	61,768
		H22.6.3	2,850					
		H22.7.5	12,377					
		H22.8.3	9,400					
		H22.9.3	7,250					
		H22.10.4	17,500					
		H22.11.4	5,600					
		H22.12.3	12,300					
		H23.1.4	8,800	甲3の9の29ないし32				
		H23.2.3	17,210					
		H23.3.3	9,900					
		H23.4.4	6,300					
	小計		123,537				123,537	61,768

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代(領収書あり)	H22.12.27	1,350	甲3の9の28	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	1,012	675
	携帯電話通話料	H22.5.31	9,061	甲3の9の33ないし甲3の9の44	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	74,637	49,758
		H22.6.30	8,120					
		H22.8.2	8,171					
		H22.8.31	8,011					
		H22.9.30	8,011					
		H22.11.1	8,011					
		H22.11.30	8,381					
		H23.1.4	8,627					
		H23.1.31	8,508					
		H23.2.28	9,101					
		H23.3.31	8,706					
		H23.5.2	6,808					
	小計		99,516				74,637	49,758
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の9の45ないし甲3の9の49	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	ETC料金	H22.7.2	1,740	甲3の9の50ないし甲3の9の57	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	8,760	5,840
		H22.9.2	1,680					
		H22.10.4	840					
		H22.11.2	2,100					
		H22.12.2	1,680					
		H23.2.2	2,100					
		H23.3.2	560					
		H23.4.4	980					
	小計		11,680				8,760	5,840
	有料道路通行料	H22.7.30	200	甲3の9の58			150	100
	スマートカード積み増し	H22.12.7	15,000	甲3の9の59			11,250	7,500
	運転代行料	H22.7.30	2,200	甲3の9の60，61	100%	・飲酒をした際に利用されたものであり，政務調査活動のための費用とはいえない。	9,000	9,000
		H22.12.27	6,800					
	小計		9,000				9,000	9,000
	費目小計		416,183				349,246	220,541
10 事務費	事務用品代(ネームラベル)	H22.7.28	4,250	甲3の9の62ないし甲3の9の65	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	10,298	10,298
	事務用品代(紙)	H22.7.30	1,785					
	事務用品代(アスクル)	H23.1.27	6,234					
	事務用品代(アスクル)	H23.3.1	8,328					
	小計		20,597				10,298	10,298
	事務用品代(筆まめ・インク)	H22.11.29	24,146	甲3の9の66	100%	・年賀状作成のための費用であり，政務調査活動のための費用とはいえない。	24,146	12,073
	費目小計		44,743				34,444	22,371
11 その他			0				0	0
12 会派共通会費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の9の67	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		28,833
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の9の68				
	費目小計		47000				29,610	28,833
合計			1,306,121				1,070,037	795,102

246

別紙3－10
相手方議員⑩(奥村修計)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告の主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	写真印刷代	H22.9.21	2,916	甲3の10の1	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	2,916	0
	小計		2,916				2,916	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費	印刷代(市政報告書)	H23.3.8	63,000	甲3の10の2	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	31,500	31,500
	小計		63,000				31,500	31,500
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所家賃(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.23	50,000	甲3の10の3		・事務所における活動は政務調査だけでなく，後援会活動等も含まれているため，家賃月額9万3000円の50%の4万6500円部分のみが政務調査費として認められる。したがって，月あたり3500円が違法な支出である。	42,000	42,000
		H22.4.23	300,000	甲3の10の4				
		H22.10.25	250,000	甲3の10の5				
	小計		600,000				42,000	42,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.22	6,477	甲3の10の6ないし甲3の10の30	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	90,198	60,132
		H22.5.7	5,484					
		H22.5.7	5,412					
		H22.5.28	6,983					
		H22.6.11	6,027					
		H22.6.23	6,115					
		H22.7.2	5,740					
		H22.7.16	6,075					
		H22.8.10	3,948					
		H22.8.18	4,374					
		H22.8.31	2,834					
		H22.9.13	3,894					
		H22.10.5	4,790					
		H22.10.19	2,852					
		H22.11.10	4,531					
		H22.11.30	3,508					
		H22.12.13	4,995					
		H22.12.20	4,183					
		H23.1.12	5,419					
		H23.1.25	5,110					
		H23.2.8	4,201					
		H23.2.18	4,890					
		H23.3.4	5,032					
		H23.3.28	3,394					
		H23.3.28	3,996					
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.3	5,000	甲3の10の31ないし甲3の10の35	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.22	−4,100					
	タクシー代	H22.5.12	54,300	甲3の10の36ないし甲3の10の47	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	499,050	249,525
		H22.6.10	39,350					
		H22.7.12	41,700					
		H22.8.10	43,700					
		H22.9.10	30,650					
		H22.10.12	34,600					
		H22.11.10	42,150					
		H22.12.10	37,700					
		H23.1.11	47,400					
		H23.2.10	46,650					
		H23.3.10	44,300					
		H23.4.11	36,550					
	スマートカード積増	H22.4.23	5,000	甲3の10の48ないし甲3の10の58	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	41,250	27,500
		H22.5.13	5,000					
		H22.6.23	5,000					
		H22.7.22	5,000					
		H22.8.18	5,000					
		H22.9.2	5,000					
		H22.10.5	5,000					
		H22.10.20	5,000					
		H22.11.30	5,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.3.22	5,000					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告の主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話利用料	H22.5.25	10,349	甲3の10の59ないし甲3の10の70	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	86,226	57,484
		H22.6.25	9,538					
		H22.7.26	6,706					
		H22.8.25	9,137					
		H22.9.27	7,214					
		H22.10.25	7,707					
		H22.11.25	8,883					
		H22.12.27	9,132					
		H23.1.25	8,765					
		H23.2.25	13,475					
		H23.3.25	8,851					
		H23.4.25	15,211					
	小計		805,182				732,624	410,541
10 事務費	ハガキ200枚	H22.4.23	10,000	甲3の10の71	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	105,955	105,955
	シャチハタ代	H22.5.11	1,600	甲3の10の72				
	切手代@80円×100枚	H22.5.21	8,000	甲3の10の73				
	往復ハガキ@100円×200枚	H22.6.8	20,000	甲3の10の74				
	切手代@90円×100枚	H22.9.2	9,000	甲3の10の75				
	ハガキ・切手代	H22.9.15	18,000	甲3の10の76				
	往復ハガキ@100円×200枚	H22.9.29	20,000	甲3の10の77				
	切手代@80円×100枚	H22.10.20	8,000	甲3の10の78				
	スティックのり・コピー用紙・ファイル・電池・キーボードカバー	H22.11.26	13,748	甲3の10の79				
	シュレッダーSH12H	H22.11.26	17,600	甲3の10の80				
	ハガキ・切手代	H22.12.10	18,000	甲3の10の81				
	ハガキ・切手代	H23.1.12	26,000	甲3の10の82				
	筆ペン・修正テープ・ホッチキス・USBメモリ	H23.1.27	3,543	甲3の10の83				
	ハガキ・切手代	H23.3.9	26,000	甲3の10の84				
	切手代@90円×38枚	H23.3.14	3,420	甲3の10の85				
	切手代@90円×100枚	H23.3.22	9,000	甲3の10の86				
	小計		211,911				105,955	105,955
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の10の87ないし甲3の10の89		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算 戻入	H23.4.28	−8,271					
	小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,759,738				961,336	635,902

別紙3－11
相手方議員⑪(梶村恒男)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	「第2回生活保護問題研修会」参加費	H22.7.26	15,080	甲3の11の1			0	0
	「第2回生活保護問題研修会」参加旅費	H22.7.27	73,300	甲3の11の2			16,300	16,300
	費目小計		88,380				16,300	16,300
2 調査旅費	行政視察旅行(三郷市)	H22.5.18	46,420	甲3の11の3	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	46,420	0
	行政視察旅行(中国:福州市)	H22.8.17	125,500	甲3の11の4	100%		125,500	0
	行政視察旅行(郡山市)	H22.10.15	94,860	甲3の11の5，乙7の1・2	100%		98,160	0
	費目小計		266,780				270,080	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	朝日新聞	H22.4.28	3,007	甲3の11の6ないし11	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。	18,042	0
		H22.5.25	3,007					
		H22.7.2	3,007					
		H22.7.27	3,007					
		H23.3.4	3,007					
		H23.3.30	3,007					
	小計		18,042				18,042	0
	長崎新聞	H22.4.27	3,000	甲3の11の12ないし21			30,000	30,000
		H22.5.31	3,000					
		H22.7.2	3,000					
		H22.7.27	3,000					
		H22.9.1	3,000					
		H22.10.20	3,000					
		H22.12.27	3,000					
		H23.1.31	3,000					
		H23.3.11	3,000					
		H23.3.30	3,000					
	小計		30,000				30,000	30,000
	産経新聞	H22.5.7	3,000	甲3の11の22ないし31			33,000	0
		H22.5.31	3,000					
		H22.7.26	3,000					
		H22.10.20	6,000					
		H22.11.12	3,000					
		H22.12.7	3,000					
		H22.12.27	3,000					
		H23.2.17	3,000					
		H23.3.11	3,000					
		H23.3.30	3,000					
	小計		33,000				33,000	0
	書籍代	H22.5.7	8,673	甲3の11の32		・「白川静・漢字の世界観」については政務調査との関連性が認められない。	819	819
	書籍代	H22.5.25	2,345	甲3の11の33			0	0
	書籍代	H22.6.7	7,066	甲3の11の34			0	0
	書籍代	H22.7.2	2,571	甲3の11の35			0	0
	書籍代	H22.8.9	2,499	甲3の11の36			0	0
	書籍代	H22.10.20	11,621	甲3の11の37		「首の後ろを押すと病気が治る」については政務調査との関連性が認められない。	1,400	1,400
	書籍代	H22.11.12	2,000	甲3の11の38			0	0
	書籍代	H22.11.17	1,785	甲3の11の39			0	0
	書籍代	H22.12.7	4,410	甲3の11の40		「クラゲに学ぶ」については政務調査との関連性が認められない。	2,520	2,520
	書籍代	H22.12.27	7,833	甲3の11の41			0	0
	書籍代	H22.12.28	2,520	甲3の11の42			0	0
	書籍代	H23.1.4	1,680	甲3の11の43			0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
4 資料購入費	書籍代	H23.1.19	5,640	甲3の11の44			0	0
	書籍代	H23.3.23	1,712	甲3の11の45			0	0
	シルバー元気塾ビデオ代	H22.5.31	4,000	甲3の11の46			0	0
	費目小計		147,397				85,781	34,739
5 広報費	市政報告郵送代	H23.1.4	364,860	甲3の11の47	100%	・調査研究活動の広報だけでなく,それ以外の議員活動の広報も含まれている。	696,300	348,150
	市政報告郵送代	H23.3.23	331,440	甲3の11の48				
	費目小計		696,300				696,300	348,150
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.5.18	14,154	甲3の11の49ないし59	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り,当該ガソリンを給油した自動車は,私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	148,731	99,154
		H22.6.16	8,159					
		H22.7.26	11,127					
		H22.8.17	14,309					
		H22.10.20	22,531					
		H22.11.12	8,240					
		H22.12.7	22,277					
		H23.1.19	16,354					
		H23.2.17	25,011					
		H23.3.11	26,147					
		H23.4.7	30,000					
	小計		198,309				148,731	99,154
	タクシー代(チケット)	H22.5.25	21,150	甲3の11の60ないし69	100%	・個々の利用の日時,金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず,政務調査との関連性が認められない。	210,600	105,300
		H22.6.28	12,250					
		H22.8.9	5,300					
		H22.9.1	13,350					
		H22.10.20	32,000					
		H22.10.29	19,900					
		H22.11.30	14,850					
		H22.12.27	17,500					
		H23.2.1	23,750					
		H23.3.1	50,550					
	小計		210,600				210,600	105,300
	携帯電話通話料	H22.6.28	10,656	甲3の11の70ないし77	75%	・私的な活動,政務調査以外の議員活動のためにも利用されている。	60,026	40,017
		H22.8.9	10,378					
		H22.10.20	8,942					
		H22.11.30	8,098					
		H22.12.27	12,331					
		H23.1.20	9,577					
		H23.2.22	12,054					
		H23.3.23	7,999					
	小計		80,035				60,026	40,017
	議会用駐車料金	H23.4.5	5,000	甲3の11の78ないし82	100%	・定例会及び委員会への出席は,議員として当然に行うべき活動であって,政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H23.4.5	6,000					
		H23.4.5	4,000					
		H23.4.5	5,000					
		H23.4.22	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	駐車場代	H22.10.20	4,010	甲3の11の83ないし92,乙8の1・2	75%	・私的な活動,政務調査以外の議員活動のためにも利用されている。	45,262	30,025
		H22.10.20	4,350					
		H22.10.20	9,150					
		H22.10.20	11,440					
		H22.10.20	5,200					
		H22.10.20	6,100					
		H22.12.28	1,200					
		H22.12.28	7,340					
		H22.12.28	8,160					
		H22.12.28	3,100					
	小計		60,050				45,262	30,025
	道路通行料	H22.10.20	1,770	甲3の11の93ないし	75%	・私的な活動,政務調査以外の議員活動のためにも利用されている。	1,627	1,085
		H22.10.20	300					
		H22.12.28	100					
	小計		2,170				1,627	1,085
	スマートカード積み増し	H22.10.20	10,000	甲3の11の96	75%		7,500	5,000
	費目小計		577,064				489,646	296,481
10 事務費			0				0	0
11 その他			0				0	0
合計			1,775,921				1,558,107	695,670

250

別紙3－12
相手方議員⑫（久米ただし）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	コピー機リース代	H22.4.15	16,590	甲3の12の1ないし12	50%	・政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	99,540	99,540
		H22.5.6	16,590					
		H22.6.4	16,590					
		H22.7.5	16,590					
		H22.8.4	16,590					
		H22.9.6	16,590					
		H22.10.4	16,590					
		H22.11.4	16,590					
		H22.12.6	16,590					
		H23.1.4	16,590					
		H23.2.4	16,590					
		H23.3.4	16,590					
	費目小計		199,080				99,540	99,540
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費	補助員の経費	H22.4.26	50,000	甲3の12の13ないし24	50%	・政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	300,000	300,000
		H22.5.25	50,000					
		H22.6.25	50,000					
		H22.7.23	50,000					
		H22.8.25	50,000					
		H22.9.24	50,000					
		H22.10.25	50,000					
		H22.11.25	50,000					
		H22.12.24	50,000					
		H23.1.25	50,000					
		H23.2.25	50,000					
		H23.3.30	50,000					
	費目小計		600,000				300,000	300,000
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.23	29,080	甲3の12の25ないし36	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	265,880	177,253
		H22.5.25	29,715					
		H22.6.25	29,900					
		H22.7.23	29,021					
		H22.9.1	29,637					
		H22.9.27	29,785					
		H22.10.28	29,997					
		H22.12.1	29,688					
		H22.12.17	29,069					
		H23.1.26	29,964					
		H23.2.24	29,487					
		H23.3.22	29,164					
	小計		354,507				265,880	177,253
	タクシー代（チケット）	H22.5.10	3,300	甲3の12の37ないし46	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	46,750	23,375
		H22.7.12	8,450					
		H22.8.10	5,350					
		H22.9.10	950					
		H22.10.12	3,100					
		H22.11.10	6,050					
		H22.12.10	8,400					
		H23.1.11	5,850					
		H23.2.10	1,300					
		H23.3.10	4,000					
	小計		46,750				46,750	23,375
	携帯電話通話料	H22.5.31	5,604	甲3の12の47ないし58	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	53,978	35,985
		H22.6.30	5,604					
		H22.8.2	5,499					
		H22.8.31	5,604					
		H22.9.30	5,499					
		H22.11.1	9,699					
		H22.11.30	5,709					
		H23.1.4	5,604					
		H23.1.31	5,604					
		H23.2.28	6,339					
		H23.3.31	5,603					
		H23.4.12	5,603					
	小計		71,971				53,978	35,985

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	議会用駐車料金	H22.4.5	5,000	甲3の12の59ないし63	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって；政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.4.5	6,000					
		H22.4.5	4,000					
		H22.4.5	5,000					
		H22.4.22	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	ケーブルテレビ利用料	H22.4.26	1,995	甲3の12の64ないし72	50%	・政務調査以外の議員活動としての利用も含まれている。	8,977	8,977
		H22.5.25	1,995					
		H22.6.28	1,995					
		H22.7.26	1,995					
		H22.8.26	1,995					
		H22.9.27	1,995					
		H22.10.26	1,995					
		H22.11.26	1,995					
		H22.12.27	1,995					
	小計		17,955				8,977	8,977
	費目小計		507,083				391,485	261,490
10 事務費	郵便はがき代	H22.8.19	40,000	甲3の12の73ないし88	50%	・政務調査以外の議員活動としての利用も含まれている。	120,650	120,650
	プロジェクタースクリーン代	H22.9.7	63,700					
	郵便はがき代	H22.10.27	40,000					
	郵便はがき代	H22.12.14	7,500					
	郵便はがき代	H22.12.27	30,000					
	郵便はがき代	H23.1.13	30,800					
	切手代・郵便はがき代	H23.2.9	13,000					
	郵便はがき代	H23.2.9	3,500					
	切手代	H23.2.9	4,800					
	切手代	H23.3.8	8,000					
	切手代	H23.3.17	16,000		100%	・年度末の1か月で，10万円を超える切手を購入しており，政務調査以外の目的であることが強く推認される。	121,000	121,000
	切手代	H23.3.23	55,000					
	切手代	H23.3.25	40,000					
	切手代	H23.3.30	10,000					
	コピー機トナー代	H23.3.30	12,600		50%	・政務調査以外の議員活動としての利用も含まれている。	15,750	15,750
	コピー機トナー代	H23.4.5	18,900					
	費目小計		393,800				257,400	257,400
11 その他			0				0	0
合計			1,699,963				1,048,425	918,430

別紙3－13
相手方議員⑬（桑原善弘）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	写真印刷代	H22.9.10	2,916	甲3の13の1	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	2,916	0
	小計		2,916				2,916	0
4 資料購入費	書籍代	H22.7.26	2,880	甲3の13の2			0	0
	書籍代	H23.1.28	2,460	甲3の13の3			0	0
	小計		5,340				0	0
5 広報費	公民館・集会所使用料	H22.10.19	7,240	甲3の13の4	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	3,620	3,620
	印刷代	H22.12.10	5,000	甲3の13の5			0	0
	小計		12,240				3,620	3,620
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	パソコンリース代・コピー機リース代（H22.4分～H23.2分）	H22.5.6	50,000	甲3の13の6ないし甲3の13の16	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	275,000	275,000
		H22.6.3	50,000					
		H22.7.5	50,000					
		H22.8.3	50,000					
		H22.9.3	50,000					
		H22.10.4	50,000					
		H22.11.4	50,000					
		H22.12.3	50,000					
		H23.1.4	50,000					
		H23.2.3	50,000					
		H23.3.3	50,000					
	パソコンリース代 3月分	H23.4.4	23,940	甲3の13の17	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	11,970	11,970
	小計		573,940				286,970	286,970
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.19	17,574	甲3の13の18ないし甲3の13の30	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	141,243	94,162
		H22.5.13	18,982					
		H22.6.9	19,680					
		H22.7.7	23,259					
		H22.8.10	21,700					
		H22.9.8	11,795					
		H22.9.8	3,668					
		H22.10.7	18,709					
		H22.10.18	3,562					
		H22.11.12	11,517					
		H23.1.7	10,199					
		H23.2.15	11,601					
		H23.3.14	16,078					
	駐車料金（定例会，決算委員会，臨時会）	H22.6.3	5,000	甲3の13の31ないし甲3の13の35	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.22	-4,100					
	駐車場代	H22.8.2	790	甲3の13の36	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	592	395

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.12	22,600	甲3の13の37ないし甲3の13の48	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	298,080	149,040
		H22.6.10	25,050					
		H22.7.12	12,830					
		H22.8.10	19,900					
		H22.9.10	30,700					
		H22.10.12	17,200					
		H22,11.10	12,050					
		H22.12.10	25,950					
		H23.1.11	63,550					
		H23.2.10	35,200					
		H23.3.10	8,350					
		H23.4.11	24,700					
	スマートカード積増	H22.4.20	15,000	甲3の13の49ないし甲3の13の51	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	26,250	17,500
		H22.8.12	10,000					
		H23.1.28	10,000					
	携帯電話利用料	H22.6.18	4,662	甲3の13の52ないし甲3の13の61	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	43,517	29,011
		H22.6.21	6,746					
		H22.8.17	5,146					
		H22.10.7	6,657					
		H22.10.18	6,689					
		H22.11.19	6,447					
		H23.1.19	4,011					
		H23.3.18	5,870					
		H23.4.18	5,271					
		H23.4.18	6,524					
	小計		596,117				525,582	306,008
10 事務費	プロジェクター・ワイドスクリーン・ケーブル	H22.10.4	135,975	甲3の13の62	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	68,732	68,732
	コピー用紙代	H22.5.11	1,490	甲3の13の63				
	小計		137,465				68,732	68,732
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の13の64ないし甲3の13の66		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算 戻入	H23.4.28	-8,271					
	小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,403,747				934,161	711,236

別紙3－14
相手方議員⑭(源城和雄)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟年会費	H22.7.16	2,000	甲3の14の1			0	0
2 調査旅費	行政視察旅費(堺市，福山市)	H22.8.19	81,820	甲3の14の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	81,820	0
3 資料作成費	デジカメプリント代	H22.6.3	2,340	甲3の14の3	50%	・使用した目的等が不明であり，全額政務調査活動のための費用とはいえない。	1,336	1,336
		H22.8.6	333	甲3の14の4				
	費目小計		2,673				1,336	1,336
4 資料購入費	書籍	H22.6.3	4,200	甲3の14の5			0	0
	書籍	H22.6.3	3,500	甲3の14の6			0	0
	書籍	H22.10.15	4,600	甲3の14の7			0	0
	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の14の8			0	0
	全国農業新聞購読料	H23.3.8	3,600	甲3の14の9			0	0
	費目小計		19,500				0	0
5 広報費	議会報告書送料	H22.4.30	81,950	甲3の14の10ないし15	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。		
		H22.8.23	82,910					
		H22.10.26	85,505					
		H23.1.31	1,400					
		H23.1.31	32,175					
		H23.1.31	80,000					
	小計		363,940				181,970	181,970
	議会報告書発送代行手数料	H22.4.30	12,780	甲3の14の16ないし18	50%			
		H22.8.23	14,480					
		H22.12.2	12,470					
	小計		39,730				19,865	19,865
	封筒印刷費	H22.12.2	80,850	甲3の14の19	50%		40,425	40,425
	写真プリント代	H22.10.15	1,890	甲3の14の20，21	50%	・使用した目的等が不明であり，全額政務調査活動のための費用とはいえない。		
		H22.10.15	4,980					
	小計		6,870				3,435	3,435
	デジタルプリント，印画紙	H22.12.2	5,700	甲3の14の22	50%		2,850	2,850
	議会報告会お茶代	H22.6.3	8,820	甲3の14の23	50%	・市議会報告会への出席者が不明であり，後援会活動としての側面が否定できない。	4,410	4,410
	議会報告会会場費	H22.6.3	15,750	甲3の14の24			7,875	7,875
	費目小計		521,660				260,830	260,830
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.16	180,000	甲3の14の25	100%	・所在地が三菱重工労働組合長崎造船支部会館内の「生活相談室」であり，政務調査事務所としての実質がない。	360,000	360,000
	事務所使用料	H22.10.15	180,000	甲3の14の26				
	費目小計		360,000				360,000	360,000
9 交通通信費	スマートカード積み増し	H22.8.6	5,000	甲3の14の27	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	7,500	5,000
		H22.12.27	5,000	甲3の14の28				
	小計		10,000				7,500	5,000
	ガソリン代	H22.4.30	4,860	甲3の14の29ないし50	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	128,702	85,801
		H22.4.30	11,392					
		H22.6.3	3,753					
		H22.6.3	4,331					
		H22.6.3	13,539					
		H22.7.5	6,762					
		H22.7.5	7,668					
		H22.8.6	7,480					
		H22.8.6	11,344					
		H22.10.15	6,321					
		H22.10.15	7,260					
		H22.10.15	19,838					
		H22.12.2	4,996					
		H22.12.2	5,443					
		H22.12.2	5,940					
		H22.12.2	6,600					
		H22.12.14	7,714					
		H22.12.27	5,494					
		H22.12.27	7,370					
		H23.1.31	3,632					
		H23.1.31	5,740					
		H23.1.31	14,126					
	小計		171,603				128,702	85,801
	タクシー代(回数券)	H22.4.30	10,000	甲3の14の51	100%	・利用状況に加えて，回数券が使用されたか否かも不明であり，政務調査との関連性が認められない。	10,000	5,000
	タクシー代(チケット)	H22.5.6	13,400	甲3の14の52ないし58	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	258,527	129,263
		H22.6.3	16,550					
		H22.7.5	39,427					
		H22.8.3	15,700					
		H22.9.3	28,550					
		H22.10.4	31,050					
		H22.11.4	24,050					
		H22.12.3	9,950	甲3の14の60				
		H23.1.4	29,050	甲3の14の63ないし66				
		H23.2.3	27,400					
		H23.3.3	20,500					
		H23.4.4	2,900					
	小計		258,527				258,527	129,263
	タクシー代(領収書あり)	H22.12.2	2,350	甲3の14の59	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	4,912	3,275
		H22.12.27	1,800	甲3の14の61				
		H22.12.27	2,400	甲3の14の62				
	小計		6,550				4,912	3,275

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	駐車料金	H22.4.30	400	甲3の14の67ないし90	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	18,997	12,665
		H22.4.30	540					
		H22.6.3	370					
		H22.7.5	4,800					
		H22.8.6	200					
		H22.8.6	200					
		H22.8.6	200					
		H22.8.6	300					
		H22.8.6	400					
		H22.8.6	420					
		H22.8.6	500					
		H22.8.6	700					
		H22.8.6	800					
		H22.8.6	5,000					
		H22.10.15	300					
		H22.10.15	400					
		H22.10.15	600					
		H22.12.2	400					
		H22.12.2	400					
		H22.12.2	1,000					
		H22.12.2	1,500					
		H22.12.2	5,000					
		H22.12.27	300					
		H22.12.27	600					
	小計		25,330				18,997	12,665
	代行運転料	H22.6.3	1,500	甲3の14の91ないし98	100%	・飲酒をした際に利用されたものであり，政務調査活動のための費用とはいえない。	19,800	19,800
		H22.7.5	2,000					
		H22.8.6	1,600					
		H22.8.6	2,000					
		H22.12.2	1,700					
		H22.12.2	4,200					
		H22.12.27	2,300					
		H22.12.27	4,500					
	小計		19,800				19,800	19,800
	携帯電話通話料	H22.5.25	7,926	甲3の14の99ないし110	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	69,331	46,221
		H22.6.25	7,281					
		H22.7.26	8,506					
		H22.8.25	8,282					
		H22.9.27	7,204					
		H22.10.25	5,993					
		H22.11.25	7,441					
		H22.12.27	8,366					
		H23.1.25	6,613					
		H23.2.25	7,736					
		H23.3.25	10,810					
		H23.4.25	6,284					
	小計		92,442				69,331	46,221
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の14の111ないし115	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		610,152				533,669	322,925

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	事務用品購入費(インク他)	H22.4.27	9,616	甲3の14の116ないし137	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり, 政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	77,072	77,072
	事務用品購入費	H22.4.26	1,310					
	デジカメ購入費	H22.4.30	11,340					
	携帯電話備品(充電器)	H22.6.3	861					
	事務用品(写真整理用アルバム)	H22.6.3	900					
	事務用品(CDケース)	H22.6.3	1,480					
	事務用品(セキュリティソフト)	H22.6.3	6,680					
	電池	H22.7.5	200					
	ボールペン芯	H22.7.5	464					
	メモリーカード	H22.7.5	1,430					
	ファイル	H22.7.27	1,356					
	はがき代	H22.8.6	3,000					
	用紙, マウスパッド, マウス	H22.8.6	5,100					
	SDカード	H22.10.15	1,480					
	コピー用紙, FAX用	H22.10.15	3,040					
	ゼンリン地図	H22.11.10	79,800					
	筆記具	H22.12.2	1,470					
	印画紙	H22.12.2	2,200					
	FAX用紙他	H22.12.2	9,248					
	筆記具他	H22.12.27	2,730					
	切手代	H22.12.27	3,000					
	インク代	H23.1.31	7,440					
	費目小計		154,145				77,072	77,072
11 その他	デジタルカメラ修理取次手数料	H22.8.6	1,050	甲3の14の140	50%	・政務調査活動以外の議員活動にも使用されるものである。	525	525
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の14の138	63%	・市民クラブ, 別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の14の139				
	費目小計		47000				29,610	28,833
合計			1,800,000				1,344,862	1,051,521

別紙3－15
相手方議員⑮(小宮慶一)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	地方議員のための環境政策と条例制定セミナー	H22.4.19	70,240	甲3の15の1		・宿泊費が2重に計上されている。	16,300	16,300
		H22.4.26	19,425	甲3の15の2			0	0
	小計		89,665				16,300	16,300
	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟	H22.7.12	2,000	甲3の15の3			0	0
	費目小計		91,665				16,300	16,300
2 調査旅費	他都市視察費	H23.1.7	87,900	甲3の15の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	87,900	33,000
	費目小計		87,900				87,900	33,000
3 資料作成費	コピー機リース代	H22.4.15	9,240	甲3の15の5ないし16	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	55,440	55,440
		H22.5.6	9,240					
		H22.6.4	9,240					
		H22.7.5	9,240					
		H22.8.4	9,240					
		H22.9.6	9,240					
		H22.10.4	9,240					
		H22.11.4	9,240					
		H22.12.6	9,240					
		H23.1.4	9,240					
		H23.2.4	9,240					
		H23.3.4	9,240					
	費目小計		110,880				55,440	55,440
4 資料購入費	農業新聞	H22.9.1	3,600	甲3の15の17，18			0	0
		H23.3.7	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	広報誌・封筒印刷代	H22.4.26	134,400	甲3の15の19，20	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	138,075	138,075
	市議会だより印刷代	H23.1.20	141,750					
	費目小計		276,150				138,075	138,075
6 広聴費			0				0	0
7 人件費	広報誌発送のためのアルバイト代	H22.4.26	63,828	甲3の15の21，22，乙10	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	63,434	63,434
		H23.1.20	63,040					
	費目小計		126,868				63,434	63,434
8 事務所費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.12	8,510	甲3の15の38，ないし49	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	89,360	44,680
		H22.6.10	22,310					
		H22.7.12	21,930					
		H22.8.10	900					
		H22.9.10	5,850					
		H22.10.12	1,300					
		H22.11.10	7,410					
		H22.12.10	8,650					
		H23.1.11	1,000					
		H23.2.10	7,000					
		H23.3.10	3,850					
		H23.4.11	650					
	小計		89,360				89,360	44,680
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の15の62ないし66	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.4.28	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	携帯電話使用料	H22.5.31	2,034	甲3の15の50ないし61	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	38,715	25,810
		H22.6.30	1,978					
		H22.8.2	4,473					
		H22.8.31	3,301					
		H22.9.30	4,798					
		H22.11.1	2,677					
		H22.11.30	3,906					
		H23.1.4	1,875					
		H23.1.31	3,452					
		H23.2.28	10,337					
		H23.3.31	6,399					
		H23.5.2	6,391					
	小計		51,621				38,715	25,810
	ガソリン代	H22.4.17	4,494	甲3の15の23ないし37	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	65,927	43,951
		H22.5.3	4,050					
		H22.5.21	4,773					
		H22.6.11	4,548					
		H22.6.29	4,805					
		H22.7.16	3,804					
		H22.7.21	4,190					
		H22.8.16	4,619					
		H22.9.2	4,479					
		H22.9.17	4,280					
		H22.10.8	4,512					
		H22.10.30	4,277					
		H22.11.12	3,859					
		H22.12.4	4,520					
		H22.12.17	4,766					
		H22.12.30	3,003					
		H23.1.20	4,739					
		H23.2.12	4,877					
		H23.3.2	4,933					
		H23.3.14	4,375					
	小計		87,903				65,927	43,951
	インターネット代	H22.5.10	10,500	甲3の15の67	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	5,250	5,250
	費目小計		255,284				215,152	135,591

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	FAX機	H23.1.20	19,080	甲3の15の68ないし70	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	29,577	29,577
	プリンター機	H23.1.20	13,300					
	プリンタトナー	H23.4.27	26,775					
	費目小計		59,155				29,577	29,577
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.15	60,000	甲3の15の71ないし73		明政・自由クラブ，別紙3－55参照 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで所属	37,252	34,673
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.15	60,000					
	会派共通経費戻入	H23.4.28	-64,706					
	費目小計		55,294				37,252	34,673
合計			1,070,396				643,130	506,090

別紙3－17
相手方議員⑰(佐藤正洋)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟 年会費	H22.7.12	2,315	甲3の17の1			0	0
	費目小計		2,315				0	0
2 調査旅費	他市町視察費	H23.1.7	87,900	甲3の17の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	87,900	33,000
	費目小計		87,900				87,900	33,000
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	全国農業新聞	H22.9.1	3,600	甲3の17の3，4			0	0
		H23.3.7	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	報告書コピー代	H22.12.31	1,800	甲3の17の5，6	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	3,400	3,400
		H23.1.27	5,000					
	費目小計		6,800				3,400	3,400
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.10	19,750	甲3の17の7ないし18	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	204,740	102,370
		H22.6.10	28,100					
		H22.7.12	19,950					
		H22.8.10	13,050					
		H22.9.10	12,550					
		H22.10.12	23,950					
		H22.11.10	15,750					
		H22.12.10	10,800					
		H23.1.11	12,450					
		H23.2.10	8,520					
		H23.3.10	20,950					
		H23.4.11	18,920					
	小計		204,740				204,740	102,370
	駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の17の57ないし61	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.4.28	−4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
	携帯電話使用料	H22.5.31	6,388	甲3の17の33ないし44	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	108,644	72,429
		H22.6.30	8,376					
		H22.8.2	9,119					
		H22.8.31	7,293					
		H22.9.30	8,446					
		H22.11.1	5,066					
		H22.11.30	9,718					
		H23.1.4	13,532					
		H23.1.31	9,121					
		H23.2.28	21,679					
		H23.3.31	19,318					
		H23.5.2	26,803					
	小計		144,859				108,644	72,429
	ガソリン代	H22.5.20	30,000	甲3の17の19ないし32	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	251,207	167,471
		H22.6.21	29,078					
		H22.7.20	28,769					
		H22.7.30	3,000					
		H22.8.20	27,000					
		H22.9.20	25,499					
		H22.10.20	24,486					
		H22.10.16	3,000					
		H22.11.19	23,054					
		H22.12.28	28,243					
		H23.1.20	30,000					
		H23.2.20	22,814					
		H23.3.17	30,000					
		H23.4.12	30,000					
	小計		334,943				251,207	167,471
	ETC料金	H22.6.10	8,340	甲3の17の45ないし56	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	42,900	28,600
		H22.7.12	11,380					
		H22.8.10	7,860					
		H22.9.10	4,280					
		H22.10.12	3,080					
		H22.11.10	4,200					
		H22.12.10	4,060					
		H23.1.11	4,060					
		H23.2.10	2,380					
		H23.3.10	2,100					
		H23.4.11	2,240					
		H23.5.10	3,220					
	小計		57,200				42,900	28,600
	費目小計		757,642				623,391	386,770
10 事務費	事務用品代	H22.4.12	9,927	甲3の17の62ないし70	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	84,762	84,762
		H22.5.14	44,719					
		H22.4.24	9,020					
		H22.6.10	1,050					
		H22.9.2	45,139					
		H22.11.16	5,990					
		H23.1.10	980					
		H23.2.2	43,869					
		H23.3.5	8,830					
	小計		169,524				84,762	84,762
	携帯電話代	H22.11.20	30,240	甲3の17の71	75%	・具体的な使用目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	22,680	15,120
	小計		30,240				22,680	15,120

費目	内容	支払日	支出額	証拠		原告らの主張(違法支出の割合を含む。)	請求額	認容額
10 事務費	FAX機	H22.8.29	29,800	甲3の17の72ないし74	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	42,900	42,900
	郵便切手	H22.12.14	24,000					
		H23.1.20	32,000					
	小計		85,800				42,900	42,900
	飲料・消耗品	H22.10.18	15,696	甲3の17の75		・政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されているはずであるが，既に実際の代金の2分の1に案分されている。	0	0
	ゼンリン地図	H22.9.27	67,095	甲3の17の76	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	33,547	33,547
	費目小計		368,355				183,889	176,329
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費 平成22年度前期分	H22.4.15	60,000	甲3の17の77ないし79		明政・自由クラブ，別紙3－55参照 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで所属	37,252	34,673
	会派共通経費 平成22年度後期分	H22.10.15	60,000					
	会派共通経費 戻入	H23.4.28	−64,706					
	費目小計		55,294				37,252	34,673
合計			1,285,506				935,832	634,172

別紙3－18
相手方議員⑱(董橋照久)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	行政視察	H23.1.20	136,980	甲3の18の1	100%	・視察報告書が保存されておらず，視察中に行われた聴き取りの内容，対象者，結果等が一切不明。 ・航空運賃がホテル代込みの値段であるにもかかわらず，別途宿泊費が計上されている(二重計上)。	136,980	49,300
	費目小計		136,980				136,980	49,300
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費	市政一般質問報告書	H23.3.10	24,360	甲3の18の2ないし4	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	95,610	95,610
		H23.3.21	9,360					
		H23.3.29	157,500					
	費目小計		191,220				95,610	95,610
6 広聴費			0				0	0
7 人件費	補助員経費	H22.4.26	50,000	甲3の18の5ないし16	50%	・政務調査以外の議員活動のためにも利用されていると考えられる。	300,000	300,000
		H22.5.24	50,000					
		H22.6.23	50,000					
		H22.7.23	50,000					
		H22.8.23	50,000					
		H22.9.24	50,000					
		H22.10.25	50,000					
		H22.11.24	50,000					
		H22.12.24	50,000					
		H23.1.24	50,000					
		H23.2.23	50,000					
		H23.3.23	50,000					
	費目小計		600,000				300,000	300,000
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.12	4,902	甲3の18の17ないし39	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	90,843	60,562
		H22.4.29	5,237					
		H22.5.13	5,228					
		H22.6.1	5,640					
		H22.6.15	4,963					
		H22.7.21	5,989					
		H22.8.6	5,231					
		H22.7.2	5,167					
		H22.8.19	5,960					
		H22.9.3	6,254					
		H22.9.21	5,725					
		H22.10.10	4,605					
		H22.10.30	4,000					
		H22.11.5	4,788					
		H22.11.15	4,356					
		H22.12.6	5,096					
		H22.12.23	5,022					
		H23.1.18	4,635					
		H23.2.3	5,791					
		H23.2.18	5,481					
		H23.3.17	6,630					
		H23.3.25	5,424					
		H23.3.27	5,000					
	小計		121,124				90,843	60,562

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代(月単位領収証)	H22.5.10	8,500	甲3の18の40, 49ないし53, 及び67ないし72	100%	・月単位の一括領収証しか提出されておらず, 個々の利用状況が全く不明。 ・違法支出の隠れ蓑として利用される危険性が高く, 特に厳格に適法性を判断すべき。	178,600	89,300
		H22.6.10	7,950					
		H22.7.12	15,650					
		H22.8.10	26,200					
		H22.9.10	14,100					
		H22.10.12	20,550					
		H22.11.10	3,800					
		H22.12.10	16,550					
		H23.1.11	12,750					
		H23.2.10	22,600					
		H23.3.10	16,850					
		H23.4.11	13,100					
	小計		178,600				178,600	89,300
	タクシー代(個別領収証)	H22.5.2	3,650	甲の3の18の41ないし48, 及び54ないし66	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動, 政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	18,525	12,350
		H22.5.2	1,500					
		H22.5.3	650					
		H22.5.3	650					
		H22.5.12	900					
		H22.5.12	2,450					
		H22.5.12	2,000					
		H22.5.14	2,400					
		H22.9.30	600					
		H22.9.30	1,100					
		H22.10.20	1,000					
		H22.10.22	500					
		H22.10.22	500					
		H22.10.22	1,400					
		H22.10.23	850					
		H22.10.23	800					
		H22.10.26	650					
		H22.10.27	600					
		H22.10.27	650					
		H22.10.28	650					
		H22.10.28	1,200					
	小計		24,700				18,525	12,350
	携帯電話使用料	H22.5.26	9,883	甲3の18の73ないし84	75%	・私的活動, 政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	99,725	66,483
		H22.6.28	9,883					
		H22.7.26	9,904					
		H22.8.26	11,315					
		H22.9.27	11,763					
		H22.10.26	12,257					
		H22.11.26	11,763					
		H22.12.27	11,763					
		H23.1.26	11,763					
		H23.2.28	12,036					
		H23.3.28	11,762					
		H23.4.26	8,875					
	小計		132,967				99,725	66,483
	駐車代(市議会)	H22.6.3	5,000	甲3の18の85ないし89	100%	・定例会及び委員会への出席は, 議員として当然に行うべき活動であって, 政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.6	6,000					
		H22.11.24	4,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.4.26	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	駐車代(市議会以外)	H22.10.23	640	甲3の18の90及び91	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動, 政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	630	420
		H22.10.27	200					
	小計		840				630	420
	費目小計		474,131				404,223	245,015

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	デジカメプリント代	H22.5.15	1,443	甲3の18の92ないし97	50%	・具体的使途及び政務調査との具体的な関連性が不明。 ・私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	45,870	45,869
		H22.6.20	799					
		H22.11.6	1,961					
	コピー代	H22.6.14	1,920					
		H22.9.28	500					
		H22.10.26	800					
	軽あけパンチ	H22.4.22	840	甲3の18の104ないし108				
	ワープロ感熱紙	H22.5.18	1,798					
	FAX感熱紙	H23.1.7	19,003					
	イマジオトナーキットタイプ28	H22.9.14	26,775					
	プリンターインク代	H23.1.16	35,900					
	小計		91,739				45,870	45,869
	土地謄本の印紙代	H22.6.15	3,000	甲3の18の98ないし103	100%	・具体的使途及び政務調査との具体的な関連性が不明。 ・私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	8,900	8,900
		H22.6.16	1,000					
		H22.6.18	4,000					
	画面の写し	H22.8.31	300					
		H22.10.26	300					
		H22.10.26	300					
	小計		8,900				8,900	8,900
	費目小計		100,639				54,770	54,769
11 その他			0				0	0
合計			1,502,970				991,583	744,694

別紙3－19
相手方議員⑲(田中洋一)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	研修参加料	H22.9.14	18,900	甲3の19の1			0	0
	研修参加料	H23.1.18	18,900	甲3の19の2			0	0
	費目小計		37,800				0	0
2 調査旅費	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.9.13	68,280	甲3の19の3	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	68,280	16,300
	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.10.13	23,100	甲3の19の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	23,100	0
	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.10.26	141,160	甲3の19の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	141,160	40,300
	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.12.27	95,480	甲3の19の6	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	95,480	17,000
	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H23.1.25	71,240	甲3の19の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	71,240	15,600
	費目小計		399,260				399,260	89,200
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の19の8			0	0
	全国農業新聞購読料	H23.3.8	3,600	甲3の19の9			0	0
	費目小計		7,200				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
5 広報費	議会だより封筒印刷代	H22.4.15	31,500	甲3の19の10	50%	・議会報告は，政務調査以外の議員活動及び後援会活動を含むものであり，全額調査活動のための支出とはいえない。	15,750	15,750
	議会だより送料	H22.4.20	107,568	甲3の19の11			53,784	53,784
	議会だより切手代	H22.10.19	16,000	甲3の19の12			8,000	8,000
	議会だより送料	H22.10.19	1,110	甲3の19の13			555	555
	議会だより印刷代	H22.10.25	78,750	甲3の19の14			39,375	39,375
	議会だより封筒印刷代	H22.10.25	31,500	甲3の19の15			15,750	15,750
	議会だより送料	H22.10.27	107,568	甲3の19の16			53,784	53,784
	議会だより切手代	H23.3.17	16,000	甲3の19の17			8,000	8,000
	議会だより印刷代・封筒印刷代	H23.3.18	107,100	甲3の19の18			53,550	53,550
	議会だより送料	H23.3.23	107,845	甲3の19の19			53,922	53,922
	費目小計		604,941				302,470	302,470
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.20	6,468	甲3の19の20ないし42	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。	108,859	72,573
		H22.5.6	3,040					
		H22.5.17	4,460					
		H22.5.21	7,697					
		H22.6.4	7,284					
		H22.6.23	8,343					
		H22.7.5	6,853					
		H22.7.20	3,266					
		H22.8.3	6,762					
		H22.8.12	6,321					
		H22.9.2	5,185					
		H22.9.14	7,580					
		H22.10.8	6,865					
		H22.10.28	5,105					
		H22.10.28	6,794					
		H22.11.12	6,864					
		H22.12.20	7,320					
		H23.1.13	4,935					
		H23.1.13	7,097					
		H23.2.7	7,250					
		H23.2.23	4,580					
		H23.3.11	7,969					
		H23.3.28	7,108					
	小計		145,146				108,859	72,573

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9. 交通通信費	タクシー代(チケット)	H22.5.6	7,900	甲3の19の43	100%	・個々の利用の日時, 金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず, 政務調査との関連性が認められない。	192,000	96,000
		H22.6.3	3,950	甲3の19の45				
		H22.7.5	15,550	甲3の19の46				
		H22.8.3	12,550	甲3の19の67				
		H22.9.3	27,650	甲3の19の49				
		H22.10.4	10,350	甲3の19の50				
		H22.11.4	14,300	甲3の19の52				
		H22.12.3	11,200	甲3の19の53				
		H23.1.4	24,250	甲3の19の54				
		H23.2.3	20,100	甲3の19の56				
		H23.3.3	27,400	甲3の19の58				
		H23.4.4	16,800	甲3の19の59				
	小計		192,000				192,000	96,000
	タクシー代(回数券)	H22.5.24	20,000	甲3の19の44	100%	・利用状況に加えて, 回数券が使用されたか否かも不明であり, 政務調査との関連性が認められない。	65,000	32,500
		H22.7.20	10,000	甲3の19の47				
		H22.9.2	10,000	甲3の19の48				
		H22.10.19	10,000	甲3の19の51				
		H23.1.7	10,000	甲3の19の55				
		H23.3.2	5,000	甲3の19の57				
	小計		65,000				65,000	32,500
	運転代行料金	H22.6.3	1,500	甲3の19の60ないし66	100%	・飲酒をした際に利用されたものであり, 政務調査活動のための費用とはいえない。	16,530	16,530
		H22.6.3	1,200					
		H22.6.23	1,500					
		H22.7.5	1,200					
		H22.7.20	1,500					
		H22.7.20	1,530					
		H22.8.3	3,500					
		H22.10.8	1,600	甲3の19の68ないし70				
		H22.11.12	1,500					
		H23.2.23	1,500					
	小計		16,530				16,530	16,530
	スマートカード積み増し	H22.6.14	5,000	甲3の19の71ないし75	75%	・使用した目的等が一切不明であり, 私的活動, 政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	24,750	16,500
		H22.6.30	3,000					
		H22.10.19	10,000					
		H23.1.7	10,000					
		H23.3.2	5,000					
	小計		33,000				24,750	16,500

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	駐車場代	H22.5.6	1,000	甲3の19の76ないし126	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	21,322	14,215
		H22.5.17	800					
		H22.5.17	300					
		H22.5.21	600					
		H22.5.21	100					
		H22.6.3	300					
		H22.6.3	300					
		H22.6.3	300					
		H22.6.23	100					
		H22.6.23	600					
		H22.7.5	300					
		H22.7.5	2,000					
		H22.7.5	600					
		H22.7.20	200					
		H22.7.20	1,100					
		H22.7.20	100					
		H22.8.3	700					
		H22.8.3	200					
		H22.8.3	950					
		H22.8.3	200					
		H22.8.12	200					
		H22.8.12	960					
		H22.8.12	700					
		H22.8.12	300					
		H22.9.2	200					
		H22.9.2	550					
		H22.9.2	200					
		H22.9.2	900					
		H22.9.2	480					
		H22.9.2	1,600					
		H22.9.14	150					
		H22.9.14	600					
		H22.9.14	600					
		H22.9.14	200					
		H22.10.8	900					
		H22.10.8	700					
		H22.10.28	570					
		H22.10.28	400					
		H22.11.12	200					
		H22.11.12	710					
		H22.12.20	2,300					
		H22.12.20	400					
		H23.2.7	150					
		H23.2.7	100					
		H23.2.7	1,800					
		H23.2.23	300					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費		H23.2.23	300					
		H23.3.11	100					
		H23.3.23	360					
		H23.3.23	300					
		H23.3.28	450					
	小計		28,430				21,322	14,215
	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の19の127ないし131	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	携帯電話通話料	H22.5.31	1,898	甲3の19の132ないし143	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	36,699	24,466
		H22.6.30	1,898					
		H22.8.2	1,898					
		H22.8.31	1,898					
		H22.9.30	5,048					
		H22.11.1	2,395					
		H22.11.30	5,650					
		H23.1.4	5,650					
		H23.1.31	5,650					
		H23.2.28	5,650					
		H23.3.31	5,649					
		H23.4.21	5,649					
	小計		48,933				36,699	24,466
	携帯電話レンタル運賃料	H22.9.2	1,060	甲3の19の144	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	795	530
	費目小計		545,999				481,855	289,214
10 事務費	事務用品代	H22.4.27	8,709	甲3の19の145ないし148	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。	37,702	37,702
		H22.9.27	19,341					
		H23.3.1	33,958					
		H23.3.28	13,396					
	費目小計		75,404				37,702	37,702
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の19の149	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照	29,610	28,833
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の19の150				
	費目小計		47000				29,610	28,833
合計			1,717,604				1,250,897	747,419

別紙3－20
相手方議員⑳(筒井正興)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	地方自治経営学会	H22.4.27	15,525	甲3の20の1	100%	参加費の領収書は添付されているが，交通費・宿泊費等の領収書が添付されておらず，実際にセミナーに出席したのか，仮に出席していたとしても，実際にいくら支出したのか不明である。	111,565	11,800
		H22.4.28	96,040	甲3の20の2，乙19の1・2				
	小計		111,565				111,565	11,800
	「大村湾をきれいにする」湾沿岸議員連盟22年度会費	H22.7.12	2,000	甲3の20の3			0	0
	防衛議員連盟参加旅費	H22.8.23	5,010	甲3の20の4			0	0
	費目小計		118,575				111,565	11,800
2 調査旅費	他都市視察費	H23.1.7	87,900	甲3の20の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	87,900	33,000
	費目小計		87,900				87,900	33,000
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	新聞購読料(農業新聞)	H22.9.2	3,600	甲3の20の6，7			0	0
		H23.3.7	3,600					
	小計		7,200				0	0
	日記手帳カレンダー	H22.11.11	1,470	甲3の20の8	100%	・日記手帳カレンダー購入は，政務調査のためとはいえない。	1,470	1,470
	医学看護	H22.11.11	1,260		100%	・医学看護関係の本が購入されているが，書名が明らかでなく，政務調査活動とはいえない。	1,260	0
	費目小計		9,930				2,730	1,470
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	FAX通信費	H22.4.16	16,896	甲3の20の9ないし20	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	110,094	110,093
		H22.5.31	18,619					
		H22.6.30	18,407					
		H22.7.22	19,677					
		H22.8.18	19,272					
		H22.9.22	20,397					
		H22.10.13	15,829					
		H22.11.16	12,917					
		H22.12.15	17,514					
		H23.1.19	22,570					
		H23.2.9	14,460					
		H23.3.18	23,629					
	小計		220,187				110,094	110,093
	インターネット通信料	H22.4.30	6,793	甲3の20の21ないし32	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	40,758	40,758
		H22.5.24	6,793					
		H22.6.30	6,793					
		H22.7.22	6,793					
		H22.8.24	6,793					
		H22.9.28	6,793					
		H22.11.1	6,793					
		H22.11.26	6,793					
		H22.12.27	6,793					
		H23.2.8	6,793					
		H23.2.28	6,793					
		H23.4.27	6,793					
	小計		81,516				40,758	40,758
	費目小計		301,703				150,852	150,851
9 交通通信費	駐車場代(市議会以外)	H22.4.1	370	甲3の20の33ないし69	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	12,098	8,065
		H22.4.9	200					
		H22.4.15	100					
		H22.5.6	600					
		H22.5.6	200					
		H22.5.17	200					
		H22.5.19	100					
		H22.5.20	100					
		H22.5.21	100					
		H22.5.24	100					
		H22.5.23	700					
		H22.7.1	100					
		H22.7.6	100					
		H22.7.20	400					
		H22.8.19	200					
		H22.8.20	100					
		H22.9.23	1,000					
		H22.8.1	1,000					
		H22.8.5	200					
		H22.9.30	240					
		H22.10.2	600					
		H22.10.11	400					
		H22.10.27	400					
		H22.10.16	840					
		H22.11.9	200					
		H22.11.15	100					
		H22.11.20	480					
		H22.12.7	400					
		H22.12.9	500					
		H22.12.22	100					
		H22.12.23	700					
		H22.12.29	100					
		H22.12.29	200					
		H23.1.9	400					
		H23.1.17	100					
		H23.2.2	300					
		H23.2.4	900					
		H23.2.8	600					
		H23.2.10	100					
		H23.2.13	700					
		H23.2.23	500					
		H23.2.28	100					
		H23.3.14	500					
		H23.3.20	500					
		H23.3.30	300					
	小計		16,130				12,098	8,065

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の20の70ないし74	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.4.28	−4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	ガソリン代	H22.4.30	3,128	甲3の20の75ないし86	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	146,399	97,599
		H22.4.22	4,278					
		H22.4.29	3,102					
		H22.5.5	4,230					
		H22.5.10	3,588					
		H22.5.15	4,512					
		H22.5.22	3,385					
		H22.5.27	3,601					
		H22.6.2	4,320					
		H22.6.8	3,456					
		H22.6.19	3,024					
		H22.6.23	3,920					
		H22.7.6	3,036					
		H22.7.12	3,808					
		H22.7.24	2,788					
		H22.7.30	4,488					
		H22.8.6	2,992					
		H22.8.10	2,720					
		H22.8.19	2,992					
		H22.8.23	3,672					
		H22.8.31	2,584					
		H22.9.8	4,092					
		H22.9.16	2,838					
		H22.9.28	4,224					
		H22.10.2	2,904					
		H22.10.12	2,772					
		H22.10.16	4,356					
		H22.10.26	2,442					
		H22.11.4	3,432					
		H22.11.9	2,772					
		H22.11.19	2,310					
		H22.11.23	4,488					
		H22.11.30	2,814					
		H22.12.10	2,345					
		H22.12.14	4,288					
		H22.12.18	2,814					
		H22.12.22	3,752					
		H22.12.27	3,332					
		H23.1.5	2,992					
		H23.1.11	2,800					
		H23.1.15	4,620					
		H23.1.20	3,640					
		H23.1.24	2,660					
		H23.1.31	3,220					
		H23.2.5	2,800					
		H23.2.11	2,100					
		H23.2.18	4,200					
		H23.2.21	3,360					
		H23.2.26	2,310					
		H23.2.28	4,410					
		H23.3.7	3,117					
		H23.3.12	5,221					
		H23.3.16	3,450					
		H23.3.23	6,000					
		H23.3.28	7,200					
		H23.3.31	1,500					
	小計		195,199				146,399	97,599

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.10	24,500	甲3の20の87ないし98	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	266,775	133,387
		H22.6.10	18,900					
		H22.7.12	37,600					
		H22.8.10	23,125					
		H22.9.10	26,450					
		H22.10.12	37,200					
		H22.11.10	7,200					
		H22.12.10	15,600					
		H23.1.11	34,650					
		H23.2.10	3,500					
		H23.3.10	21,800					
		H23.4.11	16,250					
	小計		266,775				266,775	133,387
	道路通行料	H22.5.5	100	甲3の20の99ないし111	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	1,770	1,180
		H22.5.28	100					
		H22.6.24	260					
		H22.7.1	100					
		H22.7.30	100					
		H22.8.12	200					
		H22.8.23	200					
		H22.8.29	100					
		H22.11.14	200					
		H22.12.17	200					
		H22.12.28	200					
		H23.1.12	100					
		H23.1.28	100					
		H23.2.22	100					
		H23.3.13	100					
		H23.3.25	200					
	小計		2,360				1,770	1,180
	携帯電話代	H22.5.31	8,141	甲3の20の112ないし123	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	82,724	55,149
		H22.6.30	8,692					
		H22.8.2	10,931					
		H22.8.31	11,184					
		H22.9.30	8,824					
		H22.11.1	11,489					
		H22.11.30	9,353					
		H23.1.4	8,127					
		H23.1.31	9,010					
		H23.2.28	12,123					
		H23.3.31	4,712					
		H23.5.2	7,713					
	小計		110,299				82,724	55,149
	ケーブルテレビ受信料	H22.4.26	1,995	甲3の20の124ないし135	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	11,970	11,970
		H22.5.26	1,995					
		H22.6.28	1,995					
		H22.7.26	1,995					
		H22.8.26	1,995					
		H22.9.27	1,995					
		H22.10.26	1,995					
		H22.11.26	1,995					
		H22.12.27	1,995					
		H23.1.26	1,995					
		H23.2.28	1,995					
		H23.3.28	1,995					
	小計		23,940				11,970	11,970
	費目小計		630,603				537,636	323,250

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
10 事務費	インク，メモリカード代	H22.4.30	13,630	甲3の20の136，137	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	107,352	107,351
		H22.10.1	9,480					
	小計		23,110					
	郵便代	H22.5.10	100	甲3の20の138ないし143				
		H22.9.17	50,000					
		H22.11.1	100					
		H22.12.20	350					
		H22.12.27	240					
		H23.2.16	280					
		H23.2.18	240					
		H23.2.22	240					
		H23.3.2	140					
	小計		51,690					
	事務用品代	H22.10.19	26,355	甲3の20の144ないし153				
		H22.10.26	79,800					
		H22.11.11	593					
		H22.12.22	4,560					
		H22.12.22	3,800					
		H23.2.16	238					
		H23.2.18	2,756					
		H23.2.23	4,960					
		H23.2.24	2,991					
		H23.3.1	13,850					
	小計		139,903					
	費目小計		214,703				107,352	107,351
11 会派共通経費	平成22年度前期分	H22.4.15	60,000	甲3の20の154ないし156		・明政・自由クラブ，別紙3－55参照 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで所属	37,252	34,673
	平成22年度後期分	H22.10.15	60,000					
	戻入	H23.4.28	−64,708					
	費目小計		55,292				37,252	34,673
合計			1,418,706				1,035,286	662,395

277

別紙3－21
相手方議員㉑(堤勝彦)

費目	細目	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	開港5都市景観まちづくり会議2010神戸大会	H22.10.26	79,970	甲3の21の1		・宿泊パックで購入しているのに，宿泊料を計上しており，二重計上となっている。	21,000	21,000
	開港5都市景観まちづくり会議2010神戸大会参加費	H22.11.4	2,500	甲3の21の2			0	0
	費目小計		82,470				21,000	21,000
2 調査旅費	福州市友好都市提携30周年記念長崎市公式訪問	H22.8.18	136,500	甲3の21の3	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	136,500	0
	費目小計		136,500				136,500	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	長崎新聞購読料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.6	3,000	甲3の21の4ないし甲3の21の11	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。	36,000	0
		H22.6.11	3,000					
		H22.8.2	6,000					
		H22.8.31	3,000					
		H22.11.29	9,000					
		H22.12.27	3,000					
		H23.3.2	6,000					
		H23.4.28	3,000					
	費目小計		36,000				36,000	0
5 広報費	印刷代(封筒)	H22.7.20	26,250	甲3の21の12	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	13,125	13,125
	郵送代 広報誌	H22.7.21	134,540	甲3の21の13	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	67,270	67,270
	印刷代	H22.7.21	61,840	甲3の21の14	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	30,920	30,920
	ホームページ更新料	H22.11.8	26,250	甲3の21の15	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	13,125	13,125
	印刷代(封筒)	H22.12.17	29,400	甲3の21の16	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	14,700	14,700
	印刷代	H22.12.27	82,500	甲3の21の17	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	41,250	41,250
	郵送代 広報誌	H23.1.13	136,270	甲3の21の18	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	68,135	68,135
	費目小計		497,050				248,525	248,525
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0

費目	細目	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	事務所費(H22.4月分～12月分)	H22.4.23	50,000	甲3の21の19ないし甲3の21の27	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	225,000	225,000
		H22.5.24	50,000					
		H22.6.23	50,000					
		H22.8.18	50,000					
		H22.8.31	50,000					
		H22.10.15	50,000					
		H22.10.25	50,000					
		H22.11.26	50,000					
		H22.12.27	50,000					
	費目小計		450,000				225,000	225,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.20	6,266	甲3の21の28ないし甲3の21の53	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	59,064	39,376
		H22.4.23	522					
		H22.5.24	5,477					
		H22.6.11	410					
		H22.6.11	3,544					
		H22.6.21	500					
		H22.7.12	226					
		H22.7.12	4,518					
		H22.7.20	223					
		H22.8.2	4,304					
		H22.8.18	4,580					
		H22.8.31	4,824					
		H22.9.21	4,199					
		H22.9.21	331					
		H22.10.25	388					
		H22.10.25	7,596					
		H22.11.8	386					
		H22.11.22	3,916					
		H22.12.17	449					
		H22.12.24	4,050					
		H23.1.13	4,175					
		H23.2.9	7,200					
		H23.3.2	562					
		H23.3.9	764					
		H23.3.28	5,142					
		H23.4.28	4,200					
	小計		78,752				59,064	39,376
	駐車場代	H22.5.6	200	甲3の21の54ないし甲3の21の63	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	2,885	2,885
		H22.5.24	400					
		H22.6.11	600					
		H22.7.12	1,080					
		H22.8.18	1,030					
		H22.8.31	400					
		H22.9.21	730					
		H22.12.24	600					
		H23.1.13	330					
		H23.2.9	400					
	小計		5,770				2,885	2,885
	道路通行料	H22.5.24	250	甲3の21の64ないし甲3の21の68	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	750	500
		H22.7.12	250					
		H22.8.18	250					
		H22.8.31	150					
		H23.2.9	100					
	小計		1,000				750	500
	タクシー代	H22.6.10	3,250	甲3の21の69ないし甲3の21の75	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	15,250	7,625
		H22.7.12	1,100					
		H22.10.12	1,350					
		H22.11.10	1,550					
		H23.1.11	5,300					
		H23.2.10	1,550					
		H23.3.10	1,150					
	小計		15,250				15,250	7,625
	スマートカード積増	H22.4.20	3,000	甲3の21の76ないし甲3の21の83	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	18,000	12,000
		H22.6.11	3,000					
		H22.7.21	3,000					
		H22.9.21	3,000					
		H22.11.8	3,000					
		H22.11.29	3,000					
		H22.12.24	3,000					
		H23.3.9	3,000					
	小計		24,000				18,000	12,000

費目	細目	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話使用料	H22.5.28	16,361	甲3の21の84ないし甲3の21の95	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	150,379	100,253
		H22.6.21	14,197					
		H22.7.20	11,100					
		H22.8.31	18,014					
		H22.9.21	15,442					
		H22.10.25	10,505					
		H22.11.22	20,266					
		H22.12.24	17,747					
		H23.2.9	22,976					
		H23.3.2	19,035					
		H23.3.28	18,892					
		H23.4.28	15,971					
	小計		200,506				150,379	100,253
	インターネット接続料	H22.5.24	4,881	甲3の21の96ないし甲3の21の103	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	27,971	27,971
		H22.6.21	4,881					
		H22.7.20	8,860					
		H22.8.31	8,860					
		H22.9.21	8,860					
		H22.10.25	4,881					
		H22.11.22	7,360					
		H22.12.24	7,360					
	小計		55,943				27,971	27,971
	費目小計		381,221				274,299	190,610
10 事務費	インク代	H22.7.12	4,925	甲3の21の104	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	45,770	45,770
	はかどりラベル代	H22.7.20	9,072	甲3の21の105				
	インク・トナー代	H22.7.20	3,260	甲3の21の106				
	切手代(@80円×100枚)	H22.7.21	8,000	甲3の21の107				
	はかどりラベル代	H22.12.17	9,072	甲3の21の108				
	インク代	H22.12.17	3,250	甲3の21の109				
	切手代	H23.1.13	8,000	甲3の21の110				
	インク・コピー用紙代	H23.1.13	9,587	甲3の21の111				
	ボールペン代	H23.3.2	661	甲3の21の112				
	切手代	H23.3.9	14,800	甲3の21の113				
	切手代	H23.3.10	16,000	甲3の21の114				
	ラベルシート代	H23.3.28	4,914	甲3の21の115				
	費目小計		91,541				45,770	45,770
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の21の116ないし甲3の21の118		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算 戻入	H23.4.28	-8,271					
	費目小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,750,511				1,033,435	776,811

280

別紙3－22
相手方議員㉒(津村国弘)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費								
2 調査旅費	視察旅費	H22.10.25	166,060	甲3の22の1			0	0
	費目小計		166,060				0	0
3 資料作成費								
4 資料購入費	書籍購読料	H22.5.10	6,000	甲3の22の2ないし6			0	0
		H22.7.21	1,500					
		H22.9.2	1,800					
		H22.10.22	3,100					
		H23.3.10	1,000					
	費目小計		13,400				0	0
5 広報費	市議会報告会での会議室利用料	H22.11.9	800	甲3の22の7ないし8	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	1,000	1,000
		H23.2.9	1,200					
	小計		2,000					
	市議会報告会での会議室付属設備利用料	H23.2.19	400	甲3の22の9	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	200	200
	費目小計		2,400				1,200	1,200
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	乙11	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000	甲3の22の10ないし13				
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.28	−4,100					
	費目小計		15,900				15,900	15,900
10 事務費	消耗品		0		100%	・資料がなく，政務調査に関する支出であることが確認できない。	19,487	−
	費目小計		0				19,487	−
11 その他			0					
12 会派共通経費			444,019	甲4の5の11・12，甲5の5の129ないし139，乙12	24%	・日本共産党，別紙3－56参照 ・これとは別に10事務費分がある。	101,887	106,564
	費目小計		444,019				101,887	106,564
合計			641,779				138,474	123,664

別紙3－23
相手方議員㉓(鶴田誠二)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	会費(大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟)	H22.7.16	2,000	甲3の23の1			0	0
2 調査旅費	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.5.10	32,560	甲3の23の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	32,560	0
3 資料作成費	デジカメプリント代	H22.4.23	3,910	甲3の23の3ないし10	50%	・使用された目的が不明であり，政務調査活動以外の議員活動としての費用も含まれている。	16,254	16,254
		H22.5.7	1,698					
		H22.9.2	900					
		H22.7.20	765					
		H22.8.10	1,764					
		H22.9.9	14,680					
		H22.10.20	4,397					
		H22.12.27	4,394					
	費目小計		32,508				16,254	16,254
4 資料購入費	定期図書購入費	H22.4.15	6,320	甲3の23の11			0	0
	定期図書購入費	H22.4.15	7,880	甲3の23の13			0	0
	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の23の14			0	0
	全国農業新聞購読料	H23.3.8	3,600	甲3の23の15			0	0
	費目小計		21,400				0	0
5 広報費	議会だより封筒印刷代	H22.8.2	25,500	甲3の23の16	50%	・調査研究活動の広報だけでなく，それ以外の議員活動の広報も含まれている。	12,750	12,750
	議会だより封筒印刷代	H22.10.25	145,350	甲3の23の17			72,675	72,675
	議会だより切手代	H22.10.25	40,000	甲3の23の18			20,000	20,000
	議会だより送料	H23.1.17	18,522	甲3の23の19			9,261	9,261
	費目小計		229,372				114,686	114,686
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	事務所費(家賃)	H22.4.23	216,000	甲3の23の20	50%	・政務調査活動以外の議員活動にも使用されているものであり，全額政務調査活動のための費用とはいえない	216,000	216,000
		H22.10.22	216,000	甲3の23の21				
	費目小計		432,000				216,000	216,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.5.7	6,642	甲3の23の22ないし33	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	94,141	62,761
		H22.6.7	13,389					
		H22.7.7	7,508					
		H22.8.10	19,927					
		H22.9.9	13,654					
		H22.10.8	7,172					
		H22.11.8	7,417					
		H22.12.6	12,640					
		H23.1.11	13,596					
		H23.2.9	10,848					
		H23.3.7	6,412					
		H23.4.7	6,317					
	小計		125,522				94,141	62,761
	タクシー代(チケット)	H22.5.10	8,750	甲3の23の34ないし45	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されていない上，使用されたか否かも不明であり，政務調査との関連性が認められない。	89,727	44,863
		H22.6.10	15,750					
		H22.7.12	7,677					
		H22.8.10	1,300					
		H22.9.10	6,750					
		H22.10.12	2,250					
		H22.11.10	9,350					
		H22.12.10	9,000					
		H23.1.11	16,900					
		H22.2.10	5,900					
		H23.3.10	3,000					
		H23.4.11	3,100					
	小計		89,727				89,727	44,863
	ETC料金	H22.7.2	3,690	甲3の23の46ないし52	75%	・使用した目的等が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての利用も含まれている。	11,895	7,930
		H22.8.2	2,330					
		H22.9.2	1,990					
		H22.10.4	1,400					
		H22.11.2	1,970					
		H23.1.4	1,540					
		H23.2.2	2,940					
	小計		15,860				11,895	7,930
	JR乗車券	H22.4.23	2,360	甲3の23の53ないし57		・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	7,845	5,230
		H22.5.11	1,180					
		H22.5.25	2,360					
		H22.6.16	2,360					
		H22.7.20	2,200					
	小計		10,460				7,845	5,230
	スマートカード積増し	H22.8.17	10,000	甲3の23の58			7,500	5,000

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	ネット利用料	H22.5.26	3,150	甲3の23の59ないし70	50%	・使用した目的等が一切不明であり，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	18,900	18,900
		H22.6.28	3,150					
		H22.7.26	3,150					
		H22.8.26	3,150					
		H22.9.27	3,150					
		H22.10.26	3,150					
		H22.11.26	3,150					
		H22.12.27	3,150					
		H23.1.26	3,150					
		H23.2.28	3,150					
		H23.3.28	3,150					
		H23.4.26	3,150					
	小計		37,800				18,900	18,900
	携帯電話通話料	H22.5.31	15,309	甲3の23の71ないし82	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	118,221	78,814
		H22.6.30	13,200					
		H22.8.2	13,410					
		H22.8.31	16,422					
		H22.9.30	11,879					
		H22.11.1	11,744					
		H22.11.30	14,306					
		H23.1.4	10,365					
		H23.1.31	11,814					
		H23.2.28	13,249					
		H23.3.31	14,147					
		H23.4.21	11,784					
	小計		157,629				118,221	78,814
	ファックス通信費	H22.4.27	2,553	甲3の23の83ないし94	50%	・使用した目的が不明であり，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	15,432	15,432
		H22.6.2	2,589					
		H22.7.1	2,579					
		H22.7.30	2,560					
		H22.9.2	2,618					
		H22.9.30	2,572					
		H22.11.1	2,581					
		H22.12.1	2,553					
		H23.1.5	2,571					
		H23.2.1	2,572					
		H23.3.2	2,589					
		H22.4.1	2,527					
	小計		30,864				15,432	15,432
	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の23の95ないし99	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		493,762				379,561	254,830

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
	備品購入費（デジカメ・デジカメ備品）	H22.5.1	40,932	甲3の23の100	100%	前年度もデジタルカメラを購入しており，購入の必要性がない。	40,932	20,466
	備品購入費（セキュリティソフト）	H22.4.15	15,450	甲3の23の12（資料購入費との記載があるが，事務費として計上されている）				
	事務用品代	H22.5.25	2,556	甲3の23の101				
	事務用品代	H22.5.27	34,370	甲3の23の102				
	事務用品代（会議録音専用ラジカセ他備品）	H22.6.2	10,610	甲3の23の103				
	事務用品代（マイク）	H22.6.4	3,980	甲3の23の104				
	備品購入費	H22.6.11	14,800	甲3の23の105				
	備品購入費（携帯電話本体）	H22.6.28	55,608	甲3の23の106				
	事務用品代	H22.6.28	2,480	甲3の23の107				
	携帯電話設備	H22.7.20	1,680	甲3の23の108				
	事務用品代	H22.7.23	13,230	甲3の23の109				
	事務用品代	H22.7.23	945	甲3の23の110				
10 事務費	事務用品代	H22.7.27	4,960	甲3の23の111	50%	・政務調査活動以外の議員活動のための利用も含まれている。	230,394	230,394
	事務用品代	H22.9.24	1,775	甲3の23の112				
	事務用品代	H22.9.29	2,297	甲3の23の113				
	PCインク代	H22.9.29	3,160	甲3の23の114				
	備品購入費（プリンター他備品）	H22.10.26	37,110	甲3の23の115				
	PCインク代	H22.11.29	2,200	甲3の23の116				
	備品購入費（PC本体他PC備品）	H22.11.29	165,370	甲3の23の117				
	事務用品代	H22.11.29	9,686	甲3の23の118				
	PC設定費，PC関連用品	H22.12.9	5,880	甲3の23の119				
	事務用品代（ウイルスバスター）	H22.12.27	17,975	甲3の23の120				
	事務用品代	H23.1.11	2,468	甲3の23の121				
	事務用品代	H23.1.11	6,667	甲3の23の122				
	事務用品代	H23.1.27	5,931	甲3の23の123				
	事務用品代	H23.1.27	1,871	甲3の23の124				
	プリンター修理代	H23.1.27	4,200	甲3の23の125				
	事務用品代（インク代）	H23.2.3	16,900	甲3の23の126				
	事務用品代（インク代）	H23.4.6	14,080	甲3の23の127				
	事務用品代（USB）	H23.4.6	2,550	甲3の23の128				
	費目小計		501,721				271,326	250,860
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の23の129，130	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000					
	費目小計		47000				29,610	28,833
合計			1,792,323				1,059,997	881,463

285

別紙3－24
相手方議員㉔(富川忠孝)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	視察旅費 東京文京区・千代田区視察 4月26日～4月27日	H22.4.19	70,240	甲3の24の1	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	70,240	16,300
	東京視察	H23.1.25	74,540	甲3の24の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	74,540	16,300
	費目小計		144,780				144,780	32,600
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	ゼンリン地図 長崎市①②③④	H23.1.24	67,095	甲3の24の3	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	33,547	33,547
	費目小計		67,095				33,547	33,547
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.19	3,920	甲3の24の4ないし甲3の24の23	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	69,921	46,614
		H22.5.11	3,942					
		H22.5.19	4,896					
		H22.6.14	3,129					
		H22.6.28	2,250					
		H22.7.15	4,495					
		H22.8.17	3,088					
		H22.8.23	2,250					
		H22.12.21	7,540					
		H22.12.27	4,290					
		H23.1.4	5,128					
		H23.1.11	4,904					
		H23.1.17	5,015					
		H23.1.24	5,100					
		H23.2.1	4,860					
		H23.2.9	8,694					
		H23.2.16	6,120					
		H23.2.24	4,347					
		H23.3.25	4,599					
		H23.3.31	4,662					
	小計		93,229				69,921	46,614
	駐車場代	H22.5.6	18,343	甲3の24の24ないし甲3の24の34	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	165,087	110,058
		H23.5.14	18,343					
		H22.6.8	18,343					
		H22.8.17	36,686					
		H22.9.10	18,343					
		H22.10.20	18,343					
		H22.11.12	18,343					
		H22.12.17	18,343					
		H23.1.11	18,343					
		H23.2.9	18,343					
		H23.3.16	18,343					
	小計		220,116				165,087	110,058
	タクシー代(チケット利用)	H22.5.12	16,350	甲3の24の35ないし甲3の24の37，甲3の24の39，甲3の24の41ないし甲3の24の48	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	360,850	180,425
		H22.6.10	16,650					
		H22.7.12	25,500					
		H22.8.10	35,950					
		H22.9.10	27,100					
		H22.10.12	49,200					
		H22.11.10	27,500					
		H22.12.10	16,250					
		H23.1.11	52,600					
		H23.2.10	38,050					
		H23.3.10	32,800					
		H23.4.11	22,900					
	小計		360,850				360,850	180,425

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代(個別利用)	H22.7.14	500	甲3の24の38	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	1,012	675
		H22.8.17	850	甲3の24の40				
	小計		1,350				1,012	675
	携帯電話利用料	H22.5.6	35,489	甲3の24の49ないし甲3の24の60	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	204,669	136,446
		H22.6.7	38,439					
		H22.7.6	34,828					
		H22.8.6	20,149					
		H22.9.6	23,036					
		H22.10.6	15,088					
		H22.11.8	16,201					
		H22.12.6	23,372					
		H23.1.6	13,513					
		H23.2.7	17,534					
		H23.3.7	18,510					
		H23.4.6	16,733					
	小計		272,892				204,669	136,446
	インターネット利用料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.31	5,062	甲3の24の61ないし甲3の24の84	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	43,283	43,283
		H22.6.7	2,152					
		H22.6.30	5,062					
		H22.7.5	2,152					
		H22.8.2	5,062					
		H22.8.5	2,152					
		H22.8.31	5,062					
		H22.9.6	2,152					
		H22.9.30	5,062					
		H22.10.5	2,152					
		H22.11.1	5,062					
		H22.11.5	2,152					
		H22.11.30	5,062					
		H22.12.6	2,152					
		H23.1.4	5,062					
		H23.1.5	2,152					
		H23.1.31	5,062					
		H23.2.7	2,152					
		H23.2.28	5,062					
		H23.3.7	2,152					
		H23.3.31	5,061					
		H23.4.5	2,152					
		H23.4.28	5,061					
		H23.4.28	2,152					
	小計		86,566				43,283	43,283
	費目小計		1,035,003				844,822	517,501

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	エプソン スキャナES-H7200 中古品	H22.4.19	3,150	甲3の24の85	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	44,013	44,013
	切手代(@80円×400枚)	H22.8.26	32,000	甲3の24の86				
	電子辞書代	H22.9.24	42,385	甲3の24の87				
	USBメモリ代	H22.9.28	2,380	甲3の24の88				
	携帯電話充電器代	H22.10.27	2,800	甲3の24の89				
	プリンターインク代	H22.12.28	5,312	甲3の24の90				
	費目小計		88,027				44,013	44,013
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の24の91ないし甲3の24の93		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算 戻入	H23.4.28	-8,271					
	費目小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,410,634				1,113,503	673,567

別紙3－26
相手方議員㉖(中田剛)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費								
2 調査旅費	視察旅費	H22.5.10	151,970	甲3の26の1		・宿泊パックで購入しているのに，宿泊料を計上しており，二重計上となっている。	49,300	49,300
		H22.9.30	125,180	甲3の26の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	125,180	22,060
		H22.10.25	166,060	甲3の26の3			0	0
	費目小計		443,210				174,480	71,360
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	書籍購読料	H22.5.10	1,775	甲3の26の4ないし9			0	0
		H22.6.25	1,400					
		H22.10.19	1,400					
		H22.10.22	3,100					
		H22.12.27	1,400					
		H23.3.10	1,000					
	費目小計		10,075				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	議会用駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の26の10ないし13	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
	駐車場代精算戻し金	H23.4.28	-4,100	甲3の26の14				
	費目小計		15,900				15,900	15,900
10 事務費			0				0	0
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費		444,014			・日本共産党，別紙3－56参照	172,344	106,563
	費目小計		444,014				172,344	106,563
合計			913,199				362,724	193,823

別紙3－27
相手方議員㉗(中西敦信)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費								
2 調査旅費	視察旅費	H22.8.31	146,530	甲3の27の1	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	146,530	0
	費目小計		146,530				146,530	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	書籍購読料	H22.5.10	6,000	甲3の27の3ないし6			0	0
		H22.5.10	3,350					
		H22.9.2	1,800					
		H22.10.22	3,100					
		H23.3.10	1,000					
	費目小計		15,250				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費			0				0	0
10 事務費			0				0	0
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費			444,014		24%	・日本共産党，別紙3－56参照	106,563	106,563
合計			605,794				253,093	106,563

別紙3－28
相手方議員㉘(中村すみ代)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第8回全国地方議員交流会参加旅費(横浜市)	H22.8.16	102,900	甲3の28の1ないし5		・宿泊パックで購入しているのに，宿泊料を計上しており，二重計上となっている。	33,000	32,800
	第9回全国地方議員交流会参加費(横浜市)	H22.8.18	10,000				0	0
	第12期自治政策講座in金沢参加旅費	H22.10.15	102,360			・宿泊パックで購入しているのに，宿泊料を計上しており，二重計上となっている。	33,000	32,800
	第12期自治政策講座in金沢参加料	H22.10.14	30,000				0	0
	第12期自治政策講座in金沢参加料(振込手数料)	H22.11.15	735				0	0
	費目小計		245,995				66,000	65,600
2 調査旅費	行政視察旅費(川崎市)及び第8回全国地方議員交流会第2回実行委員会参加旅費(横浜市)	H22.4.30	64,700	甲3の28の6ないし9		・宿泊パックで購入しているのに，宿泊料を計上しており，二重計上となっている。	16,500	16,300
	大村市議会「第5回市民と議会のつどい　語ってみゅーか」視察(大村市)	H22.6.8	3,890				0	0
	長崎県農林技術開発センター畜産研究部門視察(島原市)	H22.7.29	5,820				0	0
	第8回全国地方議員交流会第3回実行委員会参加旅費(横浜市)及び行政視察旅費(前橋市)	H22.7.29	90,730			・宿泊パックで購入しているのに，宿泊料を計上しており，二重計上となっている。	16,500	16,300
	費目小計		165,140				33,000	32,600
3 資料作成費	コピー機リース代	H22.4.19	8,085	甲3の28の10ないし13	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	16,958	16,957
		H22.5.21	8,085					
		H22.6.8	8,085					
		H22.8.16	9,660					
	費目小計		33,915				16,958	16,957

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
4 資料購入費	月刊「長崎消息」購読料	H22.4.8	3,000	甲3の28の14ないし19			0	0
	福祉新聞購読料	H22.4.23	18,900					
	月刊「日本の進路」購読料及び「地方議員版」購読料	H22.4.23	5,000					
	月刊雑誌「イオ」購読料	H23.3.10	8,208					
	月刊「社会民主」購読料	H23.3.10	8,400					
	週刊「新社会」購読料	22.7.21ほか	7,200					
	費目小計		50,708				0	0
5 広報費	ホームページ作成費	H22.4.30	212,840	甲3の28の20	50%	・政務調査以外の議員活動としての意味を有している。	106,420	106,420
	切手代	H22.6.11	30,505	甲3の28の21及び22	50%	・政務調査以外の議員活動としての意味を有している。	19,733	19,732
		H22.10.8	8,960					
	小計		39,465					
	費目小計		252,305				126,153	126,152
6 広聴費			0				0	0
7 人件費	臨時的補助員代	H22.6.25	69,450	甲3の28の23及び24	50%	・政務調査以外の議員活動のためにも利用されている。	54,025	54,025
		H22.12.9	38,600					
	費目小計		108,050				54,025	54,025
8 事務所費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	スマートカード積増代	H22.4.7	10,000	甲3の28の25ないし37	75%	・私的活動，政務調査以外の議員活動のためにも利用されていると考えられる。	97,500	65,000
		H22.4.28	10,000					
		H22.5.17	10,000					
		H22.6.7	10,000					
		H22.6.29	10,000					
		H22.7.26	10,000					
		H22.8.16	10,000					
		H22.9.21	10,000					
		H22.10.14	10,000					
		H22.11.17	10,000					
		H23.12.8	10,000					
		H22.12.28	10,000					
		H23.2.25	10,000					
	小計		130,000				97,500	65,000
	タクシー代	H22.5.10	4,850	甲3の28の38ないし47	100%	・月単位の一括領収証しか提出されておらず，個々の利用状況が全く不明。 ・違法支出の隠れ蓑として利用される危険性が高く，特に厳格に適法性を判断すべき。	104,470	52,235
		H22.6.10	7,550					
		H22.7.12	14,970					
		H22.8.10	14,250					
		H22.9.10	8,050					
		H22.10.12	19,950					
		H22.11.10	4,300					
		H22.12.10	15,550					
		H23.1.11	8,550					
		H23.2.10	5,650					
		H23.3.10	800					
	小計		104,470				104,470	52,235
	費目小計		234,470				201,970	117,235
10 事務費	コピー機トナー代	H22.5.26	36,120	甲3の28の48ないし55	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	68,371	68,370
	事務用品代	H22.7.16	39,165					
	封筒代	H22.9.14	14,910					
	事務用品代	H22.10.15	4,110					
	事務用品代	H22.11.15	4,883					
	コピー機トナー代	H23.1.19	36,120					
	事務用品代	H23.3.18	1,433					
	費目小計		136,741				68,371	68,370
11 その他			0				0	0
合計			1,227,324				566,476	480,939

別紙3－29
相手方議員㉙(中村照夫)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	「大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟」年会費	H22.7.16	2,000	甲3の29の1			0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	新聞購読料(長崎，西日本，読売，)	H22.4.27	3,000	甲3の29の2ないし26	100%	・一般紙の購読は；議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。		3,000
		H22.9.2	3,007					0
		H22.5.12	3,007					0
		H22.6.11	3,007					0
		H22.6.17	3,007					0
		H22.6.23	3,000					3,000
		H22.7.5	3,007					0
		H22.7.5	3,000					3,000
		H22.7.21	3,007					0
		H22.8.12	3,007					0
		H22.9.1	3,000					3,000
		H22.9.14	3,007					0
		H22.9.14	3,007					0
		H22.10.15	3,007					0
		H22.10.15	3,007					0
		H22.10.27	3,007					0
		H22.11.30	3,007					0
		H22.11.30	3,007					0
		H22.11.30	3,007					0
		H23.1.12	3,007					0
		H23.1.12	3,007					0
		H23.2.3	6,014					0
		H23.2.3	3,007					0
		H23.3.3	6,014					0
		H23.4.4	6,014					0
	小計		84,168				84,168	12,000
	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の29の27ないし28			0	0
		H23.3.8	3,600					
	小計		7,200				0	0
	費目小計		91,368				84,168	12,000
5 広報費	議会報告書送料	H22.4.16	68,000	甲3の29の29ないし35	50%	・調査研究活動の広報だけでなく，それ以外の議員活動の広報も含まれている。		
		H22.4.22	74,955					
		H22.4.22	40,500					
		H22.4.22	13,500					
		H22.7.5	149,505					
		H22.7.8	9,280					
		H22.11.30	238,877					
	小計		594,617				297,308	297,308
	議会報告書印刷費	H22.4.22	25,935	甲3の29の36ないし40				
		H22.7.5	65,205					
		H22.7.8	28,400					
		H22.11.2	106,050					
		H23.2.3	113,610					
	小計		339,200				169,600	169,600
	封筒印刷費	H22.7.5	76,020	甲3の29の41ないし42				
		H22.11.10	55,440					
	小計		131,460				65,730	65,730
	費目小計		1,065,277				532,638	532,638
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	16,508	甲3の29の43ないし64	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	202,176	134,784
		H22.4.27	10,884					
		H22.5.6	7,979					
		H22.5.17	9,956					
		H22.5.26	8,973					
		H22.6.7	3,092					
		H22.6.7	7,497					
		H22.6.23	10,013					
		H22.6.25	9,117					
		H22.7.13	8,561					
		H22.7.21	11,502					
		H22.8.12	7,475					
		H22.8.23	8,790					
		H22.10.15	30,000					
		H22.10.15	8,582					
		H22.10.27	21,418					
		H22.11.30	29,221					
		H22.12.14	9,533					
		H23.1.12	20,467					
		H23.1.12	15,965					
		H23.1.19	6,739					
		H23.2.3	7,296					
	小計		269,568				202,176	134,784

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
	バイパス代	H22.4.16	700	甲3の29の65ないし69	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	1,237	825
		H22.7.5	200					
		H22.8.12	400					
		H22.11.30	150					
		H23.1.12	200					
	小計		1,650				1,237	825
9 交通通信費	駐車料金	H22.4.16	480	甲3の29の70ないし143	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	23,572	15,715
		H22.4.16	600					
		H22.4.16	100					
		H22.4.16	250					
		H22.4.22	150					
		H22.4.22	450					
		H22.4.27	270					
		H22.5.6	750					
		H22.5.26	550					
		H22.5.26	100					
		H22.5.26	300					
		H22.5.26	300					
		H22.5.26	200					
		H22.6.7	400					
		H22.6.7	200					
		H22.6.7	200					
		H22.6.7	100					
		H22.6.7	300					
		H22.6.7	770					
		H22.6.7	200					
		H22.6.7	500					
		H22.6.11	200					
		H22.6.17	600					
		H22.6.17	350					
		H22.6.25	400					
		H22.7.5	500					
		H22.7.5	100					
		H22.7.5	660					
		H22.7.5	300					
		H22.7.5	480					
		H22.7.5	300					
		H22.7.8	100					
		H22.7.13	150					
		H22.7.13	200					
		H22.7.21	900					
		H22.7.21	1,500					
		H22.8.12	800					
		H22.8.12	400					
		H22.8.12	480					
		H22.9.14	100					
		H22.9.14	360					
		H22.9.14	400					
		H22.9.14	100					
		H22.10.15	200					
		H22.10.15	200					
		H22.10.15	300					
		H22.10.15	150					
		H22.10.15	300					
		H22.10.15	1,250					
		H22.10.15	600					
		H22.10.15	600					
		H22.10.15	440					
		H22.10.27	300					
		H22.10.27	150					
		H22.10.27	200					
		H22.10.27	300					
		H22.10.27	600					
		H22.11.30	120					
		H22.11.30	450					
		H22.11.30	300					
		H22.11.30	540					
		H22.11.30	450					
		H22.11.30	400					
		H22.11.30	1,000					
		H22.12.1	100					
		H22.12.1	220					
		H23.1.12	400					
		H23.1.12	700					
		H23.1.12	1,760					
		H23.1.12	1,700					
		H23.1.12	210					
		H23.2.3	540					
		H23.2.3	300					
		H23.4.4	100					
	小計		31,430				23,572	15,715

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代(チケット)	H22.5.6	22,250	甲3の29の144	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	195,177	97,588
		H22.6.3	21,700	甲3の29の165				
		H22.7.5	11,627	甲3の29の145ないし154				
		H22.8.3	8,250					
		H22.9.3	11,000					
		H22.10.4	22,850					
		H22.11.4	16,150					
		H22.12.3	17,650					
		H23.1.4	22,300					
		H23.2.3	30,800					
		H23.3.3	6,150					
		H23.4.4	4,450					
	小計		195,177				195,177	97,588
	有料道路	H22.7.8	100	甲3の29の155	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	75	50
	ファックス通信費	H22.5.12	50	甲3の29の156			0	0
	携帯電話通話料	H22.6.17	8,752	甲3の29の157ないし160	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	41,664	27,776
		H22.7.21	7,628					
		H22.10.15	13,939					
		H22.10.27	25,234					
	小計		55,553				41,664	27,776
	費目小計		553,528				463,901	276,738
10 事務費	事務用品購入	H22.4.27	4,080	甲3の29の161	50%	政務調査以外の議員活動としての利用も含まれる。	2,290	2,290
	バガキ代	H22.5.6	500	甲3の29の162				
	費目小計		4,580				2,290	2,290
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の29の163	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照	29,610	28,833
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の29の164				
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,763,753				1,112,607	852,499

別紙3－30
相手方議員㉚(西田実伸)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	会費(大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟)	H22.7.16	2,000	甲3の30の1			0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	資料購読料(財界九州)	H22.6.7	10,000	甲3の30の2			0	0
	図書購入費	H22.9.2	9,850	甲3の30の3		これらの図書の内,「スピーチの仕方最大効果をあげる60のコツ」というタイトルの書籍は,調査研究活動のために必要な図書とはいえない。	1,700	1,700
	費目小計		19,850				1,700	1,700
5 広報費	広報紙,報告書印刷代	H22.5.13	58,800	甲3の30の4	50%	・報告先が不明であり,後援会活動であることが否定できない。	29,400	29,400
	広報紙,封筒印刷代	H22.11.19	97,650	甲3の30の5			48,825	48,825
	議会だより切手代	H22.7.21	8,000	甲3の30の6ないし8				
		H22.11.19	24,000					
		H23.2.10	27,000					
	小計		59,000				29,500	29,500
	議会だより送料	H22.9.2	4,800	甲3の30の9ないし12				
		H22.11.19	4,779					
		H22.11.19	40,311					
		H23.2.9	28,350					
	小計		78,240				39,120	39,120
	ホームページ作成費	H23.3.17	73,500	甲3の30の13	50%	・使用した目的等が一切不明であり,政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	36,750	36,750
	費目小計		367,190				183,595	183,595
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.15	180,000	甲3の30の14	100%	・所在地が三菱重工労働組合長崎造船支部会館内の「生活相談室」であり,政務調査事務所としての実質がない。	360,000	360,000
	事務所使用料	H22.10.15	180,000	甲3の30の15				
	費目小計		360,000				360,000	360,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.5.7	6,889	甲3の30の16ないし47	75%	・使用した目的等が一切不明であり,私的活動,政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.5.7	8,086					
		H22.6.25	2,877					
		H22.6.25	13,926					
		H22.7.16	5,766					
		H22.7.16	7,940					
		H22.7.16	621					
		H22.7.16	5,168					
		H22.7.16	3,187					
		H22.7.16	2,000					
		H22.7.16	2,849					
		H22.8.5	5,788					
		H22.9.2	2,826					
		H22.9.2	2,640					
		H22.9.2	8,072					
		H22.9.29	7,151					
		H22.9.29	2,830					
		H22.9.29	9,198					
		H22.11.18	1,320					
		H22.11.18	2,000					
		H22.11.18	5,369					
		H22.11.18	4,680					
		H22.12.2	2,000					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
		H22.11.18	6,680					
		H22.11.18	3,000					
		H22.12.2	2,721					
		H22.12.2	10,177					
		H23.3.10	4,000					
		H23.3.10	14,472					
		H23.3.10	14,356					
		H23.3.10	10,988					
		H23.3.10	2,000					
	小計		181,577				136,182	90,788
	タクシー代(チケット)	H22.5.6	13,700	甲3の30の48	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。		
		H22.6.3	32,900	甲3の30の50				
		H22.7.5	19,227	甲3の30の52				
		H22.8.3	23,700	甲3の30の54				
		H22.9.3	27,700	甲3の30の59				
		H22.10.4	25,750	甲3の30の62				
		H22.11.4	28,800	甲3の30の63				
		H22.12.3	16,200	甲3の30の68				
		H23.1.4	15,050	甲3の30の70				
		H23.2.3	44,250	甲3の30の71				
		H22.3.3	23,200	甲3の30の72				
		H23.4.11	12,536	甲3の30の74				
9 交通通信費	小計		283,013				283,013	141,506
	タクシー代(回数券)	H22.12.21	10,000	甲3の30の69	100%	・利用状況に加えて，回数券が使用されたか否かも不明であり，政務調査との関連性が認められない。	10,000	5,000
	タクシー代(領収書あり)	H22.5.7	700	甲3の30の49	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.6.25	3,400	甲3の30の51				
		H22.7.16	1,200	甲3の30の53				
		H22.8.5	3,150	甲3の30の55				
		H22.8.5	650	甲3の30の56				
		H22.8.5	700	甲3の30の57				
		H22.9.2	700	甲3の30の58				
		H22.9.29	700	甲3の30の60				
		H22.9.29	1,400	甲3の30の61				
		H22.11.18	850	甲3の30の64				
		H22.12.2	700	甲3の30の65				
		H22.12.2	2,550	甲3の30の66				
		H22.12.2	3,300	甲3の30の67				
		H23.3.10	10,150	甲3の30の73				
	小計		30,150				22,612	15,075

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
⑨ 交通通信費	駐車場代	H22.5.7	400	甲3の30の75ないし105, 乙20の1・2	75%	・使用した目的等が一切不明であり, 私的活動, 政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.5.7	850					
		H22.5.7	360					
		H22.5.7	400					
		H22.5.7	800					
		H22.6.25	200					
		H22.6.25	200					
		H22.6.25	280					
		H22.6.25	200					
		H22.6.25	150					
		H22.6.25	400					
		H22.6.25	400					
		H22.6.25	1,600					
		H22.7.16	100					
		H22.7.16	1,300					
		H22.7.16	1,300					
		H22.7.16	200					
		H22.7.16	270					
		H22.8.5	200					
		H22.8.5	100					
		H22.9.2	600					
		H22.9.2	500					
		H22.9.2	200					
		H22.9.29	200					
		H22.9.29	300					
		H22.9.29	500					
		H26.3.19	-100					
		H22.12.2	800					
		H22.12.2	600					
		H22.12.2	200					
		H22.12.2	800					
		H22.12.2	270					
		H26.3.19	-200					
	小計		14,380				11,010	7,190
	バイパス回数券	H22.6.11	5,250	甲3の30の106	75%	・使用した目的等が一切不明であり, 私的活動, 政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	3,937	2,625
	スマートカード積み増し	H22.12.24	10,000	甲3の30の107	75%	・使用した目的等が一切不明であり, 私的活動, 政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	7,500	5,000
	運転代行	H22.5.7	2,200	甲3の30の108ないし119	100%	・飲酒をした際に利用されたものであり, 政務調査活動のための費用とはいえない。		
		H22.6.25	1,400					
		H22.6.25	8,000					
		H22.7.16	3,000					
		H22.8.5	2,200					
		H22.8.5	4,000					
		H22.9.2	2,200					
		H22.9.29	1,200					
		H22.9.29	5,000					
		H22.11.18	2,400					
		H22.11.18	4,900					
		H23.3.10	13,800					
	小計		50,300				50,300	50,300

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話通話料	H22.5.31	15,117	甲3の30の120ないし130	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.6.30	18,508					
		H22.8.2	19,635					
		H22.8.31	17,155					
		H22.9.30	19,265					
		H22.11.1	22,995					
		H22.11.30	14,685					
		H23.1.4	13,926					
		H23.1.31	19,721					
		H23.2.28	16,165					
		H23.4.25	6,494					
	小計		183,666				137,749	91,833
	ネット利用料	H23.3.28	32,340	甲3の30の131	50%	・使用した目的等が一切不明であり，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	16,170	16,170
	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の30の132ないし136	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。		
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	−4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		816,576				694,373	441,387
10 事務費	事務用品代	H22.6.28	4,645	甲3の30の137ないし142	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。		
		H22.7.27	15,363					
		H22.8.27	21,280					
		H22.9.2	4,260					
		H22.9.27	4,580					
		H22.10.27	23,730					
	備品購入費(デジタウン)	H22.10.29	79,800	甲3の30の143				
	事務用品代	H22.11.29	9,439	甲3の30の144				
	事務用品修理代	H22.12.2	11,740	甲3の30の145				
	事務用品代	H23.3.1	8,002	甲3の30の146				
	事務用品代	H23.3.28	4,245	甲3の30の147				
	費目小計		187,084				93,542	93,542
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の30の148,149	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000					
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,799,700				1,362,820	1,109,057

別紙3－31
相手方議員(野口達也)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	会費(大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟)	H22.7.16	2,000	甲3の31の1			0	0
2 調査旅費	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.9.13	70,060	甲3の31の2,3	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	70,060	0
	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.11.8	60,340				60,340	14,000
	費目小計		130,400				130,400	14,000
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所費	H22.8.6	200,000	甲3の31の4,5	50%	・政務調査活動以外の議員活動目的でも使用されている。なお，自己負担分があるので，家賃総額の50%を超える部分につき違法支出とした。		
		H22.12.27	250,000					
		H23.3.23	150,000	甲3の31の6				
	費目小計		600,000				215,388	215,388
9 交通通信費	ガソリン代	H22.10.25	173,293	甲3の31の7，8	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H23.3.23	151,248					
	小計		324,541				243,405	162,270
	タクシー交通費	H22.5.6	22,450	甲3の31の9ないし20	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。		
		H22.6.3	10,100					
		H22.7.5	23,927					
		H22.8.3	28,400					
		H22.9.3	20,250					
		H22.10.4	8,650					
		H22.11.4	17,250					
		H22.12.3	18,600					
		H23.1.4	17,500					
		H23.2.3	24,050					
		H23.3.3	21,900					
		H23.4.4	8,350					
	小計		221,427				221,427	110,713

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話通話料	H23.2.28	143,592	甲3の31の21	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	107,694	71,796
	有料道路回数券	H22.10.14	5,250	甲3の31の22	75%		3,938	2,625
	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の31の23ないし27	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。		
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		710,710				592,364	363,304
10 事務費	事務用品代	H22.5.27	1,745	甲3の31の28ないし33	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。		
		H22.6.28	5,340					
		H22.8.27	12,720					
		H23.3.1	8,579					
		H23.3.11	81,000					
		H23.3.28	11,290					
	費目小計		120,674				60,337	60,337
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の31の34	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の31の35				
	費目小計		47000				29,610	28,833
合計			1,610,784				1,028,099	681,862

別紙3－32
相手方議員㉜(野口三孝)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	市民と議員の条例づくり交流会議in九州	H22.5.11	15,180	甲3の32の1，2			0	0
		H22.5.11	4,000					
	小計		19,180					
	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟年会費	H22.7.12	2,000	甲3の32の3			0	0
	防衛議員連盟総会参加旅費	H22.8.23	5,010	甲3の32の4			0	0
	費目小計		26,190				0	0
2 調査旅費	豊島区役所行政視察	H22.9.21	68,740	甲3の32の5		・宿泊費が2重に計上されている。	16,500	16,300
	費目小計		68,740				16,500	16,300
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	しんぶん赤旗	H24.4.23	800	甲3の32の6ないし16			0	0
		H22.5.21	800					
		H22.6.21	800					
		H22.7.21	800					
		H22.8.23	800					
		H22.9.22	800					
		H22.10.21	800					
		H22.11.22	800					
		H22.12.24	800					
		H23.1.21	800					
		H23.2.21	800					
		H23.3.22	800					
	小計		9,600					
	産経新聞	H22.4.28	3,000	甲3の32の17ないし27	100%	・産経新聞は一般紙であることから，その購入は政務調査費とはいえない。	33,000	0
		H22.5.28	3,000					
		H22.7.5	3,000					
		H22.7.28	3,000					
		H22.9.1	3,000					
		H22.9.28	3,000					
		H22.10.26	3,000					
		H22.11.29	3,000					
		H22.12.24	3,000					
		H23.3.9	3,000					
		H23.3.23	3,000					
	小計		33,000					
	正論 文芸春秋	H22.4.26	1,490	甲3の32の28ないし39		・文芸春秋は大衆紙であることから，その購入は政務調査費用とはいえない。したがって，正論の購入費(1冊740円)のみを政務調査費用と考えた。	9,370	0
		H22.5.21	1,490					
		H22.6.22	1,500					
		H22.7.22	1,490					
		H22.8.23	1,520					
		H22.9.22	1,540					
		H22.10.25	1,520					
		H22.11.29	1,520					
		H22.12.22	1,530					
		H23.2.8	2,260					
		H23.2.22	790					
		H23.3.22	1,600					
	小計		18,250					
	書籍代	H22.5.18	2,625	甲3の32の40ないし43			0	0
		H22.5.21	3,675					
		H22.5.28	6,420					
		H22.12.22	3,150					
	小計		15,870					
	費目小計		76,720				42,370	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	事務所費	H22.4.21	50,000	甲3の32の44ないし55	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	300,000	300,000
		H22.5.21	50,000					
		H22.6.21	50,000					
		H22.7.21	50,000					
		H22.8.20	50,000					
		H22.9.22	50,000					
		H22.10.21	50,000					
		H22.11.19	50,000					
		H22.12.22	50,000					
		H23.1.21	50,000					
		H23.2.21	50,000					
		H23.3.18	50,000					
	費目小計		600,000				300,000	300,000
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.10	21,310	甲3の32の67ないし78	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	220,145	110,072
		H22.6.10	19,300					
		H22.7.12	29,500					
		H22.8.10	11,375					
		H22.9.10	15,550					
		H22.10.12	32,800					
		H22.11.10	20,100					
		H22.12.10	17,550					
		H23.1.11	29,460					
		H23.2.10	17,950					
		H23.3.10	4,150					
		H23.4.11	1,100					
	小計		220,145					
	駐車場代(市議会)	H22.6.3	5,000	甲3の32の91ないし95	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.22	5,000					
		H23.4.28	−4,100					
	小計		15,900					
	携帯電話使用料	H22.5.31	3,956	甲3の32の79ないし90	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	35,773	23,848
		H22.6.30	3,987					
		H22.8.2	3,956					
		H22.8.31	3,977					
		H22.9.30	3,977					
		H22.11.1	4,008					
		H22.11.30	3,945					
		H23.1.4	3,945					
		H23.1.31	3,966					
		H23.2.28	4,029					
		H23.3.31	3,965					
		H23.5.2	3,986					
	小計		47,697					
	ガソリン代	H22.4.10	5,475	甲3の32の56ないし66	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	87,413	58,275
		H22.5.14	10,283					
		H22.7.8	9,484					
		H22.8.6	20,911					
		H22.9.29	18,854					
		H22.10.23	5,663					
		H22.12.3	5,523					
		H22.12.10	5,938					
		H23.1.20	14,251					
		H23.3.7	6,164					
		H23.3.7	14,004					
	小計		116,550					
	CATV年間受信料	H23.2.28	3,990	甲3の32の96，97	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	2,993	2,992
		H23.3.28	1,995					
	小計		5,985					
	費目小計		406,277				362,223	211,087
10 事務費	ゼンリン地図	H22.9.21	67,095	甲3の32の98	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	33,547	33,547
	費目小計		67,095				33,547	33,547

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
11 その他			0				0	0
12 会費共通経費	会派共通経費 平成22年度前期分	H22.4.15	60,000	甲3の32の99ないし102		明政・自由クラブ，別紙3－55の1・2参照 平成22年4月1日から平成22年12月13日まで所属	24,302	22,593
	会派共通経費 平成22年度後期分	H22.10.15	60,000					
	会派共通経費 戻入	H22.12.15	−82,491					
	費目小計		37,509				24,302	22,593
合計			1,282,531				778,942	583,527

別紙3－33
相手方議員㉝(東満敏)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	東京視察(9月29日～10月1日)	H22.9.21	84,440	甲3の33の1	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。 なお，宿泊費が2重に計上されている。	84,440	16,300
	費目小計		84,440				84,440	16,300
3 資料作成費	写真印刷代	H22.9.21	2,916	甲3の33の2	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	2,916	0
	費目小計		2,916				2,916	0
4 資料購入費	新聞代(読売新聞)(H22.4分～H23.3分)	H22.5.6	3,000	甲3の33の3ないし甲3の33の14	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。	36,000	0
		H22.5.31	3,000					
		H22.7.16	3,000					
		H22.8.2	3,000					
		H22.8.30	3,000					
		H22.10.4	3,000					
		H22.11.1	3,000					
		H22.12.3	3,000					
		H23.1.7	3,000					
		H23.2.9	3,000					
		H23.3.4	3,000					
		H23.4.4	3,000					
	小計		36,000				36,000	0
	新聞代(全国農業新聞)(H22.4月分～H23.3月分)	H22.9.1	3,600	甲3の33の15，16			0	0
		H23.3.8	3,600					
	小計		7,200				0	0
	新聞代(長崎新聞・日経新聞)(H22.4月分～H23.3月分)	H22.10.25	45,976	甲3の33の17，18		・一般紙(長崎新聞)の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。	36,000	0
		H23.4.5	32,840					
	小計		78,816				36,000	0
	書籍代 月刊誌(MOKU)	H22.8.30	19,200	甲3の33の19	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	19,200	19,200
	費目小計		141,216				91,200	19,200
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	コピー機リース magio MP C1500 SPF (H22.4分～H23.3分)	H22.4.15	16,380	甲3の33の20ないし甲3の33の31	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	98,280	98,280
		H22.5.6	16,380					
		H22.6.4	16,380					
		H22.7.5	16,380					
		H22.8.4	16,380					
		H22.9.6	16,380					
		H22.10.4	16,380					
		H22.11.4	16,380					
		H22.12.6	16,380					
		H23.1.4	16,380					
		H23.2.4	16,380					
		H23.3.4	16,380					
	小計		196,560				98,280	98,280

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	事務所家賃15802円・借地代15052円(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.28	30,854	甲3の33の32ないし甲3の33の43	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	185,124	185,124
		H22.5.24	30,854					
		H22.6.22	30,854					
		H22.7.26	30,854					
		H22.8.23	30,854					
		H22.9.22	30,854					
		H22.10.25	30,854					
		H22.11.19	30,854					
		H22.12.21	30,854					
		H23.1.31	30,854					
		H23.2.21	30,854					
		H23.3.18	30,854					
	小計		370,248				185,124	185,124
	コピー機カートリッジ代	H22.11.1	2,100	甲3の33の44	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,050	1,050
	費目小計		568,908				284,454	284,454
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.15	23,922	甲3の33の45ないし甲3の33の84	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	269,369	179,579
		H22.4.22	6,078					
		H22.5.6	7,749					
		H22.5.19	16,904					
		H22.5.31	5,347					
		H22.6.10	16,647					
		H22.6.22	13,353					
		H22.7.16	21,696					
		H22.7.26	8,304					
		H22.8.2	8,030					
		H22.8.17	15,997					
		H22.8.23	5,973					
		H22.9.7	8,335					
		H22.9.10	9,121					
		H22.9.21	11,280					
		H22.10.4	1,264					
		H22.10.4	7,860					
		H22.10.12	8,801					
		H22.10.25	8,963					
		H22.11.1	4,376					
		H22.11.8	8,961					
		H22.11.15	9,121					
		H22.11.24	9,121					
		H22.12.3	2,797					
		H22.12.3	8,550					
		H22.12.13	9,442					
		H22.12.13	3,000					
		H22.12.21	9,008					
		H23.1.11	10,000					
		H23.1.17	9,650					
		H23.1.27	7,050					
		H23.1.31	3,300					
		H23.2.9	7,647					
		H23.2.14	8,801					
		H23.2.21	4,000					
		H23.3.4	8,711					
		H23.3.4	6,000					
		H23.3.16	14,016					
		H23.3.18	5,000					
		H23.4.4	4,984					
	小計		359,159				269,369	179,579
	ETC利用料 4月分	H22.6.23	3,930	甲3の33の85ないし甲3の33の91	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	17,437	11,625
	ETC利用料 7月分	H22.9.28	1,960					
	ETC利用料 8月分	H22.10.25	2,520					
	ETC利用料 9月分	H22.12.6	4,340					
	ETC利用料 10月分	H22.12.21	2,940					
	ETC利用料 11月分	H23.2.9	4,200					
	ETC利用料 12月分	H23.3.4	3,360					
	小計		23,250				17,437	11,625
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.3	5,000	甲3の33の92ないし甲3の33の96	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.22	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	駐車場代	H22.4.15	790	甲3の33の97ないし甲3の33の133	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	35,617	23,745
		H22.4.22	1,800					
		H22.4.28	1,500					
		H22.5.6	1,270					
		H22.5.19	1,000					
		H22.5.24	1,250					
		H22.5.31	2,280					
		H22.6.10	500					
		H22.6.16	490					
		H22.6.22	2,120					
		H22.7.16	6,290					
		H22.7.26	1,000					
		H22.8.2	1,460					
		H22.8.17	450					
		H22.8.23	660					
		H22.8.30	1,500					
		H22.9.7	1,830					
		H22.9.21	1,050					
		H22.10.4	1,530					
		H22.10.25	1,590					
		H22.11.1	140					
		H22.11.8	1,090					
		H22.11.15	1,600					
		H22.11.24	1,620					
		H22.12.3	730					
		H22.12.13	240					
		H23.1.7	1,730					
		H23.1.11	1,260					
		H23.1.27	1,800					
		H23.1.31	140					
		H23.2.9	1,050					
		H23.2.14	300					
		H23.2.21	1,530					
		H23.3.4	300					
		H23.3.16	200					
		H23.3.18	400					
		H23.4.4	3,000					
	小計		47,490				35,617	23,745
	タクシー代	H22.5.12	750	甲3の33の134ないし甲3の33の136	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	4,650	2,325
		H22.6.10	3,850					
		H22.7.12	50					
	小計		4,650				4,650	2,325
	携帯電話利用料	H22.6.16	3,525	甲3の33の137ないし甲3の33の148	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	34,914	23,276
		H22.7.13	3,525					
		H22.8.17	3,871					
		H22.9.21	5,340					
		H22.10.15	3,525					
		H22.11.5	3,525					
		H22.12.17	4,623					
		H23.1.11	3,766					
		H23.2.8	3,922					
		H23.3.8	3,609					
		H23.4.6	3,703					
		H23.4.28	3,619					
	小計		46,553				34,914	23,276
	費目小計		497,002				377,887	256,450

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	シャチハタ代	H22.7.13	2,551	甲3の33の149	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,800	1,800
	筆ペン代	H22.9.21	1,050	甲3の33の150				
	費目小計		3,601				1,800	1,800
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の33の151ないし甲3の33の153		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算戻入	H23.4.28	−8,271					
	費目小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,373,812				889,038	624,110

別紙3－34
相手方議員㊴(久八寸志)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 参加費	H22.10.12	5,000	甲3の34の1			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 視察コース代	H22.10.12	23,140	甲3の34の2			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 旅費	H22.10.12	45,610	甲3の34の3			0	0
	費目小計		73,750				0	0
2 調査旅費	他都市視察 沖縄県(H22.8.25～H22.8.26)	H22.8.24	69,770	甲3の34の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	69,770	16,500
	他都市視察 鹿児島市，日置市(H22.10.6～H22.10.7)	H22.10.5	51,940	甲3の34の5			0	0
	他都市視察 福岡市，国東市(H22.11.4～H22.11.5)	H22.11.1	47,510	甲3の34の6	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	47,510	0
	他都市視察 佐世保市ハウステンボス(H22.11.8)	H22.11.4	4,510	甲3の34の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	4,510	0
	費目小計		173,730				121,790	16,500

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
3 資料作成費	控室 コピー代(4月分)	H22.5.28	8,928	甲3の34の8	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	24,850	24,850
	控室 コピー代(5月分)	H22.6.25	614	甲3の34の9				
	控室 コピー代(6月分)	H22.7.27	1,100	甲3の34の10				
	控室 コピー代(7月分)	H22.8.27	414	甲3の34の11				
	控室 コピー代(8月分)	H22.9.28	757	甲3の34の12				
	控室 コピー代(9月分)	H22.10.26	2,330	甲3の34の13				
	控室 コピー代(10月分)	H22.11.26	3,404	甲3の34の14				
	控室 コピー代(11月分)	H22.12.27	4,094	甲3の34の15				
	控室 コピー代(12月分)	H23.1.25	7,685	甲3の34の16				
	控室 コピー代(1月分)	H23.2.24	1,111	甲3の34の17				
	控室 コピー代(2月分)	H23.3.28	16,853	甲3の34の18				
	控室 コピー代(3月分)	H23.4.13	2,411	甲3の34の19				
	費目小計		49,701				24,850	24,850
4 資料購入費	新聞代(全国農業新聞)(H22.4月分～H23.3月分)	H22.9.1	3,600	甲3の34の20			0	0
		H23.3.4	3,600	甲3の34の21				
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	広報紙 印刷代	H22.11.19	63,000	甲3の34の22	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	31,500	31,500
	費目小計		63,000				31,500	31,500
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	4,666	甲3の34の23ないし甲3の34の62	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	110,544	110,544
		H22.4.22	9,844					
		H22.4.30	5,094					
		H22.5.7	4,788					
		H22.5.10	5,082					
		H22.5.20	9,990					
		H22.5.28	5,321					
		H22.6.2	4,040					
		H22.6.7	5,740					
		H22.6.15	5,095					
		H22.6.23	4,485					
		H22.6.25	5,034					
		H22.7.5	4,728					
		H22.7.5	4,646					
		H22.7.15	9,658					
		H22.7.20	4,819					
		H22.8.1	8,411					
		H22.8.10	4,889					
		H2.8.20	4,959					
		H22.8.24	4,607					
		H22.8.31	4,937					
		H22.9.6	4,628					
		H22.9.13	4,419					
		H22.9.21	4,800					
		H22.10.4	4,548					
		H22.10.15	9,013					
		H22.10.27	8,038					
		H22.11.9	7,369					
		H22.11.18	4,339					
		H22.11.22	3,077					
		H22.11.29	4,336					
		H22.12.13	5,012					
		H22.12.21	4,772					
		H23.1.5	4,077					
		H23.1.5	4,502					
		H23.1.18	9,040					
		H23.1.26	4,164					
		H23.2.7	4,652					
		H23.2.15	5,000					
		H23.3.16	4,470					
	小計		221,089				110,544	110,544
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.4	5,000	甲3の34の63ないし甲3の34の67	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		236,989				126,444	126,444
10 事務費	プリンターインク	H22.10.27	11,280	甲3の34の68	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	5,640	5,640
	費目小計		11,280				5,640	5,640
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費(平成22年4月～平成22年9月)	H22.4.20	78,000	甲3の34の69ないし甲3の34の71	42%	・公明党，別紙3－53参照	52,828	52,828
	共通経費(平成22年10月～平成23年3月)	H22.10.18	78,000					
	共通経費 戻し入れ	H23.4.19	-30,217					
	費目小計		125,783				52,828	52,828
合計			741,433				363,052	257,762

別紙3－35
相手方議員㉟(平戸都紀子)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	新聞購読料	H22.5.11	3,000	甲3の35の1ないし8	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。		
		H22.9.2	3,000					
		H22.7.5	3,000					
		H22.8.3	3,000					
		H22.10.15	3,000					
		H22.11.9	6,000					
		H22.11.30	3,000					
		H23.1.12	3,000					
	費目小計		27,000				27,000	27,000
5 広報費	議会報告書印刷費	H22.4.28	73,500	甲3の35の9ないし12	50%	・議会報告は後援会活動及び選挙活動としての活動も含んでおり，全額政務調査に必要な費用とはいえない。		
		H22.9.24	63,000					
		H22.11.12	63,000					
		H23.1.19	74,550					
	小計		274,050				137,025	137,025
	議会報告書送料	H22.4.28	67,905	甲3の35の13ないし18				
		H22.6.17	55,062					
		H22.8.11	67,905					
		H22.10.15	54,495					
		H22.11.9	67,905					
		H22.12.10	56,007					
	小計		369,279				184,639	184,639
	封筒 印刷費	H22.4.28	31,500	甲3の35の19，20				
		H22.11.12	31,500					
	小計		63,000				31,500	31,500
	費目小計		706,329				353,164	353,164
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.16	50,000	甲3の35の21ないし29	100%	当該事務所は，自宅兼事務所として使用されており，賃料を政務調査費から支出するのは相当でない。		
		H22.5.11	50,000					
		H22.6.7	50,000					
		H22.7.15	50,000					
		H22.8.6	50,000					
		H22.10.15	100,000					
		H22.11.9	50,000					
		H22.12.1	50,000					
		H23.1.12	50,000					
	費目小計		500,000				500,000	500,000
9 交通通信費	タクシー代(チケット)	H22.5.6	2,550	甲3の35の30ないし41	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。		
		H22.6.3	5,350					
		H22.7.5	3,177					
		H22.8.3	7,000					
		H22.9.3	7,800					
		H22.10.4	9,550					
		H22.11.4	9,550					
		H22.12.3	9,300					
		H23.1.4	6,350					
		H23.2.3	11,150					
		H23.3.3	11,150					
		H23.4.4	1,400					
	小計		84,327				84,327	42,163

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
	定期券代	H22.4.16	23,400	甲3の35の42ないし53	100%	・政務調査活動との関連性が認められない。		
		H22.5.11	23,400					
		H22.6.7	23,400					
		H22.7.5	23,400					
		H22.8.3	23,400					
		H22.8.31	23,400					
		H22.10.15	23,400					
		H22.11.9	23,400					
		H22.12.1	23,400					
		H23.1.12	23,400					
		H23.2.3	23,400					
		H23.2.28	23,400					
	小計		280,800				280,800	280,800
	携帯電話通話料	H22.6.11	8,904	甲3の35の54ないし56	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.7.21	8,904					
		H22.8.23	9,532					
	小計		27,340				20,505	13,670
	費目小計		392,467				385,632	336,633
10 事務費	切手代	H22.5.19	8,000	甲3の35の57	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。		
	事務用品(インクトナー代)	H22.5.19	2,520	甲の35の58				
	切手代	H22.7.20	8,000	甲3の35の59				
	事務用品(FAXインク，タックシール)	H22.8.23	5,160	甲3の35の60				
	ゼンリン地図	H22.10.29	79,800	甲3の35の61				
	事務用品(ラベル)	H22.12.27	14,400	甲3の35の62				
	費目小計		117,880				58,940	58,940
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の35の63，64	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000					
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,790,676				1,354,346	1,304,570

別紙3－36
相手方議員㊱(平野だいとし(大寿))

費目	内容	支払日	支出額	証拠		原告らの主張(違法支出の割合を含む。)	請求額	認容額
1 研究研修費	読み方と活用，財政健全化法の理解 講座参加料	H22.8.12	18,900	甲3の36の1			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 参加費	H22.10.12	5,000	甲3の36の2			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 視察コース代	H22.10.12	23,140	甲3の36の3			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 旅費	H22.10.12	45,610	甲3の36の4			0	0
	費目小計		92,650				0	0
2 調査旅費	他都市視察 川越市，那須郡那珂川町，名古屋市(H22.8.16～H22.8.18)	H22.8.13	146,620	甲3の36の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	146,620	0
	他都市視察 鹿児島市，日置市(H22.10.6～H22.10.7)	H22.10.5	51,940	甲3の36の6	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	51,940	0
	他都市視察 福岡市，筑後市(H2210.26～H22.10.27)	H22.11.1	36,080	甲3の36の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	36,080	0
	他都市視察 佐世保市(H22.11.8)	H22.11.4	4,510	甲3の36の8	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	4,510	0
	他都市視察 五島市(H22.11.15)	H22.11.11	13,010	甲3の36の9	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	13,010	0
	他都市視察 雲仙市(H22.11.19)	H22.11.18	4,390	甲3の36の10	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	4,390	0
	他都市視察 福岡県上毛町・春日市，佐世保市(H23.1.19～H23.1.20)	H23.1.18	45,850	甲3の36の11	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	45,850	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
2 調査旅費	他都市視察 東京都練馬区，函館市 (H23.1.26～H23.1.28)	H23.1.24	128,600	甲3の36の12	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	128,600	32,600
	他都市視察 佐世保市 (H23.2.13)	H23.2.1	4,430	甲3の36の13	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	4,430	0
	旅費(H23.1.29)追給代	H23.2.7	19,800	甲3の36の14	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	19,800	0
	費目小計		455,230				455,230	32,600
3 資料作成費	コピー機リース代(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.15 H22.5.6 H22.6.4 H22.7.5 H22.8.4 H22.9.6 H22.10.4 H22.11.4 H22.12.6 H23.1.4 H23.2.4 H23.3.4	11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550 11,550	甲3の36の15ないし甲3の36の26	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	69,300	69,300
	小計		138,600				69,300	69,300
	控え室コピー代(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.28 H22.6.25 H22.7.27 H22.8.27 H22.9.28 H22.10.26 H22.11.26 H22.12.27 H23.1.25 H23.2.24 H23.3.28 H23.4.13	19,726 1,493 364 170 28 407 13,974 52 588 25 636 518	甲3の36の27ないし甲3の36の38	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	18,990	18,990
	小計		37,981				18,990	18,990
	費目小計		176,581				88,290	88,290
4 資料購入費	日経グローカル年間購読料(平成22年～平成23年3月)	H22.5.25	88,530	甲3の36の39			0	0
	書籍代	H22.8.4	2,000	甲3の36の40	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	2,000	2,000
	書籍代	H22.8.13	760	甲3の36の41			0	0
	新聞代(全国農業新聞)(H22.4月分～H23.3月分)	H22.9.1	3,600	甲3の36の42			0	0
		H23.3.4	3,600	甲3の36の43				
	長崎市地図(原爆落下当時のもの)	H22.9.21	525	甲3の36の44			0	0
	書籍代	H22.11.22	735	甲3の36の45	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	735	735
	書籍代	H23.2.7	1,400	甲3の36の46	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	1,400	1,400
	書籍代	H23.2.17	1,785	甲3の36の47	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	1,785	1,785
	費目小計		102,935				5,920	5,920
5 広報費	ホームページ更新料	H23.3.2	21,000	甲3の36の48	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	10,500	10,500
	費目小計		21,000				10,500	10,500
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠		原告らの主張(違法支出の割合を含む。)	請求額	認容額
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	8,469	甲3の36の49ないし甲3の36の73	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	109,126	72,751
		H22.4.28	6,072					
		H22.5.10	6,926					
		H22.5.25	6,646					
		H22.6.4	1,728					
		H22.6.10	2,431					
		H22.6.15	6,480					
		H22.7.13	12,282					
		H22.7.28	6,059					
		H22.8.25	6,199					
		H22.9.9	5,812					
		H22.10.5	6,018					
		H22.10.15	5,816					
		H22.11.9	3,150					
		H22.11.22	5,461					
		H22.12.3	5,873					
		H22.12.21	6,118					
		H23.1.5	3,929					
		H23.1.13	5,272					
		H23.1.21	5,356					
		H23.2.7	5,040					
		H23.2.21	5,740					
		H23.3.8	4,205					
		H23.3.16	7,067					
		H23.3.28	7,353					
	小計		145,502				109,126	72,751
	スマートカード積増	H22.4.16	3,000	甲3の36の74，75	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	9,750	6,500
		H22.7.20	10,000					
	小計		13,000				9,750	6,500
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.4	5,000	甲3の36の76ないし甲3の36の80	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.25	−4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	駐車場代	H22.5.10	200	甲3の36の81	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	4,545	3,030
		H22.5.19	800	甲3の36の82				
		H22.8.1	720	甲3の36の83				
		H22.8.12	1,600	甲3の36の84				
		H22.8.25	700	甲3の36の85				
		H22.9.3	300	甲3の36の86				
		H22.9.21	360	甲3の36の87				
		H22.9.24	200	甲3の36の88				
		H22.9.29	380	甲3の36の89				
		H22.10.5	400	甲3の36の90				
		H22.11.22	200	甲3の36の91				
		H22.12.1	200	甲3の36の92				
	小計		6,060				4,545	3,030
	タクシー代	H22.5.12	800	甲3の36の93ないし甲3の36の100	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	11,300	5,650
		H22.6.10	1,100					
		H22.8.10	1,300					
		H22.9.10	1,400					
		H22.10.12	2,850					
		H22.12.10	2,050					
		H23.1.11	850					
		H23.2.10	950					
	小計		11,300				11,300	5,650

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯通話料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.26	11,532	甲3の36の101ないし甲3の36の112	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	94,431	62,954
		H22.6.28	14,491					
		H22.7.26	16,077					
		H22.8.26	14,384					
		H22.9.27	7,190					
		H22.10.26	8,481					
		H22.11.26	5,814					
		H22.12.27	6,526					
		H23.1.26	7,062					
		H23.2.28	10,002					
		H23.3.28	11,618					
		H23.4.26	12,731					
	小計		125,908				94,431	62,954
	インターネット・ルーター保守代(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.28	4,200	甲3の36の113ないし甲3の36の124	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	25,200	25,200
		H22.6.25	4,200					
		H22.7.27	4,200					
		H22.8.27	4,200					
		H22.9.28	4,200					
		H22.10.26	4,200					
		H22.11.26	4,200					
		H22.12.27	4,200					
		H23.1.25	4,200					
		H23.2.24	4,200					
		H23.3.28	4,200					
		H23.4.13	4,200					
	小計		50,400				25,200	25,200
	費目小計		368,070				270,252	191,985
10 事務費	切手代	H22.4.16	80	甲3の36の125ないし甲3の36の135	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	111,204	111,204
	切手代	H22.4.30	120					
	プリンター，プリンターインク	H22.5.10	23,470					
	コピー用紙	H22.5.27	2,867					
	カートリッジ代	H22.5.28	44,100					
	クリアーホルダー	H22.6.28	549					
	コピー用紙	H22.9.27	2,867					
	ノート代	H22.10.14	9,030					
	プリンターインク，クリアーホルダー，ポストイット，個別フォルダー	H22.10.27	47,897					
	コピーカートリッジ代	H22.11.26	86,100					
	クリアーホルダー，電池，コピー用紙	H23.1.27	5,328					
	費目小計		222,408				111,204	111,204
11 その他	パソコン修理代	H22.9.14	15,000	甲3の36の137	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	7,500	7,500
	HDD修理代	H22.11.18	10,800	甲3の36の136	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	5,400	5,400
	費目小計		25,800				12,900	12,900
12 会派共通経費	共通経費(平成22年4月～平成22年9月)	H22.4.20	78,000	甲3の36の138ないし甲3の36の140	42%	・公明党，別紙3－53参照	52,828	52,828
	共通経費(平成22年10月～平成23年3月)	H22.10.18	78,000					
	共通経費 戻し入れ	H23.4.19	-30,218					
	費目小計		125,782				52,828	52,828
合計			1,590,456				1,007,124	506,227

別紙3－37
相手方議員㊲(深堀浩)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟年会費	H22.7.16	2,000	甲3の37の1	0%		0	0
	長崎県原子力平和利用研究会議会費	H22.5.24	5,000	甲3の37の2	0%		0	0
	費目小計		7,000				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	パソコンリース料	H22.4.30	7,245	甲3の37の3ないし8	50%	・政務調査以外の議員活動のためにも利用されている。		
		H22.5.31	7,245					
		H22.9.2	7,245					
		H22.7.30	7,245					
		H22.8.31	7,245					
		H22.9.30	7,245					
	費目小計		43,470				21,735	21,735
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費	議会報告書印刷費	H22.4.27	80,850	甲3の37の9ないし14	50%	・調査研究活動の広報だけでなく，それ以外の議員活動の広報も含まれている。		
		H22.5.13	47,250					
		H22.9.16	69,300					
		H22.10.25	80,850					
		H23.2.7	192,780					
		H23.3.29	84,000					
	小計		555,030				277,515	277,515
	封筒印刷費	H22.5.13	63,000	甲3の37の15ないし18				
		H22.10.25	56,700					
		H22.10.25	40,950					
		H23.3.2	36,120					
	小計		196,770				98,385	98,385
	議会報告書送料	H22.4.16	22,000	甲3の37の19ないし22				
		H22.8.3	19,995					
		H22.10.15	95,000					
		H23.1.13	58,000					
	小計		194,995				97,497	97,497
	費目小計		946,795				473,397	473,397
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	8,182	甲3の37の23ないし57	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。		
		H22.4.16	2,942					
		H22.5.7	3,432					
		H22.5.7	6,748					
		H22.5.7	5,594					
		H22.5.24	10,697					
		H22.6.15	6,362					
		H22.6.15	12,008					
		H22.7.12	6,032					
		H22.7.12	6,833					
		H22.7.12	6,255					
		H22.8.3	10,752					
		H22.8.3	6,160					
		H22.8.23	16,598					
		H22.8.23	3,162					
		H22.9.14	6,000					
		H22.9.14	4,547					
		H22.9.22	3,504					
		H22.9.22	6,149					
		H22.10.15	2,488					
		H22.10.15	4,488					
		H22.10.15	3,513					
		H22.11.1	6,000					
		H22.11.1	8,676					
		H22.11.1	2,553					
		H22.11.1	2,950					
		H22.11.30	3,758					
		H22.11.30	16,610					
		H23.1.7	15,168					
		H23.1.7	3,511					
		H23.1.7	4,271					
		H23.2.15	10,755					
		H23.3.29	4,276					
		H23.3.29	3,885					
		H23.3.29	5,717					
	小計		230,576				172,932	115,288

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代(チケット)	H22.5.6	26,650	甲3の37の58ないし69	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。		
		H22.6.3	9,250					
		H22.7.5	9,377					
		H22.8.3	11,200					
		H22.9.3	14,450					
		H22.10.4	13,600					
		H22.11.4	13,850					
		H22.12.3	12,250					
		H23.1.4	6,350					
		H23.2.3	10,200					
		H23.3.3	8,250					
		H23.4.4	4,200					
	小計		139,627				139,627	69,813
	タクシー代	H22.5.7	2,000	甲3の37の70	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	1,500	1,000
	駐車料金	H22.4.16	370	甲3の37の71ないし108	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.5.7	300					
		H22.5.24	250					
		H22.5.24	500					
		H22.5.24	300					
		H22.5.24	200					
		H22.5.24	200					
		H22.5.24	300					
		H22.6.15	250					
		H22.8.3	200					
		H22.8.3	300					
		H22.8.3	500					
		H22.8.3	480					
		H22.8.23	900					
		H22.8.23	500					
		H22.8.23	200					
		H22.8.23	370					
		H22.9.14	600					
		H22.9.14	400					
		H22.9.22	300					
		H22.9.22	200					
		H22.10.15	290					
		H22.11.1	200					
		H22.11.1	220					
		H22.11.30	300					
		H22.11.30	200					
		H22.11.30	800					
		H22.11.30	500					
		H22.11.30	300					
		H22.11.30	300					
		H23.1.7	250					
		H23.1.7	260					
		H23.1.7	200					
		H23.1.7	300					
		H23.1.7	200					
		H23.1.7	600					
		H23.2.15	200					
		H23.2.15	300					
	小計		13,040				9,780	6,520
	携帯電話通話料	H22.5.25	13,043	甲3の37の109ないし120	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.6.25	7,990					
		H22.7.26	11,976					
		H22.8.25	13,558					
		H22.9.27	7,929					
		H22.10.25	9,340					
		H22.11.25	11,701					
		H22.12.27	9,927					
		H23.1.25	10,195					
		H23.2.25	8,775					
		H23.3.25	8,774					
		H23.4.26	8,774					
	小計		121,982				91,486	60,991

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	スマートカード	H22.8.26	10,000	甲3の37の121	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	7,500	5,000
	バイパス代	H22.5.7	1,070	甲3の37の122	75%			
		H22.6.15	460	甲3の37の123				
	小計		1,530				1,147	765
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の37の124ないし128	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。		
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		534,655				439,872	275,277
10 事務費	はがき代	H22.5.7	6,000	甲3の37の129ないし136	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。		
	事務用品代(インク)	H22.5.24	3,800					
	はがき代	H22.6.8	10,000					
	切手・はがき代	H22.7.12	31,000					
	切手代	H22.8.26	12,000					
	事務用品代(インク)	H22.9.14	4,278					
	事務用品(FAX用紙)	H22.9.22	2,480					
	事務用品代(インク)	H23.3.29	3980					
	費目小計		73,538				36,769	36,769
11 その他								
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の37の137	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の37の138				
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,652,458				1,001,383	836,011

別紙3－38
相手方議員㊳(深堀義昭)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	行政視察 千葉県 (H22.9.24～9.27)	H22.9.24	140,320	甲3の38の1	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	140,320	7,800
	行政視察 佐世保市 (H23.1.23～1.24)	H23.1.19	23,600	甲3の38の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	23,600	0
	費目小計		163,920				163,920	7,800
3 資料作成費	写真印刷代	H22.9.29	2,916	甲3の38の3	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	2,916	0
	費目小計		2,916				2,916	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費	市政報告書切手代	H23.2.8	650,000	甲3の38の4	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。 なお，支払伝票「摘要欄」には，「1,274,845円の郵送代の内，65万円のみ政務調査費から支出した」旨記載があり，自ら2分の1の按分をしているかのように見えるが，65万円分の切手を購入した上で，合計62万4,845円の郵送代を切手で支払っていることから，郵送代の2分の1を自ら按分したものとはいえない。	325,000	325,000
	市政報告書印刷	H23.3.22	210,000	甲3の38の5	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	105,000	105,000
	費目小計		860,000				430,000	430,000
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.19	8,845	甲3の38の6ないし甲3の38の22	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	103,562	69,041
		H22.4.30	8,552					
		H22.5.20	9,003					
		H22.6.4	9,638					
		H22.7.12	8,821					
		H22.7.28	6,174					
		H22.8.10	8,526					
		H22.9.6	9,153					
		H22.9.21	9,010					
		H22.10.4	7,866					
		H22.10.12	7,436					
		H22.11.8	8,866					
		H22.11.24	8,990					
		H22.12.20	6,511					
		H22.12.28	7,106					
		H23.1.5	7,395					
		H23.1.17	6,191					
	小計		138,083				103,562	69,041

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.12	34,100	甲3の38の23ないし甲3の38の34	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	373,260	186,630
		H22.6.10	41,900					
		H22.7.12	28,300					
		H22.8.10	32,150					
		H22.9.10	25,000					
		H22.10.12	22,500					
		H22.11.10	25,060					
		H22.12.10	34,000					
		H23.1.11	28,850					
		H23.2.10	29,600					
		H23.3.10	29,650					
		H23.4.11	42,150					
	小計		373,260				373,260	186,630
	携帯電話利用料	H22.5.31	4,982	甲3の38の35ないし甲3の38の46	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	74,490	49,660
		H22.6.30	4,041					
		H22.8.2	10,399					
		H22.8.31	10,200					
		H22.9.30	9,885					
		H22.11.1	8,309					
		H22.11.30	10,335					
		H23.1.4	6,616					
		H23.1.31	8,546					
		H23.2.28	6,454					
		H23.3.31	9,205					
		H23.4.28	10,349					
	小計		99,321				74,490	49,660
	費目小計		610,664				551,312	305,331
10 事務費	デジタルカメラ・メモリーカード	H22.6.25	27,790	甲3の38の47ないし甲3の38の56	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	38,375	38,375
	メモリーカード・カメラストラップ	H22.6.25	2,760					
	往復はがき	H22.12.14	5,600					
	インクジェットプリンタラベル	H23.2.18	29,820					
	切手代	H23.2.22	240					
	切手代	H23.2.23	900					
	切手代	H23.2.25	480					
	封筒代	H23.3.25	800					
	速達代	H23.3.25	760					
	切手代	H23.3.25	7,600					
	費目小計		76,750				38,375	38,375
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の38の57ないし甲3の38の59		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算戻入	H23.4.28	−8,229					
	費目小計		75,771				46,341	45,906
合計			1,790,021				1,232,864	827,412

別紙3－39
相手方議員㊴(福島満徳)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費								
2 調査旅費	視察旅費	H23.1.20	136,980	甲3の39の1		・宿泊費が2重に計上されている。	49,500	49,300
	費目小計		136,980				49,500	49,300
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.29	7,600	甲3の39の2ないし11	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	52,785	35,190
		H22.6.3	7,200					
		H22.7.21	7,100					
		H22.8.17	7,100					
		H22.10.6	6,500					
		H22.11.9	6,780					
		H22.12.22	7,200					
		H23.1.24	7,700					
		H23.2.21	7,300					
		H23.3.31	5,900					
	小計		70,380					
	タクシー代	H22.5.10	5,700	甲3の39の12ないし23	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	317,100	158,550
		H22.6.10	11,700					
		H22.7.12	34,900					
		H22.8.10	29,850					
		H22.9.10	28,650					
		H22.10.12	57,850					
		H22.11.10	13,700					
		H22.12.10	20,500					
		H23.1.11	53,450					
		H23.2.10	22,200					
		H23.3.10	19,600					
		H23.4.11	19,000					
	小計		317,100					
	スマートカード積増代	H22.5.8	10,000	甲3の39の24ないし26	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	22,500	15,000
		H22.10.13	10,000					
		H22.10.13	10,000					
	小計		30,000					
	携帯電話使用料	H22.5.31	3,032	甲3の39の27ないし38	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	36,032	24,021
		H22.6.30	4,383					
		H22.8.2	3,868					
		H22.8.31	5,142					
		H22.9.30	7,090					
		H22.11.1	3,000					
		H22.11.30	3,586					
		H23.1.4	3,835					
		H23.1.31	2,979					
		H23.2.28	3,820					
		H23.3.31	2,989					
		H23.4.27	4,318					
	小計		48,042					
	費目小計		465,522				428,417	232,761
10 事務費	アルバム代	H23.3.2	9,450	甲3の39の39	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	4,725	4,725
	費目小計		9,450				4,725	4,725
11 その他			0				0	0
合計			611,952				482,642	286,786

別紙3－40
相手方議員㊵(毎熊政直)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟22年度会費	H22.7.12	2,000	甲3の40の1			0	0
	費目小計		2,000				0	0
2 調査旅費	他都市視察費	H23.1.7	87,900	甲3の40の2		・宿泊費が2重に計上されている。	33,000	33,000
	費目小計		87,900				33,000	33,000
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	農業新聞	H22.9.2	3,600	甲3の40の3，4			0	0
		H23.3.7	3,600					
	小計		7,200					
	長崎政治経済新聞	H22.11.12	10,000	甲3の40の5，6			0	0
		H23.3.2	24,000					
	小計		34,000					
	費目小計		41,200				0	0
5 広報費	議会報告書作成費	H23.1.31	135,000	甲3の40の7	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	67,500	67,500
	費目小計		135,000				67,500	67,500
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.10	56,900	甲3の40の20ないし31	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	1,058,095	529,047
		H22.6.10	99,940					
		H22.7.12	126,480					
		H22.8.10	40,375					
		H22.9.10	59,700					
		H22.10.12	99,750					
		H22.11.10	52,700					
		H22.12.10	99,550					
		H23.1.11	126,450					
		H23.2.10	84,500					
		H23.3.10	103,000					
		H23.4.11	108,750					
	小計		1,058,095					
	携帯電話使用料	H22.5.31	8,552	甲3の40の8ないし19	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	82,973	55,315
		H22.6.30	8,701					
		H22.8.2	8,669					
		H22.8.31	11,892					
		H22.9.30	8,596					
		H22.11.1	8,596					
		H22.11.30	8,596					
		H23.1.4	12,648					
		H23.1.31	8,596					
		H23.2.28	8,596					
		H23.3.31	8,594					
		H23.5.2	8,594					
	小計		110,630					
	費目小計		1,168,725				1,141,068	584,362
10 事務費	パソコン 複合機	H22.5.8	153,090	甲3の40の32	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	76,545	76,545
	費目小計		153,090				76,545	76,545
11 会費共通経費	会派共通経費 平成22年度前期分	H22.4.15	60,000	甲3の40の33ないし35		明政・自由クラブ，別紙3－55参照 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで所属	37,252	34,673
	会派共通経費 平成22年度後期分	H22.10.15	60,000					
	会派共通経費 戻入	H23.4.28	-64,704					
	費目小計		55,296				37,252	34,673
合計			1,643,211				1,355,365	796,080

別紙3－41
相手方議員㊶(前田哲也)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	公共経営セミナー地方議員のための「政策力アップ講座」第3回	H22.8.2	15,525	甲3の41の1ないし4			0	0
	公共経営セミナー地方議員のための「政策力アップ講座」第3回旅費	H22.8.2	61,940				0	0
	セミナー地方議員のための地方財政の課題と制度改革への対応	H22.8.12	18,900				0	0
	セミナー地方議員のための地方財政の課題と制度改革への対応 旅費	H22.8.12	15,180				0	0
	費目小計		111,545				0	0
2 調査旅費	行政視察 福岡市(5/19)	H22.5.17	15,180	甲3の41の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	15,180	0
	費目小計		15,180				15,180	0
3 資料作成費	コピー機リース	H22.4.15	4,672	甲3の41の6ないし8	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	2,336	2,336
	写真印刷代	H22.9.29	2,916		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	2,916	0
	コピー機リース	H22.10.20	6,541		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,270	3,270
	費目小計		14,129				8,522	5,606
4 資料購入費	書籍購入	H22.4.15	1,533	甲3の41の9ないし24			0	0
		H22.5.11	777				0	0
		H22.5.21	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.6.22	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.7.22	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.8.20	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.9.22	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.10.21	1,970			・「リベラルタイム10月号」は，調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.11.19	830				0	0
		H22.11.19	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H22.11.29	880		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	880	880
		H22.12.20	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H23.1.20	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
4 資料購入費	書籍購入	H23.2.21	500	甲3の41の9ないし24	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H23.3.18	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
		H23.3.23	500		100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	500	0
	費目小計		11,490				6,880	880
5 広報費	ブログ設置・市民意識調査システム費	H22.5.11	357,525	甲3の41の25	50%	・政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	178,762	178,762
	市政報告会 会場費	H22.12.1	19,600	甲3の41の26	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	9,800	9,800
	市政報告会 附属設備使用料	H22.12.1	18,640	甲3の41の27	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	9,320	9,320
	費目小計		395,765				197,882	197,882
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.15	5,000	甲3の41の28ないし56	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	93,948	62,632
		H22.5.11	3,000					
		H22.5.11	2,979					
		H22.5.11	3,662					
		H22.5.24	5,000					
		H22.6.16	5,000					
		H22.7.13	5,000					
		H22.7.13	4,963					
		H22.7.29	3,000					
		H22.9.6	2,000					
		H22.9.6	978					
		H22.9.6	4,889					
		H22.9.13	3,000					
		H22.9.13	4,748					
		H22.10.15	7,000					
		H22.10.15	9,031					
		H22.10.15	2,000					
		H22.11.8	2,000					
		H22.11.19	6,201					
		H22.11.26	5,086					
		H22.12.20	4,890					
		H23.1.28	1,566					
		H23.2.2	4,998					
		H23.2.2	3,060					
		H23.2.9	5,000					
		H23.2.14	2,780					
		H23.2.22	2,783					
		H23.3.16	6,650					
		H23.3.16	9,000					
	小計		125,264				93,948	62,632
	駐車場代	H22.4.15	400	甲3の41の57ないし72	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	21,742	14,495
		H22.5.11	900					
		H22.5.24	1,110					
		H22.6.16	3,800					
		H22.7.13	1,120					
		H22.7.29	1,320					
		H22.9.6	4,230					
		H22.10.15	2,500					
		H22.11.8	4,060					
		H22.11.19	1,220					
		H22.11.26	1,970					
		H22.12.20	400					
		H23.1.28	2,090					
		H23.2.9	2,680					
		H23.2.14	390					
		H23.3.16	800					
	小計		28,990				21,742	14,495

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の41の73ないし77	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.22	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	タクシー代	H22.5.12	19,800	甲3の41の78ないし89	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	338,380	169,190
		H22.6.10	23,200					
		H22.7.12	35,450					
		H22.8.10	33,050					
		H22.9.10	25,050					
		H22.10.15	20,900					
		H22.11.10	38,450					
		H22.12.10	23,050					
		H23.1.11	29,480					
		H23.2.10	30,300					
		H23.3.10	34,050					
		H23.4.10	25,600					
	小計		338,380				338,380	169,190
	携帯電話使用料	H22.5.31	23,270	甲3の41の90ないし101	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	255,112	170,075
		H22.6.30	23,701					
		H22.8.2	29,856					
		H22.8.31	28,805					
		H22.9.30	21,389					
		H22.11.1	18,073					
		H22.11.30	23,239					
		H23.1.4	38,609					
		H23.1.31	22,531					
		H23.2.28	36,959					
		H23.3.31	35,003					
		H23.4.28	38,715					
	小計		340,150				255,112	170,075
	長崎バイパス通行料	H23.2.9	200	甲3の41の102	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	150	100
	費目小計		848,884				725,232	432,392

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	キャノンインク代	H22.9.6	3,980	甲3の41の103ないし118	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから、同活動のためにも利用されている。	37,468	37,468
	はがき	H22.9.7	12,500					
	コピー拡大	H22.9.13	630					
	速達	H22.9.27	510					
	はがき 200枚	H22.11.1	10,000					
	はがき 50枚	H22.11.1	2,500					
	コピー用紙代	H22.11.26	338					
	封筒代	H22.11.29	2,916					
	切手	H22.12.3	420					
	クリアホルダー	H23.1.27	1,641					
	印刷用紙・封筒	H23.1.28	4,932					
	FAX用紙・エプソンインク	H23.1.28	5,500					
	封筒代	H23.2.9	2,310					
	キャノンインク	H23.2.9	4,290					
	はがき 150枚	H23.2.22	7,500					
	クリアホルダー	H23.3.4	14,970					
	費目小計		74,937				37,468	37,468
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の41の119ないし121		・自由民主党、別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算 戻入	H23.4.28	-8,271					
	費目小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,547,659				1,037,505	720,134

別紙3－42
相手方議員㊷(牧山隆)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第52回自治体学校	H22.5.31	15,525	甲3の42の1，2			0	0
		H22.8.17	85,080					
	費目小計		100,605				0	0
2 調査旅費	視察旅費	H22.8.31	146,530	甲3の42の3	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	146,530	0
	費目小計		146,530				146,530	0
3 資料作成費								
4 資料購入費	書籍代	H22.6.23	1,600	甲3の42の4ないし9	0%		0	0
		H22.7.31	3,500					
		H22.8.1	1,680					
		H22.9.2	1,800					
		H22.10.22	3,100					
		H23.3.10	1,000					
	費目小計		12,680				0	0
5 広報費								
6 広聴費								
7 人件費								
8 事務所費								
9 交通通信費								
10 事務費								
11 その他								
12 会派共通経費			444,014		24%	日本共産党，別紙3－56参照	104,278	104,278
	費目小計		444,014				104,278	104,278
合計			703,829				250,808	104,278

別紙3－43
相手方議員㊸(宮崎高舟)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	沖縄視察(H22.5.18～5.20)	H22.5.12	101,060	甲3の43の1	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	101,060	15,100
	福州市友好都市提携30周年記念訪問(H22.8.23～8.27)	H22.8.18	125,500	甲3の43の2	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	125,500	0
	費目小計		226,560				226,560	15,100
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	公明新聞(H22.4月分～H22.11月分)	H22.4.26	1,835	甲3の43の3ないし甲3の43の10			0	0
		H22.5.21	1,835					
		H22.6.25	1,835					
		H22.7.26	1,835					
		H22.8.26	1,835					
		H22.9.22	1,835					
		H22.10.21	1,835					
		H2.11.19	1,835					
	しんぶん赤旗(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.26	800	甲3の43の11ないし甲3の43の22			0	0
		H22.5.21	800					
		H22.6.28	800					
		H22.7.30	800					
		H22.8.31	800					
		H22.9.22	800					
		H22.10.21	800					
		H22.11.19	800					
		H22.12.27	800					
		H23.1.20	800					
		H23.2.21	800					
		H23.3.18	800					
	費目小計		24,280				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所電話代(H22.5月分～10月，12月分)	H22.6.4	3,745	甲3の43の23ないし甲3の43の29	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	28,162	28,162
		H22.7.8	9,631					
		H22.9.3	5,264					
		H22.10.27	7,809					
		H22.10.27	3,913					
		H22.11.5	9,635					
		H23.1.7	16,328					
	小計		56,325				28,162	28,162
	事務所ファックス代(H22.5月分～10月，12月分)	H22.6.4	5,902	甲3の43の30ないし甲3の43の36	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	20,719	20,719
		H22.7.8	6,019					
		H22.9.3	5,902					
		H22.10.27	5,910					
		H22.10.27	5,902					
		H22.11.5	5,902					
		H23.1.7	5,902					
	小計		41,439				20,719	20,719
	カウント料(H22.5月分～10月分)	H22.6.4	2,520	甲3の43の37ないし甲3の43の41	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	6,300	6,300
		H22.8.10	2,520					
		H22.9.13	2,520					
		H22.10.27	2,520					
		H22.11.5	2,520					
	小計		12,600				6,300	6,300

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費	事務所電気料(H22.5月分～10月分)	H22.6.4	5,785	甲3の43の42ないし甲3の43の47	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	17,236	17,236
		H22.7.8	5,898					
		H22.7.28	5,364					
		H22.9.3	6,005					
		H22.10.27	5,596					
		H22.10.27	5,825					
	小計		34,473				17,236	17,236
	インターネット利用料(H22.5月，7月，9月分)	H22.6.4	1,680	甲3の43の48ないし甲3の43の50	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	4,113	4,113
		H22.8.10	3,291					
		H22.10.27	3,255					
	小計		8,226				4,113	4,113
	事務所上下水道料(H22.6月，7月，9月分)	H22.8.10	1,895	甲3の43の51ないし甲3の43の53	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	2,842	2,842
		H22.9.13	1,895					
		H22.10.27	1,895					
	小計		5,685				2,842	2,842
	費目小計		158,748				79,372	79,372
9 交通通信費	ガソリン代	H22.6.4	15,636	甲3の43の54ないし甲3の43の61	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	84,153	56,102
		H22.6.4	16,063					
		H22.7.8	15,775					
		H22.8.17	16,134					
		H22.9.13	12,538					
		H22.11.5	9,928					
		H22.11.17	15,551					
		H23.1.7	10,579					
	小計		112,204				84,153	56,102
	タクシー代	H22.5.12	31,800	甲3の43の62ないし甲3の43の72	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	593,350	296,675
		H22.6.10	60,650					
		H22.7.12	61,450					
		H22.8.10	76,300					
		H22.9.10	73,450					
		H22.10.15	59,150					
		H22.11.10	44,400					
		H22.12.10	67,200					
		H23.1.11	35,200					
		H23.2.10	63,150					
		H23.3.10	20,600					
	小計		593,350				593,350	296,675
	携帯電話利用料	H22.5.31	50,697	甲3の43の73ないし甲3の43の84	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	294,093	196,062
		H22.6.30	23,425					
		H22.8.2	25,643					
		H22.8.31	58,925					
		H22.10.15	84,010					
		H22.11.1	25,380					
		H22.11.30	20,501					
		H23.1.4	20,291					
		H23.1.31	20,788					
		H23.2.28	20,788					
		H23.3.31	20,786					
		H23.4.28	20,891					
	小計		392,125				294,093	196,062
	費目小計		1,097,679				971,596	548,839
10 事務費			0				0	0
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の43の85ないし甲3の43の87		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算戻入	H23.4.28	-8,271					
	費目小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,582,996				1,323,869	689,217

別紙3－44
相手方議員㊵(向山宗子)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 参加費	H22.10.12	5,000	甲3の44の1			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 視察コース代	H22.10.12	23,140	甲3の44の2			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 旅費	H22.10.12	45,610	甲3の44の3			0	0
	費目小計		73,750				0	0
2 調査旅費	他都市視察 中華人民共和国 福州市，上海市	H22.8.20	136,500	甲3の44の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	136,500	0
	他都市視察 鹿児島市，日置市(H22.10.6～H22.10.7)	H22.10.5	51,940	甲3の44の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	51,940	0
	他都市視察 那覇(H22.10.16～H22.10.17)	H22.10.20	72,960	甲3の44の6	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	69,660	0
	他都市視察 那覇(H22.10.16～H22.10.17)戻し入れ	H23.4.28	-3,300					
	他都市視察 愛知県尾張旭市，山梨県中央市(H22.10.26～10.27)	H22.10.25	108,790	甲3の44の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	108,790	0
	他都市視察 佐賀県杵島郡白石町(H22.11.16)	H22.11.11	6,500	甲3の44の8	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	6,500	0
	費目小計		373,390				373,390	0
3 資料作成費	控室 コピー代(H22.4月分～H23年1月分，3月分)	H22.5.28	2,527	甲3の44の9ないし甲3の44の19	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	8,988	8,988
		H22.6.25	1,570					
		H22.7.27	844					
		H22.8.27	1,891					
		H22.9.28	821					
		H22.10.26	835					
		H22.11.26	2,539					
		H22.12.27	2,476					
		H23.1.25	1,987					
		H23.2.24	1,170					
		H23.4.13	1,316					
	小計		17,976				8,988	8,988
	費目小計		17,976				8,988	8,988

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
4 資料購入費	新聞代(全国農業新聞)(H22.4月分～H23.3月分)	H22.9.1	3,600	甲3の44の20，21			0	0
		H23.3.4	3,600					
	書籍代	H22.10.15	1,680	甲3の44の22			0	0
	書籍，ビデオ，ニューレター年間購読料	H22.10.18	5,160	甲3の44の23			0	0
	費目小計		14,040				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.30	5,358	甲3の44の24ないし甲3の44の43	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	76,616	51,077
		H22.5.19	5,283					
		H22.6.7	5,472					
		H22.6.16	5,256					
		H22.7.9	5,112					
		H22.7.15	4,216					
		H22.7.28	4,926					
		H22.8.12	4,826					
		H22.8.18	5,526					
		H22.9.9	5,187					
		H22.9.29	5,054					
		H22.10.15	5,154					
		H22.11.5	4,817					
		H22.11.29	5,280					
		H22.12.8	4,885					
		H22.12.27	5,440					
		H23.1.7	5,509					
		H23.2.7	5,248					
		H23.2.15	5,190					
		H23.2.28	4,416					
	小計		102,155				76,616	51,077
	タクシー代	H22.5.12	1,250	甲3の44の44ないし甲3の44の49	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	22,100	11,050
		H22.8.10	3,500					
		H22.9.10	8,450					
		H22.10.12	3,650					
		H22.11.10	1,800					
		H22.12.10	3,450					
	小計		22,100				22,100	11,050
	駐車代	H22.11.16	600	甲3の44の50	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	450	300
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.4	5,000	甲3の44の51ないし甲3の44の55	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	携帯電話利用料	H22.5.31	9,433	甲3の44の56ないし甲3の44の67	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	85,629	57,086
		H22.6.30	9,507					
		H22.8.2	9,528					
		H22.8.31	9,696					
		H22.9.30	9,979					
		H22.11.1	9,769					
		H22.11.30	9,664					
		H23.1.4	9,454					
		H23.1.31	9,244					
		H23.2.28	9,244					
		H23.3.31	9,243					
		H23.4.28	9,411					
	小計		114,172				85,629	57,086

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	インターネット接続料(H22.4月分～H23.1月分)	H22.6.1	6,846	甲3の44の68ないし甲3の44の77	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	34,230	34,230
		H22.7.9	6,846					
		H22.7.30	6,846					
		H22.9.2	6,846					
		H22.9.29	6,846					
		H22.10.29	6,846					
		H22.12.1	6,846					
		H23.1.7	6,846					
		H23.2.1	6,846					
		H23.2.28	6,846					
	小計		68,460				34,230	34,230
	費目小計		323,387				234,925	169,643
10 事務費	封筒各サイズ	H22.5.12	9,140	甲3の44の78	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	4,570	4,570
	費目小計		9,140				4,570	4,570
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費(平成22年4月～平成22年9月)	H22.4.20	78,000	甲3の44の79ないし甲3の44の81	42%	・公明党，別紙3－53参照	52,828	52,828
	共通経費(平成22年10月～平成23年3月)	H22.10.18	78,000					
	共通経費 戻し入れ	H23.4.19	-30,217					
	費目小計		125,783				52,828	52,828
合計			937,466				674,701	236,029

別紙3－45
相手方議員⑮(村田生男)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 参加費	H22.10.12	5,000	甲3の45の1			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 視察コース代	H22.10.12	23,140	甲3の45の2			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 旅費	H22.10.12	45,610	甲3の45の3			0	0
	費目小計		73,750				0	0
2 調査旅費	他都市視察 三島市，稲城市(H22.8.3～H22.8.5)	H22.8.2	130,330	甲3の45の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	130,330	0
	他都市視察 大牟田市(H22.8.25～H22.8.26)	H22.8.23	51,750	甲3の45の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	51,750	0
	他都市視察 鹿児島市，日置市(H22.10.6～H22.10.7)	H22.10.5	51,940	甲3の45の6	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	51,940	0
	他都市視察 岡山県美咲市，福岡県福岡市(H22.10.14～10.15)	H22.10.18	67,600	甲3の45の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	67,600	0
	他都市視察 名古屋市，京都市(H22.12.15～H22.12.17)	H22.12.13	116,880	甲3の45の8	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	116,880	0
	他都市視察 松山市，壱岐市(H23.1.11～H23.1.13)	H23.1.7	82,130	甲3の45の9	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	82,130	82,130
	他都市視察 神奈川県，東京都道路整備保全公社，札幌市，富良野市(H23.1.31～H23.2.2)	H23.1.27	127,810	甲3の45の10	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。	127,810	127,810
	費目小計		628,440				628,440	209,940

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
3 資料作成費	控室 コピー代(H22.4月分～H23年3月分)	H22.5.28	1,003	甲3の45の11ないしこう3の45の22	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから、同活動のためにも利用されている。	4,257	4,257
		H22.6.25	904					
		H22.7.27	10					
		H22.8.27	221					
		H22.9.28	1,031					
		H22.10.26	2,473					
		H22.11.26	1,848					
		H22.12.27	186					
		H23.1.25	88					
		H23.2.24	448					
		H23.3.28	57					
		H23.4.13	246					
	費目小計		8,515				4,257	4,257
4 資料購入費	全国農業新聞購読料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.9.1	3,600	甲3の45の23, 24			0	0
		H23.3.4	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	広報紙 印刷代	H22.9.27	51,450	甲3の45の25	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	25,725	25,725
	費目小計		51,450				25,725	25,725
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.16	8,351	甲3の45の26ないし甲3の45の73	75%	・具体的な目的が不明であり、私的活動、政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	173,766	115,844
		H22.4.28	8,525					
		H22.5.7	4,657					
		H22.5.17	7,442					
		H22.5.28	4,189					
		H22.6.1	3,797					
		H22.6.7	3,892					
		H22.6.14	4,587					
		H22.6.18	4,952					
		H22.6.25	3,836					
		H22.7.5	3,448					
		H22.7.13	8,184					
		H22.7.20	3,687					
		H22.7.28	4,782					
		H22.8.10	4,422					
		H22.8.10	7,388					
		H22.8.18	3,960					
		H22.8.18	4,666					
		H22.8.24	3,460					
		H22.9.1	3,788					
		H22.9.6	3,510					
		H22.9.13	3,440					
		H22.9.17	4,350					
		H22.9.22	3,631					
		H22.9.27	3,380					
		H22.10.4	2,879					
		H22.10.18	10,724					
		H22.10.26	3,090					
		H22.11.1	3,960					
		H22.11.5	3,960					
		H22.11.9	3,200					
		H22.11.22	3,225					
		H22.11.29	5,280					
		H22.12.3	2,744					
		H22.12.8	3,510					
		H22.12.15	4,051					
		H22.12.21	3,639					
		H22.12.28	4,150					
		H23.1.18	4,230					
		H23.1.18	7,896					
		H23.2.4	7,964					
		H23.2.15	7,947					
		H23.2.24	8,198					
		H23.2.28	3,298					
		H23.3.10	3,996					
		H23.3.23	3,851					
		H23.3.30	4,366					
		H23.4.6	5,206					
	小計		231,688				173,766	115,844
	タクシー代(チケット利用)	H22.5.12	650	甲3の45の74, 甲3の45の76	100%	・個々の利用の日時、金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず、政務調査との関連性が認められない。	4,200	2,100
		H22.10.12	3,550					
	小計		4,200				4,200	2,100
	タクシー代(一般利用)	H22.8.18	500	甲3の45の75	75%	・具体的な目的が不明であり、私的活動、政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	375	250

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	駐車代	H22.5.7	700	甲3の45の77ないし甲3の45の79	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	1,350	900
		H22.7.13	600					
		H23.3.23	500					
	小計		1,800				1,350	900
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.4	5,000	甲3の45の80ないし甲3の45の84	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.25	4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	携帯電話利用料	H22.5.31	7,495	甲3の45の85ないし甲3の45の96	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	85,138	56,759
		H22.6.30	8,173					
		H22.8.2	9,138					
		H22.8.31	10,827					
		H22.9.30	9,655					
		H22.11.1	8,728					
		H22.11.30	6,049					
		H23.1.4	9,022					
		H23.1.31	12,542					
		H23.2.28	10,844					
		H23.3.31	9,959					
		H23.4.13	11,086					
	小計		113,518				85,138	56,759
	スマートカード積増	H22.5.7	10,000	甲3の45の97ないし甲3の45の104	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	56,250	37,500
		H22.7.20	10,000					
		H22.8.10	5,000					
		H22.9.3	10,000					
		H22.10.18	10,000					
		H22.12.8	10,000					
		H23.1.26	10,000					
		H23.3.10	10,000					
	小計		75,000				56,250	37,500
	費目小計		442,606				336,979	229,253
10 事務費	パソコン代，マイクロソフト2010アップグレード代	H22.7.13	113,630	甲3の45の105ないし甲3の45の108	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	73,966	73,966
	プリンターインク	H22.10.4	13,440					
	携帯電話本体	H22.12.15	11,403					
	プリンターインク	H23.1.26	9,460					
	費目小計		147,933				73,966	73,966
11 その他	パソコン修理代	H22.5.25	53,928	甲3の45の109	50%	・使用した目的等が一切不明であり，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	26,964	26,964
	費目小計		53,928				26,964	26,964
12 会派共通経費	共通経費(平成22年4月～平成22年9月)	H22.4.20	78,000	甲3の45の110ないし甲3の45の112		・公明党，別紙3－53参照	52,828	52,828
	共通経費(平成22年10月～平成23年3月)	H22.10.18	78,000					
	共通経費 戻し入れ	H23.4.19	-30,218					
	費目小計		125,782				52,828	52,828
合計			1,539,604				1,149,159	622,933

別紙3－46
相手方議員㊻(森幸雄)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 参加費	H22.10.12	5,000	甲3の46の1			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 視察コース代	H22.10.12	23,140	甲3の46の2			0	0
	第5回全国市議会議長会研修フォーラムin大分 旅費	H22.10.12	45,610	甲3の46の3			0	0
	費目小計		73,750				0	0
2 調査旅費	他都市視察 鹿児島市，日置市(H22.10.6～H22.10.7)	H22.10.5	51,940	甲3の46の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	51,940	0
	他都市視察 福岡市，国東市(H22.11.4～H22.11.5)	H22.11.1	47,510	甲3の46の5	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	47,510	0
	他都市視察 五島市(H23.1.25)	H23.1.18	13,010	甲3の46の6	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	13,010	0
	他都市視察 神奈川県，東京都道路整備保全公社，札幌市，富良野市(H23.1.31～H23.2.2)	H23.1.27	126,210	甲3の46の7	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	126,210	30,850
	費目小計		238,670				238,670	30,850
3 資料作成費	コピー機リース代(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.15	12,600	甲3の46の8ないし甲3の46の23	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	75,600	75,600
		H22.5.6	12,600					
		H22.6.4	12,600					
		H22.7.5	12,600					
		H22.8.4	12,600					
		H22.9.6	12,600					
		H22.10.4	12,600					
		H22.11.4	12,600					
		H22.12.6	12,600					
		H23.1.4	12,600					
		H23.2.4	12,600					
		H23.3.4	12,600					
	小計		151,200				75,600	75,600
	控室 コピー代(H22.4月分～H23年3月分)	H22.5.28	2,903	甲3の46の24ないし甲3の46の31	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	27,777	27,777
		H22.6.25	29,689					
		H22.7.27	2,945					
		H22.8.27	2,327					
		H22.9.28	1,861					
		H22.10.26	1,174					
		H22.11.26	2,666					
		H22.12.27	4,529					
		H23.1.25	2,226					
		H23.2.24	2,083					
		H23.3.28	1,455					
		H23.4.13	1,697					
	小計		55,555				27,777	27,777
	費目小計		206,755				103,377	103,377

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
4 資料購入費	全国農業新聞購読料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.9.1	3,600	甲3の46の32，33			0	0
		H23.3.4	3,600					
	小計		7,200				0	0
	軍艦島DVD	H22.12.15	3,500	甲3の46の34	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	3,500	3,500
	費目小計		10,700				3,500	3,500
5 広報費	はがき代	H22.7.21	5,000	甲3の46の35ないし甲3の46の37	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	7,500	7,500
		H22.9.2	5,000					
		H22.10.15	5,000					
	小計		15,000				7,500	7,500
	切手代	H22.12.15	8,000	甲3の46の38，39	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	8,000	8,000
		H23.3.23	8,000					
	小計		16,000				8,000	8,000
	費目小計		31,000				15,500	15,500
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.5.11	16,078	甲3の46の40ないし甲3の46の51	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	156,325	104,217
		H22.6.7	8,505					
		H22.7.2	24,345					
		H22.8.1	29,033					
		H22.9.6	27,713					
		H22.9.24	15,774					
		H22.10.29	15,593					
		H22.12.2	12,998					
		H22.12.28	11,624					
		H23.2.4	14,883					
		H23.3.2	19,025					
		H23.4.4	12,863					
	小計		208,434				156,325	104,217
	タクシー代	H22.5.12	1,500	甲3の46の52ないし甲3の46の55	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	13,350	6,675
		H22.8.10	1,450					
		H22.9.10	3,250					
		H22.10.12	7,150					
	小計		13,350				13,350	6,675
	駐車代	H22.10.25	590	甲3の46の56ないし甲3の46の64	75%	・駐車目的が，駐車場所周辺調査とあるのみで，具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	3,487	2,325
		H22.10.25	730					
		H22.10.25	240					
		H22.12.13	200					
		H22.12.13	360					
		H22.12.13	560					
		H22.12.21	650					
		H23.1.18	620					
		H23.1.26	700					
	小計		4,650				3,487	2,325
	駐車料金(定例会，決算委員会，臨時会)	H22.6.4	5,000	甲3の46の65ないし甲3の46の69	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.22	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.25	-4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話利用料	H22.5.31	11,837	甲3の46の70ないし甲3の46の81	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	104,829	69,886
		H22.6.30	9,731					
		H22.8.2	14,462					
		H22.8.31	10,174					
		H22.9.30	11,227					
		H22.11.1	10,069					
		H22.11.30	7,501					
		H23.1.4	7,627					
		H23.1.31	7,879					
		H23.2.28	14,924					
		H23.3.31	18,335					
		H23.4.28	16,007					
	小計		139,773				104,829	69,886
	インターネット・ルーター保守代(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.28	4,200	甲3の46の82ないし甲3の46の93	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	25,200	25,200
		H22.6.25	4,200					
		H22.7.27	4,200					
		H22.8.27	4,200					
		H22.9.28	4,200					
		H22.10.26	4,200					
		H22.11.26	4,200					
		H22.12.27	4,200					
		H23.1.25	4,200					
		H23.2.24	4,200					
		H23.3.28	4,200					
		H23.4.13	4,200					
	小計		50,400				25,200	25,200
	道路通行料	H22.12.13	200	甲3の46の94ないし甲3の46の97	75%	・利用目的が，○○方面調査とあるのみで，具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	900	600
		H22.12.21	200					
		H22.12.21	200					
		H23.2.7	600					
	小計		1,200				900	600
	費目小計		433,707				319,991	224,803
10 事務費	ラベルシート 各種	H22.6.28	1,448	甲3の46の98ないし甲3の46の102	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	16,417	16,417
	両面テープ，プラスチック段ボール板，セロテープ	H22.11.9	1,546					
	インクジェットカートリッジ，コピー用紙，フルスペックタップ	H22.11.29	13,919					
	封筒各種，便箋	H23.2.7	1,092					
	インクジェットカートリッジ代	H23.3.28	14,830					
	費目小計		32,835				16,417	16,417
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費(平成22年4月～平成22年9月)	H22.4.20	78,000	甲3の46の103ないし甲3の46の105	42%	・公明党，別紙3－53参照	52,828	52,828
	共通経費(平成22年10月～平成23年3月)	H22.10.18	78,000					
	共通経費 戻し入れ	H23.4.19	-30,218					
	費目小計		125,782				52,828	52,828
合計			1,153,199				750,283	447,275

341

別紙3－47
相手方議員㊼(柳川八百秀)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟 年会費	H22.7.16	2,000	甲3の47の1			0	0
	研修参加料	H23.1.18	18,900	甲3の47の2			0	0
	費目小計		20,900				0	0
2 調査旅費	現地調査のための交通費・宿泊費	H22.12.27	95,480	甲3の47の3ないし4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。なお，宿泊費が2重に計上されている。		17,000
	現地調査のための交通費・宿泊費	H23.1.7	87,900		100%			33,000
	費目小計		183,380				183,380	50,000
3 資料作成費	印紙代	H22.9.2	3,000	甲3の47の5	100%	政務調査との関連性が認められない。	3,000	3,000
4 資料購入費	全国農業新聞購読料	H22.9.1	3,600	甲3の47の6ないし7			0	0
	全国農業新聞購読料	H23.3.8	3,600					
	費目小計		7,200				0	0
5 広報費	広報誌・報告書印刷代	H22.7.23	63,000	甲3の47の8	50%	・調査研究活動の広報だけでなく，それ以外の議員活動の広報も含まれている。		
	広報誌封筒印刷代	H22.4.16	51,450	甲3の47の9				
	議会だより送料	H22.7.30	58,945	甲3の47の10				
	議会だより用封筒印刷代	H22.11.1	31,500	甲3の47の11				
	費目小計		204,895				102,447	102,447
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	事務所使用料	H22.4.15	180,000	甲3の47の12	100%	・政務調査活動以外の議員活動にも使用されているものであり，全額政務調査活動のための費用とはいえない。		
	事務所使用料	H22.10.15	180,000	甲3の47の13				
	費目小計		360,000				360,000	360,000
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.15	10,000	甲3の47の14ないし28	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。		
		H22.5.11	10,000					
		H22.5.27	10,000					
		H22.6.3	20,000					
		H22.6.23	10,000					
		H22.7.27	10,000					
		H22.8.30	20,000					
		H22.10.12	10,000					
		H22.11.4	10,000					
		H22.11.22	10,000					
		H22.12.20	10,000					
		H23.1.12	10,000					
		H23.2.7	10,000					
		H23.2.25	20,000					
		H22.3.23	10,000					
	小計		180,000				135,000	90,000
	タクシー代	H22.4.26	10,000	甲3の47の29ないし40	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。		
		H22.5.6	5,760					
		H22.6.3	8,800					
		H22.7.5	8,000					
		H22.8.3	6,350					
		H22.9.3	4,500					
		H22.10.4	8,440					
		H22.12.3	6,140					
		H23.1.4	13,350					
		H23.2.3	6,900					
		H23.3.3	16,600					
		H23.4.4	8,750					
	小計		103,590				103,590	51,795

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	バイパス回数券	H22.6.14	5,250	甲3の47の41	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	3,937	2,625
	有料道路回数券	H22.11.17	5,250	甲3の47の42	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。	3,937	2,625
	スマートカード積み増し	H22.4.26	5,000	甲3の47の43ないし45	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		6,500
		H22.11.1	3,000					
		H23.2.28	5,000					
	小計		13,000				9,750	6,500
	携帯電話通話料	H22.5.31	14,496	甲3の47の46ないし57	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.6.30	17,125					
		H22.8.2	16,145					
		H22.9.9	22,168					
		H22.9.14	15,529					
		H22.9.27	9,319					
		H22.10.26	8,118					
		H22.11.26	10,023					
		H22.12.27	23,132					
		H23.1.26	8,448					
		H23.2.28	8,437					
		H23.3.28	10,232					
	小計		163,172				122,379	81,586
	議会用駐車料金	H22.6.3	5,000	甲3の47の58ないし62	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。		
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	−4,100					
	小計		15,900				15,900	15,900
	費目小計		486,162				394,493	251,031
10 事務費	銀行印作成費	H22.4.26	8,000	甲3の47の63	100%	政務調査との関連性が認められない。	8,000	8,000
	備品購入費(デジカメ関連)	H22.10.19	8,160	甲3の47の64ないし68	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。		
	切手代	H22.11.29	280					
	事務用品代(インク)	H22.12.13	8,640					
	事務用品代(インク)	H23.1.4	4,567					
	事務用品代(メモリカード)	H23.1.12	2,540					
	小計		24,187				12,093	12,093
	費目小計		32,187				20,093	20,093
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の47の69		・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の47の70				
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,344,724				1,093,023	815,404

別紙3－48
相手方議員⑱(山口博)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	政経セミナー	H22.6.7	10,000	甲3の48の1ないし3			0	0
	時局講演会	H23.3.18	50,000					
	婦人のつどい	H23.3.30	50,000					
	費目小計		110,000				0	0
2 調査旅費	行政視察	H23.1.20	136,980	甲3の48の4	100%	・視察報告書が保存されておらず，視察中に行われた聴き取りの内容，対象者，結果等が一切不明。 ・航空運賃がホテル代込みの値段であるにもかかわらず，別途宿泊費が計上されている(二重計上)。	136,980	49,300
	費目小計		136,980				136,980	49,300
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	書籍代	H22.4.2	800	甲3の48の5，乙21の1・2	100%	・書籍の内容は一般教養の域を出ず，政務調査との関連性がない。 ・申請された金額と書籍の定価が一致しない。	2,310	2,000
		H22.6.30	1,200	甲3の48の6				
	費目小計		2,000				2,310	2,000
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費	補助員の経費 (西尾のり子に対する月10万円の支払いうち5万円分を経費として毎月請求)	H22.4.30	50,000	甲3の48の7ないし18	50%	・平成21年度には5万円中の5万円(100%)を人件費として請求していたが，監査の指摘を受け，平成22年度からは10万円中の5万円(50%)として請求するに至っている。 ・このような過去の経緯に照らすと，補助員に対する報酬額を，①実際の支払額より水増して計上しているか，②適正な金額を超えて支払っている可能性がある。	300,000	300,000
		H22.5.31	50,000					
		H22.6.30	50,000					
		H22.7.30	50,000					
		H22.8.30	50,000					
		H22.9.30	50,000					
		H22.10.31	50,000					
		H22.11.29	50,000					
		H22.12.28	50,000					
		H23.1.31	50,000					
		H23.2.28	50,000					
		H23.3.30	50,000					
	費目小計		600,000				300,000	300,000
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.2ほか	30,000	甲3の48の19ないし30	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	266,526	177,684
		H22.5.4ほか	30,000					
		H22.6.2ほか	30,000					
		H22.7.6ほか	30,000					
		H22.8.4ほか	30,000					
		H22.9.1ほか	30,000					
		H22.10.2ほか	30,000					
		H22.11.4ほか	30,000					
		H22.12.3ほか	30,000					
		H23.1.8ほか	25,368					
		H23.2.5ほか	30,000					
		H23.3.7ほか	30,000					
	小計		355,368					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
	道路通行料	H22.4.1ほか	5,500	甲3の48の31ないし48	75%	・目的地及び移動の目的が不明。 ・出島道路及び女神大橋道路の通行料について，1カ月に20日分以上にわたり往復で請求されている。 ・私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	55,050	36,700
		H22.5.11ほか	1,000					
		H22.4.26ほか	8,700					
		H22.6.1ほか	7,200					
		H22.6.17ほか	1,750					
		H22.7.5ほか	1,350					
		H22.7.1ほか	8,600					
		H22.7.30ほか	3,600					
		H22.8.30ほか	4,900					
		H22.10.19	300					
		H22.9.30ほか	4,700					
		H22.11.1ほか	3,900					
		H22.11.29ほか	3,800					
		H23.1.5ほか	4,500					
		H23.1.31ほか	4,700					
		H23.2.28ほか	6,900					
		H23.3.10ほか	600					
		H23.3.29ほか	1,400					
	小計		73,400					
	駐車場代(市議会)	H22.6.3	5,000	甲3の48の49ないし53	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。	15,900	15,900
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.24	4,000					
		H23.2.21	5,000					
		H23.4.22	-4,100					
	小計		15,900					
	駐車場代(市議会以外)	H22.4.1ほか	3,690	甲3の48の54ないし66	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。 ・1カ月に10日分以上請求されている月が多い。	49,380	32,920
		H22.4.30ほか	3,220					
		H22.6.1ほか	7,630					
		H22.7.1ほか	7,480					
		H22.8.6ほか	2,880					
		H22.8.27ほか	3,290					
		H22.9.30ほか	3,030					
		H22.10.29ほか	4,170					
		H22.12.1ほか	5,240					
		H23.1.4ほか	5,870					
		H23.1.31ほか	8,980					
		H23.2.28ほか	9,830					
		H23.3.30ほか	530					
	小計		65,840					
	タクシー代	H22.4.2ほか	9,150	甲3の48の67ないし78	75%	・目的地及び移動の目的が不明。私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。 ・深夜1時，3時の移動等，合理的に考えておよそ政務調査との関連性を考え難いものが多く含まれている。	101,400	67,600
		H22.5.12ほか	12,500					
		H22.6.4ほか	7,950					
		H22.7.1ほか	11,800					
		H22.8.1ほか	19,800					
		H22.9.10ほか	8,350					
		H22.10.18ほか	4,800					
		H22.11.6ほか	3,850					
		H22.12.2ほか	12,650					
		H22.12.28ほか	13,050					
		H23.3.4ほか	27,950					
		H23.3.29ほか	3,350					
	小計		135,200					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	携帯電話使用料	H22.5.31	2,895	甲3の48の79ないし90	75%	・私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	26,054	17,369
		H22.6.30	2,895					
		H22.8.2	2,895					
		H22.8.31	2,895					
		H22.9.30	2,895					
		H22.11.1	2,895					
		H22.11.30	2,895					
		H23.1.4	2,895					
		H23.1.31	2,895					
		H23.2.28	2,895					
		H23.3.31	2,894					
		H23.4.27	2,894					
	小計		34,738					
	費目小計		680,446				514,310	348,173
10 事務費	ハガキ代	H22.7.30	1,500	甲3の48の91ないし102	50%	・これらの事務用品の具体的使途及び政務調査との具体的な関連性が不明。 ・私的活動，政務調査以外の議員活動に伴う費用が含まれている可能性がある。	41,371	41,371
	切手代	H22.7.30	4,800					
	インク・トナー代	H22.7.30	4,300					
	HDD代	H22.12.24	6,980					
	フィルム代	H22.10.24	980					
	ハガキ代	H22.11.25	15,000					
	ハガキ代	H22.12.7	25,000					
	インク代	H23.2.12	8,200					
	ハガキ代	H23.3.15	6,000					
	パソコンメモリー代	H23.3.13	8,098					
	インク代	H23.3.10	940					
	筆記道具代	H23.3.26	944					
	費目小計		82,742				41,371	41,371
11 その他			0				0	0
合計			1,612,168				994,971	740,844

別紙3－49
相手方議員㊾(吉原孝)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費	平成22年度第1回市町村議会議員セミナー	H22.4.20	8,725	甲3の49の1,2			0	0
	平成22年度第1回市町村議会議員セミナー旅費	H22.4.20	54,280				0	0
	費目小計		63,005				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	毎日フォーラム日本の選択(4月号より12回分)	H22.4.20	6,000	甲3の49の3			0	0
	書籍購入代	H22.5.20	1,700	甲3の49の4ないし24	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	1,700	0
		H22.5.21	4,230		100%		4,230	780
		H22.6.2	1,700		100%		1,700	0
		H22.6.22	7,280		100%		7,280	1,530
		H22.7.14	1,700		100%		1,700	0
		H22.7.22	6,360		100%		6,360	1,430
		H22.8.5	1,700		100%		1,700	0
		H22.8.20	5,980		100%		5,980	650
		H22.9.2	1,700		100%		1,700	0
		H22.9.22	3,450		100%		3,450	650
		H22.10.7	1,700		100%		1,700	0
		H22.10.21	6,430		100%		6,430	1,430
		H22.11.9	1,700		100%		1,700	0
		H22.11.19	5,130		100%		5,130	650
		H22.12.20	5,130		100%		5,130	1,630
		H23.1.4	1,700		100%		1,700	0
		H23.1.20	4,380		100%		4,380	780
		H23.2.21	5,250		100%		5,250	650
		H23.3.7	1,700		100%		1,700	0
		H23.3.18	3,880		100%		3,880	1,430
		H23.4.5	4,800		100%		4,800	650
	小計		77,600				77,600	12,260
	しんぶん赤旗	H22.4.26	2,900	甲3の49の25ないし36			0	0
		H22.5.21	2,900					
		H22.6.22	2,900					
		H22.7.21	2,900					
		H22.8.23	2,900					
		H22.9.22	2,900					
		H22.10.21	2,900					
		H22.11.19	2,900					
		H22.12.20	2,900					
		H23.1.20	2,900					
		H23.2.21	2,900					
		H23.3.18	2,900					
	小計		34,800				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
4 資料購入費	公明新聞	H22.5.17	1,835	甲3の49の37ないし45			0	0
		H22.6.2	1,835					
		H22.7.14	1,835					
		H22.7.29	1,835					
		H22.9.2	1,835					
		H22.9.22	1,835					
		H22.11.9	1,835					
		H22.11.29	1,835					
		H23.1.4	1,835					
	小計		16,515				0	0
	費目小計		134,915				77,600	12,260
5 広報費	市政報告書 吉原孝だより	H22.8.18	110,775	甲3の49の46	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	55,387	55,387
	封筒作成	H22.8.31	44,520	甲3の49の47	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	22,260	22,260
	市政報告書郵送料	H22.9.2	174,180	甲3の49の48	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	87,090	87,090
	吉原孝だより	H23.1.4	142,590	甲3の49の49	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	71,295	71,295
	市政報告書郵送料	H23.2.7	204,360	甲3の49の50	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	102,180	102,180
	市政報告書郵送料	H23.3.7	12,045	甲3の49の51	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	6,022	6,022
	費目小計		688,470				344,234	344,234
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ガソリン代	H22.4.20	3,000	甲3の49の52ないし72	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	61,807	41,205
		H22.4.20	3,960					
		H22.5.17	3,000					
		H22.6.2	5,381					
		H22.6.14	4,400					
		H22.7.16	4,417					
		H22.7.29	4,142					
		H22.8.31	4,822					
		H22.9.2	3,147					
		H22.9.6	2,925					
		H22.9.13	3,973					
		H22.9.22	4,345					
		H22.10.12	3,999					
		H22.11.15	2,951					
		H22.11.15	3,156					
		H22.11.24	3,086					
		H22.12.16	3,065					
		H22.12.16	4,141					
		H23.1.4	4,711					
		H23.2.14	4,838					
		H23.3.8	4,951					
	小計		82,410				61,807	41,205

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
9 交通通信費	タクシー代	H22.5.12	7,400	甲3の49の73ないし84	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	121,150	60,575
		H22.6.10	9,900					
		H22.7.12	14,500					
		H22.8.10	10,100					
		H22.9.10	9,000					
		H22.10.12	22,100					
		H22.11.10	18,600					
		H22.12.10	4,250					
		H23.1.11	5,300					
		H23.2.10	6,100					
		H23.3.10	6,150					
		H23.4.11	7,750					
	小計		121,150				121,150	60,575
	携帯電話使用料	H22.5.31	4,914	甲3の49の85ないし96	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	55,368	36,912
		H22.6.30	4,914					
		H22.8.2	4,914					
		H22.8.31	4,914					
		H22.9.30	4,914					
		H22.11.1	4,914					
		H22.11.30	7,220					
		H23.1.4	5,269					
		H23.1.31	7,800					
		H23.2.28	8,298					
		H23.3.31	7,772					
		H23.4.28	7,982					
	小計		73,825				55,368	36,912
	ETC利用料	H22.8.2	2,400	甲3の49の97ないし99	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	3,817	2,545
		H22.8.31	1,010					
		H22.11.29	1,680					
	小計		5,090				3,817	2,545
	費目小計		282,475				242,142	141,237
10 事務費	電池代	H22.4.20	1,570	甲3の49の100	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	87,386	87,386
	メモリーカード	H22.5.17	1,480	甲3の49の101				
	ファイル・万年筆替芯	H22.5.17	1,470	甲3の49の102				
	用紙代	H22.6.10	6,400	甲3の49の103				
	はがき 600枚	H22.7.16	30,000	甲3の49の104				
	インクトナー代	H22.7.29	4,980	甲3の49の105				
	プリンタラベル	H22.8.27	3,600	甲3の49の106				
	80円切手代	H22.8.31	5,600	甲3の49の107				
	80円切手代	H22.9.6	1,760	甲3の49の108				
	80円切手代	H22.9.24	1,600	甲3の49の109				
	はがき 200枚	H22.11.24	10,000	甲3の49の110				
	はがき 100枚	H22.12.21	5,000	甲3の49の111				
	インクトナー代	H22.12.21	9,580	甲3の49の112				
	インクトナー代	H23.1.4	9,140	甲3の49の113				
	プリンタラベル	H23.1.27	18,000	甲3の49の114				
	コピー用紙・筆記用具	H23.1.28	2,223	甲3の49の115				

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	インクトナー代	H23.1.28	5,740	甲3の49の116	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。		
	ゼムクリップ・ステーショナリー	H23.2.23	2,688	甲3の49の117				
	万年筆替え芯	H23.2.23	1,050	甲3の49の118				
	インクトナー代	H23.3.7	9,580	甲3の49の119				
	切手代	H23.3.10	12,000	甲3の49の120				
	切手代	H23.3.28	8,000	甲3の49の121				
	事務費	H23.3.28	1,522	甲3の49の122				
	プリンタ用ラベル	H23.3.28	7,350	甲3の49の123				
	コピー用紙	H23.3.28	2,660	甲3の49の124				
	はがき	H23.3.30	5,000	甲3の49の125				
	インクトナー代	H23.3.30	6,780	甲3の49の126				
	費目小計		174,773				87,386	87,386
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の49の127ないし129		・自由民主党，別紙3－52参照	46,341	45,906
	会派共通経費平成22年度後期分	H22.10.18	42,000					
	会派共通経費清算戻入	H23.4.28	−8,271					
	費目小計		75,729				46,341	45,906
合計			1,419,367				797,703	631,023

別紙3－50
相手方議員㊿(吉原日出雄)

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費	行政視察 福岡市・壱岐市(4/27・28)	H22.4.26	42,210	甲3の50の1	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	42,210	0
	行政視察 福岡市(6/3)	H22.6.1	15,180	甲3の50の2	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	15,180	0
	費目小計		57,390				57,390	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費	ホームページ作成一式	H22.6.1	420,000	甲3の50の3	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	183,000	183,000
	6/1分ホームページ作成 減額分	H22.7.13	-54,000	甲3の50の4				
	費目小計		366,000				183,000	183,000
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	複合機リース代(H22.4月分～H22.6月分)	H22.4.15	11,655	甲3の50の5ないし甲3の50の7	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	17,482	17,482
		H22.5.7	11,655					
		H22.6.7	11,655					
	費目小計		34,965				17,482	17,482
9 交通通信費	スマートカード積み増し	H22.4.21	10,000	甲3の50の8	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	7,500	5,000
	タクシー代(チケット利用)	H22.5.12	7,200	甲3の50の9，甲3の50の11	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。	30,150	15,075
		H22.6.10	22,950					
	小計		30,150				30,150	15,075
	タクシー代(一般利用)	H22.5.25	1,150	甲3の50の10	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	862	575
	携帯電話使用料	H22.5.31	19,925	甲3の50の12，13	75%	・具体的な目的が不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	27,117	19,290
		H22.6.30	18,655					
	小計		38,580				27,117	19,290
	費目小計		79,880				65,629	39,940

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	ノート	H22.4.20	676	甲3の50の14	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,099	3,099
	写真現像代	H22.5.6	1,575	甲3の50の15				
	ファイル代	H22.5.6	734	甲3の50の16				
	携帯アダプター	H22.5.25	945	甲3の50の176				
	封筒代	H22.6.18	2,268	甲3の50の18				
	費目小計		6,198				3,099	3,099
11 その他			0				0	0
12 会派共通経費	会派共通経費平成22年度前期分	H22.4.20	42,000	甲3の50の19，20		・自由民主党，別紙3－52の1参照	11,998	11,998
	会派共通経費清算戻入	H23.4.28	−23,075					
	費目小計		18,925				11,998	11,998
合計			563,358				338,598	255,519

別紙3－51
相手方議員51（吉村正寿）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1　研究研修費	会費	H22.7.16	2,000	甲3の51の1			0	0
	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H23.2.1	51,140	甲3の51の2			0	0
	費目小計		53,140				0	0
2　調査旅費	現地調査の為の交通費及び宿泊費	H22.4.27	279,530	甲3の51の3	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	279,530	0
		H22.9.2	34,840	甲3の51の4	100%	・視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存したことが伺えず，視察中にどのような事項について聴き取りをし，聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかではないことから，調査研究活動とはいえない。	34,840	0
	費目小計		314,370				314,370	0
3　資料作成			0				0	0
4　資料購入費	新聞購読料（長崎新聞・H22.4月分）	H22.4.30	3,000	甲3の51の5ないし12	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。		
	新聞購読料（長崎新聞・H22.5月分）	H22.6.2	3,000					
	新聞購読料（長崎新聞・H22.6月分）	H22.7.6	3,000					
	新聞購読料（長崎新聞・H22.7月分）	H22.7.30	3,000					
	新聞購読料（長崎新聞・H22.9月分）	H22.10.15	3,000					
	新聞購読料（長崎新聞・H22.10月分）	H22.10.27	3,000					
	新聞購読料（長崎新聞・H22.11月分）	H22.12.6	3,000					
	新聞購読料（長崎新聞・H22.12月分）	H23.1.25	3,000					
	小計		24,000				24,000	0
	新聞購読料（西日本新聞・H22.4月分）	H22.4.30	3,007	甲3の51の13ないし19	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。		
	新聞購読料（西日本新聞・H22.5月分）	H22.6.2	3,007					
	新聞購読料（西日本新聞・H22.6月分）	H22.7.6	3,007					
	新聞購読料（西日本新聞・H22.7月分）	H22.7.30	3,007					
	新聞購読料（西日本新聞・H22.8月9月分）	H22.10.15	6,014					
	新聞購読料（西日本新聞・H22.10月分）	H22.10.25	3,007					
	新聞購読料（西日本新聞・H22.12月分）	H22.12.21	3,007					
	小計		24,056				24,056	24,056
	新聞購読料（毎日新聞・H22.5月分）	H22.6.2	3,007	甲3の51の20ないし27	100%	・一般紙の購読は，議員でない者でも行うものであり，調査研究活動とはいえない。		
	新聞購読料（毎日新聞・H22.6月分）	H22.7.6	3,007					
	新聞購読料（毎日新聞・H22.7月分）	H22.7.30	3,007					
	新聞購読料（毎日新聞・H22.8月9月分）	H22.10.15	6,014					
	新聞購読料（毎日新聞・H22.10月分）	H22.11.8	3,007					
	新聞購読料（毎日新聞・H22.11月分）	H22.12.6	3,007					
	新聞購読料（毎日新聞・H22.12月分）	H23.1.25	3,007					
	新聞購読料（毎日新聞・H23.1月分）	H23.2.3	3,007					
	小計		27,063				27,063	0
	図書代	H22.12.21	5,670	甲3の51の28	100%	・調査研究活動との関連性が不明である。	5,670	5,670
	地方自治法関係事典	H22.12.27	4,650	甲3の51の29			0	0
	費目小計		85,439				80,789	29,726

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
5 広報費	議会だより送料	H22.4.20	63,540	甲3の51の30	50%	・報告先が不明であり，後援会活動であることが否定できない。	31,770	31,770
	議会だより送料印刷代・封筒印刷代	H22.4.20	133,350	甲3の51の31	50%	・報告先が不明であり，後援会活動であることが否定できない。	66,675	66,675
	市政報告会会場費	H22.4.30	2,940	甲3の51の32	50%	・市政報告会への出席者が不明であり，後援会活動としての側面が否定できない。	1,470	1,470
	ハガキ代	H23.2.3	40,000	甲3の51の33	50%	・報告先が不明であり，後援会活動であることが否定できない。	20,000	20,000
	議会だより印刷代	H23.2.28	74,550	甲3の51の34	50%	・報告先が不明であり，後援会活動であることが否定できない。	37,275	37,275
	費目小計		314,380				157,190	157,190
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費	Fax通信費	H22.4.20	3,317	甲3の51の35ないし39	50%	・事務所における活動は政務調査だけでなく，後援会活動等その他の活動も含まれている。		
		H22.5.18	3,424					
		H22.6.25	3,021					
		H22.7.20	2,737					
		H22.10.15	5,110					
		H22.10.25	2,632	甲3の51の160				
		H22.10.25	3,668	甲3の51の40				
		H22.11.18	3,161	甲3の51の42				
		H22.12.21	3,630	甲3の51の43				
		H23.2.4	3,147	甲3の51の44				
	小計		33,847				16,923	16,923
	事務所電気使用料	H22.5.18	1,911	甲3の51の45ないし53	50%	・事務所における活動は政務調査だけでなく，後援会活動等その他の活動も含まれている。		
		H22.6.11	2,114					
		H22.7.6	2,104					
		H22.10.25	2,017					
		H22.10.25	1,892					
		H22.10.25	2,276					
		H22.11.18	2,114					
		H22.12.7	2,172					
		H23.1.26	1,886					
	小計		18,486				9,243	9,243
	費目小計		52,333				26,166	26,166
9 交通通信費	駐車場代	H22.4.19	850	甲3の51の54ないし105	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.4.19	250					
		H22.4.19	400					
		H22.4.19	300					
		H22.4.19	100					
		H22.4.30	600					
		H22.5.18	200					
		H22.5.18	200					
		H22.6.2	300					
		H22.6.2	1,300					
		H22.6.2	200					
		H22.6.2	400					
		H22.6.2	100					
		H22.6.22	280					
		H22.7.6	600					
		H22.7.6	100					
		H22.7.6	2,900					
		H22.7.20	100					
		H22.7.30	300					
		H22.7.30	450					
		H22.7.30	700					
		H22.7.30	300					
		H22.7.30	200					
		H22.7.30	900					
		H22.7.30	300					
		H22.7.30	100					
		H22.7.30	600					
		H22.10.15	100					
		H22.10.15	300					
		H22.10.15	100					
		H22.10.15	600					
		H22.11.8	200					
		H22.11.8	300					
		H22.11.8	300					
		H22.12.6	600					
		H22.12.6	400					
		H22.12.6	600					
		H22.12.21	100					
		H22.12.21	300					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	駐車場代	H22.12.21	1,600	甲3の51の54ないし105	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H23.1.25	100					
		H23.1.25	200					
		H23.1.25	300					
		H23.1.25	360					
		H23.1.25	400					
		H23.1.25	530					
		H23.1.25	400					
		H23.2.3	700					
		H23.2.7	650					
		H23.2.7	450					
		H23.2.7	540					
		H23.2.7	300					
	小計		23,460				17,595	11,730
	ガソリン代	H22.5.18	29,594	甲3の51の106ないし114	75%	・政務調査活動用の自動車を別の自動車と区別して利用していない限り，当該ガソリンを給油した自動車は，私的な目的及び政務調査活動以外の目的でも使用されたものである。		
		H22.6.11	29,483					
		H22.7.6	28,977					
		H22.10.15	85,679					
		H22.11.18	29,109					
		H22.12.7	28,139					
		H23.1.26	27,613					
		H23.2.7	28,210					
		H23.3.10	27,985					
	小計		314,789				236,091	157,394
	携帯電話通話料	H22.5.31	43,899	甲3の51の115ないし126	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.6.30	35,584					
		H22.8.2	20,830					
		H22.8.31	16,069					
		H22.10.15	32,167					
		H22.11.1	39,773					
		H22.11.30	31,368					
		H23.1.4	30,251					
		H22.1.31	33,419					
		H23.2.8	30,234					
		H23.3.31	45,145					
		H23.4.25	4,100					
	小計		362,839				272,129	181,419
	有料道路通行料	H22.4.19	300	甲3の51の127ないし131	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.6.2	100					
		H22.7.30	200					
		H22.12.6	800					
		H22.12.21	100					
	小計		1,500				1,125	750
	議会駐車場代	H22.6.3	5,000	甲3の51の132ないし135	100%	・定例会及び委員会への出席は，議員として当然に行うべき活動であって，政務調査のための活動とはいえない。		
		H22.9.3	6,000					
		H22.11.18	4,000					
		H23.2.18	5,000					
		H23.4.25	-4,100	甲3の51の136				
	小計		15,900				15,900	15,900
	タクシー代	H22.7.5	12,277	甲3の51の137	100%	・個々の利用の日時，金額等の使途状況が不明な月単位の一括領収書しか資料が提出されておらず，政務調査との関連性が認められない。		
		H22.8.3	3,850	甲3の51の138				
		H22.9.3	21,950	甲3の51の139				
		H22.10.4	18,750	甲3の51の140				
		H22.11.4	13,700	甲3の51の141				
		H22.12.3	21,250	甲3の51の142				
		H23.1.4	13,300	甲3の51の144				
		H23.2.3	27,450	甲3の51の147				
		H23.3.3	14,250	甲3の51の148				
		H23.4.12	11,977	甲3の51の149				
	小計		158,754				158,754	79,377
	タクシー代(領収書あり)	H22.12.21	1,950	甲3の51の143	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H23.1.25	1,950	甲3の51の145				
		H23.1.25	500	甲3の51の146				
	小計		4,400				3,300	2,200

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
9 交通通信費	バイパス代	H22.7.6	200	甲3の51の150ないし153	75%	・使用した目的等が一切不明であり，私的活動，政務調査以外の議員活動のための利用も含まれている。		
		H22.10.15	600					
		H22.11.8	600					
		H23.1.25	300					
	小計		1,700				1,275	850
	費目小計		883,342				706,169	449,620
10 事務費	事務用品代	H22.4.19	2,320	甲3の51の154ないし156	50%	・かかる事務用品は事務所において使用されるものであり，政務調査活動以外の議員活動のためにも使用されている。		
		H22.7.20	4,080					
		H22.12.21	7,896					
	備品購入費（PCトナー）	H22.6.8	35,700	甲3の51の157				
	費目小計		49,996				24,998	24,998
11 その他								
12 会派共通経費	共通経費前期分	H22.4.15	30000	甲3の51の158	63%	・市民クラブ，別紙3－54参照		
	共通経費後期分	H22.10.15	17000	甲3の51の159				
	費目小計		47,000				29,610	28,833
合計			1,800,000				1,339,292	716,533

別紙3－52の1
会派共通経費（自民党会派－1（11名））（前期分（H22.4.1～H22.7.13））

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	コピー機リース代	H22.4.20	13,965	甲5の1の1ないし甲5の1の3	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	20,947	20,947
		H22.5.6	13,965					
		H22.6.4	13,965					
	小計		41,895				20,947	20,947
	コピー機カウント料	H22.5.20	7,455	甲5の1の13ないし甲5の1の15	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	11,969	11,969
		H22.6.21	7,455					
		H22.7.20	9,028					
	小計		23,938				11,969	11,969
	費目小計		65,833				32,916	32,916
4 資料購入費	公明新聞購読料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.4.27	1,835	甲5の1の25ないし甲5の1の27			0	0
		H22.5.25	1,835					
		H22.6.25	1,835					
	しんぶん赤旗購読料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.4.26	2,900	甲5の1の37ないし甲5の1の39			0	0
		H22.5.21	2,900					
		H22.6.22	2,900					
	費目小計		14,205				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	FAX利用料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.5.31	33573（但し，H22.4.1～H22.7.13分）	甲5の1の49ないし甲5の1の60	50%	・会派共通経費項目別内訳書（甲4の1の1）によれば，前期分（H22.4.1～H22.7.13分）の交通通信費の支出額合計は33573円として算出されている。しかしながら，左記細目の内，どの細目を前期分として扱ったのか明らかでない。 ・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	16,786	16,786
		H22.6.30						
		H22.8.2						
		H22.8.31						
		H22.9.30						
		H22.11.1						
		H22.11.30						
		H23.1.4						
		H23.1.31						
		H23.2.28						
		H23.3.31						
		H23.4.28						
	インターネット利用料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.5.26		甲5の1の61ないし甲5の1の70				
		H22.8.26						
		H22.9.27						
		H22.10.26						
		H22.11.26						
		H22.12.27						
		H23.1.26						
		H23.2.28						
		H23.3.28						
		H23.4.26						
	デジタル放送（H22.7月分～H23.3月分）	H22.8.26		甲5の1の71				
	NHK受信料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.5.11		甲5の1の72				
	テレビ利用料（H22.4月分～H23.3月分），コンバーター利用料	H22.4.26		甲5の1の73				
	費目小計		33,573				16,786	16,786

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	紙カップ，業務用アイスコーヒー，マリーム，カルピス，ネットクリーナー(アスクル)	H22.5.27	6,889	甲5の1の74	100%	・関連性が認められない。	6,889	6,889
	その他事務用品(アスクル)		23,467		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	11,733	11,733
	小計		30,356				18,622	18,622
	コーヒーフィルター，ブレンディインスタントスティック，ドトルコーヒー，紙カップ(アスクル)	H22.6.28	6,173	甲5の1の75	100%	・関連性が認められない。	6,173	6,173
	その他事務用品(アスクル)		1,153		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	576	576
	小計		7,326				6,749	6,749
	費目小計		37,682				25,371	25,371
11 その他	コーヒー豆	H22.4.22	13,200	甲5の1の91ないし甲5の1の101	100%	・関連性が認められない。	56,906	56,906
	八女茶	H22.4.22	8,400					
	ミネラルウォーターサーバー使用料	H22.4.26	525					
	コーヒークリープ，ガムシロップ，麦茶	H22.5.17	631					
	ミネラルウォーター5缶，サーバー使用料	H22.5.24	5,775					
	ドリップコーヒー	H22.6.2	436					
	コーヒー豆	H22.6.8	13,200					
	コーヒークリープ	H22.6.15	398					
	八女茶	H22.6.15	8,400					
	グラニュー糖	H22.6.21	166					
	ミネラルウォーター5缶，サーバー使用料	H22.6.21	5,775					
	費目小計		56,906				56,906	56,906
合計(11名分)			208,199	甲4の1の1			131,979	131,979
1人当たりの合計額			18,927			・前期(H22.4.1～H22.7.13)においては，会派の構成員は11人であった。	11,998	11,998

別紙3－52の2
会派共通経費（自民党会派－2〈10名〉）（後期分〈H22.7.14～H23.3.31〉）

費目	内容	支払日	支出額	証拠		原告らの主張（違法支出の割合を含む。）	請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	コピー機リース代	H22.7.5	13,965	甲5の1の4ないし甲5の1の12	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	62,842	62,842
		H22.8.4	13,965					
		H22.9.6	13,965					
		H22.10.4	13,965					
		H22.11.4	13,965					
		H22.12.6	13,965					
		H23.1.4	13,965					
		H23.2.4	13,965					
		H23.3.4	13,965					
	小計		125,685				62,842	62,842
	コピー機カウント料	H22.8.20	7,455	甲5の1の16ないし甲5の1の24	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	38,205	38,205
		H22.9.21	7,455					
		H22.10.20	7,455					
		H22.11.22	7,455					
		H22.12.20	9,332					
		H23.1.20	7,990					
		H23.2.21	7,455					
		H23.3.22	10,186					
		H23.4.20	11,627					
	小計		76,410				38,205	38,205
	費目小計		202,095				101,047	101,047
4 資料購入費	公明新聞購読料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.7.26	1,835	甲5の1の28ないし甲5の1の36			0	0
		H22.8.25	1,835					
		H22.9.24	1,835					
		H22.10.21	1,835					
		H22.11.19	1,835					
		H22.12.27	1,835					
		H23.1.20	1,835					
		H23.2.21	1,835					
		H23.3.18	1,835					
	しんぶん赤旗購読料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.7.21	2,900	甲5の1の40ないし甲5の1の48			0	0
		H22.8.23	2,900					
		H22.9.24	2,900					
		H22.10.21	2,900					
		H22.11.19	2,900					
		H22.12.20	2,900					
		H23.1.20	2,900					
		H23.2.21	2,900					
		H23.3.18	2,900					
	費目小計		42,615				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
9 交通通信費	FAX利用料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.31	106051(但し、H22.7.14～H23.3.31分)	甲5の1の49ないし甲5の1の60	50%	・会派共通経費項目別内訳書(甲4の1の2)によれば，後期分(H22.7.14～H23.3.31分)の交通通信費の支出額合計は106,051円として算出されている。しかしながら，左記細目の内，どの細目を後期分として扱ったのか明らかでない。 ・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	53,025	53,025
		H22.6.30						
		H22.8.2						
		H22.8.31						
		H22.9.30						
		H22.11.1						
		H22.11.30						
		H23.1.4						
		H23.1.31						
		H23.2.28						
		H23.3.31						
		H23.4.28						
	インターネット利用料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.26		甲5の1の61ないし甲5の1の70				
		H22.8.26						
		H22.9.27						
		H22.10.26						
		H22.11.26						
		H22.12.27						
		H23.1.26						
		H23.2.28						
		H23.3.28						
		H23.4.26						
	デジタル放送(H22.7月分～H23.3月分)	H22.8.26		甲5の1の71				
	NHK受信料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.11		甲5の1の72				
	テレビ利用料(H22.4月分～H23.3月分)，コンバーター利用料	H22.4.26		甲5の1の73				
	費目小計		106,051				53,025	53,025
10 事務費	電池代	H22.7.20	460	甲5の1の76	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	230	230
	切手代	H22.7.21	200	甲5の1の77	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	100	100
	紙カップ，コーヒー(アスクル)	H22.8.27	3,284	甲5の1の78	100%	・関連性が認められない。	3,284	3,284
	その他事務用品(アスクル)		7,206		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,603	3,603
	小計		10,490				6,887	6,887
	コーヒー，マリーム(アスクル)	H22.9.27	4,167	甲5の1の79	100%	・関連性が認められない。	4,167	4,167
	その他事務用品(アスクル)		3,593		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,796	1,796
	小計		7,760				5,963	5,963
	コーヒー，マリーム，グラニュー糖(アスクル)	H22.10.27	3,835	甲5の1の80	100%	・関連性が認められない。	3,835	3,835
	写真用紙	H22.11.10	980	甲5の1の81	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	490	490

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	インデックス代	H22.11.24	1,979	甲5の1の82	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	989	989
	事務用品(アスクル)	H22.11.29	8,391	甲5の1の83	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	4,195	4,195
	コーヒーフィルター	H22.12.1	158	甲5の1の84	100%	・関連性が認められない。	158	158
	粘着テープ		186		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	93	93
	小計		344				251	251
	紙カップ，煎茶，紅茶，コーヒーフィルター，マリーム(アスクル)	H22.12.27	6,162	甲5の1の85	100%	・関連性が認められない。	6,162	6,162
	その他事務用品(アスクル)		10,608		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	5,304	5,304
	小計		16,770				11,466	11,466
	切手代	H23.1.12	240	甲5の1の86	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	120	120
	A4 写真代	H23.1.25	672	甲5の1の87	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	336	336
	グラニュー糖，紙カップ(アスクル)	H23.1.27	2,650	甲5の1の88	100%	・関連性が認められない。	2,650	2,650
	その他事務用品(アスクル)		100		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	50	50
	小計		2,750				2,700	2,700
	事務用品(アスクル)	H23.2.28	4,221	甲5の1の89	100%	・詳細が不明であり，関連性が認められない。	4,221	4,221
	紙カップ(アスクル)	H23.3.28	2,390	甲5の1の90	100%	・関連性が認められない。	2,390	2,390
	その他事務用品(アスクル)		21,249		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	10,624	10,624
	小計		23,639				13,014	13,014
	費目小計		82,731				54,797	54,797

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
11 その他	グラニュー糖	H22.7.2	723	甲5の1の102ないし甲5の1の123	100%	・関連性が認められない。	134,566	130,216
	ミネラルウォーター5缶，サーバー使用料	H22.7.29	5,775					
	コーヒー豆	H22.8.4	13,200					
	麦茶	H22.8.25	178					
	ミネラルウォーター4缶，サーバー使用料	H22.8.27	4,725					
	八女茶	H22.9.3	5,880					
	ミネラルウォーター5缶，サーバー使用料	H22.9.21	5,775					
	ミネラルウォーター3缶，サーバー使用料	H22.10.21	3,675					
	コーヒー豆	H22.11.1	13,200					
	八女茶	H22.11.19	8,400					
	ミネラルウォーター3缶，サーバー使用料	H22.11.24	3,675					
	ミネラルウォーター5缶，サーバー使用料	H22.12.22	5,775					
	コーヒー豆	H23.1.5	13,860					
	灯油	H23.1.12	3,480					
	ミネラルウォーター2缶，サーバー使用料	H23.1.24	2,625					
	八女茶	H23.1.25	8,400					
	灯油	H23.1.27	3,480					
	灯油	H23.2.17	1,740					
	ミネラルウォーター3缶，サーバー使用料	H23.3.1	3,675					
	コーヒー豆	H23.3.9	13,200					
	ミネラルウォーター4缶，サーバー使用料	H23.3.28	4,725					
	八女茶	H23.3.29	8,400					
	費目小計		134,566				134,566	130,216
合計（10名分）			568,058	甲4の1の2			343,435	339,085
1人当たりの合計額			56,805			・後期（H22.7.14～H23.3.31）においては，会派の構成員は10人であった。	34,343	33,908

別紙3－53
会派共通経費（公明党会派（6名））

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1　研究研修費	会議室使用料	H22.6.23	2,415	甲5の2の1			0	0
		H22.9.22	3,315	甲5の2の2			0	0
		H22.11.2	15,015	甲5の2の3			0	0
		H22.12.13	3,015	甲5の2の4			0	0
		H23.3.8	6,015	甲5の2の5			0	0
	費目小計		29,775				0	0
2　調査旅費			0				0	0
3　資料作成費	コピー機リース代（H22.4月分～H23.3月分）	H22.4.20	23,310	甲5の2の6ないし甲5の2の17	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	139,860	139,860
		H22.5.6	23,310					
		H22.6.4	23,310					
		H22.7.5	23,310					
		H22.8.4	23,310					
		H22.9.6	23,310					
		H22.10.4	23,310					
		H22.11.4	23,310					
		H22.12.6	23,310					
		H23.1.4	23,310					
		H23.2.4	23,310					
		H23.3.4	23,310					
	小計		279,720				139,860	139,860
	控室コピー代（H22.4月分～H23.3月分）	H22.5.28	4,740	甲5の2の18ないし甲5の2の29	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	25,215	25,215
		H22.6.25	6,179					
		H22.7.27	2,545					
		H22.8.27	2,394					
		H22.9.28	1,847					
		H22.10.26	3,779					
		H22.11.26	2,104					
		H22.12.27	12,885					
		H23.1.25	3,938					
		H23.2.24	3,555					
		H23.3.28	4,351					
		H23.4.13	2,114					
	小計		50,431				25,215	25,215
	費目小計		330,151				165,075	165,075
4　資料購入費	公明新聞購読料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.4.28	11,220	甲5の2の30，31			0	0
		H22.12.13	11,220					
	長崎新聞購読料（H22.4月分～H23.3月分）	H22.7.9	9,210	甲5の2の32ないし甲5の2の35			0	0
		H22.10.22	9,210					
		H23.1.13	9,210					
		H23.3.14	9,210					
	ディーファイル（H22.4月分～H23.3月分）	H22.4.28	55,000	甲5の2の36			0	0
	費目小計		114,280				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
5 広報費	市議団ホームページドメイン維持費(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.28	12,030	甲5の2の86	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	6,015	6,015
	費目小計		12,030				6,015	6,015
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	NHK放送受信料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.28	14,910	甲5の2の37	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	7,455	7,455
	ケーブルテレビ利用料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.4.26	3,255	甲5の2の38ないし甲5の2の49	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	19,897	19,897
		H22.5.26	3,255					
		H22.6.28	3,255					
		H22.7.26	3,255					
		H22.8.26	3,255					
		H22.9.27	3,360					
		H22.10.26	3,360					
		H22.11.26	3,360					
		H22.12.27	3,360					
		H23.1.26	3,360					
		H23.2.28	3,360					
		H23.3.28	3,360					
	小計		39,795				19,897	19,897
	ケーブルネット利用料(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.26	1,575	甲5の2の50ないし甲5の2の61	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	9,450	9,450
		H22.6.28	1,575					
		H22.7.26	1,575					
		H22.8.26	1,575					
		H22.9.27	1,575					
		H22.10.26	1,575					
		H22.11.26	1,575					
		H22.12.27	1,575					
		H23.1.26	1,575					
		H23.2.28	1,575					
		H23.3.28	1,575					
		H23.4.26	1,575					
	小計		18,900				9,450	9,450
	社内LAN・ルーター保守代(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.28	4,620	甲5の2の62ないし甲5の2の73	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	27,720	27,720
		H22.6.25	4,620					
		H22.7.27	4,620					
		H22.8.27	4,620					
		H22.9.28	4,620					
		H22.10.26	4,620					
		H22.11.26	4,620					
		H22.12.27	4,620					
		H23.1.25	4,620					
		H23.2.24	4,620					
		H23.3.28	4,620					
		H23.4.13	4,620					
	小計		55,440				27,720	27,720
	FAX通信費(H22.4月分～H23.3月分)	H22.5.20	3,027	甲5の2の74ないし甲5の2の85	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	18,286	18,286
		H22.6.21	2,835					
		H22.7.26	2,913					
		H22.8.20	2,963					
		H22.9.22	2,672					
		H22.10.22	3,189					
		H22.11.19	2,927					
		H22.12.21	3,751					
		H23.1.20	3,837					
		H23.2.17	2,979					
		H23.3.23	2,688					
		H23.4.19	2,791					
	小計		36,572				18,286	18,286
	費目小計		165,617				82,808	82,808

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	修正液, クリアーホルダー, のり, コピー用紙, ファイル	H22.5.27	4,985	甲5の2の87	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから, 同活動のためにも利用されている。	34,449	34,449
	ウイルスバスター更新料	H22.6.23	8,505	甲5の2の88				
	個別フォルダー, のり, 蛍光ペン, ノート, メモ用紙, コピー用紙, ファイル, PPひも玉巻き,	H22.6.28	7,854	甲5の2の89				
	封筒, プリンターカートリッジ, 消しゴム	H22.7.27	8,163	甲5の2の90				
	コピー用紙	H22.8.27	2,980	甲5の2の91				
	角2ビニールパッカー, ノート, ファイル, ゼムクリップ, 修正テープ, ポストイット, ボールペン替芯	H22.9.27	7,832	甲5の2の92				
	コピー用紙各サイズ	H22.10.27	2,378	甲5の2の93				
	ファイル, クリアーホルダー, ボックスファイル, マジック	H22.11.29	10,320	甲5の2の94				
	コピー用紙	H22.12.27	2,980	甲5の2の95				
	ボールペン, コピー用紙, ノート, ファイル, テープのり詰め替え	H22.12.27	6,697	甲5の2の96				
	クリアーホルダー, ファイル	H23.2.28	3,224	甲5の2の97				
	コピー用紙	H23.3.28	2,980	甲5の2の98				
	費目小計		68,898				34,449	34,449
11 その他	お茶代	H22.4.28	8,400	甲5の2の99	100%	・関連性が認められない。	33,944	31,307
	お茶代	H22.9.9	8,400	甲5の2の100				
	お茶代	H22.12.1	8,400	甲5の2の101				
	お茶代	H22.12.27	950	甲5の2の102				
	灯油代	H23.1.19	3,480	甲5の2の103				
	お茶代	H23.2.23	2,520	甲5の2の104				
	灯油代	H23.3.8	1,794	甲5の2の105				
	費目小計		33,944				33,944	31,307
合計(6名分)			754,695		42%		322,291	319,654
1人当たりの合計額			125,783				53,715	53,275

別紙3－54
会派共通経費（市民クラブ〈15名〉）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	書籍「自治体情報誌ディーファイル」他	H22.6.11	55,000	甲5の3の1			0	0
	新聞購読料（毎日新聞）	H22.6.11	9,231	甲5の3の2ないし5			0	0
		H22.8.31	9,231					
		H22.11.30	9,231					
		H23.3.28	9,231					
	費目小計		91,924					
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ファックス使用料	H22.4.22	8,264	甲5の3の6ないし17	50%	政務調査活動以外の議員活動にも利用されている。	48,755	48,755
		H22.5.24	8,017					
		H22.6.23	7,988					
		H22.7.30	8,644					
		H22.8.31	8,012					
		H22.10.5	7,967					
		H22.10.25	8,247					
		H22.11.30	8,219					
		H22.12.27	7,933					
		H23.1.31	8,192					
		H23.3.29	7,997					
		H23.3.29	8,031					
	小計		97,511				48,755	48,755
	インターネット使用料	H22.4.22	3,864	甲5の3の18ないし29	50%	政務調査活動以外の議員活動にも利用されている。	23,184	23,184
		H22.5.24	3,864					
		H22.6.23	3,864					
		H22.7.30	3,864					
		H22.8.31	3,864					
		H22.10.5	3,864					
		H22.10.25	3,864					
		H22.11.30	3,864					
		H22.12.27	3,864					
		H23.1.31	3,864					
		H23.3.29	3,864					
		H23.3.29	3,864					
	小計		46,368				23,184	23,184
	費目小計		143,879				71,939	71,939
10 事務費	紙カップ、消臭剤、室内用スプレー、除菌ペーパー、飲料等	H22.4.27	15,429	甲5の3の30	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	15,429	13,372
	その他事務用品		37,142		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	18,571	18,571
	紙カップ、コースター、飲料等	H22.5.27	9,641	甲5の3の31	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	9,641	9,641
	その他事務用品		25,867		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	12,933	12,933

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	掃除用品、飲料、紙カップ、ティッシュ等	H22.6.28	25,913	甲5の3の32, 乙9の2	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	25,913	23,260
	その他事務用品		21,185		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	10,592	10,592
	振込手数料	H22.7.16	105	甲5の3の33			0	0
	飲料、掃除用品、消臭剤、紙カップ等	H22.7.27	26,480	甲5の3の34	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	26,480	25,313
	その他事務用品		16,929		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	8,464	8,464
	飲料等、ティッシュ、紙カップ等	H22.8.27	9,018	甲5の3の35	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	9,018	8,624
	その他事務用品		6,382		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	3,191	3,191
	飲料、掃除用品、紙カップ等	H22.9.27	17,860	甲5の3の36	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	17,860	16,690
	その他事務用品		2,978		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	1,489	1,489
	飲料、紙カップ等	H22.10.27	20,739	甲5の3の37	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	20,739	20,739
	その他事務用品		28,823		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	14,411	14,411
	バンドエイド、タオル、ペーパータオル、ティッシュ等	H22.11.29	25,686	甲5の3の38	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	25,686	24,187
	その他事務用品		1,727		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	863	863
	消臭剤、飲料、アロマウォーマー、紙カップ等	H22.12.27	20,831	甲5の3の39	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	20,831	18,831
	その他事務用品		11,521		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	5,760	5,760
	飲料、掃除用品、紙カップ等	H23.1.27	15,685	甲5の3の40	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	15,685	14,515
	その他事務用品		7,346		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	3,673	3,673
	飲料水代	H23.2.21	12,600	甲5の3の41	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	12,600	12,600

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
	飲料、紙カップ等	H23.3.1	18,695	甲5の4の42	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	18,695	18,695
	その他事務用品		21,629		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	10,814	10,814
	飲料、掃除用品、ティッシュ、紙カップ、ようじ等	H23.3.28	31,684	甲5の3の43, 甲3の4の85	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	31,684	31,021
	その他事務用品		9,976		50%	政務調査活動以外の議員活動にも使用されている。	4,988	4,988
	飲料水代	H23.3.30	25,200	甲5の3の44	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	25,200	25,200
	コーヒー豆代	H23.3.29	2,126	甲5の3の45	100%	政務調査活動との関連性が認められない。	2,126	2,126
	費目小計		469,197				373,336	360,563
11 その他			0				0	0
合計(15名分)			705,000				445,275	432,502
1人当たりの合計額			47,000				29,685	28,833

別紙3－55の1
会派共通経費（明政・自由クラブ（7名））（H22.4.1～H22.5.11分）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	FAX使用料	H22.4.20	2,574	甲5の4の2	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,287	1,287
	CATV年間受信料	H22.4.15	24,640	甲5の4の14	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	12,320	12,320
	NHK放送受信料	H22.4.27	7,650	甲5の4の19	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,825	3,825
	費目小計		34,864				17,432	17,432
10 事務費	事務用品代	H22.4.16	3,038	甲5の4の21	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,519	1,519
	費目小計		3,038				1,519	1,519
11 その他			0				0	0
合計（7人）			37,902				18,951	18,951
1人当たりの合計額			5,414	甲5の4の35			2,707	2,707

別紙3－55の2
会派共通経費（明政・自由クラブ（6名））（H22.5.11～H22.12.13）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費	全国都市財政年表2009年度版	H22.12.10	33,890	甲5の4の1			0	0
	費目小計		33,890				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	FAX使用料	H22.5.20	2,643	甲5の4の3ないし9	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	9,344	9,344
		H22.6.21	2,749					
		H22.7.21	2,599					
		H22.8.19	2,671					
		H22.9.22	2,663					
		H22.10.21	2,742					
		H22.11.19	2,621					
	小計		18,688					
	NHK放送受信料	H22.10.27	7,650	甲5の4の20	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,825	3,825
	費目小計		26,338				13,169	13,169
10 事務費	会派印鑑	H22.11.17	6,000	甲5の4の22	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,000	3,000
	印紙代	H22.5.31	200	甲5の4の23	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	100	100
	飲料，消耗品	H22.6.18	2,898	甲5の4の24	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	2,898	2,898
			3,232		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,616	1,616
		H22.7.16	15,442	甲5の4の25，乙18	100%	明細がなく，政務調査との関連性が確認できない。	15,442	10,480
		H22.8.18	1,194	甲5の4の26	100%	・砂糖代であり，政務調査との関連性がない。	1,194	1,194
			2,828		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,414	1,414
		H22.9.16	2,192	甲5の4の27	100%	・飲料代等であり，政務調査との関連性がない。	2,192	2,192
			7,206		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,603	3,603

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
10 事務費	飲料，消耗品	H22.11.18	4,740	甲5の4の28	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	4,740	4,740
			2,004		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	1,002	1,002
	小計		41,736					
	消耗品	H22.10.18	2,898	甲5の4の29	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	2,898	2,898
			10,398		50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	5,199	5,199
	小計		13,296					
	費目小計		61,232				45,298	40,336
11 その他	ミネラルウォーター代	H22.5.14	6,300	甲5の4の36ないし42	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	39,900	39,900
		H22.6.16	6,300					
		H22.7.22	6,300					
		H22.9.1	6,300					
		H22.9.21	6,300					
		H22.11.9	6,300					
		H22.12.10	2,100					
	小計		39,900					
	珈琲豆代	H22.6.10	7,875	甲5の4の47ないし49	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	23,625	23,625
		H22.9.7	7,875					
		H22.12.1	7,875					
	小計		23,625					
	控室灯油代	H22.11.8	3,000	甲5の4の51，57	100%	・暖房代であり，政務調査費との関連性がない。	4,579	2,289
	給油ポンプ	H22.11.18	1,579					
	費目小計		68,104				68,104	65,814
合計(6人)			189,564				126,571	119,319
1人当たりの合計額			32,094	甲5の4の35			21,095	19,886

別紙3－55の3
会派共通経費（明政・自由クラブ（5名））（H22.12.14～H22.12.16）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費			0				0	0
10 事務費	控室灯油代	H22.12.14	3,000	甲5の4の52	100%	・暖房代であり，政務調査費との関連性がない。	3,000	1,500
	費目小計		3,000				3,000	1,500
合計（5人）			3,000				3,000	1,500
1人当たりの合計額			3,000				500	300

別紙3－55の4
会派共通経費（明政・自由クラブ〈6名〉）（H2212.17～H23.3.31）

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費			0				0	0
4 資料購入費			0				0	0
5 広報費			0				0	0
6 広聴費			0				0	0
7 人件費			0				0	0
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	FAX使用料	H22.12.20	2,636	甲5の4の10ないし13	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	5,315	5,315
		H23.1.20	2,635					
		H23.2.18	2,671					
		H23.3.22	2,688					
	小計		10,630					
	CATV年間受信料	H22.12.27	3,360	甲5の4の15ないし18	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	6,720	6,720
		H23.1.26	3,360					
		H23.2.28	3,360					
		H23.3.28	3,360					
	小計		13,440					
	費目小計		24,070				12,035	12,035
10 事務費	消耗品	H22.12.17	5,527	甲5の4の30ないし33	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	12,143	12,143
		H23.2.18	4,412					
		H23.3.18	9,324					
		H23.4.15	5,024					
	費目小計		24,287				12,143	12,143
11 その他	ミネラルウォーター代	H22.12.27	6,300	甲5の4の43ないし46	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	21,000	21,000
		H23.2.22	4,200					
		H23.3.9	2,100					
		H23.4.1	8,400					
	小計		21,000					
	珈琲豆代	H23.3.4	7,875	甲5の4の50	100%	・飲料代であり，政務調査との関連性がない。	7,875	7,875
	控室灯油代	H23.1.5	3,200	甲5の4の53ないし56	100%	・暖房代であり，政務調査費との関連性がない。	11,700	5,850
		H23.1.19	3,400					
		H23.2.3	3,400					
		H23.3.8	1,700					
	小計		11,700					
	費目小計		40,575				40,575	34,725
合計（6人）			88,932				64,753	58,903
1人当たりの合計額（相手方議員③，⑮，⑰，⑳，㊵）			14,822	甲5の4の35			12,950	11,780

別紙3－56
会派共通経費（共産党分（5名））

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張（違法支出の割合を含む。）		請求額	認容額
1 研究研修費			0				0	0
2 調査旅費			0				0	0
3 資料作成費	パソコン等リース代	H22.5.10	23,835	甲5の5の1	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	122,086	122,086
	コピー機リース代	H22.5.17	32,823	甲5の5の2				
	コピー機トータルサービス料	H22.5.20	14,695	甲5の5の3ないし14				
		H22.6.21	10,571					
		H22.7.20	15,990					
		H22.8.20	8,914					
		H22.9.21	17,510					
		H22.10.20	21,577					
		H22.11.22	27,061					
		H22.12.20	15,172					
		H23.1.20	13,173					
		H23.2.21	7,770					
		H23.3.22	21,484					
		H23.4.20	13,596					
	小計		187,513					
	費目小計		244,171				122,086	122,085
4 資料購入費	日刊しんぶん赤旗 しんぶん赤旗日曜版 議会と自治体	H22.6.21	13,380	甲5の5の15ないし24			0	0
		H22.7.27	4,460					
		H22.8.27	4,460					
		H22.9.29	4,460					
		H22.10.20	4,460					
		H22.11.26	4,460					
		H22.12.27	4,460					
		H23.1.27	4,460					
		H23.2.26	4,460					
		H23.3.30	4,460					
	小計		53,520					
	全国商工新聞	H22.4.22	500	甲5の5の25ないし36			0	0
		H22.5.10	500					
		H22.6.14	500					
		H22.7.9	500					
		H22.8.6	500					
		H22.9.3	500					
		H22.10.6	500					
		H22.11.8	500					
		H22.12.10	500					
		H23.1.17	500					
		H23.2.14	500					
		H23.3.7	500					
	小計		6,000					
	西日本新聞朝刊	H22.4.27	3,007	甲5の5の37ないし48			0	0
		H22.5.26	3,007					
		H22.6.28	3,007					
		H22.7.30	3,007					
		H22.8.30	3,007					
		H22.9.27	3,007					
		H22.10.26	3,007					
		H22.11.26	3,007					
		H22.12.27	3,007					
		H23.1.26	3,007					
		H23.2.28	3,007					
		H23.3.28	3,007					
	小計		36,084					
	長崎新聞	H22.4.28	3,000	甲5の5の49ないし60			0	0
		H22.5.26	3,000					
		H22.6.28	3,000					
		H22.7.26	3,000					
		H22.8.26	3,000					
		H22.9.27	3,000					
		H22.10.26	3,000					
		H22.11.26	3,000					
		H22.12.27	3,000					
		H23.1.26	3,000					
		H23.2.28	3,000					
		H23.3.28	3,000					
	小計		36,000					

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
	自治日報	H22.5.7	21,600	甲5の5の61			0	0
	季刊 自治と分権	H22.6.25	1,000	甲5の5の62ないし64			0	0
		H22.10.19	1,000					
		H22.10.27	1,000					
	小計		3,000					
	月刊 全労連	H22.7.21	2,000	甲5の5の65ないし68			0	0
		H22.9.21	1,000					
		H22.11.26	1,500					
		H23.2.22	1,500					
	小計		6,000					
	新婦人しんぶん	H22.12.27	3,600	甲5の5の69, 70			0	0
		H23.3.31	1,200					
4 資料購入費	小計		4,800					
	保育情報	H22.5.7	7,200	甲5の5の71			0	0
	ディーファイル ビーコンオーソリティ・実践自治	H22.5.7	55,000	甲5の5の72			0	0
	資料と解説 社会保障	H22.5.31	5,340	甲5の5の73			0	0
	ノートン・インターネット・セキュリティー・2ユーザー用	H22.6.2	6,363	甲5の5の74	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	3,181	3,181
	費目小計		240,907				3,181	3,181
	市議会報告書	H22.6.10	74,970	甲5の5の75ないし78	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	318,623	318,622
		H22.8.20	248,325					
		H22.11.18	85,050					
		H23.1.20	228,900					
	小計		637,245					
5 広報費	平成22年市民アンケート用紙印刷代	H22.10.22	336,525	甲5の5の79			0	0
	平成22年市民アンケート返信用封筒代	H22.11.1	399,525	甲5の5の80			0	0
	費目小計		1,055,853				318,623	318,622
	市民アンケート返信の後納料金	H22.7.20	180	甲5の5の81ないし86			0	0
		H23.2.9	1,440					
		H23.2.9	25,830					
		H23.2.10	109,260					
		H23.2.21	3,870					
		H23.3.9	1,260					
	小計		141,840					
6 広聴費	市政懇談会用コーヒー代	H22.5.7	3,780	甲5の5の87ないし90	50%	・後援会活動という政務調査以外の議員活動としての意味も有している。	6,720	0
		H22.6.2	3,150					
		H22.9.6	3,150					
		H22.10.25	3,360					
	小計		13,440					
	費目小計		155,280				6,720	0
7 人件費			0				0	0

費目	内容	支払日	支出額	証拠	原告らの主張(違法支出の割合を含む。)		請求額	認容額
8 事務所費			0				0	0
9 交通通信費	ファックス電話料金	H22.5.31	2,576	甲5の5の91ないし102	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	16,253	16,253
		H22.6.30	2,900					
		H22.8.2	2,686					
		H22.8.31	2,591					
		H22.9.30	2,847					
		H22.11.1	2,754					
		H22.11.30	2,843					
		H23.1.4	2,593					
		H23.1.31	2,601					
		H23.2.28	2,672					
		H23.3.31	2,681					
		H23.5.16	2,763					
	小計		32,507					
	控室用テレビ利用料	H22.4.26	1,995	甲5の5の103ないし114	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	11,970	11,970
		H22.5.26	1,995					
		H22.6.28	1,995					
		H22.7.26	1,995					
		H22.8.26	1,995					
		H22.9.27	1,995					
		H22.10.26	1,995					
		H22.11.26	1,995					
		H22.12.27	1,995					
		H23.1.26	1,995					
		H23.2.28	1,995					
		H23.3.28	1,995					
	小計		23,940					
	控室用テレビのNHK放送受信料	H22.5.7	14,910	甲5の5の115	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	7,455	7,455
	インターネット利用料	H22.5.26	2,940	甲5の5の116ないし127	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	17,640	17,640
		H22.6.28	2,940					
		H22.7.26	2,940					
		H22.8.26	2,940					
		H22.9.27	2,940					
		H22.10.26	2,940					
		H22.11.26	2,940					
		H22.12.27	2,940					
		H23.1.26	2,940					
		H23.2.28	2,940					
		H23.3.28	2,940					
		H23.4.26	2,940					
	小計		35,280					
	タクシー代	H22.8.5	2,350	甲5の5の128	50%	・具体的な目的が不明であり，政務調査以外の議員活動としての意味を有していることを否定できない。	1,175	0
	費目小計		108,987				54,493	53,318
10 事務費	事務用品	H22.5.7	1,995	甲5の5の129ないし139	50%	・事務所では政務調査以外の議員活動も行われていることから，同活動のためにも利用されている。	48,717	48,717
		H22.5.24	3,990					
		H22.5.31	1,848					
		H22.7.9	1,680					
		H22.8.12	15,678					
		H22.9.10	7,765					
		H22.10.19	5,065					
		H23.2.1	6,442					
		H23.2.15	8,022					
		H23.3.28	17,950					
	小計		70,435					
	控室用シュレッダー	H22.5.10	27,000					
	費目小計		97,435				48,717	48,717
11 その他			0				0	0
合計(5人分)			2,220,075		24%		553,820	545,923

（別紙４）

本件条例（要旨）

ア　第２条（交付対象）

政務調査費は，議員に対して交付する。

イ　第３条（交付額及び交付の方法）

１項　政務調査費は，各月１日に在職する議員に対し，月額１５万円を当該月分として交付する。

２項　政務調査費は，４月から９月まで及び１０月から翌年３月までの各区分による期間のそれぞれの最初の月に，当該半期に属する月数分を交付する。

（以下略）

ウ　第４条（議員でなくなった場合の政務調査費の返還）

政務調査費の交付を受けた議員が，一半期の途中において議員でなくなったときは，議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務調査費を返還しなければならない。

エ　第５条（使途基準）

議員は，政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし，市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

オ　第６条（収支報告書の提出）

１項　政務調査費の交付を受けた議員は，収支報告書を作成し，当該支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付して，議長に提出しなければならない。

２項　前項の報告書は，前年度の交付に係る政務調査費について，毎年４月３０日までに提出しなければならない。

３項　政務調査費の交付を受けた議員が，議員でなくなったときは，前項

の規定にかかわらず，議員でなくなった日から３０日以内に第１項の収支報告書を提出しなければならない。

カ　第７条（政務調査費の返還）

市長は，政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合，当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

キ　第８条（収支報告書等の保存及び閲覧）

１項　議長は，第６条１項の報告書（収支報告書）及び添付があった領収書等の証拠書類の写し（以下「証拠書類」という。）を，同条第２項に規定する提出期限から起算して５年が経過する日まで保存しなければならない。

２項　何人も，議長に対し，前項の規定による保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

ク　第９条（委任）

この条例に定めるもののほか，政務調査費の交付に関し必要な事項は，市長及び議長が定める。

以　上

（別紙５）

本件規程（要旨）

ア　第２条（使途基準）

本件条例第５条に規定する政務調査費の使途基準は，別表第１に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする（本件使途基準）。

イ　第４条（収支報告書の写しの送付）

議長は，収支報告書が提出されたときは，速やかに報告書の写しを市長に送付するものとする。

ウ　第５条（会計帳簿等の整理保管）

１項　議員は，政務調査費について金銭出納簿（第２号様式）を作成し，当該議員名義の預金通帳を備えた会計帳簿等を調製するとともに，支払伝票（第３号様式）により証拠書類を整理し，これらの書類を収支報告書の提出期限から起算して５年間を経過する日まで保管しなければならない。

２項　証拠書類については，次に定めるところにより処理するものとする。

１号　政務調査費の支出に当たっては，領収書を徴すること。ただし，やむを得ない事由により領収書を徴することができないときは，議員が発行する支払証明書（第４号様式）をもってこれに代えることができる。

２号　本件使途基準の項目のうち旅費については出張記録書（第５号様式）を作成すること。

３項　議員は，政務調査費で備品を購入したときは，備品台帳（第６号様式）を整備し，その管理をしなければならない。

エ　別表第１（第２条関係）

政務調査費使途基準（本件使途基準）

項　目	内　容
研究研修費	議員が研究会，研修会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会，研修会等に参加するために要する経費 （会場費，講師謝金，出席者負担金・会費，旅費等）
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 （旅費等）
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代，翻訳料，事務機器購入，リース代等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動，議会活動及び市の政策について住民に広報を行うために要する経費 （広報紙，報告書印刷費，送料，会場費等）
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望，意見等を吸収するための会議等に要する経費 （会場費，印刷費，茶菓子代等）
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理等に要する経費 （事務所の賃借料，維持管理費，事務機器賃借料等）

交通通信費	議員の行う日常の調査，研究，広報，広聴等の活動のための移動及び通信運搬に要する経費 （ガソリン代，交通運搬費等）
事務費	議員の行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 （事務用品，備品購入費等）
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

以　上

（別紙６）

本件マニュアル（要旨）

Ⅰ　政務調査費の使途基準

１　政務調査費の性格

政務調査費は，地方自治法第１００条第１４項及び第１５項，本件条例の規定に基づき，長崎市議会議員の調査研究に資するため，必要な経費の一部として交付されるものである。

したがって，交付された政務調査費を調査研究活動以外の経費に充てたり，議員の個人的な活動に使うことはできない。

２（略）

３　政務調査費で支出できない経費（参考事例）

(1)　交際費的経費

・餞別，慶弔費，寸志，見舞金，広告料

(2)　政党本来の活動に属する経費

・党費，党大会参加費，党大会参加旅費，賛助費

(3)　選挙活動に伴う経費

・後援会活動に伴う経費

(4)　私的活動に属する経費

(5)　レクリエーション等の経費

・親睦会，宴会費など

(6)　その他調査研究目的に合致しない経費

・調査研究活動とかかわりが希薄もしくは趣味の色彩の濃い資料購入代（スポーツ新聞代等）

４（略）

５　書類審査

い。

ア　口座振替の場合は，振込金受取書をもって領収書にかえることができる。

イ　領収書を徴することができない場合は，支出決定者（議員本人）の支払証明書を添えなければならない（自己責任で説明ができる範囲とする。）

2　会派における共通経費の取扱いについて

会派における共通経費については，議員から必要経費を概算で徴収し，年度末に議員一人あたりの経費を算出したあと，精算することとする。（以下略）

3　事務所費の取扱いについて

議員が調査研究活動を行うために事務所を設置し，政務調査費でその経費を支出する場合は，事務所設置届を議長あてに提出するものとする。

議員個人が支出できる事務所費の月額合計額は３分の１以内（５万円以内）とする。

（注）事務所については，後援会事務所と区別をする必要があることから，明確に区別できる看板（例　○○政務調査事務所）を掲げることとし，併記しないものとする。

4　人件費の取扱いについて

議員の調査研究活動を補助するために補助員等を雇用し，政務調査費でその経費を支出する場合は，すべての補助員等について補助員等雇用届を議長に提出するものとする。

事務所で雇用する補助員等の報酬・賃金の月額合計額は３分の１以内（５万円以内）とする。

また，調査研究活動の補助業務のために雇用した臨時的補助員に対する報

酬・賃金の年間合計額は６０万円以内とする。ただし，月額１０万円を限度とし，月額１０万円を超えるものについては，議長の承認を得て支出するものとする。

5　備品の取扱いについて

議員が備品を購入した場合，その管理の適正化を図るため，次のとおり取り扱うものとする。

(1)　備品とは，耐用年数が１年以上で購入額が１万円以上の物品とする。

(2)　調査研究を行う上で必要となる備品については，原則としてリース契約によるものとする。高額備品（２０万円以上）については，リース契約によるものとする。

(3)　備品を購入した場合は，備品台帳を整理し，それに品名，購入年月日，購入金額等を記入するとともに，会派及び議員が責任を持って善良な管理のもと保管しなければならない。

(4)　備品は情報公開で，その確認を求められたときは提示するか，利用状況を説明するものとする。

(5)　備品は議員でなくなったときは，速やかに返還しなければならない。（以下略）

（注）高額備品とは，一連の器材（パソコン，プリンター等）を同時に購入した場合が総額で２０万円を超えるものはリース可能であると判断されるので，その場合は購入を控え，リース契約によることとする。

6　旅費の取扱いについて

(1)　調査旅費の支給方法については，「長崎市職員等の旅費に関する条例」を準用する。

(2)　政務調査費による出張を行った場合は，出張記録書（第５号様式）を作成し，活動成果となるもの（入手資料，報告書等）とあわせて保管するも

のとする。

(3) 航空機を利用する旅程については，航空賃の実費を支給するものとし，旅費計算書と航空運賃の領収書を添付するものとする。なお，航空賃を含むパックを利用する場合は，当該パック料金の領収書を添付するものとする。

（県内出張）

※ 鉄道往復１００ｋｍ未満，水路５０ｋｍ未満又は陸路２５ｋｍ未満の出張の場合は，半日当を支給する。

※ 長崎市近隣市町（諫早市，西海市，長与町，時津町）への日帰り出張については日当の支給なし。その他の県内日帰り出張については半日当を支給する。

※ 県内の日帰り出張において昼食の提供がある場合の日当は支給なし。

（注）日当，ＪＲ，バス，モノレール等の交通機関の料金，ホテル料金については，旅費規程を準用し計算を行い，旅費計算書にその額を明示することとし，その領収書については添付の必要はないものとする。

7 海外視察について

(1) 海外視察は，年１回までとする。

(2) 旅費の上限を３０万円とする。なお，旅費の計算は本市の旅費の規定を準用する。ただし，対象視察が公式訪問団（調査研究目的を含むものに限る。）への参加に限っては，旅費総額が３０万円を超える出張も認めるが，この場合の使途として収支報告書に計上できる額は３０万円とする。

(3) 旅費の経費削減の目的で，旅行パック等のうち，フリープランなどの活用は認めるが，観光など遊興目的の旅行プランの使用はできないこととする。

(4) 海外視察をする場合は，国外出張届及び研修報告書を議長に提出する。

なお，研修報告書は帰国後１か月以内に議長に提出するものとし，また，同報告書には，報告者である議員本人の視察に関する所感を必ず記載するものとする。

※　公式訪問団への参加について，報告・公表に関しては，公費のよる海外派遣の取り扱いを準用する。

8　食糧費について

(1)　研究研修費，広聴費等の一部として必要最小限度の額を計上するものとする。

(2)　１人１回あたりの金額は，社会通念上妥当な額を会派で判断するものとする。なお，酒類については一切認めない。

9　(略)

Ⅲ　項目別運用指針

1　研究研修費

(1)　支出手続きについて（略）

(2)　旅費について

（中略）

(使途の例示)

・会場費，講師謝礼，出席者負担金・会費，交通費，宿泊費等

（以下略）

2　調査旅費

(1)　支出手続きについて（略）

(2)　旅費について

ア　調査旅費の支給方法については，「長崎市職員等の旅費に関する条例」を準用する。旅費の計算は議会事務局に依頼する。

（中略）

（使途の例示）

・交通費，宿泊費等

・施設入場料

・自動車借上料

3　資料作成費（略）

4　資料購入費

(1)　支出手続きについて

ア　会派控室に備える定期刊行物については，１紙（１誌）につき１部を原則とする。

イ　書籍類を購入する場合，領収書に書籍名がないときは，摘要欄に書籍名を記載のうえ支出する。

ウ　消耗品・書籍などの多品目の一括購入の際，内訳が分かるように領収書に納品書などの明細を添付する。

エ　「政務調査費として支出できない経費」に例示されている資料購入については支出できないので留意する。

（注）図書券購入は不可。

（使途の例示）

・図書，新聞雑誌料，パソコンソフト購入費

・パソコン研修テキスト代

5及び6（略）

7　人件費

○　人件費の種類

ア　事務所で雇用する補助員

イ　上記以外の臨時的補助員

(1)　支出手続きについて

ア　調査研究活動の補助業務のために雇用した者に対して，賃金，通勤費，社会保険料等を支出することができる。

イ　報酬・賃金については，本市の人事課が定める報酬基準，日額，時給額の範囲とする。

（以下略）

8　事務所費

○　人件費の種類のア・イ及び事務所費の年間合計額の制限について

※　ア（事務所で雇用する補助員）＋イ（臨時的補助員）の上限は年額６０万円

※　ア＋ウ（事務所費）の上限は年額６０万円

※　ア＋イ＋ウの上限は年額６０万円

9　交通通信費

(1)　支出手続きについて

ア　交通通信費のうち，ガソリン代は月額３万円を上限として支出することができる。

イ　ＩＴ関連の回線使用料，携帯電話使用料，タクシー代等の経費についても支出できる。

（注）自宅の電話料・テレビ受信料は不可。

（使途の例示）

・ガソリン代，交通運搬費等

・ＩＴ関連の回線使用料，携帯電話使用料，タクシー代，ケーブルテレビ利用料，ファックス使用料，代行運転料，ＥＴＣ使用料

１０及び１１（略）

Ⅳ　会計処理（略）

Ⅴ　収支報告（略）

VI　第三者機関による政務調査費使途の透明性の確保

政務調査費の使途等の明確化を図るために，庁内に設置の審査会もしくは審議会等に打診するなど，政務調査費の使途方法や支出基準の透明性の確保を図る。

以　上

これは正本である。

平成27年8月11日

長崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 谷　英治